

土木工事標準積算基準書 ＜建設局運用＞及び（参考資料）

令和 7 年度

京 都 市 建 設 局

土木工事標準積算基準書 ＜建設局運用＞及び（参考資料） 総 目 次

土木工事標準積算基準書＜建設局運用＞

土木工事標準積算基準書（参考資料）

土木工事標準積算基準書

<建設局運用>

令和7年度

京都市建設局

土木工事標準積算基準書＜建設局運用＞
目 次

1. 総則.....	1
2. 共通編.....	2
3. 河川編.....	14
4. 道路編.....	17
5. 電気通信編.....	18
6. 機械編.....	19

1. 総則

国土交通省大臣官房技術調査課監修の以下の図書（一般財団法人建設物価調査会発行）において、次ページ以降の内容に読替えて建設局運用とする。

読替え部分はアンダーラインで示し、削除部分は＜削除＞＜一部削除＞と記載している。

- 国土交通省 土木工事標準積算基準書（共通編） 令和7年度版
- 国土交通省 土木工事標準積算基準書（河川・道路編） 令和7年度版
- 国土交通省 土木工事標準積算基準書（電気通信編） 令和7年度版
- 国土交通省 土木工事標準積算基準書（機械編） 令和7年度版

適用期間は、令和7年8月11日から令和8年8月10日（次年度基準改正まで）とする。

2. 共通編

○第Ⅰ編 総則 第1章 総則 ①適用範囲等

1 適用範囲

本土木工事標準積算基準書は、京都市の河川工事，砂防工事，ダム工事，道路工事等の土木工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。

ただし，この基準書によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては，適用除外とすることができる。<一部削除>

2 適用期間

令和7年8月11日から令和8年8月10日（次年度基準改正まで）とする。

3 設計書の作成

設計書の作成にあたっては，目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件，施工管理，安全施工等に十分留意し，工法歩掛及び単価等について調査研究を行い，明確に作成しなければならない。

(Ⅰ-1-①-1)

○第Ⅰ編 総則 第2章 工事費の積算 ①直接工事費

1. 材料費 (2) 価格

(2) 価格

価格は，原則として，入札時（設計図書に記載の適用年月）における市場価格とし，消費税等相当額は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい，設計単価は，物価資料等を参考とし，買入価格，買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

当初の支給品の価格決定については，官側において購入した資材を支給する場合，現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも，入札時における市場価格又は類似品価格とする。

なお，設計単価は，設定単価，特別調査単価，物価資料（「建設物価」，「積算資料」をいう）掲載価格又は見積りをもとに，原則として下記により決定するものとし，実勢の価格を反映するものとする。

<一部削除>

1) 設定単価による場合

(イ) 設定単価は，土木工事積算システムに登録する単価であり，別途「京都市土木積算システム設計単価」として策定する。

設定単価がある場合は，これを積算に用いる単価とする。

2) 物価資料による場合

(イ) 1)の方法により難しい場合は，単価の決定は，物価資料（「建設物価」，「積算資料」）に掲載されている実勢価格を平均し，単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。ただし，大きい方の有効桁が3桁未満のときは，決定額の有効桁は3桁とする。また，一方の資料にしか掲載のないものについては，その価格とする。

なお，適用時期は毎月とする。

<例> 1) 入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合

建設物価 33,500 円（有効桁 3 桁） 積算資料 34,000 円（有効桁 2 桁）

平均額 33,750 円

決定額 33,700 円（有効桁 3 桁，4 桁以降切り捨て）

<例> 2) 入力単価の有効桁数が 3 桁未満のために 3 桁を有効桁とする場合

建設物価 560 円（有効桁 2 桁） 積算資料 570 円（有効桁 2 桁）

平均額 565 円

決定額 565 円（最小有効桁 3 桁，4 桁以降切り捨て）

（ロ）公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。

ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。

<一部削除>

3) 1) 及び 2) により難しい場合

（イ）1) 及び 2) により難しい場合は、特別調査単価によるものとする。

（ロ）なお、1 工事において調達価格（材料単価×使用数量）が 1,000 万円未満 の場合、かつ 1 資材の材料単価が 100 万円未満 の場合は、見積りによって決定することも可能とする。

また、見積りを採用する場合の手順は、次によるものとする。

① 調達価格（材料価格×使用数量）が、1,000 万円未満 であるか 1,000 万円以上 であるかの判断をするために 発注担当課 から参考見積りを 原則 3 社以上 に依頼し、見積り（1,000 万円未満，かつ 1 資材の材料単価が 100 万円未満）又は特別調査（1,000 万円以上，又は 1 資材の材料単価が 100 万円以上）によるかの判断を行うものとする。

なお、同一工事の 1 資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。

<一部削除>

② 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、発注担当課 から見積依頼を行う。

なお、見積価格は実勢取引価格であることを確認する。

③ 正式見積りは、原則として 3 社以上から徴収する。

④ 積算に用いる材料単価の決定方法は、異常値を除いた価格の平均価格とする。

<一部削除>

（I -2-①-1～2）

○第 I 編 総則 第 2 章 工事費の積算 ①直接工事費

2. 歩掛

2. 歩 掛

歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、その算定は土木工事標準歩掛及び物価資料によるものとする。

土木工事標準歩掛にない歩掛や物価資料にない単価については、土木工事標準積算基準書（参考資料）により決定する。

<一部削除>

ただし、変更積算時は施工者より見積りを徴収し、妥当性を確認した上で採用する。

なお、単価等については「1. 材料費」，「3. 労務費」及び「4. 直接経費」によるものとする。

（I -2-①-2）

○第Ⅰ編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費
2. 共通仮設費 (2) 算定方法 6) 管理費区分入力基準表

6) 管理費区分入力基準表

管理費区分は、間接工事費算定にあたり、対象額・非対象額の区分を行うものである。

土木工事積算システムに入力する区分は、次表のとおりとする。

コード設定があるものは、該当コードを使用するものとし、やむを得ず単価を登録する場合は、次表より採用する管理費区分を設定するものとする。

管理費区分	概 要
(空白)	上位の工事工種体系の管理費区分を適用する場合
0	すべての間接費の対象とする場合
1	現場管理費・一般管理費のみ対象とする場合
2	工場管理費・一般管理費のみ対象とし、間接労務費の対象にしない場合（鋼桁、門扉等の工場製作に関わる製作工数単価以外の費用）
5	一般管理費のみ対象にする場合
7	間接労務費、工場管理費、一般管理費のみ対象にする場合（製作工数に関わるもの）
9	全ての間接費の対象にしない場合
T	処分費等の対象にする場合

(Ⅰ-2-②-4)

○第Ⅰ編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費
2. 共通仮設費 2-1 共通仮設費の率分 (2) 共通仮設費率の補正
2) その他

2) その他

災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記1)のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

<一部削除>

(Ⅰ-2-②-8)

○第Ⅰ編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費
2. 共通仮設費 2-6 役務費 (2) 役務費の積算 1) 借地料

1) 借地料

土地の借上げを必要とする場合に計上するものとし、借地単価は次式により算定する。

(イ) 宅地・宅地見込地及び農地 $A = B \times 0.06 \div 12$

(ロ) 林地及びその他の土地 $A = B \times 0.05 \div 12$

A：借地単価（円／㎡／月） B：土地価格（円／㎡）

※上記算定式は、京都市の公共事業施行に伴う損失補償基準第24条に係わる場合に適用する。

(Ⅰ-2-②-31)

○第Ⅰ編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費
3. 現場管理費 (3) 現場管理費率の補正 3) その他

3) その他

災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記1)及び2)の他、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

<一部削除>

(Ⅰ-2-②-42)

○第Ⅰ編 総則 第3章 一般管理費等及び消費税相当額 ①一般管理費等
4. 一般管理費等率の補正

4. 一般管理費等率の補正

- (1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。
- 1) 前払金支出割合の相違による取扱い
前払金支出割合に関わらず補正は行わない。
 - 2) 契約の保証に必要な費用の取扱い
別表第2の補正値を加算したものを一般管理費等とする。
- (2) 支給品等の取扱い
資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。
- (3) 自社製品の取扱い（プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について
自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。

別表第1

一般管理費等率

(1) 一般管理費等率一覧表

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%

(2) 算定式

[一般管理費等率算定式]

$$G_p = -4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101 (\%)$$

ただし、 G_p ：一般管理費等率（％）

C_p ：工事原価（円）

(注) 1. G_p の値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（二）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

<一部削除>

別表第2

契約保証に係る一般管理費等率の補正

保証の方法	補正値(%)
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。	0.04
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない

(注) <一部削除>

契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。

(Ⅰ-3-①-2)

○第Ⅰ編 総則 第3章 一般管理費等及び消費税相当額 ①一般管理費等
5. 一般管理費等入力基準表

5. 一般管理費等入力基準表

前払金支出割合による補正	前払金支出割合による補正係数（表5. 1） 補正のない場合は〔0〕又は無記入
財団法人等による補正	財団法人等に発注する場合 0.9 その他は〔0〕又は無記入
契約保証に係る補正	契約保証に係る補正率（表5. 2） 補正のない場合は〔0〕又は無記入

表5. 1 前払金支出割合による補正係数

前払金支出割合	入力番号
補正を行わない	①
前払金対象外	②

表5. 2 契約保証に係る補正係数

保証の方法	入力番号
金銭的保証を必要とする場合	①
役務的保証を必要とする場合	②
上記以外の場合	0 又は無記入

（Ⅰ-3-①-3）

○第Ⅰ編 総則 第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費の調整

① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

1 随意契約方式により工事を発注する場合の調整等について

（2）追加工事の積算月は、当該追加工事の入札書（見積書）提出期限日の年月とし、現行時の落札率（合意率）を考慮するものとする。

<削除>

（Ⅰ-4-①-1）

○第Ⅰ編 総則 第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費の調整

① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

2 総価契約単価合意方式における調整計算の方法

<削除>

（Ⅰ-4-①-1）

○第Ⅰ編 総則 第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整

① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

3 総価契約単価合意方式以外における調整計算の方法

2 共通仮設費の調整計算の方法

(1) 積上げ計算部分

実態に合わせ調整する。

(2) 率計算部分

現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と追加工事の共通仮設費対象額の合計額に対するその主たる工種の共通仮設費率を適用する。

(3) 調整計算の方法（率計算部分）

現工事と当該追加工事の共通仮設費対象額を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。

1) 調整の一般式は次のとおりとする。

$$A = (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$$

A：当該追加工事の共通仮設費（調整計算額）

B：現工事の共通仮設費対象額

D：合算工事の共通仮設費対象額

$\gamma 1$ ：Dに相当する主たる工種の共通仮設費率

$\gamma 2$ ：Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

2) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は、次のとおりとする。

なお、除雪工事で現場事務所、労働者宿舍、倉庫を貸与する場合の共通仮設費の調整計算も同様である。

$$A = (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A：当該追加工事の共通仮設費（調整計算額）

B：現工事の対象額

C：当該追加工事の対象額

D：合算工事の対象額

$\beta 1 = \beta ① \cdot S r ①$ ：Dに相当する主たる工種の補正後の共通仮設費率（%）

なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta ①$ ：Dに相当する主たる工種の補正前の共通仮設費率

ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。

$$S r ① = \frac{B \times S r ② + C \times S r ③}{B + C}$$

$S r ①$ ：(B+C)に相当する主たる工種の補正係数

$S r ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正係数

$S r ③$ ：Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数

なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta 2 = \beta ② \cdot S r ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正後の共通仮設費率（%）

なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正前の共通仮設費率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費

は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

(4) 現場環境改善費

1) 積上げ計算部分

実態に合わせ調整する。

2) 調整計算の方法（率計算部分）

(イ) 現工事及び追加工事も現場環境改善費の対象工事の場合

$$A = D \times \gamma 1 - B \times \gamma 2$$

A：当該追加工事の現場環境改善費（調整計算額）

B：現工事の現場環境改善費対象額

D：合算工事の現場環境改善費対象額

$\gamma 1$ ：Dに相当する現場環境改善費率

$\gamma 2$ ：Bに相当する現工事の現場環境改善費率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場環境改善費は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

(ロ) 追加工事のみが現場環境改善費の対象工事の場合

追加工事の単独計算

3 現場管理費の調整計算の方法

(1) 率計算部分

現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と当該追加工事の純工事費の合計額に対するその主たる工種（それぞれ純工事費の大きい方の工種）の現場管理費率を適用する。

(2) 調整計算の方法（率計算部分）

現工事と当該追加工事の純工事費を合算したもので率を算出し、各々の現場管理費を求め、現工事の現場管理費を控除したものの範囲内とする。

1) 調整の一般式は次のとおりとする。

$$A = (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A：当該追加工事の現場管理費（調整計算額）

B：現工事の純工事費

D：合算工事の対象額

$\beta 1$ ：Dに相当する「主たる工種」の現場管理費率

$\beta 2$ ：Bに相当する現工事の工種の現場管理費率

ただし、前記計算の場合にあって、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

2) 補正率が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。

(イ) 現工事に補正があり、追加工事に補正がない場合

$$A = (D \times \beta 1 + B \times \gamma 1) - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$$

$\gamma 1$ ：現工事の現場管理費補正率

(ロ) 現工事に補正がなく、追加工事に補正がある場合

$$A = (D \times \beta 1 + C \times \gamma 2) - B \times \beta 2$$

C：当該追加工事の調整後の純工事費

$\gamma 2$ ：当該追加工事の現場管理費補正率

(ハ) 現工事及び当該追加工事に補正がある場合

$$A = \{D \times (\beta 1 + \gamma 3)\} - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$$

$\gamma 3$: Dに相当する現場管理費補正率

B, Cに対する $\gamma 1, \gamma 2$ が各々異なる場合は純工事費による加重平均補正率を $\gamma 3$ とする。

ただし、前記計算の場合にあって、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

3) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。

$$A = (D \times \beta 1 + C \times \delta 1) - B \times \beta 2$$

A : 当該追加工事の現場管理費 (調整計算額)

B : 現工事の純工事費

C : 当該追加工事の調整後の純工事費

D : 合算工事の対象額

$\beta 1 = \beta ① \cdot S r ①$: Dに相当する主たる工種の補正後の現場管理費率 (%)

なお、補正後の現場管理費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta ①$: Dに相当する主たる工種の補正前の現場管理費率

ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。

$$S r ① = \frac{B \times S r ② + C \times S r ③}{B + C}$$

$S r ①$: (B + C)に相当する主たる工種の補正係数

$S r ②$: Bに相当する現工事の工種の補正係数

$S r ③$: Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数

なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta 2 = \beta ② \cdot S r ②$: Bに相当する現工事の工種の補正後の現場管理費率 (%)

なお、補正後の現場管理費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta ②$: Bに相当する現工事の工種の補正前の現場管理費率

$\delta 1$: 当該追加工事の現場管理費補正率 (補正率が無い場合は0%とする。)

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

4 一般管理費等の調整計算の方法

(1) 調整計算の方法

現工事と当該追加工事の工事原価を合算したもので率を算出し、各々の一般管理費を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。

$$A = (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$$

A : 当該追加工事の一般管理費等 (調整計算額)

B : 現工事の工事原価 (中止期間中の現場維持等の費用を含む)

C : 当該追加工事の調整後の工事原価

D : 合算工事の工事原価

$\alpha 1$: Dに相当する一般管理費等率

$\alpha 2$: Bに相当する現工事の一般管理費等率

β : 当該追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值

$\delta 1$: 前払金支出割合による補正係数

現工事と当該追加工事の前払金支出割合が異なる場合は、BとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数

δ 2：現工事の前払金支出割合による補正係数

一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(I-4-①-2～5)

○第I編 総則 第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費の調整

① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

4 設計変更について

<削除>

(I-4-①-5)

○第Ⅰ編 総則 第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整

- ② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について(総価契約単価合意方式により工事を発注する場合を除く。)

- ② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について<一部削除>

1 共通仮設費の調整計算の一般式

$$A = (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$$

A：当該追加工事の共通仮設費

B：現工事の共通仮設費対象額

D：合算工事の共通仮設費対象額

$\gamma 1$ ：Dに相当する「主たる工種」の改正基準による共通仮設費率

$\gamma 2$ ：Bに相当する現工事の工種の改正基準による共通仮設費率

なお、共通仮設費率の補正率もしくは補正係数が適用されている工事においては、「①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について [2 共通仮設費の調整計算の方法](#)」に準拠して計算するものとする。

2 現場管理費の調整計算の一般式

$$A = (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A：当該追加工事の現場管理費

B：現工事の純工事費

D：合算工事の純工事費

$\beta 1$ ：Dに相当する「主たる工種」の改正基準による現場管理費率

$\beta 2$ ：Bに相当する現工事の工種の改正基準による現場管理費率

なお、現場管理費率の補正率もしくは補正係数が適用されている工事においては、「①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について [3 現場管理費の調整計算の方法](#)」に準拠して計算するものとする。

3 一般管理費等の調整計算の一般式

$$A = (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$$

A：当該追加工事の一般管理費等

B：現工事の工事原価（中止期間中の現場維持等の費用を含む）

C：当該追加工事の調整後の工事原価

D：合算工事の工事原価

$\alpha 1$ ：Dに相当する改正基準による一般管理費等率

$\alpha 2$ ：Bに相当する改正基準による一般管理費等率

β ：追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值

$\delta 1$ ：当該追加工事の前払金支出割合による補正係数

$\delta 2$ ：現工事の前払金支出割合による補正係数

一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(Ⅰ-4-②-1)

○第Ⅰ編 総則 第5章 数値基準等 ②数量総括表への条件明示

② 設計図書への条件明示

設計図書に記載する条件明示内容は原則として次のとおりとする。

- (1) 設計図書に記載する条件明示は、別表に示すとおりとする。
なお、指定施工に関するものは、適宜その旨を記載すること。
- (2) 別表記載内容に加え、必要に応じて特記仕様書、図面等に補足内容を記載し、契約条件として必要な条件明示を行う。

<一部削除>

- (3) 別表以外の項目について、条件明示の必要が生じたときは下表を参考に工事内容等を勘案して適正に定めるものと、指定施工に関するものについてはその旨を記載すること。

記載すべき内容	記載すべきでない内容
工事目的物に属する材質、規格等 工事目的物の寸法等 作業条件に関わる物（時間制約 等）	受注者の任意施工に関わる部分 （施工方法、仮設方法） 検収不可能な物

(Ⅰ-5-②-1)

○第Ⅰ編 総則 第5章 数値基準 ②数量総括表への条件明示

別表の内 河川維持 塵芥処理工

	種 別	細 別	規 格	設計表示 単位	数位	備 考
河川維持	塵芥処理工	散在塵芥収集		千㎡	1	ただし 100 千㎡未満の場合は 0.1 千㎡

(Ⅰ-5-②-29)

○第Ⅰ編 総則 第11章 施工箇所が点在する工事の積算

①施工箇所が点在する工事の積算について 3. 単価協議

<削除>

(Ⅰ-11-①-2)

○第Ⅰ編 総則 第13章 総価契約単価合意方式

<削除>

(Ⅰ-13-①-1～4)

追加【京都市独自】

○第Ⅰ編 総則 第13章 設計変更

第13章 設計変更

1 一般事項

- (1) 変更設計で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。
- (2) 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

2 設計変更における材料単価の取扱いについて

- (1) 工事増量の場合は、新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。
ただし、現地の取合い等の都合により増量する場合は、旧単価（当初設計時点単価）により積算するものとする。
- (2) 工事減量の場合は、その減量分に対する設計単価により積算するものとする。
- (3) 当初契約工種において、当初契約材料の規格・寸法のみが変更となった場合は旧単価（当初設計時点単価）で積算する。
- (4) 新単価（変更指示時点単価）とした場合は、材料単価、労務単価、機械損料及び歩掛の全てを新単価（変更設計時点単価）により積算するものとする。

3 変更請負額の算定

変更請負額は、次式により算定した額とする。

$$C_{HU} = C_{HS} \times \text{請負率}$$

(千円未満を切捨てる)

ここに

$$\text{請負率} = \frac{C_{MU}}{C_{MS}} \text{ (小数第6位以下切捨)}$$

C_{HU} ：現工事の変更請負額

C_{HS} ：現工事の変更設計額

C_{MU} ：現工事の当初契約額

C_{MS} ：現工事の当初設計額

※ 変更設計工事価格に増減がない場合、変更請負工事価格は当初請負工事価格と同額とする。

4 追加工事の予定価格（請負額）の算定

現工事を施工している業者に追加工事を随意契約する場合の追加工事の予定価格は、前項を準用して算定する。

(Ⅰ-13-①-1)

○第Ⅱ編 共通工 第1章 土工 ②土工 ②-1 土工

4. 施工単価入力基準表 (10) 土材料

(10) 土材料

パッケージコード	CB210550	施工単位	m3
----------	----------	------	----

(注) <一部削除>

土材料単価 (Y-1613000) [円/m3]を単価登録すること。

(Ⅱ-1-②-37)

3. 河川編

○第Ⅲ編 河川 第2章 河川維持工 ①堤防除草工

4. 施工パッケージ 4-5 運搬（堤防除草） 表4. 9

表4. 9 運搬（堤防除草） 積算条件区分一覧

（積算単位：千m²）

運搬機械	梱包の有無	DID 区間の有無	運搬距離（片道）
ダンプトラック（オンロード・ディーゼル・2t 積級）	梱包有り	無し	（表 4. 10）
		有り	（表 4. 11）
	梱包無し	無し	（表 4. 10）
		有り	（表 4. 11）
パッカー車 （回転式・積載容量 8m ³ ）	-	無し	（表 4. 12）
		有り	（表 4. 13）

- （注） 1. 上表は、河川堤防及び高水敷等の除草後の集積物の運搬の他、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
2. 運搬機械におけるタイヤの損耗及び修理にかかる費用を含む。
3. 運搬機械はダンプトラックを標準とし、処分場等受入れ側の指定機械がパッカー車のみに限られる場合には、パッカー車を選定する。
4. タイヤ損耗の「良好」、「普通」、「不良」にかかわらず適用出来る。
5. 運搬距離は片道であり、往路と復路が異なる場合は、平均値とする。
6. D I D（人口集中地区）は、総務省統計局の国勢調査報告資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。
7. 自動車専用道路を利用する場合は、別途考慮する。
8. 運搬距離が 40 kmを超える場合は、別途考慮する。
9. 集積物の処分費は、別途計上する。

（Ⅲ-2-①-7）

○第Ⅲ編 河川 第2章 河川維持工 ①堤防除草工

5. 施工単価入力基準表 （5）運搬（堤防除草）

（5）運搬（堤防除草）

パッケージコード	CBJ320050	施 工 単 位	千 m2	
施 工 区 分	入 力 条 件			
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4～J 9
	運搬機械	梱包の有無	DID 区間の有無	運搬距離（片道）
	①ダンプトラック（オンロード・ディーゼル・2 t 積級） ②パッカー車（回転式・積載容量 8 m3）	①梱包有り ②梱包無し	①無し ②有り	（表 5.3～5.5）

- （注） 1. J 1 条件で①、J 2 条件で①を選択した場合、J 3 条件で①を選択した場合は J 4 条件、②を選択した場合は J 5 条件を選択し、運搬距離は表 5. 3 より選択すること。
2. J 1 条件で①、J 2 条件で②を選択した場合、J 3 条件で①を選択した場合は J 6 条件、②を選択した場合は J 7 条件を選択し、運搬距離は表 5. 4 より選択すること。
3. J 1 条件で②を選択した場合は、J 2 条件は入力する必要はない。
4. J 1 条件で②を選択した場合、J 3 条件で①を選択した場合は J 8 条件、②を選択した場合は J

9条件を選択し、運搬距離は表5. 5より選択すること。

(Ⅲ-2-①-15)

○第Ⅲ編 河川 第2章 河川維持工 ④塵芥処理工 3. 施工パッケージ
3-1 散在塵芥収集 (1) 条件区分 表3. 1

表3. 1 散在塵芥収集 積算条件区分一覧

(積算単位：千m²)

作業区分	DID区間の有無	運搬距離	ダンプトラック持込み・貸与
収集・集積・積込みのみ	-	-	-
収集・集積・積込み・運搬	無し	(表3.2)	(表3.4)
	有り	(表3.3)	
運搬のみ	無し	(表3.2)	
	有り	(表3.3)	

- (注) 1. 上表は、散在塵芥の収集・集積、現場内小運搬(30m程度)、分別作業、運搬車への積込み、積込まれた塵芥の処分場までの運搬等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料を含む)を含む。ただし、運搬のみの場合は、運搬車への積込みを別途計上する。
2. 運搬距離は片道であり、往路と復路が異なるときは、平均値とする。
3. DID(人口集中地区)は、総務省統計局の国勢調査報告資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。
4. 自動車専用道路を利用する場合は、別途考慮する。
5. 集積物の処分費は、別途計上する。
6. 運搬機械におけるタイヤの損耗及び修理にかかる費用を含む
7. タイヤ損耗の「良好」、「普通」、「不良」にかかわらず適用出来る。
8. 運搬距離が60kmを超える場合は、別途考慮する。
9. 空き缶、ペットボトル等の洗浄作業が必要な場合は、別途計上する。

積算単位の読替え(Ⅲ-2-④-2)

○第Ⅲ編 河川 第2章 河川維持工 ④塵芥処理工
4. 施工単価入力基準表 (1) 散在塵芥収集

(1) 散在塵芥収集

パッケージコード	CBI32071	施工単位	千m ²	
施工区分	入 力 条 件			
	J 1	J 2	J 3～4	J 5
各 種	作業区分	DID区間の有無	運搬距離	ダンプトラック持込・貸与
	①収集・集積・積込みのみ	①無し ②有り	①(表4.1) ②(表4.2)	①持込 ②貸与
	②収集・集積・積込み・運搬			
	③運搬のみ			

- (注) 1. J 1条件で①を選択した場合はJ 2～J 5条件は入力する必要はない。
2. J 2条件で①を選択した場合、J 3条件を選択し、運搬距離は表4.1より選択すること。
3. J 2条件で②を選択した場合、J 4条件を選択し、運搬距離は表4.2より選択すること。
4. 集積物の処分費は、別途計上する。

表4. 1 運搬距離

J 3 (DID 区間：無し)										
運 搬 距 離 (km)	1.0 以下	2.0 以下	3.0 以下	4.5 以下	6.0 以下	7.5 以下	9.5 以下	12.0 以下	14.5 以下	17.5 以下
入 力 番 号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
運 搬 距 離 (km)	21.5 以下	26.5 以下	34.5 以下	46.0 以下	60.0 以下					
入 力 番 号	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮					

(注) 運搬距離は片道であり，往路と復路が異なる場合は，平均値とする。

表4. 2 運搬距離

J 4 (DID 区間：有り)										
運 搬 距 離 (km)	1.0 以下	2.0 以下	3.0 以下	4.0 以下	5.5 以下	7.0 以下	8.5 以下	10.5 以下	13.0 以下	15.5 以下
入 力 番 号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
運 搬 距 離 (km)	18.5 以下	22.5 以下	27.0 以下	33.0 以下	42.0 以下	49.5 以下	60.0 以下			
入 力 番 号	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰			

(注) 運搬距離は片道であり，往路と復路が異なる場合は，平均値とする。

(Ⅲ-2-④-9)

4. 道路編

読替え箇所なし。

5. 電気通信編

○第Ⅶ編 （電気通信編）積算 第1章 総則 ①適用範囲等 1 適用範囲

適用範囲

この基準書は、京都市の土木事業における電気通信設備を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。
ただし、この基準書によることが著しく不適當又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。

(Ⅶ-1-1)

○第Ⅷ編 （電気通信編）歩掛 第1章 一般事項 第1節 一般事項 ①一般事項 1 通則

1 通 則

本歩掛は、京都市の土木事業における電気通信設備（共通設備、電気設備、通信設備、電子応用設備）の設置に係る共通設備の施工積算に適用する。

ただし、官庁営繕に関する工事及びこの標準歩掛によることが著しく不適當又は困難であると認められる場合を除く。

適用範囲の読替え（Ⅷ-1-1）

6. 機械編

○第IX編 機械設備 第1章 一般共通 ②適用範囲

② 適用範囲

この積算基準は、京都市の治水事業、道路事業等における水門設備、ゴム引布製起伏ゲート設備、揚排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気設備、トンネル非常用施設、消融雪設備、道路排水設備、共同溝付帯設備、駐車場設備、車両重量計設備、車両計測設備、道路用昇降設備、ダム管理設備、遠方監視操作制御設備、河川浄化設備、鋼製付属設備の製作据付工事に適用する。

(IX-1-2)

○第IX編 機械設備 第1章 一般共通 基準の解説

6 材料費等の価格等の取扱い (2) 材料費等

(2) 材料費等

材料費の価格については、原則として、入札時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は物価資料等を参考とし、買取価格、買入に要する費用及び購入場所から現地までの運賃の合計額とするものとする。

支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似品価格とする。

なお、設計単価は設定単価、特別調査単価、物価資料（「建設物価」、「積算資料」をいう。）掲載価格又は見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。

標準歩掛のない労務工数については、見積りをもとに決定するものとする。

1) 設定単価による場合

a. 設定単価は、土木積算システムに登録する単価であり、別途「京都市土木積算システム設計単価」として策定する。

2) 物価資料による場合

a. 1)の方法により難しい場合は、単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格の平均値を採用する。ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

なお、適用時期は毎月とする。

b. 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。

ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。

<一部削除>

3) 1)及び2)により難しい場合

a. 1)及び2)により難しい場合は、特別調査単価によるものとする。

b. 1)、2)及び3)の方法により難しい場合は、1 工事において調達価格（材料単価×使用数量）が1,000 万円未満の場合、かつ1 資材の材料単価が100 万円未満の場合は、見積りによって決定することも可能とする。また、見積りを採用する場合の手順は、次によるものとする。

イ 調達価格（材料単価×使用数量）が、1,000 万円未満であるか1,000 万円以上であるかの判断をするために発注担当課から参考見積りを原則3 社以上に依頼し、見積り（100 万円未満、かつ1 資材の材料単価が100 万円未満）又は特別調査単価（1,000 万円以上、又は1 資材の材料単価が100 万円以上）によるかの判断を行うものとする。

なお、同一工事の1 資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。

ロ 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必

ず提示し、事務所長から見積依頼を行う。

なお、見積価格は、実勢取引価格であることを確認する。

ハ) 正式見積りは、原則として3社以上から徴収する。

<一部削除>

(IX-1-37～38)

○第IX編 機械設備 第20章 機械設備点検・整備業務 ①一般共通 1適用範囲

1 適用範囲

この基準は、京都市の治水事業、道路事業等における機械設備のうち水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備・非常用施設、消融雪設備、道路排水設備等の点検・整備費積算に適用する。

ここでいう点検・整備とは、点検要領等に基づいて、機械設備の装置・機器の回転数、寸法、温度、異音等を目視、聴診、触診、計測・測定、管理運転等により異常、損傷の有無、点検要領等で定められている管理値との比較、分析※を行い、点検表（記録）にとりまとめ、さらに今後の維持管理に資するための考察を行うものである。（※オイル等の簡易的な分析等）

また、上記設備の点検と同時にを行う小規模な修理や整備及び機能保持のための定期整備は、この基準によるものとし、それ以外の修理や整備（OH等）及び改造に伴う部材、部品、機器単体品等の取替は、「第IX編 機械設備」の第1章～19章によるものとする。

なお、小規模な修理や整備及び機能保持のための定期整備とは、設備（又は施設）の機能保持のために定期的に、又は点検結果に基づき実施する調整、給油脂、部品交換などの作業及びその整備記録作成までの一連の作業をいう。

(IX-20-1)

○第IX編 機械設備 第20章 機械設備点検・整備業務 ①一般共通

3点検・整備費の費目 3-1点検・整備原価 (5) 共通仮設費 2) 派遣費

2) 派遣費

点検整備工を派遣する会社の所在地から現場までの派遣に要する費用で、旅費、宿泊費、賃金、間接費である。

(IX-20-4)

○第IX編 機械設備 第20章 機械設備点検・整備業務 ①一般共通

3点検・整備費の費目 3-3技術調査費

3-3 技術調査費

点検・整備に関して高度な技術的調査、対策の立案等に要する特別な費用であり、旅費、宿泊費、賃金、間接費、一般管理費等である。

(IX-20-4)

○第IX編 機械設備 第20章 機械設備点検・整備業務 ①一般共通

4点検・整備費の積算 4-1点検・整備原価 (3) 直接労務費 3)

3) 点検整備工の賃金は、京都市土木積算システム設計単価に定める機械設備据付工の日当り賃金とする。

普通作業員の賃金は、京都市土木積算システム設計単価を適用する。

(IX-20-6)

○第IX編 機械設備 第20章 機械設備点検・整備業務 ①一般共通
4点検・整備費の積算 4-1点検・整備原価 (5) 共通仮設費 5) 派遣費

5) 派遣費

- (イ) 派遣費については共通仮設費率に含まれていないので、点検整備工の旅行日における旅費、宿泊費、賃金、点検整備間接費を積上げるものとする。
- (ロ) 旅費、宿泊費は「京都市旅費条例」に準じて積算する。
- (ハ) 賃金は、「3-1 (3) 直接労務費」によるものとする。
- (ニ) 点検整備間接費は、(賃金) × (点検整備間接費率) とし、点検整備間接費率は、表-20・5のとおりとする。

(IX-20-7)

○第IX編 機械設備 第20章 機械設備点検・整備業務 ①一般共通
4点検・整備費の積算 4-1点検・整備原価 (5) 共通仮設費 6) 宿泊費

6) 宿泊費

宿泊費については、共通仮設費率に含まれていないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、旅費、宿泊費は「京都市旅費条例」に準じて積算する。ただし宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し、公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。

なお、宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。

(IX-20-7)

○第IX編 機械設備 第20章 機械設備点検・整備業務 ①一般共通
4点検・整備費の積算 4-3技術調査費

4-3 技術調査費

技術調査に従事する技術員の旅費、宿泊費、賃金、間接費、一般管理費等の積算は次により積上げるものとする。

- (1) 旅費、宿泊費は、「京都市旅費条例」に準じて積算する。
- (2) 技術員の賃金は、点検整備工の賃金に準ずるものとする。
- (3) 間接費は、「4-1 (7) 点検整備間接費」に準ずるものとする。
- (4) 一般管理費等は、「4-2 一般管理費等」に準ずるものとする。

(IX-20-9)

○第IX編 機械設備 第21章 機械設備設計業務委託 ①一般共通 1適用範囲

1 適用範囲

この積算基準は、京都市の治水事業、道路事業等における機械設備に係わる設計業務に適用するものとする。

(IX-21-1)

○第IX編 機械設備 第21章 機械設備設計業務委託 ①一般共通 4 業務委託料の積算
4-1 建設コンサルタントに委託する場合 (2) 各種構成要素の算定 2) 直接経費

2) 直接経費

直接経費は、3-1 (2) の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については、「京都市旅費条例」に準じて積算するものとする。

3-1 (2) の各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。

(IX-21-2)

○第IX編 機械設備編 第21章 機械設備設計業務委託 ①一般共通 5 設計変更の積算

5 設計変更の積算

変更請負額は、次式により算定した額とする。

$$C_{HI} = C_{HS} \times \text{請負率} \quad (\text{千円未満を切り捨てる})$$

ここに

$$\text{請負率} = \frac{C_{MI}}{C_{MS}} \quad (\text{小数第6位以下切り捨て})$$

C_{HI} ：現業務の変更請負額

C_{HS} ：現業務の変更設計額

C_{MI} ：現業務の当初契約額

C_{MS} ：現業務の当初設計額

※ 変更設計業務価格に増減がない場合、変更請負業務価格は当初請負業務価格と同額とする。

(IX-21-3)

土木工事標準積算基準書 (参考資料)

令和 7 年度

京都市建設局

土木工事標準積算基準書（参考資料）について

1 本書の性格と参考文献

- (1) 本書は、京都市建設局における「土木工事標準積算基準書」の運用に当たって、整合性を図るために統一すべき事項等を取りまとめたものである。
従って、本書と異なった運用あるいは歩掛を適用したとしても、地域性等からその良否については一律に議論できるものではない。
- (2) 本書は以下の図書を参考に建設局において必要な事項を抜粋し、建設局における独自基準及び調査資料として運用する内容を掲載しているものである。
ア 「土木工事標準積算基準書（参考資料）」令和7年度（近畿地方整備局）
イ 「土木工事標準積算基準書（積算資料）」令和7年度（近畿地方整備局）
ウ その他国土交通省通達等

2 適用期間

本書の適用期間は、令和7年8月11日から令和8年8月10日（次年度基準改正まで）とする。

3 その他

- (1) 本書は建設局における運用方法等を定めたものであり、建設局以外で適用する場合はその運用に十分留意すること。
- (2) 本書の内容について疑義のある場合は監理検査課と協議すること。

土木工事標準積算基準書（参考資料）

目 次

第Ⅰ編 総則

第2章	工事費の積算	I-2-1
第3章	一般管理費等及び消費税等相当額	I-3-1
第4章	随意契約方式、同時発注により工事を発注する場合の 諸経費の調整について	I-4-1
第5章	数値基準等	I-5-1
第7章	土木請負工事の特許使用料の積算	I-7-1
第8章	時間的制約を受ける公共土木工事の積算	I-8-1
第9章	土木請負工事における現場環境改善費の積算	I-9-1
第10章	工事における工期延長等に伴う増加費用の積算	I-10-1
第11章	施工箇所が点在する工事の積算	I-11-1
第14章	その他	I-14-1
1.	植栽工事における割増積算	I-14-1
2.	労務単価関係	I-14-4
3.	材料単価関係	I-14-10
4.	工期の算定	I-14-19
5.	設計変更における材料、労務単価等の取扱いについて	I-14-21
6.	建設副産物の処分に係る費用の積算等について	I-14-22
7.	再生資材の使用について	I-14-28
8.	業務委託料の計上について	I-14-29
9.	標準歩掛が適用できない場合の歩掛の決定方法等について	I-14-30
10.	土木みどり事務所の「（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託」 における独自運用について	I-14-31
11.	LED照明灯具等に係る間接費の取扱について	I-14-32
12.	工事費の積算における電力量料金単価について	I-14-33

第Ⅱ編 共通工

第1章	土工	Ⅱ-1-1
第2章	共通工	Ⅱ-2-1
第3章	基礎工	Ⅱ-3-1
第4章	コンクリート工	Ⅱ-4-1
第5章	仮設工	Ⅱ-5-1

第Ⅲ編 河川

第1章 河川海岸	Ⅲ－1－1
第2章 河川維持工	Ⅲ－2－1
第3章 砂防工	Ⅲ－3－1

第Ⅳ編 道路

第1章 舗装工	Ⅳ－1－1
第2章 附属施設	Ⅳ－2－1
第3章 道路維持修繕工	Ⅳ－3－1
第4章 共同溝工	Ⅳ－4－1
第5章 トンネル工	Ⅳ－5－1
第7章 橋梁工	Ⅳ－7－1

第Ⅴ編 公園

第1章 公園植栽工	Ⅴ－1－1
-----------	-------

第Ⅵ編 土木工事標準単価及び市場単価

第1章 土木工事標準単価	Ⅵ－1－1
第2章 市場単価	Ⅵ－2－1

第Ⅹ編 建設機械等損料関係

第1章 機械経費関係	Ⅹ－1－1
第2章 クローラクレーン・トラッククレーン・オールテレーンクレーン・ ラフテレーンクレーンの規格別作業能力表	Ⅹ－2－1

第 I 編 総 則

第 2 章	工事費の積算	I - 2 - 1
第 3 章	一般管理費等及び消費税等相当額	I - 3 - 1
第 4 章	随意契約方式、同時発注により 工事を発注する場合の諸経費の調整について	I - 4 - 1
第 5 章	数値基準等	I - 5 - 1
第 7 章	土木請負工事の特許使用料の積算	I - 7 - 1
第 8 章	時間的制約を受ける公共土木工事の積算	I - 8 - 1
第 9 章	土木請負工事における 現場環境改善費の積算	I - 9 - 1
第10章	工事における工期延長等に伴う増加費用の積算	I - 10 - 1
第11章	施工箇所が点在する工事の積算	I - 11 - 1
第14章	その他	I - 14 - 1

第 2 章 工事費の積算

1. 一般的事項	I - 2 - 1
2. 本附帯工事（ただし、施工箇所点在を除く）	I - 2 - 1
3. 概略発注方式	I - 2 - 2
4. 運搬費	I - 2 - 3
5. 準備費	I - 2 - 5
6. 安全費	I - 2 - 5
7. 事業損失防止施設費	I - 2 - 6
8. 役務費	I - 2 - 6
9. 技術管理費	I - 2 - 7
10. 現場管理費	I - 2 - 7
11. 人口集中地区（DID地区）に準ずる地区について	I - 2 - 7
12. 主たる工種区分の運用	I - 2 - 8
13. 週休 2 日補正の計算仕様	I - 2 - 8
14. 本附帯工事（ただし、施工箇所点在を除く）における 間接費の計算例	I - 2 - 9

第 2 章 工事費の積算

1. 一般的事項

- (1) 任意施工となる床掘、支保工足場等についての違算は原則として設計変更の対象とならないので、元設計で十分チェックしておくこと。

- (2) 管理費区分の取扱いについて

管理費区分の摘要については、土木工事標準積算基準書Ⅰ－２－②の記載事項のとおりとし、記載されていない品目については、原則すべての間接費の対象とするが、判断に苦慮する材料等については、監理検査課と協議するものとする。

なお、S Tで設定されているものや、参考資料に記載のあるものは、それに従って積算するものとする。また、体系ツリーの中で設定されているものもあるので、体系ツリーに従って積算するものとする。

例：大型ボックスカルバートを桁等購入費に準ずるとして管理費区分「1」を適用することはない。

- (3) スクラップ控除について

工事で発生する鋼材等のスクラップ費用は、直接工事費においてマイナス計上とする。

管理費区分は「9（全ての間接費の対象にしない場合）」に設定するものとし、「T（処分費等の対象にする場合）」及び「0（すべての間接費の対象とする場合）」を適用しないこと。

なお、設計書には、金抜き設計書でも控除費であることを識別できるよう、単価ではなく設計内訳書の設計数量をマイナス計上するものとする。

2. 本 附 帯 工 事 （ただし、施工箇所点在を除く）

これまで、同一箇所での工事を複数件に分け、これを一括し「複数件一括工事」として発注してきた設計図書について、令和4年10月27日付「建設局における「複数件一括工事」の見直しについて」のとおり、設計図書は1つ（予算種別ごとに設計内訳書を作成）とする。経費調整の計算方法は、第Ⅰ編第2章14. 本付帯工事（ただし、施工箇所点在を除く）における間接費の計算例を参照すること。

なお、比較的施工場所が近い建設局や他局発注の工事・業務委託（単価契約を含む）を入札等の都合により、一括して入札・契約する取扱い（経費調整なし）は継続する。

3. 概略発注方式

- (1) 概略発注工は、「概略発注工を除く直接工事費」に対する率（％）で表され、その率（％）は、設計内訳書における概略発注工の細別名称下段に明示する。
- (2) 直接工事費の構成イメージ

単独工事		直接工事費 A 概略発注工を除く直接工事費 B 概略発注工 $Cg' = B \times \text{概略発注工を除く直接工事費に対する率以内}$
	合算	直接工事費 A $A(\text{本01}) + A(\text{附01}) + A(\text{附02})$ 概略発注工を除く直接工事費 B $B(\text{本01}) + B(\text{附01}) + B(\text{附02})$ 概略発注工 $Cg'(\text{本01}) + Cg'(\text{附01}) + Cg'(\text{附02})$ ①+②+③
	本01	直接工事費 A(本01) 概略発注工を除く直接工事 B(本01) 概略発注工 $Cg'(\text{本01}) = B(\text{本01}) \times \text{本01の概略発注工を除く直接工事費に対する率以内}$ ①
	附01	A(附01) B(附01) 概略発注工 $Cg'(\text{附01}) = B(\text{附01}) \times \text{附01の概略発注工を除く直接工事費に対する率以内}$ ②
本附帯工事 (ただし、施工箇所点を除く)	附02	A(附02) B(附02) 概略発注工 $Cg'(\text{附02}) = B(\text{附02}) \times \text{附02の概略発注工を除く直接工事費に対する率以内}$ ③
	本01	直接工事費 A(本01) 概略発注工を除く直接工事費 B(本01) 概略発注工 $Cg'(\text{本01}) = B(\text{本01}) \times \text{本01の概略発注工を除く直接工事費に対する率以内}$
	附01	A(附01) B(附01) 概略発注工 $Cg'(\text{附01}) = B(\text{附01}) \times \text{附01の概略発注工を除く直接工事費に対する率以内}$
施工箇所が点する工事	附02	A(附02) B(附02) 概略発注工 $Cg'(\text{附02}) = B(\text{附02}) \times \text{附02の概略発注工を除く直接工事費に対する率以内}$

- (3) 概略発注工の金額は次式により算出する。

$$Cg' = Cg - F$$

$$Cg = B \times R / 100$$

Cg' : 端数調整後の概略発注工の金額 (円)

Cg : 端数調整前の概略発注工の金額 (円)

F : 直接工事費の総額を万円止めとするための控除額 (万円未満の端数調整額)

B : 概略発注工を除く直接工事費の合計額 (円) ※工場製作工を除く

R : 概略発注工の率 (％) ※小数第1位止め (小数第2位以下を切捨て)

- (4) 概略発注工の率は次式により算出する。

$$R = A / B \times 100$$

A : 概略発注工の直接工事費の合計額

4. 運 搬 費

(1) 仮設材（鋼矢板、H鋼、覆工板、架設支保工基礎用鋼材（鋼矢板Ⅱ型））

仮設材（鋼矢板、H形鋼）の運搬費の考え方について

1) 仮設材（鋼矢板、H形鋼）の運搬については、下表のとおりとする。

項 目	Case	1	2	3				4				5			
	細 別	未撤去	未撤去	L1(撤去)		L2(未撤去)		L1(撤去)		L2(未撤去)		L1(撤去)		L2(撤去)	
	区 分			L1<スク ラップ°長	L1≥スク ラップ°長	L1<スク ラップ°長	L1≥スク ラップ°長	L1<スク ラップ°長	L1≥スク ラップ°長	L1<スク ラップ°長	L1≥スク ラップ°長	L1<スク ラップ°長	L1≥スク ラップ°長	L2<スク ラップ°長	L2≥スク ラップ°長
往 路		×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
復 路		×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	○	×	○

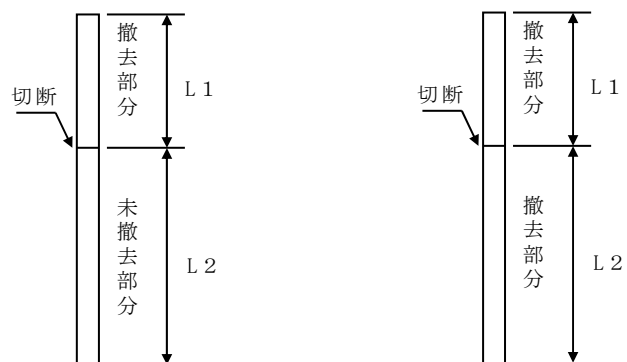
Case 1：当初より未撤去

Case 2：当初は撤去を考えていた
が、すべて未撤去

Case 3：当初から一部未撤去

Case 4：当初は撤去を考えていた
が、一部未撤去

Case 5：変更で切断撤去



2) 損料率で積算する仮設材の運搬について

損料率で積算する仮設材については積上げ計上する。また、スクラップ控除する場合のスクラップ部分は発生場所（工事現場）からスクラップ工場（業者）までの運搬費を計上する。

ただし、損料率100%（全損、買取）となる場合及び鋼材以外の仮設材（足場など）は計上しない。

(2) 建設機械の運搬について

基礎工や土留工の施工で根入れ長、土質等により機種が異なる場合は、最大機種1台を計上するものとするが、工程上・施工場所等により必要台数を計上しなければならないと判断される場合は、その限りではない。

(3) 運搬基地

各種建設機械器具等の所在地は市役所本庁（河原町御池）とする。

ただし、特殊機械等〔基礎工事用機械、道路維持用機械、トンネル工事用機械、大型クレーン、仮設材（鋼矢板、H形鋼）、架設支保工基礎用鋼材及びその他特許機械等〕で運搬基地が京都市では実態にそぐわないときは別途考慮する。この場合、その所在する都市の市役所を基地とする。

(4) その他

荷造費は原則として計上しない。ただし、特殊な機械については別途加算することができる。

(5) 現場発生品を保管場所に運搬する場合の輸送費の積算について

1) 現場発生品の運搬については、青ナンバーを標準として積算（基準書「第Ⅰ編第2章②間接工事費2-2運搬費」参照）するものとする。

ただし、防護柵、コンクリート２次製品等の現場発生品の運搬作業については、基準書「第Ⅰ編第２章③現場発生品及び支給品運搬」による。また、河川・海岸工事において根固めブロック等を運搬する場合については基準書「第Ⅲ編第１章①消波根固めブロック工」により積算するものとし、捨石等を運搬する場合は、実状に応じてダンプトラック運搬として積算してよい。

- 2) 積込、取卸費の積算については、鋼矢板、H型鋼、覆工板、防護柵、コンクリート２次製品、鋼桁、門扉、P C 桁、鋼管杭、根固ブロック及び捨石等に計上するものとする。

鋼矢板、H形鋼、覆工板等 … 「第Ⅰ編第２章②間接工事費２－２運搬費」参照

防護柵、コンクリート２次製品等… 「第Ⅰ編第２章③現場発生品及び支給品運搬」参照

鋼桁、門扉、P C 桁、鋼管杭等 … 「第Ⅱ編第２章②現場取卸費」参照

根固ブロック等 … 「第Ⅲ編第１章①消波根固めブロック工」参照

捨石等 … 土工バックホウによるものとするが、これより難しい場合は別途考慮する。

- 3) 上記1)2)の扱いは、材料保管場所より支給品を運搬させる場合についても準用するものとする。

- 4) 現場発生品の運搬については、発生又は支給する工種で計上する。

- (6) 橋梁用架設桁設備とは、架設桁、手延機、桁吊装置、ウィンチのことであり、共通仮設費率に含まれるため、積上げ計上は行わないこと。

5. 準 備 費

(1) 立木の取得補償の積算

工事着手時の伐開、除根については共通仮設費率分にて計上しているが、取得補償を行った樹木については、共通仮設費の準備費に別途伐採費を計上するものとする。施工歩掛については見積り（取得立木管理台帳・土地取得平面図等を提示し、見積りを徴収する）によって決定するものとし、設計変更の対象とはしないものとする。ただし、運搬及び処分に要する費用については、特記仕様書（個別工事編）に記載のうえ、設計変更の対象とする。なお、取得補償を行った立木を処分する場合は、H13.6.29日付国土交通省事務連絡「立木の取得補償に関する取扱いの運用について」によるものとする。

(2) 除雪費用の計上について

1) 除雪費用の計上の考え方

1. 費用については共通仮設費の準備費に積み上げ計上すること。
2. 費用については当初計上せずに変更対応とすることとし、現場での施工実績調査を行いその結果を基に精算変更を行うこととする。

（参考）

（現場管理費について）

- 現場管理費の率には除雪にかかる費用は含まれていない。また、現場管理費の冬季補正についても、寒冷期に必要となる被服及び燃料費等を計上したもので、除雪にかかる費用は含んではいない。しかし、工事工程は降雨（降雪）日数等を考慮した雨休率を用いて設定しており、一般的な冬季の積雪については、不稼働の日数を考慮していると考えられることから、除雪費は計上する必要はない。

（除雪費の計上について）

- 異常降雪により当初設計において想定した冬季の雨休率が実態と大幅に乖離が生じている様な場合（実績を踏まえた数字的なバックデータの整理は必要）は、工事施工を行うために必要な除雪費については、除雪の実施方法及び処理方法等について甲乙協議のうえ、設計変更の対象とすることは妥当と考えられる。

（除雪費の計上方法について）

- 除雪に用いた機械及び労務の稼働時間等の実績を踏まえ、変更契約を行うことが現場の実態とも合っていると考えられる。

6. 安 全 費

(1) 積算について

「土木請負工事必携 道路工事保安施設設置基準（案）」に記載されている保安施設については、共通仮設費率に含まれるため積上げ計上はしない。

(2) 架空線の防護費用について

工事のためにやむを得ず架空線を防護する必要がある、本市が発注する請負工事に対応する場合は、必要な費用を共通仮設費の安全費において積上げ計上すること。ただし、道路法第71条第2項第一項に基づく監督処分等によって架空線設置会社の負担で対応する場合を除く。

なお、架空線防護に要する費用については、架空線設置会社と調整を図って算定すること。

7. 事業損失防止施設費

(1) 公害調査費（家屋調査費）

工事の施工に起因する地盤変動により、沿道家屋に影響を及ぼす恐れのある場合の事前・事後調査は、用地調査等業務費積算基準（国土交通省近畿地方整備局）（国近整用企第24号 平成24年5月22日付用地部長通知 及び 一部改正）によるものとし、間接原価、一般管理費等込の業務価格（税抜）を事業損失防止施設費で計上するものとする。また、それに要する旅費交通費の算出は、設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書（参考資料）＜建設局運用＞（令和7年度版 京都市建設局）によるものとする。

なお、土木積算システムにおいては、管理費区分「9」（すべての間接費の対象としない）を適用することとする。

8. 役 務 費

(1) 踏み荒し料

1) 歩道設置工事等で用地境界に構造物を施工する際、田畑、宅地の踏み荒しが必要な場合は、「土木工事標準積算基準書」第Ⅰ編総則・第2章工事費の積算・2-6 役務費の1) 借地料を計上するものとする。

なお、借地料は消費税対象外であるため、適用税率にて割り戻した額を計上するものとする。

ただし、「貸付けに係る期間が1か月に満たない場合」及び「駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合」については、非課税とはならないので、適切に判断の上、借地料を計上するものとする。

貸付期間については、契約内容で判断するものとする。

（参考）貸付期間の判断事例

・実際の貸付期間は1か月以上ではあるが、契約期間が1か月未満・・・課税取引

・実際の貸付期間は1か月以内ではあるが、契約期間が1か月以上・・・非課税取引

2) 踏み荒し幅は1.5mを標準とするが、工事規模・工事内容等により実情を勘案して定めるものとする。

3) 踏み荒し期間は、工事規模・工事内容等により実情を勘案して定めるものとする。

9. 技術管理費

(1) 完成図の作成について

共通仕様書（第1編共通編1-1-21工事完成図、第3編土木工事共通編1-1-5数量の算出）における完成図の作成について、以下のとおりとする。

- ① 完成図とは、設計図書に従って作成された完成図面のことであり、出来形測量の結果、最終的にできあがった図面のことである。
- ② 完成図は当初設計（契約）図及び変更設計（契約）図に対応した図面について作成する。
- ③ 完成図及びその寸法には、出来形測量の結果を記載する。
- ④ 現地における完成状況は設計図面、実際の出来形、出来形寸法により完成図を作成（修正）する。
〔設計図面（変更設計図面を含む）をそのまま利用し、設計値のみを書き直しできるものはトレース図等を作成しないが、引継ぎ又は管理のために出来形、出来形寸法とする必要がある場合等については、新たにトレース図を作成する。〕
- ⑤ 完成図は、表題欄の上に「完成図」と表示する。
- ⑥ 完成図の作成費用については、共通仮設費等（技術管理費）に含まれている。
- ⑦ 工期設定にあたり、完成図面作成に必要な期間（後片付け期間）を見込むものとする。

(2) その他技術管理費として計上する項目

施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査の実施を請負業者に行わせる場合は、協力を仰ぎ、その旨当該工事の特記仕様書（個別工事編）に明記し、施工調査費として計上する。

10. 現場管理費

(1) 現場管理費に含まれる補償費について

工事請負契約書第31条を適用するにあたっては、その処理方針等について、あらかじめ監理検査課と協議すること。

11. 人口集中地区（DID地区）に準ずる地区について

共通仮設費率及び現場管理費率の補正において「市街地」となる「人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区」のうち「準ずる地区」とは、施工場所がDID地区に接していること、或いは施工場所の一部がDID地区に含まれる場合とするので、適切な補正を行うこと。

なお、人口集中地区（DID地区）の範囲は、国土地理院や総務省統計局のホームページ、政府刊行物「我が国の人口集中地区 人口集中地区別人口・境界図」等を用いて確認し、基準適用年月時点の最新情報で適切な補正を行うこと。

《DID地区の確認に活用可能なホームページの紹介》

＜総務省統計局＞政府統計の総合窓口「e-Stat」の「jSTAT MAP」

<https://jstatmap.e-stat.go.jp/trialstart.html>

12. 主たる工種区分の運用

主たる工種については、システムの体系で設定しているが、主たる工種の選定に際しては、工事内容により土木工事標準積算基準書第Ⅰ編第2章②間接工事費 表－1 工種区分により適正に積算するものとする。なお、運用においては以下を参考とするが、道路維持作業に係る工種区分は全て道路維持とする。

河川維持修繕工事の工種

工事の分類	工種区分	摘要
法留工、階段工等小規模構造物の設置	河川維持	
護岸、根固めの修繕、河状整正、高水敷整正、旧樋門撤去※	河川工事	※堤防開削を伴わないような小規模な旧樋門撤去 河川高潮対策区間は海岸工事を摘要
水門、樋門、樋管、排水機場等の河川工作物の修繕	河川道路構造物	機械設備、電気設備を除く 河川高潮対策区間は海岸工事を摘要

道路維持修繕並びに交通安全施設関係

工事の分類	工種区分	摘要
道路反射鏡	道路維持	
落下防止網設置	〃	
歩道設置	道路改良	
路面切削（大規模）	舗装	
路面切削（小規模）	道路維持	
橋脚根固（河川内）	河川又は海岸	河川高潮対策区間は海岸工事を摘要
歩道切下げ	道路維持	
堤防空洞注入	河川維持	

注） ＰＣ橋工事の工場製作桁（プレテンション桁）については、「河川・道路構造物工事」を適用し、工場製作桁（プレキャストセグメント桁、プレビーム桁）については、「ＰＣ橋工事」を適用する。

13. 週休2日補正の計算仕様

週休2日モデル工事における週休2日補正の計算仕様については国土交通省近畿地方整備局の「働き方改革・建設現場の週休2日応援サイト」に掲載されている「[工事における週休2日の取得に要する費用の計上に係る計算仕様（令和7年6月）](#)」を参照すること。

ただし、労務費の週休2日補正後単価は少数第1位四捨五入整数止めとする。

＜国土交通省近畿地方整備局＞「働き方改革・建設現場の週休2日応援サイト」

<https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/ol9a8v0000017eb7.html>

14. 本附帯工事（ただし、施工箇所点在を除く）における間接費の計算例

(1) 各種条件

基準適用年度	令和6年度基準
合算後の主たる工種	舗装工事
施工地域等補正	大都市（2）
間接費	本附帯合算の対象額より率分を算出

(2) 算定表（当初設計書）（●-----：内訳（1）視点の計算の流れ）

	内訳(1)	内訳(2)	合算
直接工事費	2,491,000	7,059,200	9,550,200
内：処分費(管理費区分1)	600,000		600,000
処分費による3%控除額	313,494	0	313,494
内：現場管理費・一般管理費等のみ対象額 (管理費区分1)(支給品費(折等購入費含む))			0
内：一般管理費のみ対象額(管理費区分5)			0
内：間接費非対象額(管理費区分9)			0
支給品費(一般材料費)(間接工事費のみ対象)			0
支給品費(折等購入費)(現場管理費のみ対象)			0
全処分費(直接工事費+準備費)	600,000	0	600,000
直接工事費(全処分費を除く)	1,891,000	7,059,200	8,950,200
共通仮設費対象額	2,177,506	7,059,200	9,236,706
共通仮設費対象額(全処分費を除く)	1,891,000	7,059,200	8,950,200
共通仮設費(率分)			
率(補正前)		15.63%	
地域補正係数		1.5	
率(地域補正後)		23.45%	
ICT補正係数		1.0	
率(ICT補正後)		23.45%	
選休2日補正係数		1.04	
率(選休2日補正後)		24.39%	
選休2日補正による加算率 (合算率と個別選2補正の差)			
共通仮設費(率分)計上額 (出し切り)			2,252,832
共通仮設費(率分)計上額 (まるめ後)	530,897	1,721,103	2,252,000
共通仮設費(積上げ分)			
積上げ分合計額	0	0	0
内：以下以外の間接費対象額 (管理費区分1)			0
内：間接費非対象額 (管理費区分9)			0
内：事業損失防止施設費 (管理費区分1～)			0
内：事業費に含まれる処分費 (管理費区分1)			0
計上の有無		市街地	
対象額 (全処分費が対象外)	1,891,000	7,059,200	8,950,200
率		3.49%	
現場環境改善費(率分)計上額 (出し切り)			312,361
現場環境改善費(率分)計上額 (まるめ後)	65,919	246,081	312,000
現場環境改善費 (積上げ分)			0
現場環境改善費対象額 (管理費区分9)			0
共通仮設費合計	596,816	1,967,184	2,564,000
総工事費	3,087,816	9,026,384	12,114,200
現場管理費対象額	2,774,322	9,026,384	11,800,706
現場管理費対象額(全処分費を除く)	2,487,816	9,026,384	11,514,200
現場管理費(率分)			
率(補正前)		37.36%	
地域補正係数		1.2	
率(地域補正後)		44.83%	
緊急工事・施工時間 前中夜対策加算率(最高2%)		0.00%	
率(緊急・時間・前中夜対策加算後)		44.83%	
ICT補正係数		1.0	
率(ICT補正後)		44.83%	
選休2日補正係数		1.06	
率(選休2日補正後)		47.52%	
選休2日補正による加算率 (地域補正率と個別選2補正の差)			
現場管理費(率分)計上額 (出し切り)			5,607,695
現場管理費(率分)計上額 (まるめ後)	1,318,194	4,288,806	5,607,000
工事価格	4,406,010	13,315,190	17,721,200
一般管理費等対象額	4,092,516	13,315,190	17,407,706
一般管理費等対象額(全処分費を除く)	3,806,010	13,315,190	17,121,200
一般管理費(率分)			
率		20.88%	
一般管理費等計上額 (率分の算出上の額)(出し切り)			3,634,729
金銭的保証による加算率 (出し切り)			0.04%
金銭的保証による加算額 (出し切り)			6,963
一般管理費等計上額 (算出上の額)(小数以下2位四捨)	856,154		3,641,692
一般管理費等計上額の 端数処理に伴う切捨て額	2,164		2,892
一般管理費等計上額 (累計上額)	853,990	2,784,810	3,638,800
工事価格	5,260,000	16,100,000	21,360,000
消費税相当額	526,000	1,610,000	2,136,000
工事費計	5,786,000	17,710,000	23,496,000

共通仮設費【1-2-②】			
対象額	600万以下	600万超え 10億以下	10億超え
工種区分	A	b	
0	17.08%	435.10	-0.2074
		↑ 15.63%	5.92%

共通仮設費率(%)=A・P^b
 小数点以下第3位を四捨五入して2位止め
 P:対象額(円)
 A・b:変数値

【共通仮設費の按分】
 合算の対象額に合算で求めた率を乗じた合算計上額（基準書に基づいてまるめた後）を各内訳（単独の場合）の対象額で按分する。

現場環境改善費【1-9-①】			
対象額：円	現場環境改善費率：i(%)		
	大都市(2) Or 市街地	左記以外	
	i=56.6・P ^{-0.13}	i=39.9・P ^{-0.25}	
5億以下	↑ 3.49%	↑ 1.60%	
5億超え	1.73%	0.71%	

i:現場環境改善費率(%), 小数点3位四捨五入2位止め

現場管理費【1-2-②】			
対象額	700万以下	700万超え 10億以下	10億超え
工種区分	A	b	
0	40.83%	598.0	-0.1703
		↑ 37.36%	17.54%

現場管理費率(%)=A・Np^b
 小数点以下第3位を四捨五入して2位止め
 Np:純工事費(円)
 A・b:変数値

【現場管理費の按分】
 合算の対象額に合算で求めた率を乗じた合算計上額（基準書に基づいてまるめた後）を各内訳（単独の場合）の対象額で按分する。

一般管理費等【1-3-①】			
対象額	500万以下	500万超え 30億以下	30億超え
工種区分	A	b	
全工種	23.57%	表下の計算式による	
		↑ 20.88%	

一般管理費等率(%)=-4.97802×LOG(Cp)+56.92101(%)
 小数点以下第3位を四捨五入して2位止め
 Cp:工事原価(円)

【一般管理費の按分】
 合算の対象額に合算で求めた率を乗じた合算計上額（基準書に基づいてまるめた後）を各内訳（単独の場合）の対象額で按分する。

第 3 章 一般管理費等及び消費税等相当額

1. 一般管理費等	I - 3 - 1
-----------	-----------

第3章 一般管理費等及び消費税等相当額

1. 一般管理費等

(1) 非対象

用地調査等業務費積算基準（国土交通省近畿地方整備局）による家屋調査費等、管理費区分「9」が設定されているものは非対象であるので注意すること。

(2) 前払金

- 1) 前払金の補正係数について、行財政局契約課による前払金取扱要綱の改正に伴い、前払金の上限額（3億円）に制限がなくなり、補正が不要となったため、前払金の支出割合に係わらず補正係数は1.00となる（補正なし）。

参考「京都市公共工事に係る前払金に関する規則による前払金取扱要綱」（R7.2.3改正）及び「前払金の取扱について」（平成29年4月25日付監理検査課長通知）を別紙に掲載する。

- 2) 翌債工事、ゼロ国債工事であっても前払金として請負代金の4割（本市公共工事に係る低入札価格調査を経て契約を締結した場合は2割）を請負者が請求できる工事は補正を行わない。
- 3) 前払金の支出割合が設計変更により変わった場合でも、また低入札価格調査を経て締結した契約により変わった場合でも、当初設計の考え方は変えない。

(3) 契約保証

- 1) 契約保証については工事名等ではなく、予算科目の「節」によって保証の対象となるかを確認する。

(ア) 「節」が「**委託料**」等は、予定価格に係わらず契約保証の**対象外**。

(イ) 「節」が「**工事請負費**」の場合、次項2) (ア)の表のとおり。

2) 当初設計の取扱い

(ア) 補正値は、予定価格によって、下表のとおりとする。

予定価格	補正値（％）	保証の方法
500万円未満	0.00	保証なし
500万円以上	0.04	金銭的保証

- (イ) 特定建設工事共同企業体（JV）により競争を行わせる場合も、上表を適用する。
- (ロ) 予定価格が500万円以上の工事で、入札の結果請負額が500万円未満となった場合でも、また低入札価格調査を経て締結した契約により契約保証金が増えた場合でも、補正値は変更しない。

3) 設計変更の取扱い

(ア) 設計変更により工事原価が増減した場合でも、原則契約保証費は変更しない。（契約保証費対象工事原価は、当初設計における一般管理費対象工事原価とする。）

また、予定価格が500万円未満から500万円以上（逆も同じ）となった場合でも、補正値は変更しない。

- (イ) 工期を延長（短縮）したことによる契約保証費の変更は行わない。
- 4) 随意契約の取扱い（追加調整積算を行ったもの）
 - (ア) 追加工事の補正值は、現工事の補正值に関わらず、追加調整積算後の追加工事の予定価格で判断する。
 - (イ) 追加工事の契約保証費対象工事原価は、追加調整積算に基づく追加工事の一般管理費対象工事原価とする。
 - (ウ) 追加工事を発注しても、現工事の契約保証費は変更しない。
- 5) その他
 - 随意契約・同時発注契約共、設計変更の取扱いは“3) 設計変更の取扱い”に準ずる。

京都市公共工事に係る前払金に関する規則による前払金取扱要綱

理財局長決定 平成10年8月7日

改正 平成21年3月27日

全部改正 平成22年3月12日

改正 平成22年5月25日、平成26年8月25日、平成28年6月1日、令和3年3月31日

令和5年3月29日、令和7年2月3日

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市公共工事に係る前払金に関する規則の規定による前払金（以下「前払金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(前払金の対象等)

第2条 前払金については、次の各号に掲げる工事等の区分に応じて、当該各号に定める割合を超えない範囲内で支払うことができる。

(1) 土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計、調査及び測量並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）で予定価格が300万円以上のもの 請負代金の4割（本市公共工事に係る低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を経て契約を締結した場合にあっては2割）

(2) 前号に掲げる区分に該当するもののうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの 同号の範囲内で既にした前払金に追加してする前払金（以下「中間前払金」という。）として、請負代金の2割

ア 工期の2分の1を経過していること。

イ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

エ 低入札価格調査を経て契約を締結していないこと。

(3) 土木建築に関する工事の設計若しくは調査又は測量で、予定価格が300万円以上のもの 請負代金の3割

(4) 土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造で予定価格が300万円以上のもの 請負代金の3割

2 債務負担行為及び継続費に係る契約においては、前項第2号中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「工程表により工期の2分の1を経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の工事」と、「請負代金」とあるのは「当該会計年度における出来高予定額」と読み替えるものとする。

(債務負担行為等に係る契約の取扱い)

第3条 債務負担行為等に係る契約において前払金を支払うときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 債務負担行為に基づく2年度以上にわたる契約 当該契約に基づく各年度の債務負担行為の出来高予定額に対してすることができる。ただし、契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）の出来高予定額が極めて少額であり、設計図書に、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨定められているときは、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金の支払を請求することができる。
- (2) 継続費支弁の2年度以上にわたる契約 当該契約に基づく各年度の工事等の出来高予定額に対してすることができる。
- (3) 繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約 契約締結の当初に契約価額の総額に対してすることができる。

（前払金の告知）

第4条 前2条による前払金は、入札条件とし、入札公告において示すものとする。

（中間前払と部分払との関係）

第5条 中間前払金を請求した後は、部分払を請求できないものとし、また、部分払を請求した後は、中間前払金を請求できないものとする。

- 2 債務負担行為及び継続費に係る2年度以上にわたる契約については、受注者が中間前払金を請求した後であっても、当該工事における各会計年度の出来高予定額（最終の会計年度に係るものを除く。）に係る当該年度末（当該年度末における出来高が当該会計年度の出来高予定額に達しないときは、当該年度末又は当該出来高予定額に達した時点。）の出来高に対する部分払を行うことができるものとする。
- 3 前項の規定は、繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約について準用する。

（保証事業会社による保証等）

第6条 前払金は、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と保証契約を締結して、保証事業会社の保証証書を市長に寄託した後に支払うものとする。ただし、受注者は、保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、前払金の支払いを受けようとする者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

- 2 寄託を受けた保証証書は、工事担当課において保管するものとする。
- 3 前払金は、受注者が保証事業会社の保証証書に記載した前払金預託金融機関に振り込むものとする。
- 4 工事担当課の課長は、当該工事に関して保証事業会社の保証金支払義務の発生に影響を及ぼすような事実が生じた場合には、遅滞なくその事実を行財政局管財契約部契約課長へ通知するものとする。

（中間前払金の申請等）

第7条 中間前払金の支払を受けようとする受注者は、認定請求書（第1号様式）に、工事履行報告書（第2号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の認定請求書が提出されたときは、第2条第1項第2号に掲げる要件を

満たしているか否かを速やかに調査し、その結果が妥当と認められる場合は、認定調書（第3号様式）により、受注者へ通知するものとする。

- 3 前項の認定を受けた受注者が中間前払金の支払を受けようとするときは、前払金請求書に認定調書の写し及び保証事業会社の保証証書を添えて市長に提出しなければならない。

なお、当該保証証書を電磁的方法により提出しようとする場合は、前条第1項ただし書きの規定を準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成10年9月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

（関係要領の廃止）

- 3 京都市公共工事に係る前払金に関する規則による前払金取扱要領は、廃止する。

附 則（平成21年3月27日決定）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月12日決定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年3月15日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成22年5月25日決定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成26年8月25日決定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成28年6月1日決定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（令和3年3月31日決定）

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日決定）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月3日決定）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

平成29年4月25日

所 属 長 様

監 理 検 査 課 長
〔 契 約 審 査 係
技 術 管 理 第 一 係 〕

前払金の取扱について（通知）

建設局が発注する建設工事等の前払金に係る取扱は、「京都市公共工事に係る前払金に関する規則による前払金取扱要綱」（平成28年6月1日改正）（以下「前払金取扱要綱」という。）に基づき、運用しているところです。しかしながら、工事に類する委託（除草、樹木維持管理委託など）については、明確な記載がありません。そこで、行財政局財政部契約課と協議により、下記1のとおり取扱うこととなりました。

また、「土木工事標準積算基準書」（京都市建設局）に基づき積算するものについては、前払金取扱要綱の改正に伴い、前払金の制限がなくなり、補正が不要となったため、下記2のとおり運用していますので、再度確認をお願いします。

以上、所属内での周知をお願いします。

記

1 前払金

(1) 予定価格が300万円以上のうち、次のア～ウに該当するもの

ア 土木建築に関する工事 ・ ・ ・ 請負代金の4割を超えない範囲内

イ 土木建築に関する工事の設計若しくは調査又は測量

・ ・ ・ 請負代金の3割を超えない範囲内

ウ 工事に類する委託（※1） ・ ・ ・ 請負代金の3割を超えない範囲内

※1：対象となる委託（「土木工事標準積算基準書」（京都市建設局）に基づき積算したもの。ただし、単価契約は除く。）

（例）道路除草作業委託、街路樹等育成管理業務委託、公園緑地樹木維持管理業務委託等

(2) 予定価格が300万円未満の工事等（委託含む）は、すべて前払金の対象外とする。

2 上記1(1)ア、ウの積算における、一般管理費率に係る前払金の補正係数

前払金の支出割合にかかわらず、補正係数は1.00とする。

第4章 随意契約方式、同時発注により工事を 発注する場合の諸経費の調整について

1. 予定価格の調整	I - 4 - 1
2. 追加工事（随意契約、当初）で全ての間接費を調整する場合の 調整例	I - 4 - 5
3. 調整工事の変更を行う場合について	I - 4 - 6
4. 土木積算システムにおける調整方法及び 設計書への条件明示について	I - 4 - 7

第 4 章 随意契約方式、同時発注により工事を発注する場合の諸経費の調整について

1. 予定価格の調整

(1) 追加工事の随意契約時における間接費調整の基本的事項

- 1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び第6号を適用して随意契約方式にて工期を重複して発注する工事については、調整を行うものとする。

ただし、ダム工事、トンネル工事等一体構造物（一体の構造物として完成後、機能を発揮するものに限る）を分割して発注する工事については、工期の重複に関係なく、新たに発注する工事の発注時点での現工事及び発注済みの工事を対象にして、調整を行うものとする。

- 2) 他官公庁発注の工事との調整は行わない。

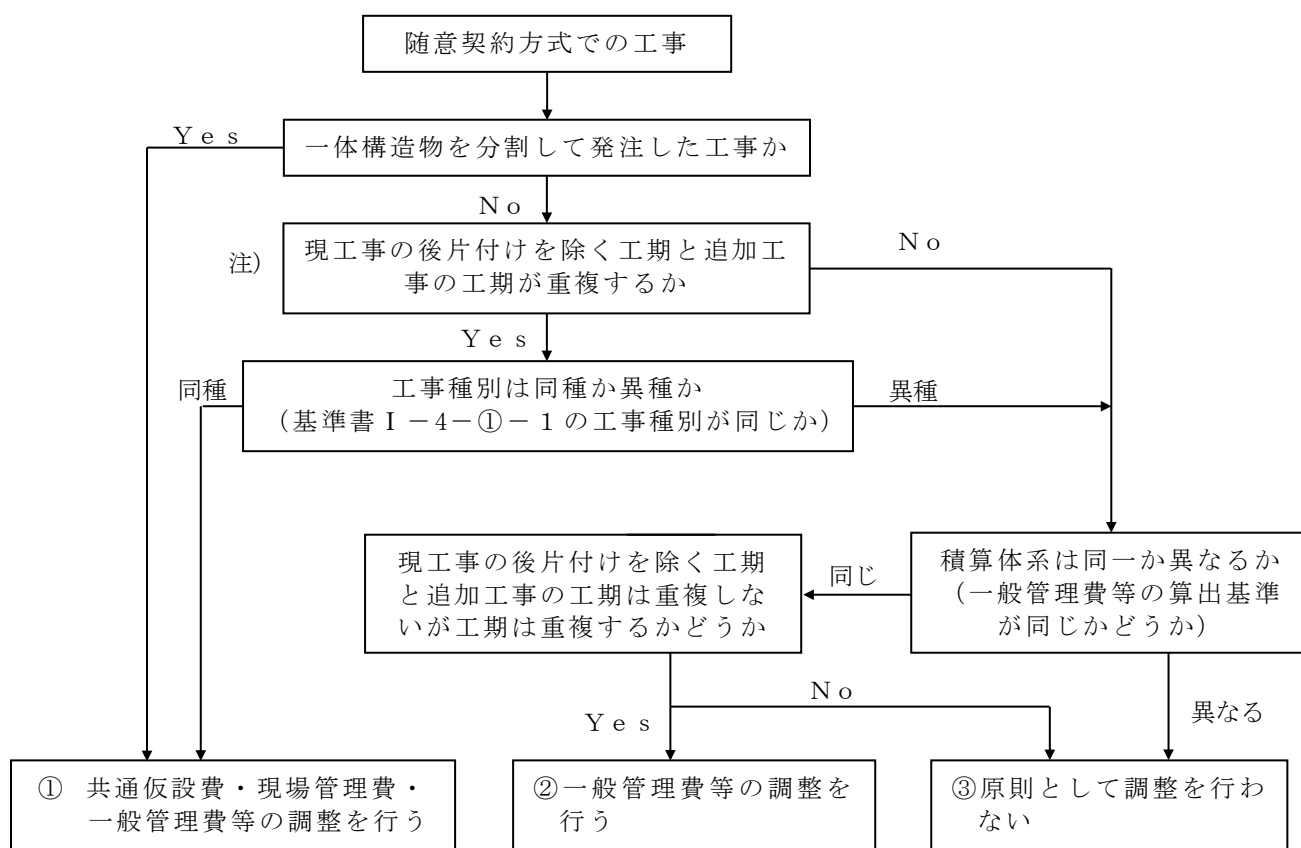
ただし、京都市上下水道局や京都市交通局等が発注する工事であっても、京都市建設局における「土木工事標準積算基準書」を適用する工事である場合は、この限りではない。

- 3) 積算体系が異なる場合（ex. 建築工事と土木工事など）は、原則として調整は行わない。

(2) 請負率の取扱いについて

現工事の請負率を追加工事の予定価格に乗じるかどうかについては、追加工事の主たる工種（新土木工事積算大系におけるレベル2）が、現工事にあるかどうかを判断基準とする。原則として、追加工事の主たる工種が現工事にある場合は請負率を乗じ、ない場合は乗じない。

調 整 フ ロ ー 図

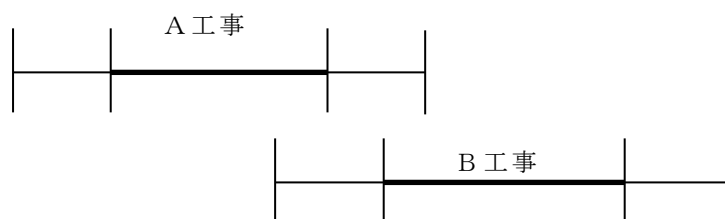


注) 後片付けの期間は、本書の第 I 編第14章 4. 工期の算定 (5) に定める日数を標準とする。

(3) 随契における工期重複の具体例（工事種別及び積算体系を同一とした場合）

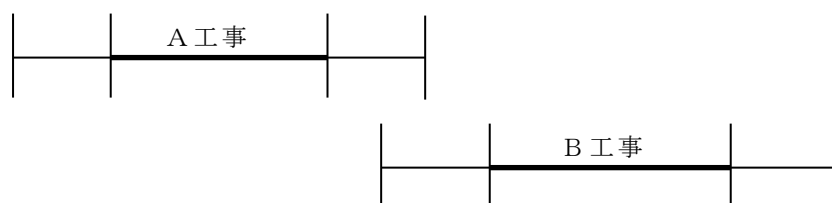
1) 1 工事と調整する場合

[C a s e 1]



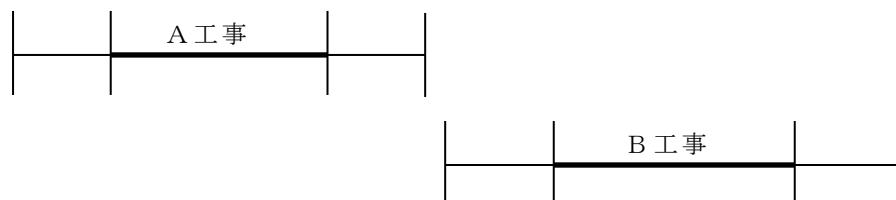
- ・すべての間接費を調整する（A 工事純工期と B 工事工期が重複している）

[C a s e 2]



- ・一般管理費のみを調整する（工期は重複するが、A 工事純工期と B 工事工期が重複していない）

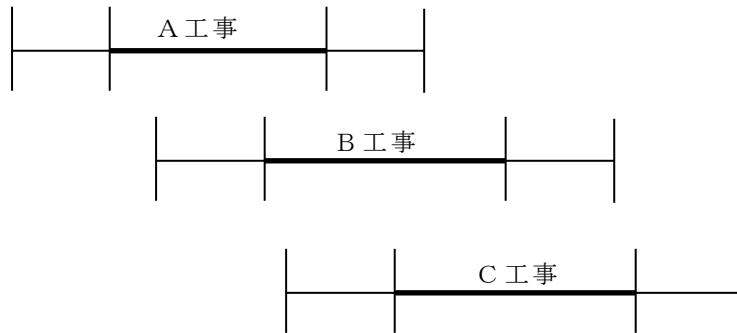
[C a s e 3]



- ・調整しない（工期が重複していない）

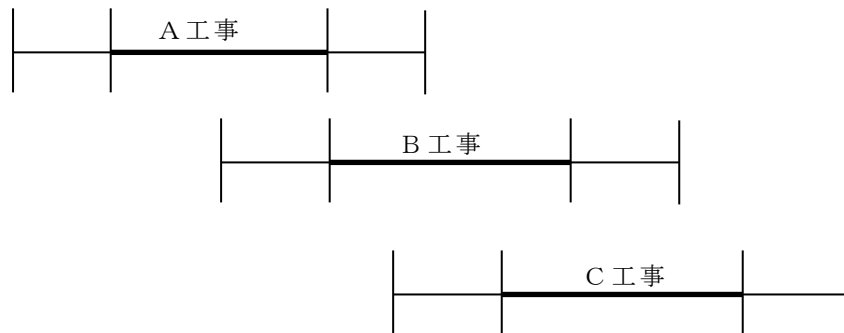
2) 2 工事以上と調整する場合

[C a s e 4]



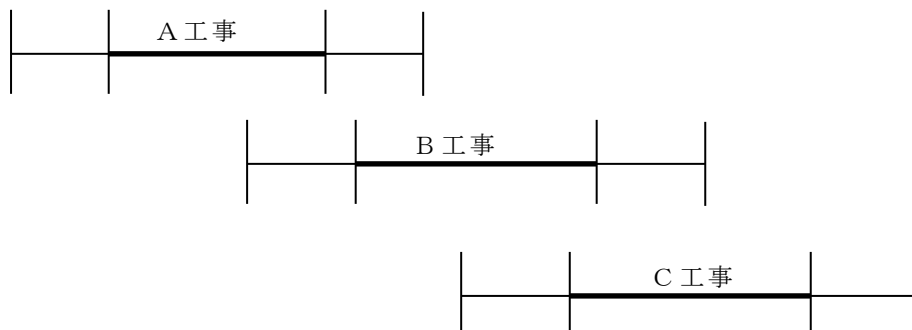
- ・すべての間接費を調整する（A 工事純工期と C 工事工期が重複し、その中間に B 工事がある）

[C a s e 5]



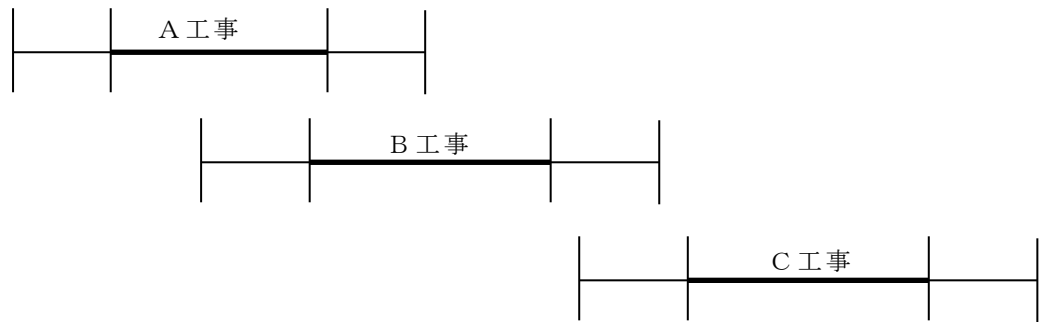
- ・一般管理費等は A・B・C 工事で調整する（C 工事工期が A・B 工事工期と重複している）
- ・共通仮設費、現場管理費は B 工事と C 工事で調整する（C 工事工期が B 工事純工期と重複するが、A 工事純工期とは重複していない）

[C a s e 6]



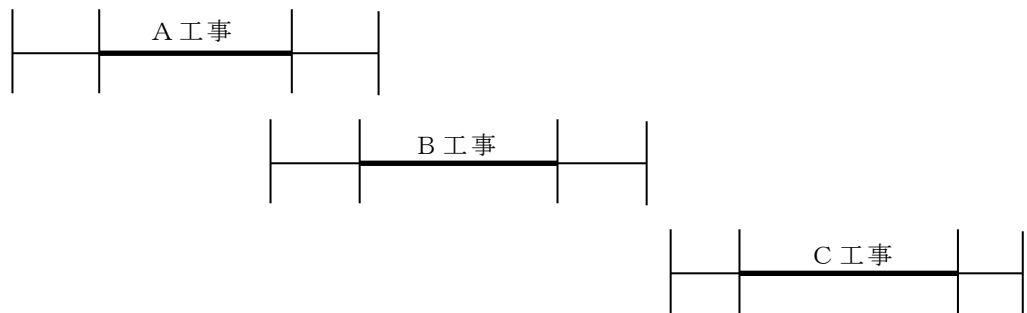
- ・調整は B 工事と C 工事です（C 工事工期が A 工事工期とは重複していないが、B 工事工期とは重複している）
- ・調整はすべての間接費とする（B 工事と C 工事が C a s e 1 と同様の取扱いとなる）

[Case 7]



- ・調整はB工事とC工事です（A工事とC工事の工期が重複していないが、B工事とC工事の工期が重複している）
- ・調整は一般管理費等だけとする（B工事とC工事の工期は重複しているが、B工事純工期とC工事工期が重複していない）

[Case 8]



- ・調整しない（工期が重複していない）

(4) 同時発注（複数件一括発注）工事の基本的事項

- 1) 契約担当課の判断で一括契約としたものは、間接費の調整積算を行わないものとする。

2. 追加工事（随意契約、当初）で全ての間接費を調整する場合の調整例

(1) 各種条件

基準適用年度	現工事及び追加工事共に令和4年度基準
合算後の主たる工種	舗装工事
施工地域等補正	大都市（2）
工事数	現工事及び追加工事共に1件

(2) 算定表（●----->：追加工事視点の計算の流れ）

	追加工事	現工事	全体
主たる工種	舗装工事		
直接工事費	5,400,000	109,000,000	114,400,000
内：区分費（管理区分）	500,000	10,000,000	10,500,000
区分費による3%控除額	380,500	6,839,500	7,220,000
内：間接費非対象額（管理区分）	-100,000	-1,000,000	-1,100,000
文相品費（一般材料費）（間接工事費のみ対象）	100,000	200,000	300,000
支給品費（新築購入費）（間接工事費のみ対象）			0
全部分費（直接工事費＋準備費）	550,000	10,150,000	10,700,000
直接工事費（全区分費を除く）	4,900,000	99,000,000	103,900,000
共通仮設費対象額	5,269,500	103,510,500	108,780,000
共通仮設費対象額（全区分費を除く）	5,100,000	100,200,000	105,300,000
率（修正前）		9.47%	9.37%
地域修正係数		1.5	
率（地域修正後）		14.21%	14.06%
DOT修正係数		1.0	
率（DOT修正後）		14.21%	14.06%
率（DOT修正後）		1.04	1.02
率（道路2日修正後）		14.78%	14.34%
道路2日修正による加算率（合算率と個別修正の差）		0.56%	0.28%
共通仮設費（率分）計上額（出し切り）	590,030	15,298,851	15,888,881
共通仮設費（率分）計上額（まめめ）	590,000	15,298,000	
共通仮設費（率分）計上額（まめめ）	500,000	700,000	1,200,000
内：以下以外の間接費対象額（管理区分）	150,000	250,000	400,000
内：間接費非対象額（管理区分）	300,000	300,000	600,000
内：事業損失防止施設費（管理区分）			0
内：事業損失防止施設費（管理区分）	50,000	150,000	200,000
内：事業損失防止施設費（管理区分）			0
計上の有無	市街地	市街地	市街地
対象額（全区分費が対象外）	5,100,000	100,200,000	105,300,000
率		2.29%	2.27%
現場環境改善費（率分）計上額（出し切り）	95,730	2,294,580	2,390,310
現場環境改善費（率分）計上額（まめめ）	95,000	2,294,000	
現場環境改善費（率分）計上額（まめめ）			0
現場環境改善費（率分）計上額（まめめ）			0
共通仮設費合計	1,185,000	18,292,000	19,477,000
施工費	6,585,000	127,292,000	133,877,000
現場管理費対象額	6,104,500	121,352,500	127,457,000
現場管理費対象額（全区分費を除く）	5,935,000	118,042,000	123,977,000
率（修正前）		24.29%	24.08%
地域修正係数		1.2	
率（地域修正後）		29.15%	28.90%
緊急工事・施工経路・集中作業による加算率（最高2%）		0.00%	
率（緊急・経路・集中作業による加算）		29.15%	28.90%
DOT修正係数		1.0	
率（DOT修正後）		29.15%	28.90%
道路2日修正係数	1.08	1.06	1.06
率（道路2日修正後）		30.90%	30.63%
道路2日修正による加算率（合算率と個別修正の差）		1.73%	1.73%
現場管理費（率分）計上額（出し切り）	1,542,157	37,497,922	39,040,079
現場管理費（率分）計上額（まめめ）	1,542,000	37,497,000	
工事総額	8,127,000	164,789,000	172,916,000
一般管理費等対象額（今回）	7,546,500	158,649,500	166,196,000
（当初）	7,546,500	158,649,500	166,196,000
一般管理費等対象額（全区分費を除く）	7,377,000	155,339,000	162,716,000
率		16.10%	16.00%
一般管理費等計上額（率分の算出上の額）（出し切り）	-1,048,791	25,542,570	26,591,360
金銭的保証による加算率	0.04%	0.04%	
金銭的保証による加算率	3.019	63,460	
一般管理費等計上額（算出上の額）（少数以下四捨五入して2位止め）	1,051,809	25,606,029	26,657,838
一般管理費等計上額（算出上の額）（少数以下四捨五入して2位止め）	8,609	5,029	
一般管理費等計上額（算出上の額）	1,043,000	25,601,000	
工事総額	9,170,000	190,390,000	199,560,000
消費税相当額	917,000	19,039,000	19,956,000
工事費計	10,087,000	209,429,000	219,516,000

共通仮設費	
対象額	共通仮設費率（%）
800万以下	A
800万を超え10億以下	B
10億を超え	C
工種区分	
舗装工事	17.69%
	↑現 9.47%
	↑合 9.37%

共通仮設費率（%）＝A・Pⁿ
 小数点以下第3位を四捨五入して2位止め
 P：対象額（円）
 A・B：定数値

合算の対象額に合算で求めた率を乗じた金額から現工事の率計上額（まめめ前の出し切り額）を控除する。
 （各間接費共通）

現場環境改善費	
対象額：P	現場環境改善費率：i（%）
5億以下	大田市(2) 市街地
	i＝58.8・P ^{-0.174}
	↑現 2.29%
	↑合 0.96%
5億を超え	大田市(2) 市街地
	i＝39.9・P ^{-0.291}
	↑現 2.27%
	↑合 0.71%

i：現場環境改善費率（%）、小数点第3位四捨五入2位止め

現場管理費	
対象額	現場管理費率（%）
700万以下	A
700万を超え10億以下	B
10億を超え	C
工種区分	
舗装工事	40.38%
	↑現 24.29%
	↑合 24.08%

現場管理費率（%）＝A・Bⁿ
 小数点以下第3位を四捨五入して2位止め
 Np：施工費（円）
 A・B：定数値

一般管理費等	
対象額	一般管理費等率（%）
500万以下	A
500万を超え30億以下	B
30億を超え	C
工種区分	
全工種	22.47%
	↑現 16.10%
	↑合 16.00%

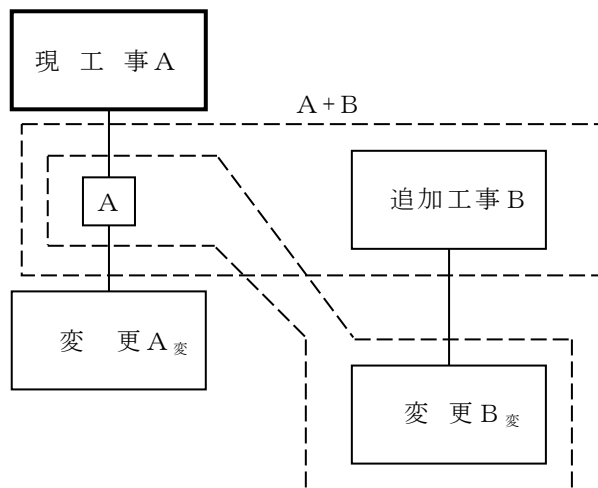
一般管理費等率（%）＝4.97802×LOG(Cp)＋56.92101（%）
 小数点以下第3位を四捨五入して2位止め
 Cp：工事費（円）

変更時の金銭的保証による加算値の率は当初の一般管理費等対象額に乘じる。

3. 調整工事の変更を行う場合の間接費の計算について

(1) 追加工事（随意契約）を発注する場合の調整）

1) 追加工事の発注後、現工事の変更を行う場合

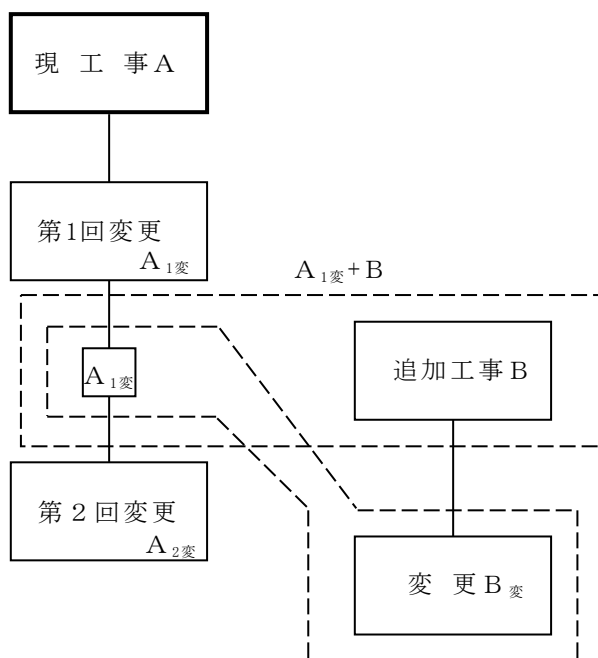


追加調整：現工事Aと合算(A+B)し間接費率を算出合、算の算出額から現工事Aの計上額を差し引く。

現工事の変更：単独で現工事Aから変更A_変を作成する。

追加工事の変更：変更前の現工事Aと合算(A+B_変)し間接費率を算出、合算の算出額から現工事Aの計上額を差し引く。

2) 現工事の変更後、追加工事の発注を行う場合



現工事の変更：単独で現工事Aの変更を行う。
(第1回A_{1変}、第2回A_{2変})

追加調整：第1回変更後（追加工事B発注時点）の現工事A_{1変}と合算(A_{1変}+B)し間接費率を算出、合算の算出額から現工事A_{1変}の計上額を差し引く。

追加工事の変更：現工事A_{1変}と合算(A_{1変}+B_変)し間接費率を算出、合算の算出額から現工事A_{1変}の計上額を差し引く。

4. 土木積算システムにおける調整方法及び設計書への条件明示について

(1) 土木積算システムにおける調整方法について

1) 追加工事（随意契約）の調整方法

メニューバーの「機能」から「近接追加・その他調整」を選択し、以下のウィンドウを表示し、近接追加調整を選択する。

その他の操作方法の詳細については「Web版積算システム利用の手引き」を参照すること。

調整方法指定・調整対象工事一覧

設計書読込 設計書内容表示、入力 工種別金額 調整計算結果 現工事削除 調整解除

調整方法

近接追加調整 共通仮設費、現場環境改善費、現場管理費について、調整しない場合は、機能メニューの「調整の有無」にて設定してください。

その他調整

全体設計書入力(全体設計書の率を採用)

分割設計書入力(他+自設計書の率を採用)

他+自設計書を全体として他設計書の率分を控除(他設計書は再計算しない)

他設計書を単独設計書として使用する

他設計書をそのまま読み込む

他+自設計書を全体として率を採用(他設計書も再計算する)

※他設計書の設計書データへは反映しない

合算主たる工種(D) 自動設定 未設定 間接費率補正 (全体設計書)

調整対象工事一覧 ※調整対象工事が2本以上ある設計書からのスライドはシステム動作対象外です。

入力方法	工事番号	工事名	工期	対象	対象工事番号	対象工事名

2) 設計書読込

調整区分に関わらず、上記ウィンドウのメニューから「設計書読込」クリックして調整対象の設計書を読み込む。

なお、追加工事（随意契約）の場合に読み込む設計書については、追加工事が当初又は変更時であるかどうかに関わらず、追加工事発注時点の設計書を読み込む必要がある点に注意すること。

3) 間接費率補正

以下の手順に従って補正条件を選択する。

なお、変更設計書作成時には当初の主たる工種から変更できないことを踏まえ、上記ウィンドウの中段下部に表示される合算後の主たる工種と一致するよう、間接費ウィンドウにおける単独工事での主たる工種を必要に応じて任意設定しておくこと。

また、一般管理費等における「前払金支出割合による補正係数」や「契約保証に係る補正率」等については、調整後の自設計書の工事費を踏まえて、メニューバーの「機能」から「率補正」を選択し、単独工事と同様に個別の条件を設定すること。

4) その他

① 調整計算の検算

土木積算システムの調整機能での対応できる場合であっても、別途エクセル等により調整計算の検算を行うこと。

(2) 設計図書への条件明示について

1) 追加工事（随意契約） ただし、全ての間接費を調整する場合

- ・表紙及び「積算参考資料（間接費補正一覧）」の「調整区分」において、「近接追加調整」と表記する。
ただし、金抜き設計書においては、「積算参考資料（間接費補正一覧）」にのみ表記する。

第 5 章 数値基準等

- 1．設計表示単位及び数値の取扱い…………… I－5－1
- 2．数量計算要領…………… I－5－1

第 5 章 数値基準等

1. 設計表示単位及び数位の取扱い

- (1) 設計表示単位及び数位は、「土木工事標準積算基準書第Ⅰ編第5章数値基準」によるものとする。
- (2) 設計数量が設計表示数位に満たない場合及び、工事規模、工事内容等により、設計表示数位が不適当と判断される場合（小規模工事等）は、有効数位第1位の数量を設計表示数位とする。
- (3) 数値基準以外の種目について、設計表示単位及び数位を定める必要が生じたときは、工事規模、工事内容及び数値基準等を勘案して適正に定めるものとする。
- (4) 設計計上数量は、「土木工事数量算出要領（案）」により算出された数量を、設計表示数位に四捨五入して求めるものとする。
- (5) 設計表示単位及び数位の適用は、細別（新土木工事積算大系におけるレベル4）ごとを原則とし、工種（同レベル2）・種別（同レベル3）は一式を原則とする。
- (6) 数量計算は、「土木工事数量算出要領（案）」によるものとする。
- (7) 带状構造物等の延長の図示は、0.1m単位で行うものとする。
- (8) 契約数量は、設計計上数量とする。ただし、工事目的物以外で、指定仮設等数量明示が必要な種目以外は一式として計上する。
- (9) 設計表示単位及び数位は、設計図書に添付するものとする。（土質調査、測量業務関係等は除く）
- (10) 設計表示数位に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとする。（前回契約数量を対象）
- (11) 単価契約には、設計表示単位及び数位を適用しない。
- (12) 金抜設計書には、数量総括表は用いず、設計内訳書を用いる。

2. 数量計算要領

- (1) C A Dソフトによる数量計算方法について

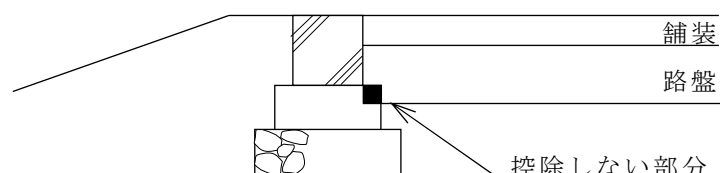
面積の計算については「土木工事数量算出要領（案）」によることとしているが、C A Dソフトによる算出の協議があった場合は、承諾できるものとする。

ただし、現在C A Dソフトによる計算結果の確認（チェック）について定められたものがないため、計算内容を考慮のうえ適宜算出結果のチェックを行うものとする。

- (2) 構造物の数量から控除しないもの

歩道舗装（及び路盤）に一部重複（くい込む）する境界ブロック等基礎コンクリート（及び碎石）については、舗装厚（及び路盤厚）全層に食い込むものを除き舗装（及び路盤）面積から控除しないものとする。

（参考図）例



第 7 章 土木請負工事の特許使用料 の積算

1. 積算の考え方	I - 7 - 1
-----------	-----------

第 7 章 土木請負工事の特許使用料の積算

1. 積算の考え方

(1) 特記仕様書（個別工事編）

特記仕様書（個別工事編）で「〇〇〇については□□□工法によるものとする。この工法については特許権の対象である。」と記述する。

(2) 特許料の扱い

特許料は予定価格に含ませて算出する。請負業者が特許権者であり、特許料が不要であっても減額変更は行わない。

第 8 章 時間的制約を受ける公共土木 工事の積算

1. 時間的制約を受ける公共土木工事の積算要領·····	I - 8 - 1
------------------------------	-----------

第 8 章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算

1. 時間的制約を受ける公共土木工事の積算要領

1 時間的に制約を受ける工事の設計労務単価の補正割増を行った場合は、特記仕様書（個別工事編）において、工種・施工時間と合わせて別表－1を参考に条件明示を行うものとする。

2 工事着手後、関係機関から時間的制約条件を付された場合は、監督職員との協議事項とし、設計変更等において適正に対処するものとする。

例）現道工事において所轄警察等から規制時間帯を9～17時（又は22時～6時）と時間的制約条件（8時間）を付された場合は、休憩1時間を見込み、作業時間を7時間00分（時間的制約時間内の規制に要する準備・片付け時間30分含む）とし補正割増計算＝1.14を摘要。

3 補正割増し係数は、内訳書又は単価表の計算条件の設定画面（積算システム）に次のように入力する。

（例）① 作業時間が8時～17時までの時間帯の場合で時間的制約を著しく受ける場合

② 作業時間が20時～6時までの時間帯の場合（21時～5時までの例）

（基準書Ⅰ－8－①－2 例－1の場合）

③ 作業時間が18時～4時までの時間帯の場合（19時～3時までの例）

（基準書Ⅰ－8－①－2 例－2の場合）

属性変更（単価表・一式内訳書、計算条件）

道路維持／道路土工／掘削工／掘削

1次単価表 掘削

計算状態 未計算

労務費調整係数

労務費調整係数(R) 1.000

所定時間外の超過時間(1) 0.0 所定時間の内20～6時にかかる労働時間(2) 0.0

規制(K) 1:基準日額一括割増し

適用年月

歩掛適用年

単価使用年

単価地区(県)

	労務費調整係数(R)	超過時間(1)	労働時間(2)	規制(K)
(例) ①	1. 1 4 0	0. 0	0. 0	1
(例) ②	1. 7 1 0	0. 0	0. 0	1
(例) ③	1. 6 2 8	0. 0	0. 0	1

4 交通誘導警備員については、時間的に制約を受ける工事の設計労務単価の補正割増は行わない。

別表－１

明示項目	明 示 事 項
工 程 関 係	○施工時間が制限される場合は、その施工時間 ○他関係機関との協議結果により特定された条件が付され、当該工事の工程に影響がある場合、その当該条件 例：現道上の工事においては、一日の作業終了後、一般交通に供するものとする。 等
公 害 関 係	○工事に伴う公害防止のため、作業時間等に制限がある場合はその条件
安 全 対 策 関 係	○交通安全施設等を指定する場合は、その内容 ○近接する工事で作業時間等に制限がある場合、その内容

第 9 章 土木請負工事における現場環境 改善費の積算

1. 現場環境改善費の積算·····	I - 9 - 1
--------------------	-----------

第 9 章 土木請負工事における現場環境改善費 の積算

1. 現場環境改善費の積算

(1) 土木請負工事における現場環境改善費の積算については、原則として全工事に適用するものとする。

(2) 現場環境改善の実施が困難であり、効果が期待出来ない場合に限り、対象外とすることが出来る。

例① 屋外作業を伴わない場合

例② 近接地の類似工事等の実績から『現場事務所を設けずに施工する』と想定した場合

ただし、例②において契約後に受注者が現場事務所を設置した場合にも、現場条件が変わらない限り、設計変更の対象とはしないため、現場環境改善の対象外と判断する際には現場状況等を十分に勘案のうえ決定するものとする。

また、例①及び例②に該当する場合においても、現場条件等を考慮し、必要と判断される場合は計上する。

第10章 工事における工期延長等に伴う 増加費用の積算

1. 準拠する国土交通省通達	I - 1 0 - 1
2. 一時中止に伴わない工期延長の取扱い	I - 1 0 - 1
3. その他参考図書	I - 1 0 - 1
4. 本省の基準適用に当たっての協議	I - 1 0 - 1
5. 準拠する国土交通省通達本文	I - 1 0 - 2

第 10 章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算

1. 準拠する国土交通省通達（通達本文は次ページ以降に掲載）

- (1) 令和3年2月22日付け国官技第286号「「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法」の改定について」
- (2) 令和2年2月13日付け事務連絡「「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法についての運用」について」

2. 一時中止に伴わない工期延長の取扱い

- (1) 当初の設計図書において具体的な日数を見込んでいる工期延長については、本章の基準を適用しない。
- (2) 工期延長の日数に関わらず、原則として、標準積算による率計上は適用せず、該当する費目について積上げ計上を行うものとする。
- (3) 工期延長に伴う増加費用は、受注者の負担費用を示す書面（受注者から提示された明細書や見積書等）に基づいて必要性や数量等を受発注者協議して算定するものとするものとし、増加費用についての変更契約は精算変更時に行うことを原則とする。

3. その他参考図書

本章の基準の運用にあたっては、国土交通省近畿地方整備局が公表する「工事一時中止に係るガイドライン（案）」（令和5年3月）を参考とすること。

4. 本章の基準適用に当たっての協議

工期延長に伴って本章の基準を適用する可能性のある案件が生じた場合は、その都度、本章の基準の適用の適否について監理検査課と協議すること。

5. 準拠する国土交通省通達本文

- (1) 令和3年2月22日付け国官技第286号「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法」の改定について」

国 官 技 第 2 8 6 号
令 和 3 年 2 月 2 2 日

各 地 方 整 備 局 長 殿
北 海 道 開 発 局 長 殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 長 殿

国土交通省
大臣官房 技術審議官
(公印省略)

「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法」の改定について

請負工事における工期の延長等をした場合の増加費用の積算方法については、令和2年2月13日付け国官技第364号により通知しているところであるが、別紙のとおり改定し、施行することとしたので通知する。

附則

本通知は、2021（令和3）年4月1日より適用する。

なお、「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について」（令和2年2月13日付け国官技第364号）は、令和3年3月31日をもって廃止する。

工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法

受注者の責めに帰すことができないものにより請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長や一時中止（以下「工期延長等」という。）をした場合の増加費用等の負担については、工事請負契約書の制定について（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）及び工事請負契約書の運用基準について（平成7年6月30日付け建設省厚契第27号）により行うこととされているところであるが、増加費用等の積算について、下記によるものとする。

記

1. 対象工事

発注者が、工事請負契約書第19条により必要があると認め、設計図書の変更を行い、工期を延長する工事及び工事請負契約書第20条により一時中止（以下「中止」という。）を行う工事とする。

2. この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 現場搬入済の材料、機械等……中止以前に工事現場に到着又は搬送手配済の材料、機械等
- (2) 期間要素を考慮して計上されている材料、機械等……中止指示時点（以下「中止時点」という。）における当該工事の設計書（以下「元設計」という。）において、供用されている期間の長さによって積算額が変わるものとして、取扱われている材料、機械等

3. 請負代金額または工期の変更

工事における工期延長等をした場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

4. 中止時における指示

発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

5. 基本計画書

- (1) 受注者は、工事を中止した場合においては、次項に定めるところにより中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し協議する。
- (2) 基本計画書においては、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにするものとする。
- (3) 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとし、受注者は、基本計画書においてこの旨を明らかにするものとする。
- (4) 基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。

6. 工期短縮計画書

- (1) 発注者は中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
- (2) 受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- (3) 協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

7. 工期延長等に伴う増加費用

- (1) 工期延長等に伴う増加費用の算定は、工事現場の維持等の費用の明細書（中止の場合は、受注者が作成した基本計画書）に基づき、費用の必要性・数量などを受発注者協議して行うものとする。
- (2) 増加費用の各構成費目は、原則として、工期延長等に要した費目の内容について積算するものとし、再開以降の工事にかかる増加費用については、従来どおり設計変更を行うものとする。
- (3) 工期延長等に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。

8. 増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に工期延長等をした場合の費用

増加費用の適用は、工期延長等に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、工期延長等となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

1) 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、工期延長等に伴い工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は現場常駐の従業員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。

2) 工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。

3) 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。

4) 工期延長等となる場合の費用

工期延長等となる場合の費用とは、工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。

5) 工期短縮を行った場合の費用

工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。

(2) 契約後準備工着手前に工期延長等をした場合

1) 契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。

2) 発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工期延長等を受注者に通知する。

3) 工期延長等に伴う増加費用は計上しない

(3) 準備工期間に工期延長等をした場合の費用

1) 準備工期間とは、契約締結後で現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。

2) 発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工期延長等を受注者に通知する。

3) 増加費用は、安全費、営繕費及び現場管理費等が想定されるので、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。

9. 増加費用の設計書における取扱い

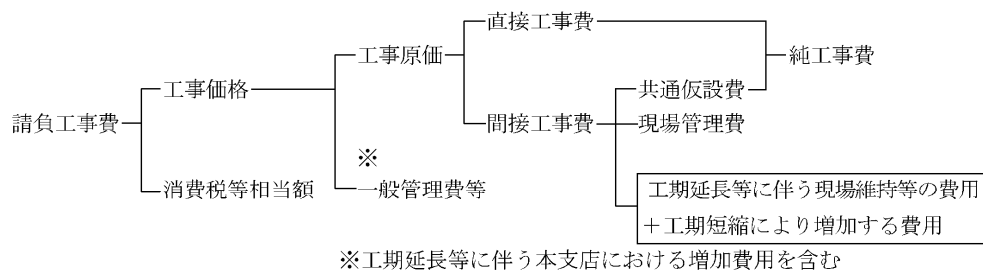
増加費用は、工事の設計書の中に「工期延長等に伴う現場維持等の費用」として、原契約の請負工事費とは別に計上するものとする。ただし、設計書の上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなすものとする。

10. 増加費用の事務処理上の取扱い

- (1) 増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない、更改契約するものとする。
- (2) 増加費用は、受注者の請求があった場合に負担するものとする。
- (3) 増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して、行うものとする。

11. 増加費用の構成

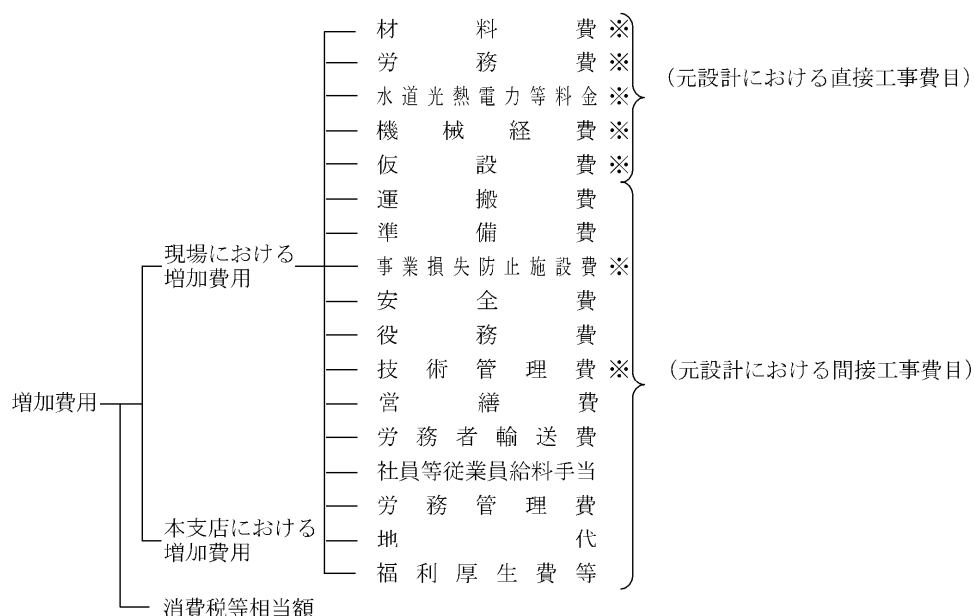
工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、算定方法は、工期延長等の期間が3ヶ月以内は標準積算により算定し、工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。

12. 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用（標準積算）

- (1) 標準積算により算定する場合、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び比率項目とする。
- 1) 増加費用の構成費目は、次のとおりとする。



2) 増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

i) 現場における増加費用

イ 材料費

① 材料の保管費用

工事を工期延長したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用

ロ 労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。

ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

④ 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費、賃料・損料、管理費を含む。）

⑤ 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

ホ 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）

③ 工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

ヘ 運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

工期延長等の要因発生時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工期延長等されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ト 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

① 既存の安全設備に係る費用

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の工期延長等に伴う損料及び維持補修の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

ヌ 役務費

① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の工期延長等期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る工期延長等期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の工期延長等期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における工期延長等期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

カ 社員等従業員給料手当

工期延長等期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用

② 工期延長等の要因発生時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用

③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

④ 工期延長等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

コ 労務管理費

① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

工期延長等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

② 解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間の費用

レ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用

ii) 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

iii) 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

(2) 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、以下の式により算出する。

$$G = d g \times J + \alpha$$

ただし、

G : 工期延長等に伴うの現場維持等の費用 (単位 円 1,000円未満切り捨て)

d g : 工期延長等に係る現場経費率 (%) 小数点第4位四捨五入3位止め

J : 対象額 (工期延長等時点の契約上の純工事費) (単位 円 1,000円未満切り捨て)

α : 積上げ費用 (単位 円 1,000円未満切り捨て)

1) 工期延長等に伴い増加する現場経費率

$$d g = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

ただし、

d g : 工期延長等に伴い増加する現場経費率 (%) 小数点第4位四捨五入3位止め

J : 対象額 (工期延長等時点の契約上の純工事費) (単位 円 1,000円未満切り捨て)

N : 工期延長等日数 (受注者の責めに帰す場合は除く) (日)

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長等日数

R : 公共工事設計労務単価 (土木一般世話役)

A :

B :

a :

b :

工種ごとに決まる係数 (別表-1)

別表－1

工種区分	係数 A						係数 B						係数 a	係数 b		
	一般交通影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	山間僻地及び離島	一般交通影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)			市街地(DID補正)	山間僻地及び離島
河川工事	1901.4	—	—	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	—	—	—	-0.3275	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615
河川・道路構造物工事	410.4	—	—	453.5	452.4	452.4	413.5	-0.2019	—	—	—	-0.2004	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057
海岸工事	521.4	—	—	550.7	561.8	561.8	488.2	-0.2306	—	—	—	-0.2255	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226
道路改良工事	78.9	—	—	87.2	87.0	87.0	79.4	-0.0714	—	—	—	-0.0698	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611
鋼橋架設工事	4760.3	—	5819.2	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	-0.3805	—	-0.3793	—	-0.3796	-0.3801	-0.3791	8.9850	0.2036
PC橋工事	1238.0	—	—	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	-0.2884	—	—	—	-0.2907	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394
橋梁保全工事	3393.5	—	—	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5	-0.3455	—	—	—	-0.3485	-0.3470	-0.3504	1.6260	0.2838
舗装工事	923.0	1754.5	1331.5	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	-0.2725	-0.3002	-0.2837	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147
共同溝等工事(1)	213.2	—	—	247.5	241.0	241.0	232.8	-0.1455	—	—	—	-0.1480	-0.1468	-0.1496	0.4678	0.3598
共同溝等工事(2)	314.1	—	—	363.9	354.7	354.7	341.7	-0.1833	—	—	—	-0.1852	-0.1843	-0.1865	0.0142	0.5399
トンネル工事	1070.6	—	—	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-0.2619	—	—	—	-0.2685	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194
砂防・地すべり等工事	275.1	—	—	288.4	295.3	295.3	254.5	-0.1797	—	—	—	-0.1738	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132
道路維持工事	303.5	362.0	363.4	333.4	333.6	363.7	302.7	-0.1653	-0.1588	-0.1628	-0.1634	-0.1643	-0.1636	-0.1623	1.6840	0.2898
河川維持工事	635.1	—	—	697.2	697.9	697.9	633.0	-0.2406	—	—	—	-0.2391	-0.2399	-0.2381	8.0310	0.2114
下水道工事(1)	103.2	—	133.3	119.9	116.7	116.7	112.6	-0.0941	—	-0.0975	—	-0.0966	-0.0954	-0.0981	0.5192	0.3472
下水道工事(2)	282.4	—	333.1	306.7	308.7	308.7	276.7	-0.1811	—	-0.1770	—	-0.1781	-0.1796	-0.1763	1.1316	0.3060
下水道工事(3)	366.6	—	—	422.5	412.8	412.8	395.6	-0.1891	—	—	—	-0.1916	-0.1904	-0.1932	2.7078	0.2589
下水道工事(4)	186.2	—	225.2	206.0	205.4	205.4	188.0	-0.1419	—	-0.1404	—	-0.1408	-0.1414	-0.1401	0.6805	0.3202
公園工事	643.6	—	—	715.1	711.5	711.5	654.3	-0.2235	—	—	—	-0.2229	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739
コンクリートダム工事	115.6	—	—	—	—	—	—	-0.0824	—	—	—	—	—	—	0.3392	0.3621
フィリダム工事	91.3	—	—	—	—	—	—	-0.0673	—	—	—	—	—	—	0.1633	0.3963
電線共同溝工事	266.2	323.7	320.4	293.4	293.1	320.0	267.2	-0.1540	-0.1467	-0.1510	-0.1518	-0.1529	-0.1520	-0.1504	0.0035	0.6165
情報ボックス工事	1338.5	—	—	1523.7	1498.7	1498.7	1413.4	-0.2880	—	—	—	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249

(2) 令和2年2月13日付け事務連絡「「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法についての運用」について」

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 13 日

各 地 方 整 備 局 技 術 調 整 管 理 官
北 海 道 開 発 局 技 術 管 理 企 画 官
沖 縄 総 合 事 務 局 技 術 企 画 官 } あて

大臣官房技術調査課事業評価・保全企画官

「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法についての運用」について

工期延長等に伴う増加費用の計上については、「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について」（令和2年2月13日付け国官技第364号）（以下「本通知」という）が通知されたところであるが、本通知の運用にあたっては、下記のとおり取扱うこととするので、遺漏なきよう留意願います。

記

1. 工事請負契約書第19条に基づく直接工事費の変更により、設計図書の変更を伴う工期の延長を行う工事については、本通知の対象外である。
2. 本通知における別紙の12.（1）2）i）ロ①の「ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用」とは、迅速な工事再開に向けて必要と認められる現場の状態監視や現場の保安等の実作業に係る費用を指す。

第11章 施工箇所が点在する工事の積算

1. 施工箇所が点在する工事の積算方法について……………	I - 1	1 - 1
------------------------------	-------	-------

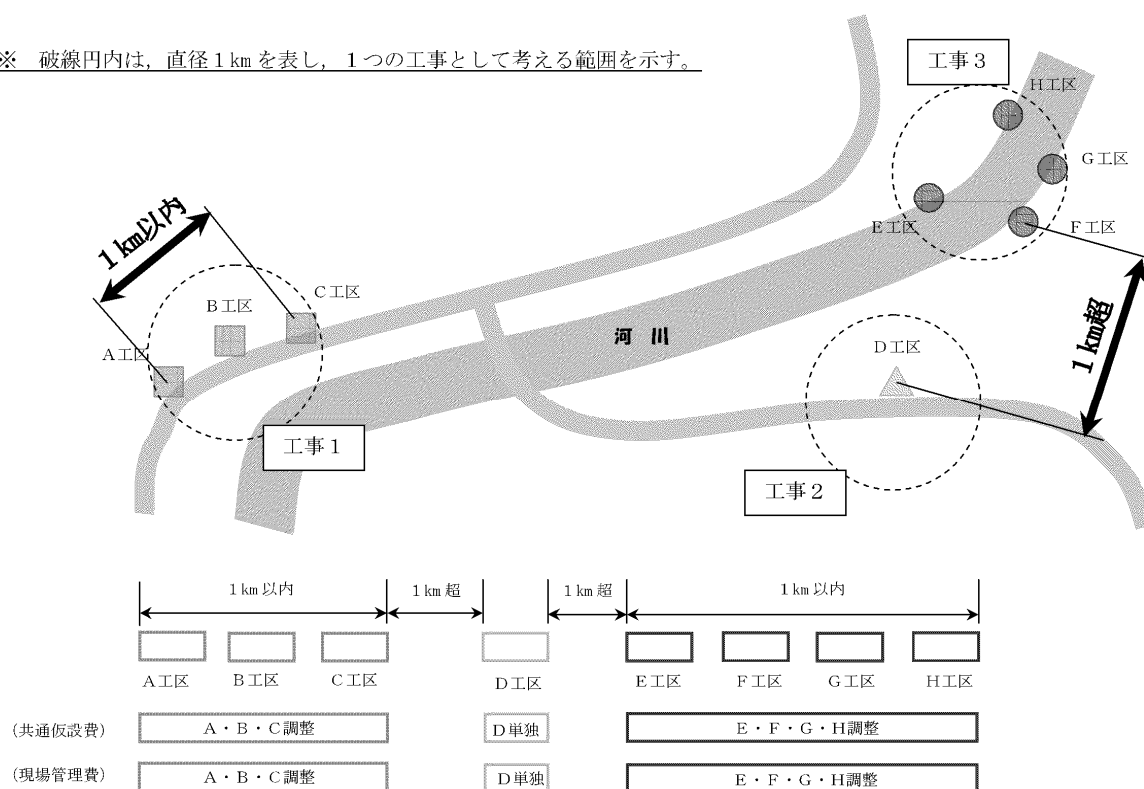
第11章 施工箇所が点在する工事の積算

1. 施工箇所が点在する工事の積算について

- (1) 「土木工事標準積算基準書（共通編） 第Ⅰ編 第11章」及び「土木工事標準積算基準書（電気通信編・機械編）第Ⅸ編 第1章」による「施工箇所が点在する工事の積算」の適用については、施行決定起案前に監理検査課を通じて契約課と事前協議を行ったうえで判断する。
- (2) 適用対象の判断については、土木工事標準積算基準書と以下の「発注工事イメージ」等を参照の上で判断する。

< 施工箇所が点在する工事の積算（イメージ①） >

※ 破線円内は、直径1kmを表し、1つの工事として考える範囲を示す。



※一般管理費等の積算については、施工箇所毎に分けない積算と同様とする。

- (3) 施工箇所が点在する工事については、金抜き設計書では単価地区が非表示となるため箇所図から単価地区を判定する。

第14章 そ の 他

1. 植栽工事における割増積算	I - 1 4 - 1
2. 労務単価関係	I - 1 4 - 4
3. 材料単価関係	I - 1 4 - 1 0
別紙 京都市土木積算システム設計単価における地域割 及び掲載都市の取扱いについて	I - 1 4 - 1 3
資材地区別単価地域割図	I - 1 4 - 1 4
4. 工期の算定	I - 1 4 - 1 9
5. 設計変更における材料、労務単価等の取扱いについて	I - 1 4 - 2 1
6. 建設副産物の処分に係る費用の積算等について	I - 1 4 - 2 2
7. 再生資材の使用について	I - 1 4 - 2 8
8. 業務委託料の計上について	I - 1 4 - 2 9
9. 標準歩掛等が適用できない場合の歩掛の決定方法等について	I - 1 4 - 3 0
10. 土木みどり事務所の「（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託」 における独自運用について	I - 1 4 - 3 1
11. LED照明灯具等に係る間接費の取扱について	I - 1 4 - 3 2
12. 工事費の積算における電力量料金単価について	I - 1 4 - 3 3

第14章 そ の 他

1. 植栽工事における割増積算

(1) 「植栽工事における割増積算について」（準拠する旧建設省通達）

建設省会発第532号

昭和56年6月1日

京 都 市 長 殿

建設大臣官房会計課長

植栽工事における割増積算について

植栽工事完了後の新植樹木等の枯損については、公共工事標準請負契約約款第37条（かし担保）又は設計図書の定めにより請負者が新植樹木等の植替えを行うものとしているが、新植樹木等の枯損は、通常の技術を持ってしても不可避の場合がある。このため、建設省所管補助事業（建設省住宅局において主管する補助金等に係るもの（営繕工事）を除く。）に係る植栽工事については、下記により植栽費に一定の割増率を乗じた費用（以下「植栽割増」という。）を積算し、植替え工事の円滑を期すこととしたので遺憾のないよう措置されたく通知する。

なお、都道府県においては、貴管関係市町村（指定市を除く）にも周知されるようお願いする。

記

1. 対象とする工事

植栽割増の対象とする工事は、樹木又は地被植物（地表面を覆う目的をもって植栽される芝類、笹類等の永年性植物）（以下「樹木等」という。）に係る植栽工事（他の工事に植栽工事を含める場合を含む。）で、設計図書により枯損樹木等の植替えが義務付けされているものとする。

ただし、移植工事（植物材料の支給による工事を含む。）及び根廻工事については、植栽割増の対象から除くものとする。

2. 積算方法

植栽割増の積算は、植栽に係る単価の設定に当って、植栽材料（樹木、芝生等の地被植物、支柱、土壌改良剤、目土、雑品等）の材料費及び労務費（床堀、植付、小運搬、支柱立込み、敷均し、目土散布等に要する労務費）について0.5%の割増を見込むものとし、当該単価で積算するものとする。

3. 植替えの対象とする樹木等

植栽割増を見込んだ樹木等が工事完成引渡し後1年以内に、植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね3分の2以上になった場合又は通直な主幹を持つ樹木については、樹高のおおむね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となるものを含む。）となった場合には、請負者は当初植栽した樹木等と同等又はそれ以上の規格のものに植替えるものとする。

附 則 この通知は、昭和56年7月1日以降の契約について適用する。

(2) 「植栽工事における割増積算について」の運用（準拠する旧建設省事務連絡）

事務連絡
昭和56年7月28日

京都市建設局
建設管理課長 殿

建設大臣官房会計課長

植栽工事における割増について

標記については、先般建設大臣官房技術参事官より通知のあった所ですが、近畿地方建設局別紙のとおり運用することとしたので、参考を送付します。

（別紙）

- 1 植栽割増の対象となる工事は、次のとおりとする。
 - (1) 植樹工事
 - (2) 地被植物に係る植栽工事〔芝類（人工芝は除く）、笹類、じゃのひげ等の植栽、芝付工等の法面緑化工事。ただし、種子吹付工は除く。〕
 - (3) 上記(1)～(2)の工事は、他の工事に含めて発注される場合も含む。
 - (4) 上記(1)～(2)に係る工事であっても、移植工事、根廻工事、樹木等を支給する工事及び樹木等の発生材料を使用する工事等植物材料の購入を伴わない工事は、割増の対象とはしない。
 - (5) 土木営繕工事及び道路維持作業単価契約に係るものは割増の対象としない。
- 2 植栽割増の積算対象品目等は、次のとおりとする。
 - (1) 材料費
当該植栽工事を施工するのに直接必要な材料の費用とし、具体的には次の例による。
（例）
樹木、地被植物〔芝類（人工芝は除く）、笹類、じゃのひげ等〕、支柱材料、土壌改良剤、肥料、目土、幹巻き材料、敷わら材料、目ぐし、雑品等とする。
なお、芝付工における表土、客土、樹木等以外の支給材（評価額）、発生材は対象外とする。
 - (2) 労務費
当該工事を施工するのに直接必要な労務費とする。
 - (3) 機械経費
当該工事を施工するのに直接必要な機械の使用に要する経費とする。
なお、無償貸付機械がある場合、無償貸付機械の損料は対象とするが、評価額は対象外とする。
- 3 植栽割増を行った場合、特記仕様書には次の例により必要事項を記載するものとする。
（例：省略）
- 4 干害、塩害、風水害等による枯損の扱い
干害、塩害、風水害等に起因するものであっても立ち枯れの状態のものについては植替の対象とするが、流失、折損、倒木による枯損は植替の対象とならない。
- 5 地被類の枯れの判断について
地被類は樹木と異なり、施工状況によって枯が異なり、その判断は一律にはいかない。
したがって、地被類の枯れの判断は、当該地被類が当該工事の目的に合致しているかどうかを発注者が判断して行うものとする。
- 6 工事請負契約書第36条によるかし担保と設計図書で定める植栽義務（枯補償）の関係について
植栽割増による植替義務は、通常の技術をもって施工しても不可避免的なかし以外の原因による枯損の復元費を植栽割増として扱っているものであり、請負者のかしの救済するものではない。
したがって、例えば、かし担保期間が○年間である場合、植栽割増による植替義務は1年で消滅するが、かし担保は○年間継続することとなる。

7 工事完成後（引渡し後）における管理義務について

工事完成後引渡しを受けた後は、その所有者である発注者に善管義務がある。従って、善管義務の範囲で発注者が管理を行うことになるが、請負者の自主努力による枯損防止のための維持管理は従来どおりである。

8 植栽割増による植替えの請負者への通知等は別記様式により行うものとする。
（別記様式：省略）

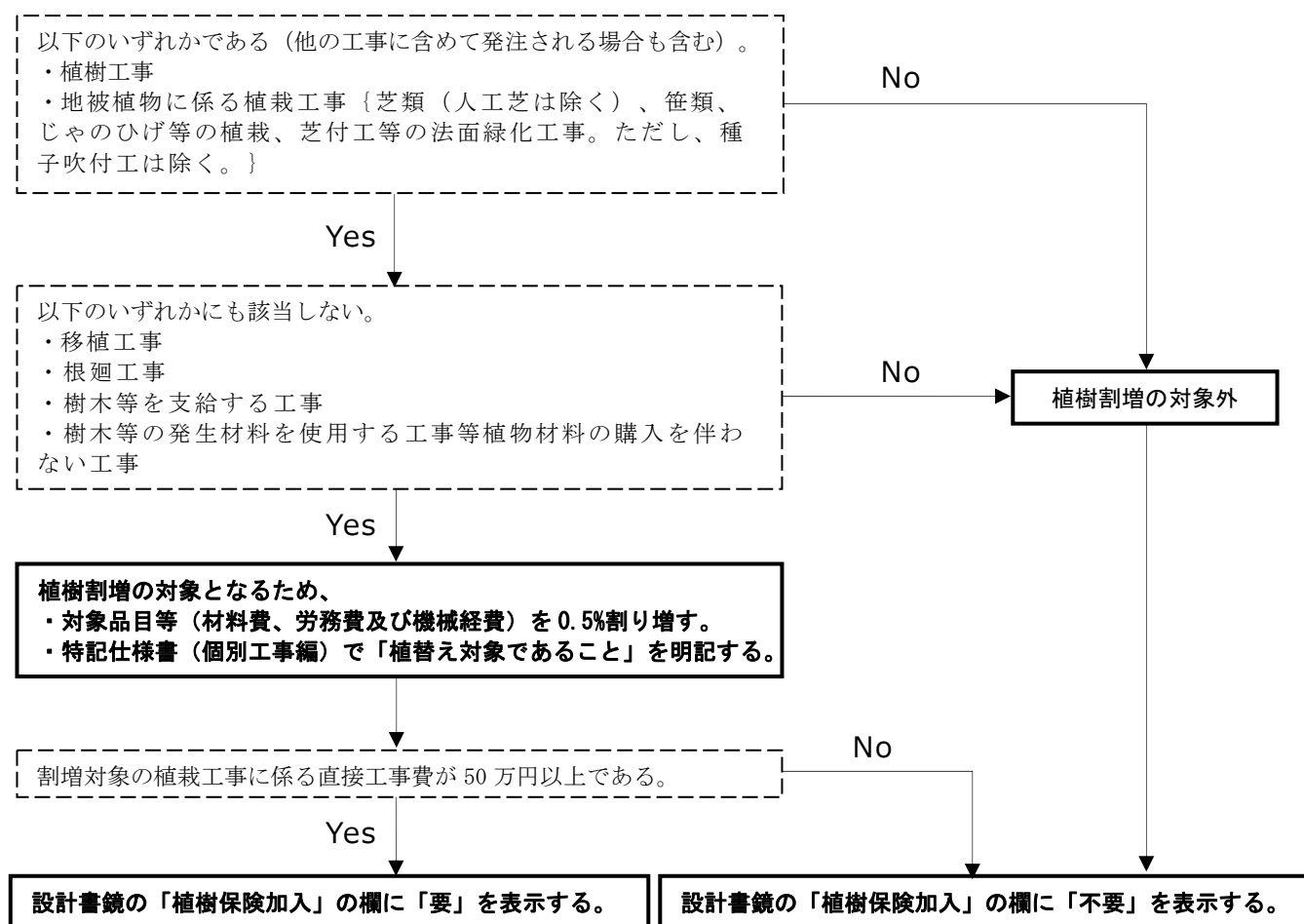
9 植栽割増による積算については、通達本文どおり割増対象品目等に対して0.5%の割増を行うものとし、間接工事費、一般管理費等の対象とする。
なお、電算処理については、別途通知する施工単価表により実施するものとする。

10 この運用は、昭和56年8月1日以降に現場説明を行う工事から適用する。

(3) その他の運用

割増対象の植栽工事に係る直接工事費が50万円以上の工事においては、設計書の鏡に表示される「樹木保険加入」適用欄を「要」と表示するものとし、現場説明時にも植樹保険に付すよう重ねて指導するものとする。（積算システム上では樹木保険と表示されるが植樹保険と読み替えて運用する）

(4) 「植栽工事における割増積算について」の運用フロー図＜参考＞



2. 労務単価関係

(1) 設計労務単価の取扱いについて

1) 適用期間

年度を2回に別けて決定する。

- ・ 当初単価 : 適用期間は、8月11日～2月10日まで
- ・ 2月単価 : 適用期間は、2月11日～翌年度当初単価適用まで

なお、材料単価の運用に合わせて年度内2回としているが、国土交通省が毎年行う公共工事労務費調査等の結果に従って年1回改正することを基本としており、この間に賃金が大きく変動した場合、適宜対応するものである。

2) 基準額の定義

- イ) 基準額の構成は、基本給、諸手当、賞与、臨時給与等である。
- ロ) 基準額は、昼間における労働時間8時間に対する賃金である。
- ハ) 時間外手当等を算出する場合、基準額から賞与等を差し引いた賃金額（基本給）が割増の対象となり、賃金額と基準額との比が基本給構成比（％）である。

3) 夜間工事の割増例

- イ) 24時間2交替制を計画する場合の例について、「(2) 計算例1」に示す。
 - ロ) 施工時間を21時から6時とする場合の例について、「(3) 計算例2」に示す。
- ※ 時間的制約を受ける公共土木工事の積算については、土木工事標準積算基準書第Ⅰ編総則第8章（共通編Ⅰ－8－①、参考資料Ⅰ－8－1）による。

4) 時間外等割増の計算方法

イ) 割増賃金（円／時間）

- ① 時間外割増し $= 1/8 \times (\text{基準額}) \times (\text{構成比}) \times 1.25$
- ② 深夜割増し $= 1/8 \times (\text{基準額}) \times (\text{構成比}) \times 0.25$
- ③ 深夜時間外割増し $= 1/8 \times (\text{基準額}) \times (\text{構成比}) \times 1.50$
- ④ 休日割増し $= 1/8 \times (\text{基準額}) \times (\text{構成比}) \times 1.35$
- ⑤ 休日深夜割増し $= 1/8 \times (\text{基準額}) \times (\text{構成比}) \times 1.60$

（注1）構成比（ α ）とは、基準額に占める「基本給部分＋割増の対象となる手当合計」の割合であり、割増賃金対象比ともいう。

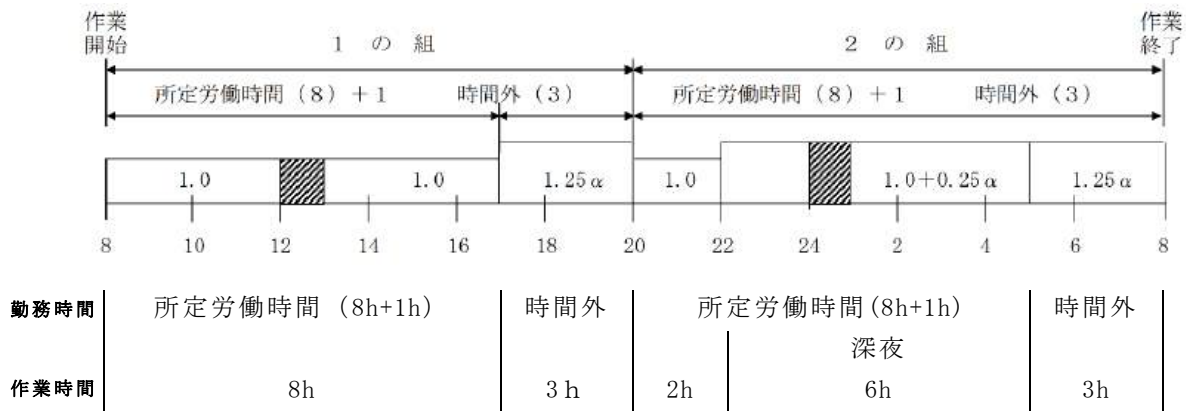
（注2）割増後の労務単価は小数第1位を四捨五入し1円単位とする。

5) 災害復旧などやむを得ず法定休日に作業が必要となった場合は、監理検査課と調整すること。

(2) 計算例 1：構成比を要する計算例（共通編 I－2－①－3 [例－2] のケース）

1) 前提条件：24時間2交替制

（1組当たりの作業時間＝8時間＋時間外3時間＝11時間）



2) 労務費調整係数

$$\text{労務費調整係数} = (8 \times 1 + 3 \times 1.25 + 2 \times 1 + 6 \times 1.25 + 3 \times 1.25) / (8 + 3 + 2 + 6 + 3) \\ = 1.136 \text{ (小数点以下第4位を四捨五入)}$$

3) 労務単価の調整計算例（交通誘導警備員Bの場合）

労務単価（令和7年3月単価（京都単価））

労務単価＝14,200円（ただし、所定労働時間内8時間当たり）

構成比 $\alpha = 0.908$

超過時間1＝所定時間外の超過労働時間(1)＝ $(3+3) / 2 = 3.0$

超過時間2＝所定時間の内20～6時に係る労働時間(2)＝0

※ 超過時間2は、共通編 I－2－①－3 [例－3] のように、やむを得ず通常勤務すべき時間帯（8h～17h）をはずして作業を計画する場合に割増しを加算する時間であるため、24時間2交替制の場合は0になる。

$$\begin{aligned} \text{補正後労務単価} &= \text{労務単価} \times \text{労務構成比} \times \text{労務調整係数} + (\text{労務単価} - \text{労務単価} \times \text{労務構成比}) \times (1 + (0.5 \div 8) \times \text{超過時間2}) \times 8 \div (8 + \text{超過時間1}) \\ &= 14,200 \times 0.908 \times 1.136 + (14,200 - 14,200 \times 0.908) \times (1 + 0.0625 \times 0) \times 8 \div (8 + 3) \\ &= 15,597.2386 \dots \\ &= 15,597.239 \text{ (小数4位四捨五入の小数3位止め)} \end{aligned}$$

週休二日の計算例（月単位の週休2日及び完全週休2日（土日））

$$\begin{aligned} &= \text{補正後労務単価} \times 1.02 \text{ (月単位の週休2日及び完全週休2日（土日）)} \\ &= 15,597.239 \times 1.02 \\ &= 15,909.18378 \\ &= 15,909.184 \text{ (小数4位四捨五入の小数3位止め)} \end{aligned}$$

労務単価端数処理

$$\begin{aligned} &= 15,909.184 \\ &= 15,909 \text{ (小数点以下四捨五入の整数止め)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 & \text{共通編 I - 2 - ① - 4 「5. 諸雑費及び端数処理」より} \\
 & = 15,909 + 1 \text{ (諸雑費 (まるめ))} \\
 & = 15,910
 \end{aligned}$$

作業時間11時間当たりへと換算し数量を割り増すため別途「11/8」を乗じる必要あり

$$\begin{aligned}
 \text{数量割増後の労務単価} &= \text{補正後労務単価} \times 11/8 \\
 &= 15,910 \times 1.375 \\
 &= 21,876.25 \\
 &= \underline{\underline{20,880 \text{ (有効数字4桁。5桁目以降切上げ)}}}
 \end{aligned}$$

4) 労務単価の調整計算例（普通作業員の場合）

労務単価（令和7年3月単価（京都単価））

労務単価 = 23,800円（ただし、所定労働時間内8時間当たり）

構成比 $\alpha = 0.828$

超過時間1 = 所定労働時間帯以外の時間 = $(3+3)/2 = 3.0$

超過時間2 = 所定時間の内20～6時に係る労働時間(2) = 0

※ 超過時間2は、共通編 I - 2 - ① - 3 [例-3] のように、やむを得ず通常勤務すべき時間帯（8h～17h）をはずして作業を計画する場合に割増しを加算する時間であるため、24時間2交替制の場合は0になる。

$$\begin{aligned}
 \text{補正後労務単価} &= \text{労務単価} \times \text{労務構成比} \times \text{労務調整係数} + (\text{労務単価} - \text{労務単価} \times \text{労務構成比}) \times (1 + (0.5 \div 8) \times \text{超過時間2}) \times 8 \div (8 + \text{超過時間1}) \\
 &= 23,800 \times 0.828 \times 1.136 + (23,800 - 23,800 \times 0.828) \times (1 + 0.0625 \times 0) \\
 &\quad \times 8 \div (8 + 3) \\
 &= 25,363.6340\cdots \\
 &= \underline{\underline{25,363.634 \text{ (小数4位四捨五入の小数3位止め)}}}
 \end{aligned}$$

週休二日の計算例（月単位の週休2日及び完全週休2日（土日））

$$\begin{aligned}
 &= \text{補正後労務単価} \times 1.02 \text{ (月単位の週休2日及び完全週休2日 (土日))} \\
 &= 25,363.634 \times 1.02 \\
 &= 25,870.90668 \\
 &= \underline{\underline{25,870.907 \text{ (小数4位四捨五入の小数3位止め)}}}
 \end{aligned}$$

労務単価端数処理

$$\begin{aligned}
 &= 25,870.907 \\
 &= \underline{\underline{25,871 \text{ (小数点以下四捨五入の整数止め)}}}
 \end{aligned}$$

5) 土木積算システムにおける労務費補正操作例 1（交通誘導警備員 B の場合）

積算体系ツリーから選択した細別「交通誘導警備員」については、以下のとおり操作を行う。

- イ) 設計内訳書内において、補正対象となる労務費でマウスを右クリックして「属性変更（計算条件）」を選択し、開いたウィンドウ内において、「労務費調整係数」に補正係数を入力し、「規制」を「0，空白：労務調整係数・超過時間の指定による割増し」とすることで、下位の構成要素の区分に関わらず、労務単価（Rコードで計上されているものに限る）のみを補正する（下図参照）。

また、24時間2交代制の場合においては上記計算で求めた「所定時間外の超過時間(1)」及び「所定時間の内20～6時に係る労働時間(2)」の補正係数を入力する。（下図参照）

この操作により前項3)の「補正後労務単価」までの補正が反映される。

- ロ) 細別の 1 次単価表において、交通誘導警備員 B の単位が「人日」であることから補正対象となる労務費の数量（下図の○部）にカーソルを合わせてマウスをクリックし、作業時間11時間当たりへと換算する。別途「11/8（1.375）小数4位四捨五入の小数3位止め」を入力する。

1次単価		2次単価						
交通誘導警備員		人日当り						
		1						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	管理費/単価補正
0001	交通誘導警備員B							0
	WB010212		人日	1.375	15,910	21,076.25		
0002	単価/合計							
			人日	1	21,080	21,076.25		

1次単価								2次単価
交通誘導警備員B				1		人日当り		
WB10212								
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	管理費/単価補正
0001	交通誘導警備員B							0
	R0004		人	1	15,909	15,909		
0002	諸経費(まるめ)							0
	Z33000004		式	1		1		
0003	単価/合計							
			人日	1	15,910	15,910		

6) 土木積算システムにおける労務費補正操作例2（普通作業員等の場合）

通常、積算体系ツリーから選択した細別が「交通誘導警備員」以外の場合においては、以下のとおり操作を行う。

《積算基準におけるコードがCB及びWBの場合 ただし、市場単価及び土木工事標準単価は除く》

前ページの「5) 土木積算システムにおける労務費補正操作例1（交通誘導警備員Bの場合）」と同様に操作する。ただし、数量の割増による補正は除く。

属性変更（単価表・一式内訳書、計算条件）

道路維持／舗装工／路面切削工／路面切削

1次単価表 路面切削

計算状態 計算済

労務費調整係数

労務費調整係数(B) 1.136

所定時間外の超過時間(1) 3.0 所定時間の内20～60分かかる労働時間(2) 0.0

規制(K) 0,空白:労務費調整係数・超過時間の指定による割増し

適用年月

単価使用年月(U) 2025 年 8 月 (特)

歩掛適用年月(B) 2025 年 8 月

単価地区(P) 2601: I地区

その他

寒害割増(G) 0:割増無し

油割増率(Q) 0 %

適用する週休2日補正:補正なし

OK キャンセル ヘルプ

7) 交通誘導警備員の配置時間に関する設計図書上の条件明示例

24時間2交替制等により配置する場合は、特記仕様書において以下の下線部のように必要な条件（各組の配置時間等）を明示するとともに、必要に応じ設計内訳書にも特記仕様書（個別工事編）と関連付けた条件を明示すること。

なお、交替要員を配置する場合は、配置する場所や人数、休憩時間の振分け等を適切に計画したうえで必要となる交替要員の人数を設定すること。

イ) 前述の「(2) 計算例1」の場合、かつ、交替要員無しの場合

配置場所	交通誘導警備員 (1日当りの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
〇〇工区	昼間 (8:00～20:00) 2人 夜間 (20:00～8:00) 2人	交通誘導警備員B 2人	<u>24時間</u>	無し

ロ) 前述の「(2) 計算例1」の場合、かつ、交替要員有りの場合

配置場所	交通誘導警備員 (1日当りの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
〇〇工区	昼間 (8:00～20:00) 3人 (交替要員1名含む) 夜間 (20:00～8:00) 3人 (交替要員1名含む)	交通誘導警備員B 2人	<u>24時間</u>	有り

(3) 計算例 2：構成比を要しない計算例

1) 前提条件：施工時間を21時から6時とする場合

2) 労務費調整係数

土木工事標準積算基準書（共通編）Ⅰ－2－①－2の「3（3）3）（ロ）」における、「現場条件により所定労働時間（実働時間8h＋休息时间1h）内で20h～6hにかかる時間帯」に該当するため、基準額に1.5を乗ずる。

3) 労務単価の調整計算式

$$\text{計上労務単価} = P \times 1.5$$

ただし、P＝基準額（公共工事設計労務単価、京都市土木積算システム設計単価等の単価）

4) 労務単価の調整計算例（交通誘導警備員Bの場合）

労務単価（令和7年3月単価（京都単価））

基準額 P＝14,200円（所定労働時間内8時間当たり）

$$\text{補正後労務単価} = P \times 1.5$$

$$= 14,200 \times 1.5$$

$$= 21,300\text{円}$$

5) 労務単価の調整計算例（普通作業員の場合）

労務単価（令和7年3月単価（京都単価））

基準額 P＝23,800円（所定労働時間内8時間当たり）

$$\text{補正後労務単価} = P \times 1.5$$

$$= 23,800 \times 1.5$$

$$= 35,700\text{円}$$

6) 土木積算システムにおける労務費補正操作例

設計内訳書内で補正対象となる細別（レベル4）や種別（レベル3）等でマウスを右クリックして「属性変更（計算条件）」を選択し、開いたウィンドウ内（下図参照）において、「労務費調整係数」に1.500を入力し、「規制」を「1：基準日額一括割増し」とすることで、下位の単価表等の構成を問わず労務単価（Rコードで計上されているものに限る）のみを1.5倍に補正することができる。

なお、「市場単価」及び「土木工事標準単価」については、（当該ウィンドウにおける設定の有無に関わらず）それぞれの施工歩掛の条件入力において夜間作業に関する条件を選択しなければ夜間補正は適用されない。

属性変更 (工種体系・設計内訳書・計算条件)

道路維持/仮設工/交通管理工/交通誘導警備員

計算状態 未計算

労務費調整係数

労務費調整係数(B) 1.500

所定時間外の超過時間(L) 0.0 所定時間の内20～6時にかかる労働時間(Q) 0.0

規制(K) 1:基準日額一括割増し

適用年月

歩掛適用年月(B) []月 []年

単価使用年月(L) []月 []年 (特)

単価地区(P) 2601: I 地区

その他

家賃割増率(Q) 0:割増無し

潮間割増率(Q) 0 %

適用する週休2日補正: 補正なし

OK キャンセル ヘルプ

3. 材料単価関係

(1) 京都市土木積算システム設計単価に掲載している材料単価の運用は以下のとおりである。

1) 一般材料単価（A）

・年度を2回に分けて決定し、適用期間を以下のとおりとする。

当初単価：適用期間は8月11日～2月10日まで

2月単価：適用期間は2月11日～8月10日（翌年度当初単価適用まで）

・原則は「建設物価（以下、Web建設物価を含む）」、「積算資料（以下、積算資料電子版を含む）」、「土木コスト情報」及び「土木施工単価」（全てを含め、本書において以下「物価資料」という。）から単価を設定するものとし、下表の号に掲載されている単価を採用する。

策定期	掲載誌 〔建設物価 積算資料〕	掲載誌 〔土木コスト情報 土木施工単価〕
当初単価 (8月単価)	7月号	夏号
2月単価	1月号	冬号

・国土交通省近畿地方整備局が毎月公表する「土木工事設計材料単価表」の単価を採用する場合の年月の取扱いについては、上表の建設物価及び積算資料に準じる。

2) 主要資材単価（B）

・鋼材、生コンクリート、アスファルト合材、軽油等の単価については、毎月単価として決定し、適用期間を当月11日から翌月10日までとする。

・原則は物価資料から単価を設定するものとし、単価使用年月と同月号に掲載されている単価を採用する。

・国土交通省近畿地方整備局が毎月公表する「土木工事設計材料単価表」の単価を採用する場合の年月の取扱いについては、物価資料に準じ、単価使用年月と同月に公表された単価を採用する。

3) 掲載都市の取扱い

物価資料及び土木工事設計材料単価表の単価を採用する際の掲載都市の取扱いについては、**別紙**「京都市土木積算システム設計単価における地域割及び掲載都市の取扱いについて」のとおりとする。

4) Zコードの単価構成について

Zコードで設定している資材単価については、すべて現場着単価とする。

(2) (1)以外の材料単価は、原則として以下のとおりとする。

1) 物価資料による

単価使用年月と同月号の物価資料（「土木コスト情報」及び「土木施工単価」については、単価使用年月時点の最新号）に掲載されている単価を採用するものとする。

2) 国土交通省 土木工事標準積算基準書（各編）による。

3) 国土交通省等から通知される以下による。

・土木工事標準積算基準書（積算資料）（近畿地方整備局）

・土木工事標準歩掛参考資料（国土交通省）

・設計材料単価（再生資材受入価格）（近畿地方整備局）

処分費（アスファルト塊及びコンクリート塊等）については、以下の期間で適用とする。

ただし、建設発生土の処分費を除く。

①年度上半期の設計材料単価（再生資材受入価格）適用期間

8月11日～2月10日まで

②年度下半期の設計材料単価（再生資材受入価格）適用期間

2月11日～8月10日（翌年度上半期の設計材料単価（再生資材受入価格）適用まで）

4) 特別調査による

- ・ 「土木工事標準積算基準書第Ⅰ編第2章①-1. 3」に示すもののほか、ゴム支承の単価については、物価資料に単価の掲載がない場合は特別調査によるものとする。

5) 見積りによる

見積りにより単価を決定する場合は、次によるものとする。ただし、見積徴収した資材の決定単価と物価資料に掲載されている類似品の単価に明らかな乖離がある場合は、再度、見積徴収する等、決定単価の確認を行うこと。

ア) 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入時期・場所等の条件を掲示し見積り依頼を行う。

イ) 見積りは、原則として3社以上から徴収する。

また、決定方法は異常値を除いた価格の平均価格とする。3社以上とは、異常値の見積りを含まないものとする。

異常値については、以下を参考に適切に判断するものとする。

（参考）異常値について

例えば、3社の平均値と比較して、概ね±30%の範囲を外れる価格となる見積りは異常値と考える。

例 A社（75,000円）、B社（69,000円）、C社（36,000円）の判定

① A社・B社・C社の平均とそれぞれの価格を比較

$(75,000 + 69,000 + 36,000) \div 3 = 60,000 \Rightarrow 42,000 \sim 78,000$ の範囲外は異常値

∴ A社（75,000円）は正常値

∴ B社（69,000円）は正常値

∴ C社（36,000円）は異常値

A、B、C社の見積りを判定すると、C社は異常値となり、正常値は2社（3社未満）となるため、もう1社（D社）から見積りを徴収し、A、B、C、D社で比較を行う。

再度、A、B、C、D社で異常値がないか検討し、正常値が3社以上確保できるまでこの判定を続ける。

ウ) 平均処理後の価格の有効桁については、平均価格を見積りのうちで大きいものの有効桁を決定額の有効桁とし、表示単位以下は切捨てとする（例：有効桁が3桁の場合は、4桁目以下を切捨て）。ただし、大きいものの有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁を3桁とする。

エ) 設計書の単価使用年月は、見積りの有効期限内とすること。

単価使用年月が見積りの有効期限外となる場合は、再度見積りを徴収すること。

5) 物価資料における「公表価格」について

ア) 物価資料の公表価格は、割引を行い適用するものとする。

イ) 割引率（額）の表示があるものについては割引率（額）を採用し、単位は物価資料の表示単位とし、表示単位以下は切り捨てるものとする。

- り) 割引率(額)表示のないものについては、「土木工事標準積算基準書(共通編)第Ⅰ編第2章①1(2)3)」に基づき、見積り又は特別調査により単価を設定する。
- え) 表示方法が、公表価格と実勢価格になっている場合は、実勢価格を採用し、両方が公表価格の場合は、「土木工事標準積算基準書(共通編)第Ⅰ編第2章①1(2)3)」に基づき、見積り又は特別調査により単価を設定する。

6) 類似資材の単価決定について

やむを得ず物価資料に掲載されている類似資材の単価を決定する場合は、次の方法によるものとする。

$$[\text{類似品の設計価格}] = [\text{類似品のメーカー等単価}] \times \frac{[\text{物価資料の価格}]}{[\text{物価資料と同規格のメーカー等価格}]}$$

(3) 物価資料掲載単価の平均処理及び端数処理について

1) 表示単位について

- い) 物価資料の平均値を使用する場合は、次のとおり端数調整を行う。
- ・「土木コスト情報」及び「土木施工単価」に掲載されている土木工事標準単価については小数点第1位四捨五入とする。
 - ・「土木コスト情報」及び「土木施工単価」に掲載されている土木工事市場単価については、両誌の掲載単価の有効桁を比較し、大きい方の有効桁を決定額の有効桁とし、有効桁以下は切捨てとする。ただし、大きい方の有効桁が3桁未満の時は、決定額の有効桁は3桁とし、有効桁以下は切捨てとする。
 - ・その他資材については有効桁未満を切捨てとする。なお、有効桁の取扱いについては、以下ハ)及びバ)によるものとする。
- ロ) 一方の資料にしか掲載のない場合は、端数調整は行わない。
- ハ) 単価の有効桁については、建設物価及び積算資料は掲載単価の有効桁を比較し、大きい方の有効桁を決定額の有効桁とする。ただし、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。
- ニ) 建設物価及び積算資料に掲載されている単位を変換して使用する場合は、2つの物価資料をそれぞれ単位換算(小数第3位を切捨て)した後の平均値とする。決定額の有効桁は、単位換算前の有効桁にて上記ハ)を適用し判定する。

物価資料の表示単位の決め方の例

建設物価	積算資料	平均処理	決定単価	有効桁	適用
<u>101,700</u>	103,000	102,350	<u>102,300</u>	4	イ)、ハ)
<u>10,504</u>	<u>11,413</u>	10,958.5	<u>10,958</u>	5	イ)、ハ)
68	67	67.5	<u>67.5</u>	3	イ)、ハ)
—	<u>175.7</u>	175.7	<u>175.7</u>	4	ロ)
91(京都)	90(近畿)	—	<u>91</u>	—	別紙1(2)

管1本(5.5m) 1mに単位を変換する場合

建設物価	単位変換	積算資料	単位変換	平均処理	決定単価	有効桁	適用
1,820	330.909… →330.90	2,080	378.181… →378.18	354.54	354	3	ニ)、ハ)

2) 大口・小口価格の扱いについて

特に明示のない場合以外、原則として大口価格を採用するものとする。

京都市土木積算システム設計単価における地域割及び掲載都市の取扱いについて

1 地域割について

単価の設定に当たり、京都市域をⅠ地区とⅡ地区に区分して運用する。

Ⅰ地区：Ⅱ地区以外の京都市域

Ⅱ地区：下表のとおり

左京区	花脊地区、久多地区及び広河原地区
右京区	京北地区

※（詳細は次ページの「資材地区別単価地域割図」を参照）

2 物価資料及び土木工事設計材料単価表（国土交通省近畿地方整備局）の掲載都市について

(1) 物価資料

ア 原則として同品種、同地区のものを比較し、平均価格を採用する。

掲載都市のⅠ地区における優先順位は、原則、以下の優先順位に従い、該当すれば採用する。

なお、「近畿」及び「全国」単位で掲載される単価については、「大阪」と同列として取り扱うものとする。

ア) 「京都」

イ) 「大阪」

イ 掲載都市が異なる場合は、以下による。

(ア) 一方に「京都」があり、他方が「大阪」等の場合は「京都」を採用する。

(イ) 一方に掲載があり、他方に掲載がない場合は、掲載のある単価を採用する。

(2) 土木工事設計材料単価表（国土交通省近畿地方整備局）

ア 「京都南部」又は「京都市①（左京区（花背・広河原・久多）、右京区（旧京北町）除く）」の単価をⅠ地区に採用する。

イ 「京都北部」又は「京都市②（左京区（花背・広河原・久多）、右京区（旧京北町））」の単価をⅡ地区に採用する。

¹ この地図の作成に当たっては、国土地院研究所の地図を参考に、河野実治氏の資料の複製を参照しました。〔地図番号：平国院図、第 60 号〕



(4) 夜間単価について

1) 夜間作業

所定労働時間帯（6時～20時）を超えて、時間外及び深夜に至る作業

2) 夜間単価の設定

ア) アスファルト合材

- ・ 夜間工事で使用するアスファルト合材は夜間割増をすること。
- ・ 土木積算システム設計単価に記載のアスファルト合材で、「夜間」の表示がないアスファルト合材は昼間単価である。

夜間単価を設定する場合は、夜間割増（Z301600080 アスファルト合材（夜間割増）、又はZ301600082 再生アスファルト合材（夜間割増））の単価を割り増しし、各種単価として単価登録を行うこと。

- ・ 土木積算システム設計単価に記載のないアスファルト合材（カラーアスファルト舗装等の特殊舗装）については、土木積算システム設計単価で設定している夜間割増の単価を使用しないこと。特殊舗装の夜間割増の単価は、(2)-3) 特別調査、又は(2)-4) 見積りによること。

イ) 生コンクリート

- ・ 夜間工事で使用する生コンクリートは夜間割増をすること。
- ・ 土木積算システム設計単価に記載の生コンクリートはすべて昼間単価であり、夜間割増の単価の設定はしていない。
- ・ 擁壁工等の施工単価の条件選択時に、「生コンクリートの夜間割増の有無」の設問があり、夜間工事の場合は「有」を選択すること。生コンクリート夜間割増額の登録（条件入力）画面が表示されるので、夜間割増額を単価登録すること。
- ・ 生コンクリートの夜間割増の単価は、(2)-3) 特別調査、又は(2)-4) 見積りによること。

ウ) その他の資材

- ・ その他の資材で、夜間出荷の単価を考慮する必要がある場合は夜間単価を使用すること。

(5) その他

1) 設計単価について

材料の設計単価は、「消費税を含まない単価」を用いる。

2) 同一工事の1資材に複数の規格がある場合について

土木工事標準積算基準書第Ⅰ編総則第2章に記載する本項目については次の例を参考とすること。

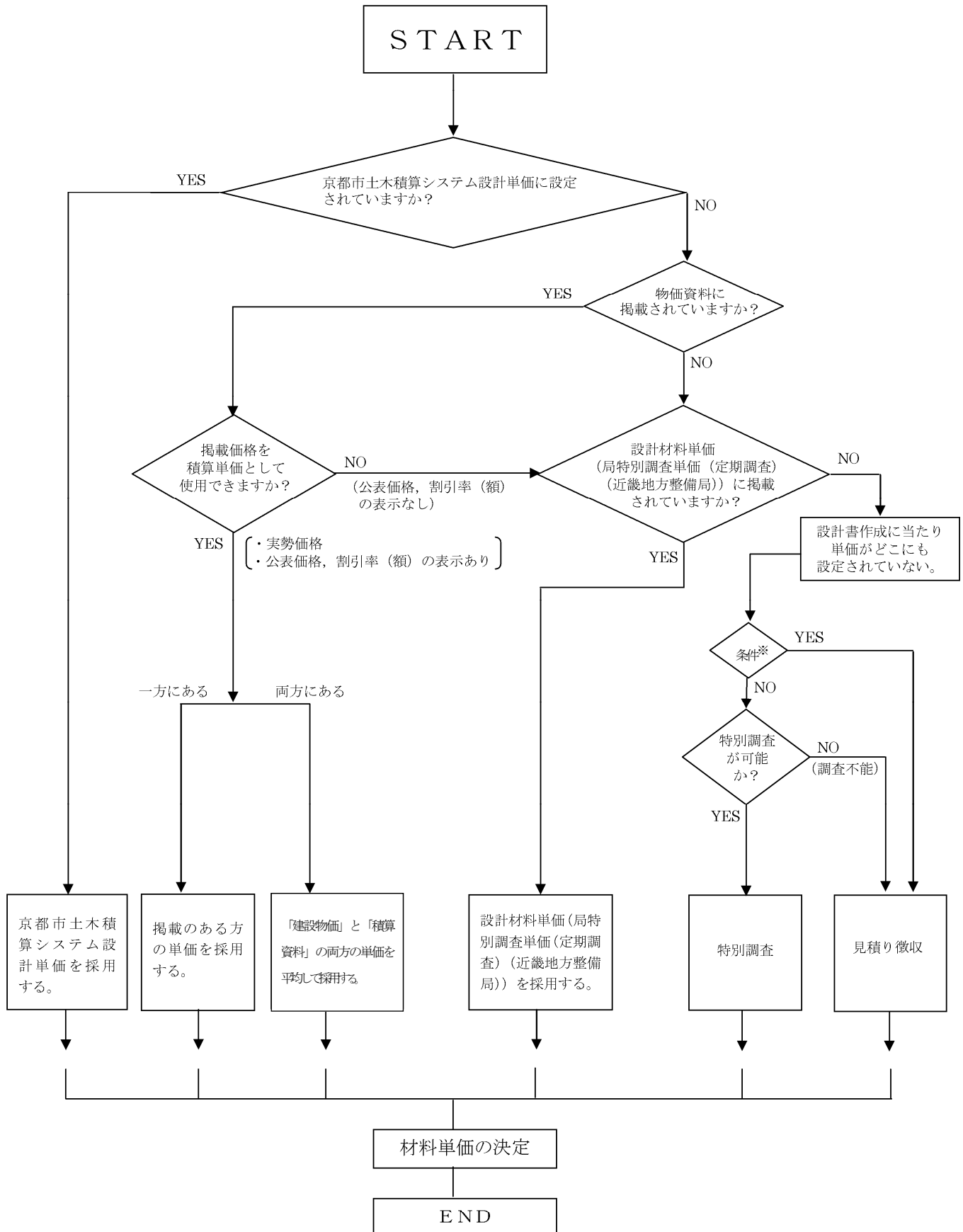
例) ボックスカルバート（1,700×1,500×2,000）とボックスカルバート（1,700×1,500×2,200）を計上する場合に、両資材の調達価格（材料価格×使用数量）の合計額が1,000万円以上の場合は特別調査の対象とする。

3) 施工パッケージ基準代表単価（東京単価）について

東京単価については、国土交通省国土技術政策総合研究所（国総研）が公表している「代表材料規格の基準単価作成方法について」を準用するものとする。

(参 考)

材料単価を決定する流れを以下に示す。



※「条件」とは、1工事において調達価格(材料単価×使用数量)が1,000万円未満の場合、かつ1資材の材料単価が100万円未満であるか。

4) 火薬類の積算

ア) 火薬庫等の設置

火薬類の取扱いは、火薬類取締法及び同法施行規則等（以下「法」という）に定められており、火薬庫等の設置については、1日の火薬類の消費見込み量により次のとおりである。

	1日の火薬類の消費見込み量		
	$a \leq 25\text{kg}$	$25\text{kg} < a \leq 250\text{kg}$	$250\text{kg} < a$
火薬庫 法 11 条	—	—	○(注)
取締所 (規則 52 条 1 項 11 項)	—	○	○
火工所 (規則 52 条 2)	○	○	○

※○印は「法」に基づき設置が必要

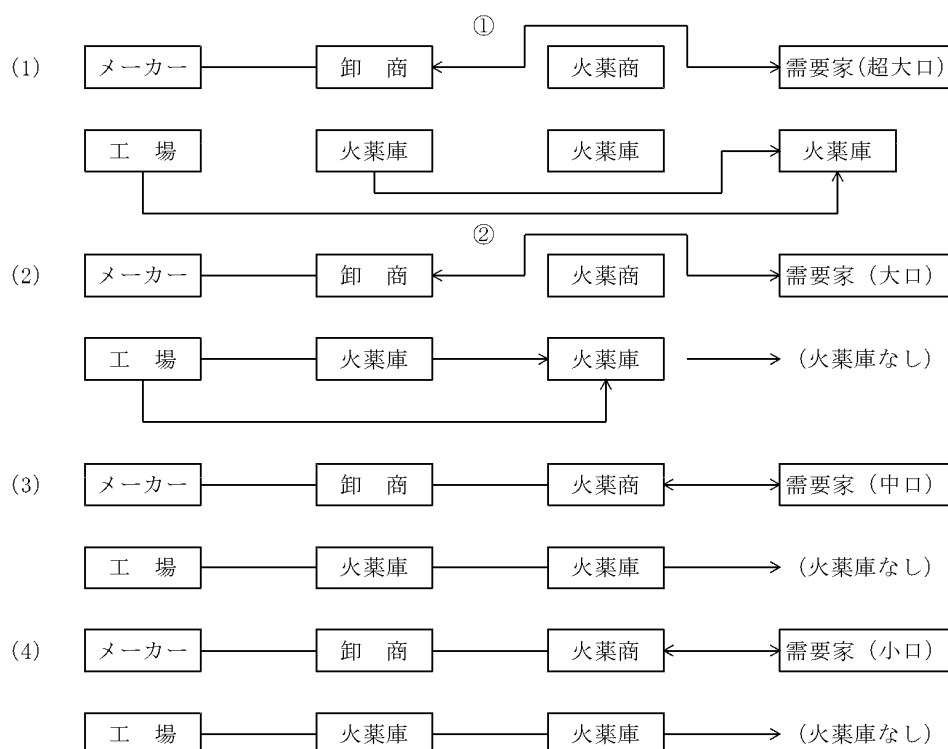
(注) 火薬庫については、公安上等の理由から、現場に火薬庫の設置が困難になってきており、現場に火薬庫を設置せず最寄りの火薬商の火薬庫を借り受けるケースが多くなっている。

イ) 火薬品類の流通経路

産業火薬の流通経路は次図のとおりであるが、大別すると次のとおりである。

- ・卸商から大手特定需要家（自己の火薬庫を有する石炭、金属鉱山及び石灰石業者とダム、トンネル等の工事を責任施工する大型土木事業者等、1度に大量に購入する需要家）への販売を行っているもの。
- ・卸商から火薬商を経由して需要家（自己の火薬庫を有しない中小需要家）への販売を行っているもの。）

(流通経路)



(注) 上段：契約経路、下段：物流経路

ウ) 火薬庫類の計上区分

① 大規模工事－1 工事の火薬使用量が、20t以上の工事

- ・ 2 級火薬庫（火薬庫・火工品庫）、取扱所、火工所の損料を計上する。

② 小規模工事－1 工事の火薬使用量が、20 t 未満の工事

- ・ 取扱所及び火工所を 1 日最大使用量により損料を計上する。

イ. 1 工事の火薬使用量が 100 t 以上となる工事、ダム工事等において、この積算によることが不適当と判断される場合は別途積算する。

ロ. 大規模、小規模工事の区分は特別な場合を除き 1 工事の発注規模で行うものとし、設計変更で火薬量に増減が生じた場合でも原則として区分変更はしない。

エ) 火薬品類の単価

火薬・火工品（電気雷管等）の単価設定等は次のとおりとする。

（超大口単価）

- ・ 1 工事の火薬使用量が 20 t 以上となる場合で、現地着単価を別に定める。
- ・ 2 級火薬庫（火薬庫・火工品庫）、取扱所、火工所の営繕損料を営繕費で計上する。

なお、1 工事の火薬使用量が 20 t 未満となる工事の場合で、火薬庫、火工品庫を計上する。（現場に設置できる）場合も同じ扱いとする。

（大口単価）

- ・ 1 工事の火薬使用量が 5 t 以上～20 t 未満となる場合で、現地着単価を別に定める。
- ・ 取扱所及び火工所は 1 日の最大使用量により、営繕損料を営繕費で計上する。

なお、1 工事の火薬使用量が 20 t 以上となる工事の場合で、火薬庫、火工品庫を計上しない（現場に設置できない）場合も同じ扱いとする。

（中口単価）

- ・ 1 工事の火薬使用量が 1 t 以上～5 t 未満となる場合で、現地着単価を別に定める。
- ・ 取扱所及び火工所は 1 日の最大使用量により、営繕損料を営繕費で計上する。

（小口単価）

- ・ 1 工事の火薬使用量が 1 t 未満となる場合で、現地着単価を別に定める。
- ・ 取扱所及び火工所は 1 日の最大使用量により、営繕損料を営繕費で計上する。

(6) セメント（バラ）

「工事規模に着目した価格の採用」から、次のとおり行うものとする。

1 工事当たり使用量	1,000 t 以下の場合	[設定単価]
	1,000 t を超える場合	[特別調査]

「設定単価」は、「京都市土木積算システム設計単価」を指す。

なお、1 工事当たり使用量は、ロス率等を考慮した使用量とする。

採用に当たっては、監理検査課と十分協議すること。

4. 工期の算定

(1) 工期の算定については、4週8休（土日現場閉鎖）により算出するものとする。

(2) 土木工事の雨休率の決め方

$$\text{雨休率}(A) = A' - 1$$

$$A' = \frac{B}{B - (C + D + E + F + G - H - I - J + \alpha)} \quad (\text{小数1位止め、2位四捨五入})$$

$$= 1.789 \dots = 1.8 \quad (\text{小数1位止め、2位四捨五入}) \quad (\alpha = 0 \text{ の場合})$$

A' = 雨休係数

B = 年間日数：365日

C = 土・日曜日の日数：365 / 7 × 2 = 104日

D = 祝祭日数：「国民の祝日に関する法律」に定められた日数（16日）

E = 降雨日数：過去5年間10mm / 日以上 of 降雨日数の平均日数（48日）

なお、塗装及び舗装等の工種で上記により難しい場合は別途考慮できるものとする。

10mm / 日以上 of 降雨日数（京都地方気象台調べ）

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	平均日数
51	54	48	37	48	48

F = 猛暑日日数：過去5年間のうち8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた平均日数（7日）

G = 年末年始・夏季休暇の日数（9日）

H = 祝祭日、土曜日、日曜日、年末年始、夏季休暇、降雨日数と猛暑日日数が重複する日数（20日）

$$= (E + F) / B \times (C + D + G)$$

$$= (48 + 7) / 365 \times (104 + 16 + 9) = 20 \text{ 日}$$

I = 土曜日閉庁日と祝祭日が重複する日数（1日）

J = 土曜日・日曜日・祝祭日と年末年始・夏季休暇が重複する日数（2日）

α = 各地区における特殊条件（例：積雪、低温度等）（個別で設定する日数）

上記の式にある年末年始・夏季休暇とは以下とする。

年末年始：12 / 29 ~ 1 / 3（6日間）

夏期休暇：8 / 14 ~ 8 / 16（3日間）

(3) 短期間工事（非出水期工事や積雪時工事等）や地域特性により年間通しの雨休率により難しい場合は、別途期間設定を行い、雨休率を算定するものとする。

(4) 全体工期の算定

全体工期 = 純工期 + 準備後片付期間 + その他（地元調整や工事抑制期間等による工事不可能期間等）

純工期 = 基準工期 × (1 + A (雨休率))

(5) 準備・後片付期間については、工事規模による準備後片付期間の表1より算定したうえで、「工種区分による準備・後片付期間の設定表 表2」を最低期間とし、設定すること。

例) 直接工事費400百万円のトンネル工事の場合

・表1より、準備期間45日、後片付期間30日、計75日

・表2より、準備期間80日、後片付期間20日、計100日

最終設定は、「準備期間80日、後片付期間30日、計110日」

・記載のない工種区分についても、工事規模や地域の状況等に応じて適切に設定するものとする。

工事規模による準備後片付期間は次表を標準とする。

【表 1】

直接工事費 (百万円)	準備後片付期間（標準）		
	総 日 数	準 備 日 数	後 片 付 日 数
30以下	45	25	20
～100〃	50	30	20
～300〃	65	35	30
～500〃	75	45	30
500超	85	50	35

工種区分による準備・後片付期間は次表を基準とする。

【表 2】

工種区分	準備期間	工種区分	準備期間
河川工事	40日	共同溝等工事	80日
河川・道路構造物工事	40日	トンネル工事	80日
海岸工事	40日	砂防・地すべり等工事	30日
道路改良工事	40日	道路維持工事※1	50日
鋼橋架設工事	90日	河川維持工事※1	30日
P C 橋工事	70日	電線共同溝工事	90日
橋梁保全工事	60日	ダム工事※2	90日
舗装工事（新設）	50日	その他	30日
舗装工事（修繕）	60日		

※1 通年維持工事は除く

※2 ダム本体工事を含む工事に限る

<後片付け期間>

工種区分に大きな差が見受けられないことから20日を最低日数とする。

注) 上表の準備後片付期間は、設計変更及び協議期間等を考慮した標準的な工事の場合の期間を定めたものである。
よって、現場条件・使用する主要材料の納入期間等の諸条件によっては別途考慮できるものとする。

(6) 工期を設定する際には、現場条件及び地元状況を考慮し設定すること。

5. 設計変更における材料、労務単価等の取扱いについて

設計変更が伴った場合の材料、労務単価等の取扱いについては、別に定めのない限り原則としてこの取扱いによる。

(1) 一般的な取扱い

1) 新単価（材料労務単価、機械損料・賃料）は次に該当する場合に適用できるものとする。

イ) 新工種

設計変更に伴い元設計書に対応する工種等（レベル2）がないため種別（レベル3）又は細別（レベル4）を新規に追加する場合である。

ロ) 追加工事

工事区間内で工事目的物を追加して施工する場合、工事区間外に延長して工事を追加する場合等で、諸般の事情からやむを得ず追加工事として処理される工事である。

2) 前項1)に該当しない現地の取合せ等の都合による数量増減の場合は旧単価とする。

(2) 新単価（材料労務単価、機械損料・賃料）の単価適用年月

1) 新単価は変更契約時点（事前に変更契約を行う場合）又は指示時点（事前に指示した場合）における積算単価とする。

2) 指示時点単価の採用にあたっては「打合簿」で処理するものとし、指示時点とは、監督職員が請負業者に書面で指示した時点とする。

(3) スライド適用工事

工事請負契約書第28条を適用された工事で設計変更を生じた場合の取扱いについては別の定めがある場合を除き原則として（1）に準ずるものとする。

(4) この取扱いにより難しい場合は、監理検査課と協議すること。

6. 建設副産物の処分に係る費用の積算等について

建設副産物の処分（搬出）については、「工事設計図書作成マニュアル【特記仕様書編】」を参考として、処分条件等について請負者へ明示し、「京都市建設リサイクルガイドライン」を手引として、下記により積算するものとする。

なお、建設工事に伴って生じる建設副産物が、産業廃棄物である場合については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という）（最終改正令和7年6月1日）、「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）の適用を受けることとなる。

(1) 建設発生土（土砂等）

1) 工事現場内での処理

建設発生土は、現場内で利用することに努めることとし、必要な費用を計上すること。

この場合は、特記仕様書（個別工事編）に条件を明記することとし、指定条件の変更が生じた場合は、設計変更を行うものとする。

条件の変更により工事現場から搬出する場合は、「2) 他の工事現場への搬出」の扱いにより処理するものとする。

2) 他の工事現場への搬出

工事現場内で処理できない建設発生土は、原則として50kmの範囲内の他の建設現場へ搬出することとし、必要な費用（運搬費等）を計上すること。

この場合、特記仕様書（個別工事編）に受入場所を指定の上、条件を明記することとし、指定条件の変更が生じた場合は、設計変更を行うものとする。

3) 土壌調査費の計上

「京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」（以下「条例」という）の規定等により土壌調査が必要となる場合は、以下のとおり計上するものとする。ただし、受入地が自ら調査（条例規則の別表に規定する環境基準28項目の各調査と同等の内容のもの）を実施する場合で、以下のとおり計上するときに比べて明らかに安価である場合は、この限りではない。

ア 条例施行規則の別表に規定する環境基準28項目の各調査費用（溶出液作成料（前処理費）を含む）については、「京都市土木積算システム設計単価」に登録する土壌調査費（材料コード：Z301960010、単位：検体）の単価を管理費区分9（全ての間接費の対象としない）で共通仮設費における技術管理費に計上すること。

イ 試料採取及び試料持込に係る費用は、下表1～3のとおり計上すること。

なお、試料採取及び試料持込の歩掛については、直接工事費に計上すること。

【表－1 試料採取の歩掛】

1箇所当たり

名 称	規 格	単位	数量	備考
普通作業員		人	0.5	
諸雑費（率＋まるめ）	労務費の20%	式	1	

※「土壌調査に用いる試料の採取方法」に基づき 1試料は5箇所採取を基本とする。

【表－2 試料持込の歩掛】

1試料当たり

名 称	規 格	単位	数量	備考
試料持込		km	◆	機械経費及び労務費
諸雑費（率＋まるめ）	機械経費及び労務費の20%	式	1	

◆京都市役所を基地とし、現場ごとの距離を算出して小数点第1位まで入力すること。

<表－３ 「試料持込」>

標準の単価

名 称	規 格	単位	単価(円)	備考
試料持込	ライトバン1.5L 損料、運転手、ガソリンを含む	km	1,500	昼間施工

週休２日補正単価

週休２日補正	月単位の週休２日	完全週休２日 (土日)
試料持込 単価(円)/km	1,530	1,530

4) 受入地への搬出

工事現場から、５０kmの範囲内に受け入れが可能な他の建設工事がない場合は、受入地へ搬出するものとし、必要な費用（運搬費等）を計上すること。

この場合、特記仕様書（個別工事編）に受入地を指定のうえ、条件を明記する。なお、受入地の指定は原則、京都市公共物GISに掲載している適用期間（注１）内の受入地から、受入地候補を抽出し（５社以上）、総価検討方式（注２）により適切に計上し、最も安価となる施設を受入地として指定する。

積算上の指定受入地へ搬出可能であれば、例えば請負業者から別の受入地への搬出提案があっても、指定受入地へ搬出することとする。

積算上の指定受入地へ搬出できない場合は、積算上の２番目以降の受入地へ順次指定し、変更設計（増額）を行う。なお、請負業者から２番目以降の受入地とは別の受入地（注３）への搬出提案があれば、適正な受入地であることを確認のうえ、提案受入地へ搬出することとし、処分に係る費用が設計金額を下回る場合のみ設計変更（減額）を行う。

（注１） 単価使用年月と施設情報の適用期間が合致すること

（注２） 総価検討方式：工事現場からの運搬費、受入価格（見積価格）、土壌調査費（試料採取及び試料持込にかかる費用を含む）の合計金額を比較する検討方法

（注３） 別の受入地とは、京都市公共物GISに掲載している適用期間（注１）内の他の受入地、又は盛土規制法許可及びストックヤード運営事業者登録制度に登録されている施設のことをいう。

建設発生土は、廃棄物に該当しないため廃棄物処理法の適用は受けないが、建設発生土と廃棄物とが分離できない状態で存在する場合には、その全体が廃棄物として判断される場合があるので、必要に応じて事前に環境政策局廃棄物指導課と協議すること。

※ 京都市公共物GISに掲載している適用期間（注１）内の受入地：京都市土木積算システム設計単価第５編に掲載している施設と同様

建設発生土の利用及び処分フロー

①【発生抑制】

建設発生土の発生量は、工事の計画や設計に大きく影響されるため、建設発生土の発生量を抑制するには、発生する土砂の性質を勘案しつつ、可能な限り切土と盛土のバランスが図られるよう計画し、設計することを基本とする。

なお、建設発生土が大量に発生する河川改修やトンネル工事等については、計画や設計の段階において、建設発生土の搬出先をあらかじめ検討するものとする。

建設発生土が発生する工事

②【現場内利用】

現場内で利用可能か

可能

現場内で利用

利用用途に応じて
土質改良する

現場内で利用できない

③【工事間流用】

コブリス・プラス^(※1)に登録・検索
(200m³以上の搬出土量工事は登録必須)

リサイクル原則化ルール^(※1)の適用

※1 利用方法等については、「建設発生土工
事間流用の手引き（京都市建設副産物対策協議会、
平成22年4月）」を参照のこと。

現場から50km以内に建
設発生土を利用する他現
場があるか^(※2)

ある

利用する時期が一致
する京都市発注工事
があるか

ある

京都市発注機関によ
る工事現場への工事
間流用

※2 発生土の土質と利
用側の要求土質が一致す
ることが必要

ない

ない

利用する時期が一致
する他機関発注工事
があるか

ある

府、市町村、国等によ
る工事現場への工
事間流用

工事間流用できない

④【指定利用等】

運搬費と受入価格のトータルコスト（注1）を比
較検討の結果、最も安い受入地（公共物GISに
掲載している受入地（注2））を積算上指定する
（指定地処分）

発注後

積算上の指定受入地へ搬出可能か

可能

積算上の指定
受入地へ搬出

不可^(注3)

請負業者から
搬出提案なし

積算上の2番目以降
の受入地へ順次指定
し搬入（設計変更）

請負業者から
別の受入地（注4）
への搬出提案がある

適正な受入地であるこ
とを確認のうえ、提案
受入地へ搬出^(注4)

（注1）運搬費及び処分費（土壌調査が必要な場合はこれに
掛かる経費を含む）の合計額

（注2）京都市が指定する建設発生土受入施設※（京都市公
共物GISに掲載）

※ 京都市が指定する建設発生土受入施設とは、
以下の①及び②を満たす施設である。

- ① 盛土規制法許可等施設
 - ・盛土規制法の許可施設又は届出施設
 - ・災害の発生のおそれがないと認められるも
のとして政令で定める工事の施設
- ② 「ストックヤード運営事業者登録制度」に登録
の施設

（注3）土質性状の違いにより指定受入施設の受入条件を満
たさない場合や搬出時期において指定受入施設の都
合で受入れ出来ない場合

（注4）他の「京都市建設発生土受入施設」又は「①及び②
の施設」また、提案受入地での処分に掛かる費用が、
積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、
減額の設計変更を行うものとする。

※3 原則、フローに従い指定利用等を実施するものとする
が、これにより難い時は、関係法令や条例等の条件を満
たしている施設を十分に確認したうえで搬出すること。

(2) A s 塊及びC o 塊

1) 工事現場内での処理

C o 塊については、「舗装再生便覧（令和6年度年版）」等により、使用目的（場所）に適合するように小割等を行うなど自ら利用に努めること。

A s 塊についても自ら利用に努めること。

これらの場合、特記仕様書（個別工事編）に条件を明記することとし、指定条件の変更が生じた場合は、設計変更を行うものとする。

2) 他の工事現場への搬出

他の工事現場での利用は、原則、同一の請負業者が自ら利用として流用する場合に限る。

他現場での使用は、工事請負業者自らが使用目的（場所）の品質・規格に適合する有価物となるよう処理した場合を除き、個別指定制度や廃棄物処理法の手続きを要するので、必要に応じて事前に環境政策局廃棄物指導課と協議すること。

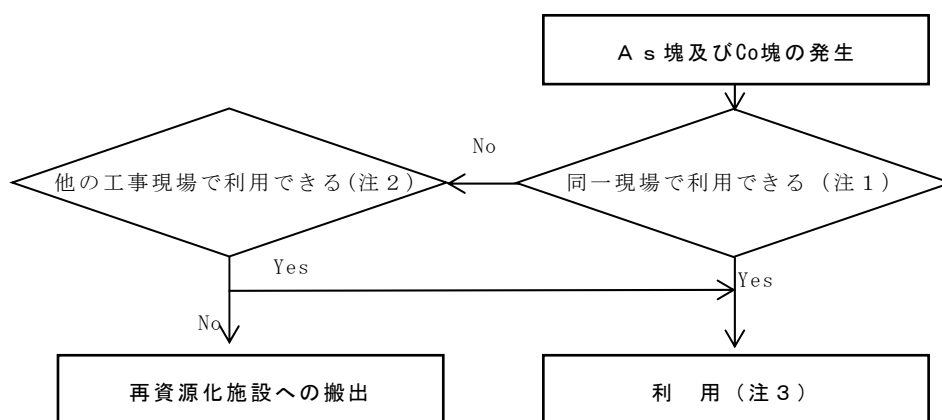
3) 再資源化施設への搬出

A s 塊及びC o 塊を処分する場合は、原則として再資源化施設へ搬出するものとする。

A s 塊及びC o 塊を工事現場から再資源化施設へ搬出する場合、当初設計においては、処分費及び運搬費の合計額が最も小さくなる再資源化施設を選択し、当該施設への搬出に係る処分費及び運搬費を計上するものとし、特記仕様書（個別工事編）に運搬距離等を明記するものとする。

また、夜間施工の工事における取壊し殻等の処分について、事前に仮置場が確保できる場合は夜間受入れ処分地への運搬費との経済比較により決定するものとするが、現場条件等の把握が不十分な場合は、特記仕様書（個別工事編）に条件明示を行い設計変更で対応する。

（A s 塊及びC o 塊の利用及び処分フロー）



（注1） 同一現場内であっても、長期間（出水期をはさむ等）の仮置きが必要となる場合や、仮置き場所の確保が困難な場合等、現場条件を考慮のうえ利用の適否を判断する。

（注2） 他の工事現場で利用できる場合とは、請負業者が同一の場合で自ら利用として流用できる場合であって、請負業者が別々の場合は原則流用できない。

（注3） 処理後の状態が有価物であるかどうか不明確な場合は、環境政策局廃棄物指導課と協議すること。

(3) 建設発生木材

1) 工事現場内での処理

建設発生木材が発生する現場においては、チップ化するなど自ら利用に努めること。

この場合、特記仕様書（個別工事編）に条件を明記することとし、指定条件の変更が生じた場合は、設計変更を行うものとする。

2) 他の工事現場への搬出

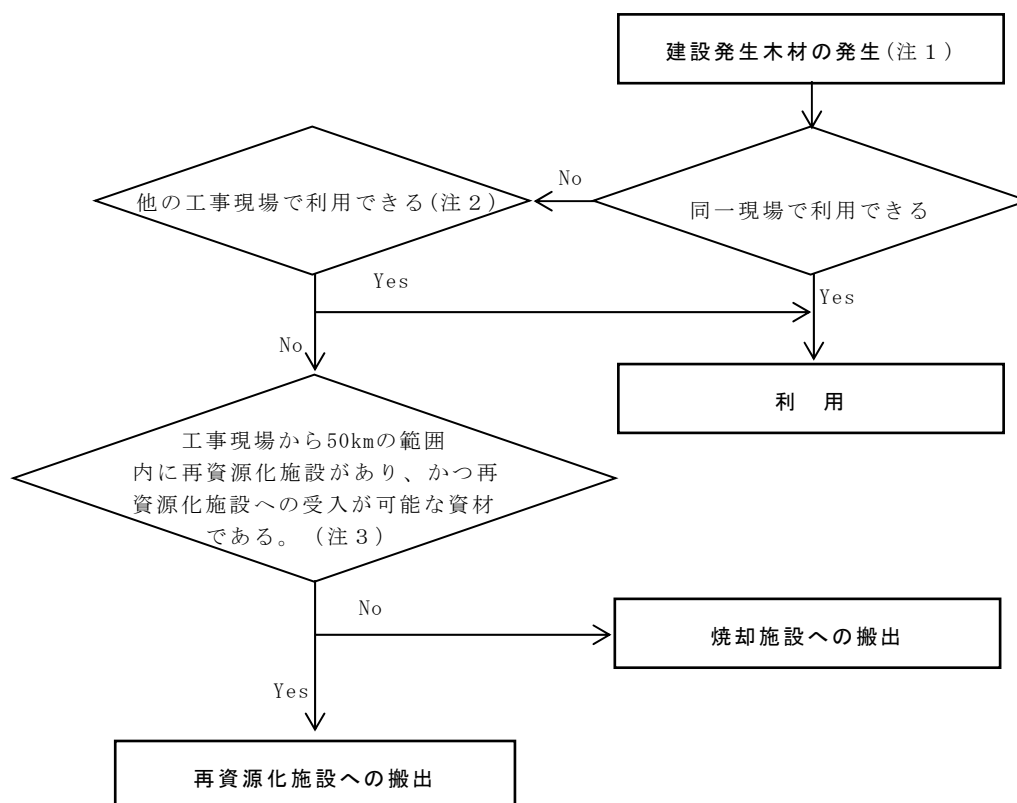
他現場での使用は、工事請負業者自らが使用目的（場所）に適合する有価物となるよう処理（チップ化等）した場合を除き、廃棄物指導課の手続きを要するので、必要に応じて事前に環境政策局廃棄物指導課と協議すること。

3) 再資源化施設等への搬出

建設発生木材を処分する場合は、原則としてチップ化等を行う再資源化施設へ搬出するものとし、やむを得ない場合に限り、焼却等の減溶化施設へ搬出する。

建設発生木材を工事現場から再資源化施設等へ搬出する場合、当初設計においては、処分費及び運搬費の合計額が最も小さくなる再資源化施設等を選択し、当該施設への搬出に係る処分費及び運搬費を計上するものとし、特記仕様書（個別工事編）に運搬距離等を明記するものとする。

（建設発生木材の利用及び処分フロー）



(注1) 建設発生木材とは、建設工事に伴い発生する木くず等であり、工作物の新築に伴って発生する伐根材、伐採材も含まれるものとする。ただし、取得補償を行った立木の幹部分については、原則として現場発生品として取り扱う。なお、立木の取得補償を行った樹木について、育成場所の条件で用材としての集材、搬出が困難な場合及び発生品保管場所の確保が困難な場合、枝葉、根部分に準じるものとする。

(注2) 建設発生木材を他の工事現場へ流用する場合には、発生する工事箇所において有価物となるような処理（チップ化等）を行い、搬出するものとする。なお、発生する工事箇所以外でしか有価物となるような処理ができない場合は、環境政策局廃棄物指導課に廃棄物処理法上の取扱いについて確認すること。

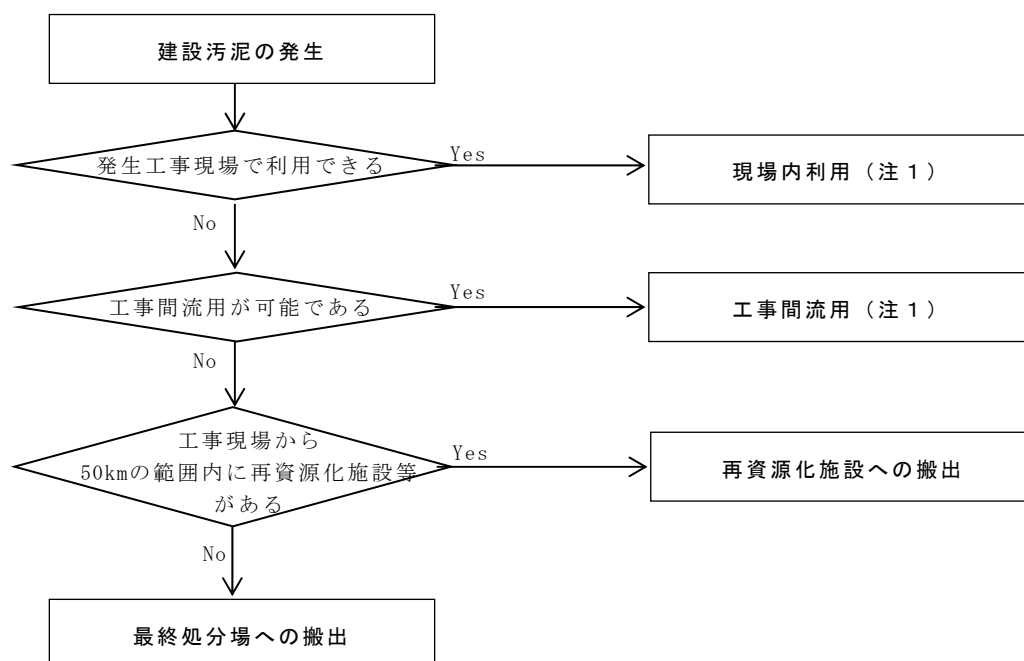
(注3) 再資源化施設への搬出に当たっては、以下の諸条件に留意し、運搬費及び受入価格を考慮したうえ、最も安価となる施設を選定する。

- ① 季節的な需要関係又は一時的な処理能力の問題により受け入れられない場合
- ② 受入を剪定枝葉、生木、根株等に限定しており、建設発生木材を受け入れない場合
- ③ 特定の者との固定的な取引に特化しており、その他の者の建設発生木材を受け入れない場合

(4) 建設汚泥

建設汚泥は、建設発生土等と同様に利用及び処分の方法を検討し、必要な費用を計上すること。

(建設汚泥の利用及び処分フロー)



(注1) 建設汚泥の再生利用に当たっては、「建設汚泥再生利用の手引き」（平成23年10月 京都市建設副産物対策協議会）を参考にすること。

なお、建設汚泥は廃棄物に該当する場合があることから、その取扱いには十分に注意し、事前に環境政策局廃棄物指導課に確認すること。

(5) 一般廃棄物に該当する刈草及び剪定枝

一般廃棄物に該当する刈草及び剪定枝を処分する場合は、原則として再資源化施設へ搬出するものとする。

維持管理作業に伴う刈草及び剪定枝（一般廃棄物）を工事現場から再資源化施設へ搬出する場合、当初設計においては、処分費及び運搬費の合計額が最も小さくなる再資源化施設を選択し、当該施設への搬出に係る処分費及び運搬費を計上するものとし、特記仕様書（個別工事編）に運搬距離等を明記するものとする。

一般廃棄物に該当する刈草及び剪定枝が発生する現場においては、工事請負業者自らが使用目的（場所）に適合する有価物となるよう処理した場合、工事現場内又は他工事現場に廃棄物指導課の手続きを要するので、必要に応じて事前に環境政策局廃棄物指導課と協議すること。

(6) その他の建設廃棄物

その他の建設廃棄物の処分は、廃棄物処理許可施設を指定処分地として特記仕様書（個別工事編）に明記することとし、処分費等は実態に応じて別途考慮するものとする。

(7) 「処分費等」に係る共通仮設費等は、「土木工事標準積算基準書 第Ⅰ編第2章②の3現場管理費(6)「処分費等」の取扱い」に従うものとする。

7. 再生資材の使用について

設計においては、下記の再生資材を使用することを原則とする。

ただし、再生材製造工場の都合等により下記の再生資材の使用が困難となった場合は、請負者と協議のうえ新材を使用し、設計変更の対象とする。

再 生 資 材			用途範囲	備 考
資 材 名	規 格	記 号		
再生クラッシャーラン	C-40(30)	RC-40(30)	路 盤 基礎材等	A s 塊再生品
		CRC-40(30)	基礎材等	C o 塊再生品
		MRC-40	路 盤 基礎材等	A s 塊・C o 塊 ミックス再生品
再生粒度調整碎石	M-30(40)	RM-30(40)	路 盤	A s 塊再生品
		MRM-30	路 盤	A s 塊・C o 塊 ミックス再生品
再生加熱アスファルト 安定処理混合物	アスファルト 安定処理	REAsSos	路 盤	A s 塊再生品
		MREAsSos	路 盤	A s 塊・C o 塊 ミックス再生品
再生加熱アスファルト 混合物	粗粒度アスコン	REAsC	基 層	
	密粒度アスコン	REAsD	表 層	
	細粒度アスコン	REAsF	表 層	

なお、再生資材を使用する場合は、どろ・ごみ・不純物（タイル、レンガ等）・有害物質等が含まれていないこと、及び下記等により品質が適正なものであるか確認のうえ使用するものとする。

- ① 上記再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合は「舗装再生便覧（令和6年版）」によるものとする。
- ② 再生クラッシャーランを小型構造物の基礎材及び裏込材として使用する場合は、J I S A 5001に規定する粒度分布の範囲のものを使用するものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。
- ③ 再生クラッシャーランは、アスファルトコンクリート再生骨材を含む場合は、河川に関わる工事（低水護岸等の水際工作物）においては流出する恐れがあるため、充分留意すること。

8. 業務委託料の計上について

- (1) 工事設計書に測量や設計業務委託料（以下、「委託料」という）を計上する場合は、事前に監理検査課と協議すること。
なお、業務委託等の積算を共通仮設費の技術管理費ではなく、委託料として工事設計書に計上する場合は、最低制限価格の算定に必要なため、業務委託等の金抜設計書も併せて工事の金抜設計書に添付すること。
- (2) 委託料を工事設計書に計上する場合についても、設計業務等標準積算基準書に準じて算出し、その他原価や一般管理費等を含めた業務価格を計上すること。
- (3) 委託料を共通仮設費の技術管理費に計上する場合、最低制限価格の算定は工事と同様となり、算定に必要な業務委託等の金抜設計書は不要となる。
ただし、積算システムに入力する管理費区分を「9」（基準書Ⅰ-2-②参照）として「全ての間接費の対象にしない」場合の設定となっているか確認すること。
- (4) 請負工事及び設計業務委託に係る最低制限価格の最新の基準について、随時、「京都市入札情報館」の「規則・要綱・要領集」等を参照すること。

9. 標準歩掛が適用できない場合の歩掛の決定方法等について

(1) 歩掛の決定方法について

標準歩掛が適用できない場合（積算基準書の施工パッケージや施工歩掛が適用できない場合）の歩掛の決定方法は原則3社以上から見積りを徴収し、異常値を排除した平均値に最も近い見積りの歩掛を採用するものとする。やむを得ず、歩掛ではなく単位当たりの施工単価として見積を取得した場合や歩掛と施工単価が混在する場合であっても、異常値を排除した平均値に最も近いものを採用する。

3社以上とは、異常値の見積りを含まないものとする。異常値とは、全見積りの平均値から±30%を超える乖離があるものとし、以下を参考に適切に判断する。

また、見積りにおいては、作業区分毎で比較するのではなく、一連の作業の合計価格で比較するものとする。

建設機械等賃料については、京都市土木積算システム設計単価に登録がない単価を計上する場合は、特に定めがない限り、長期補正済みの単価を採用することを標準とする。長期補正を行わない場合は、別途、設計図書（見積参考資料等）に条件明示を行う（本書の第X編第1章5を参照）。

なお、本件は、材料費と施工手間を分離でき、かつ汎用性のある工法を採用する場合に適用することとし、適用困難な場合は、監理検査課と個別に協議すること。

(参考) 異常値について

例えば、3社から見積りを徴収した場合

1. 徴収したそれぞれの見積りの歩掛の単価を京都市土木積算システム設計単価に置き換える。

2. 上記1.の後、3社の平均値と比較して、概ね±30%の範囲を外れる価格となる見積りは異常値と考える。

※ 職種について、京都市土木積算システム設計単価に該当する単価がない場合は当該見積りの単価を採用する。

※ 機械について、「建設機械等損料表」（一般社団法人日本建設機械施工協会発行）及び物価資料に該当する単価がない場合は当該見積りを採用する。

また、機械運転の単価表については、「土木工事標準積算基準書（共通編）第I編第6章③」を参照すること。

例

京都市土木積算システム設計単価に置き換える。

A社見積り

名 称	規 格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)
職 種 ア		人	〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇
職 種 イ		人	〇△	〇△〇	〇△〇△
機 械 ウ	□□□□	日	〇□	〇□〇	〇□〇□
諸 雑 費		式	1		△△
計					1、000、000

B社見積り

名 称	規 格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)
職 種 ア		人	〇△	〇△〇	〇□〇△
職 種 エ		人	□△	□△□	△□△□
機 械 ウ	□□□□	日	□□	□□〇	□□〇□
諸 雑 費		式	1		▽△
計					1、120、000

C社見積り

名 称	規 格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)
職 種 ア		人	■〇	■〇■	■〇■〇
職 種 イ		人	□▽	□▽□	▽□▽□
機 械 エ	■□□■	日	■□	■■〇	■〇□
諸 雑 費		式	1		□△
計					520、000

A社（100万円）、B社（112万円）、C社（52万円）の判定

①A社・B社・C社の平均値とそれぞれの価格を比較

$$(100 + 112 + 52) \div 3 = 88.0 \Rightarrow 61.6 \sim 114.4 \text{ の範囲外は異常値}$$

∴ A社（100万円）は正常値

∴ B社（112万円）は正常値

∴ C社（52万円）は異常値

A、B、C社の見積りを判定すると、C社は異常値となり、正常値は2社（3社未満）となるため、もう1社（D社）から見積りを徴収し、A、B、C、D社で比較を行う。

再度、A、B、C、D社で異常値がないか検討し、正常値が3社以上確保できるまでこの判定を続ける。

(2) 市販図書等の積算基準及び土木工事標準単価について

前項の見積りに代わり、他官庁、法人及び協会等が市販・公表している図書の積算基準を準用できるものとする。

また、物価資料のうち、建設物価調査会が発刊する「土木コスト情報」及び経済調査会が発刊する「土木施工単価」に掲載される土木工事標準単価についても、京都市土木積算システム設計単価に掲載のないものであっても使用できるものとする。

10. 土木みどり事務所の「（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託」及び「道路照明灯維持補修業務委託」における独自運用について

土木みどり事務所が発注する「（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託」及び「道路照明灯維持補修業務委託」の設計書を作成する場合の地区割については、以下のとおり運用する。

(1) （単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託

建設副産物の処分費、運搬距離及び路面切削機の運搬距離については、次のとおり地区割を行う。

A地区：北部土木みどり事務所、左京土木みどり事務所、東部土木みどり事務所の管内

B地区：南部土木みどり事務所、西部土木みどり事務所、西京土木みどり事務所、
伏見土木みどり事務所の管内

C地区：京北・左京山間部土木みどり事務所の管内

(2) 道路照明灯維持補修業務委託

建設副産物の処分費、運搬距離については、次のとおり地区割を行う。

A地区：北部土木みどり事務所、左京土木みどり事務所※、東部土木みどり事務所の管内

B地区：南部土木みどり事務所、西部土木みどり事務所※、西京土木みどり事務所、
伏見土木みどり事務所の管内

※：京北・左京山間部土木みどり事務所管内の一部を含む。

11. LED照明灯具等に係る間接費の取扱について

LED照明灯具及び照明柱等に係る間接費は、以下のとおり取り扱うこととする。

(1) 「規格品等」※に該当する場合

LED照明灯具及び照明柱等のうち「規格品等」に該当する資材については、『材料※』扱いとし、間接費の取扱を下表のとおりとする。

材料条件	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
購入品の場合	○ (対象)	○ (対象)	○ (対象)
支給品の場合	○ (対象)	○ (対象)	× (対象外)

LED照明灯具には、器具、LEDモジュール、LEDモジュール制御装置を含みます。

※「規格品等」とは、物価資料等（カタログ製品を含む）に掲載されているもの及び類似品であり、単価特別調査で価格が報告されたものもこれに含まれます。

なお、「規格品等」及び「材料」の考え方については、「土木工事標準積算基準書（電気通信編）等の運用」（国土交通省大臣官房 技術調査課電気通信室等）に準じる。

(2) 「規格品等」※に該当しない場合

単価特別調査の結果、「市場性なし」と報告されたもの等、工事ごとに見積対応となるものについては、「機器」（LED照明灯具）及び「鋼構造製作物」（照明柱）として取り扱う。

この場合の間接費については、「土木工事標準積算基準書（電気通信編）」のⅦ-2-15頁「5 間接工事費の算定方法 間接工事費の項目別対象表」に記載のとおりとする。

また、見積参考資料に資材名称、規格、単価等を記載するとともに、間接費の取扱についても、見積参考資料、設計内訳書等に条件明示することとする。

間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
対象額 項目	直接工事費	直接工事費＋共通仮設費 ＝純工事費	純工事費＋現場管理費 ＋機器間接費＝工事原価
機 器 単 体 費	×	×	×
機器単体費（支給品等）	×	×	×
鋼 構 造 製 作 物 工 場 製 作 原 価	×	×	○
技 術 者 間 接 費	×	×	○
機 器 管 理 費	×	×	○
材 料 費（光ケーブル）	×	○	○
○対象とする ×対象としない			

← LED
照明灯具
← 照明柱

（土木工事標準積算基準書（電気通信編）p.Ⅶ-2-15より）

12. 工事費の積算における電力料金単価について

電力量料金単価の算出にあたっては、以下のとおりとする。

当初：原則、その他季単価を用いて積算を行うこと。

精算：積算工程における夏季単価の期間とその他季単価の期間の加重平均（以下の式）により、単価を算出すること。

< 計算例 >

全体工期が2018年9月1日から2020年6月15日で、商用電力使用期間が2018年12月1日から2020年5月2日までの場合

商用電力使用期間：17.7箇月（夏季3箇月、その他季期間14.7箇月）より

$$\text{電力量料金単価} = \alpha \times 3 / 17.7 + \beta \times 14.7 / 17.7$$

夏季の料金単価： α

その他季の料金単価： β

数位：小数第2位止め（第3位以下切捨て）

第Ⅱ編 共通工

第1章	土	工		Ⅱ－1－1
第2章	共	通	工	 Ⅱ－2－1
第3章	基	礎	工	 Ⅱ－3－1
第4章	コン	ク	リート工	 Ⅱ－4－1
第5章	仮	設	工	 Ⅱ－5－1

第 1 章 土 工

1. 土 工 一 般	Ⅱ－1－ 1
2. 土量変化率	Ⅱ－1－ 2
3. 機 械 土 工	Ⅱ－1－ 2
4. 土の敷均し締固め工	Ⅱ－1－ 7
5. 安定処理工	Ⅱ－1－ 9
6. 数量計算要領	Ⅱ－1－1 0
7. 岩盤部の余掘について	Ⅱ－1－1 2
8. 機械掘削に伴う基面整正の施工範囲について	Ⅱ－1－1 2
9. 土工の積算の運用について	Ⅱ－1－1 2
10. 土工配分図（参考）	Ⅱ－1－1 4

第 1 章 土 工

1. 土工一般

(1) 土工の名称および定義

土工の名称及び定義は次のとおりとする。

工種 (レベ° #2)	種別 (レベ° #3)	細別 (レベ° #4)	規格 (レベ° #5)	摘要 (適用箇所・内容)
河川土工 海岸土工 砂防土工 道路土工	掘 削 工	掘 削 土砂等運搬 整 地* 押 土 (ルース°) * 積 込 (ルース°) *	土質 積算条件区分	・掘削・積込 (自工区) ・流用土使用箇所・仮置場 (一時) への運搬 ・仮置場 (一時) での処 理等*
	盛 土 工 路体盛土工 路床盛土工	路体(築堤)・路床盛土 土砂等運搬 整 地* 押 土 (ルース°) * 積 込 (ルース°) * 土 材 料	土質 積算条件区分	・盛土工 (流用土・発生土 ・採取土・購入土) ・発生土・採取土 (自工区 他工区) の積込・運搬等* ・購入土 (現着単価の土砂)
	残土処理工	整 地* 土砂等運搬 残土等処分	土質 積算条件区分	・残土受入地での処理・敷 均 (他工区・仮置場 (最 終)) * ・作業残土の運搬 ・処分費

*: 基準書 II-1 による他、必要に応じて計上する。

備考 1. 掘削工とは土砂の掘削から運搬 (自工区及び仮置場 (一時)) までの一連作業で、掘削、積込、運搬作業をいう。

なお、運搬には、仮置場での整地を必要に応じて計上する。

※仮置場 (一時) とは、自工区内で掘削された土砂を工事期間中に仮置する場所である。

2. 適用における盛土工 (流用土、発生土、採取土、購入土) のそれぞれの定義は次のとおりとする。

- (1) 盛土工 (流用土) とは、自工区内で掘削された土砂等による盛土作業で、敷均し・締固め作業をいう。なお、仮置場 (一時) から流用する場合、仮置場での積込、仮置場 (一時) からの運搬を含む。
- (2) 盛土工 (発生土) とは、他工事で発生し運搬されてくる土砂等による盛土作業で、運搬、敷均し、締固め作業をいう。
- (3) 盛土工 (採取土) とは、土取場での掘削・積込から盛土までの一連作業で、掘削、積込、運搬、敷均し、締固め作業をいう。
- (4) 盛土工 (購入土) とは、運搬費を含む購入土による盛土作業で、敷均し、締固め作業をいう。

3. 残土処理とは、構造物構築のために行う作業土工 (床掘・埋戻し) で生じた残土、又は掘削工で生じた残土の処理作業で、運搬、残土受入地 (又は仮置場 (最終)) での整地、残土処分費をいう。

2. 土量変化率

(1) 岩塊、玉石まじり土

1) 定義

岩塊、玉石まじり土とは、粒径7.5cm以上の混入率が概ね30%以上と判断され、かつ粒径20cm以上の岩塊、玉石が混入している土質をいう。

2) 地山の単位体積質量

2.0 t / m³

3) 橋台、橋脚等の埋戻しにおいて通常の締固めを必要としない場合、ブルドーザーによる埋戻し（掘削、押土）の土の変化率は下表のとおりとする。

分 類	通常の締固めを必要としない場合の土量の変化率	備 考
レ キ 質 土	1.0	
砂質土及び砂		
粘 性 土		
軟 岩 I	1.2	
軟 岩 II	1.3	
中 硬 岩	1.4	
硬 岩	1.5	

3. 機械土工

(1) 山岳部における土砂掘削積込作業の考え方

1) 土砂で幅5.0m未満は人力併用機械掘削とする。

2) 土砂で幅5.0m以上については、バックホウ掘削積込とする。

(2) 岩石工（爆薬土工）の中硬岩以上の掘削で、火薬が使用できない場合については、原則として大型ブレーカー掘削とする。

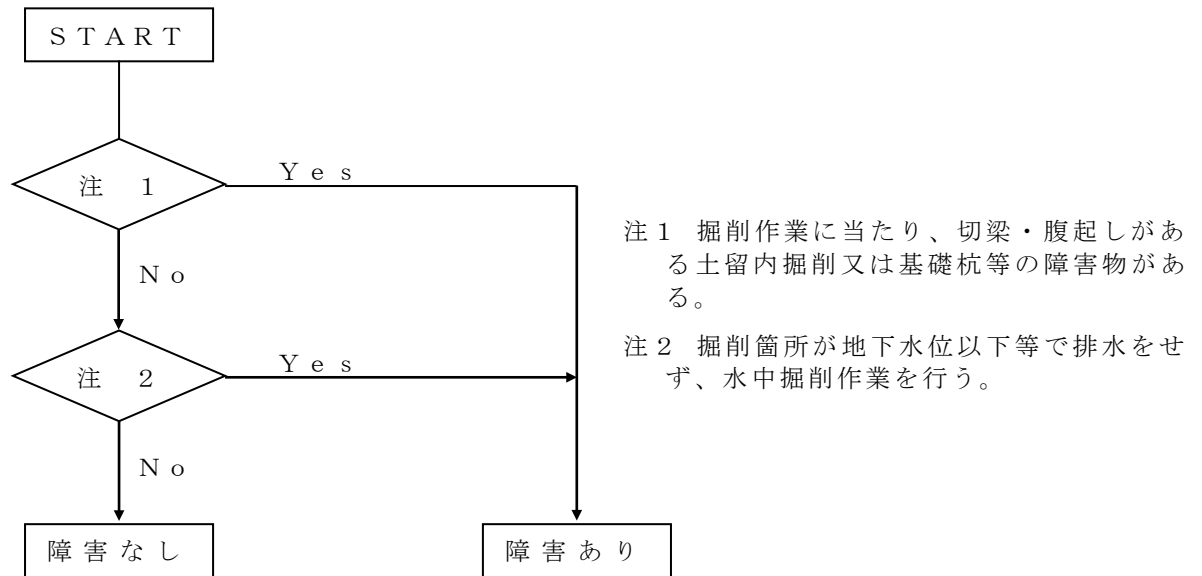
転石破碎の優先順位について

大型ブレーカー転石破碎と、火薬転石破碎の優先順位は大型ブレーカー転石破碎を優先するものとする。

(3) 基準書のブルドーザー及びバックホウ掘削の機種選定対象土量は、1工事の掘削量とする。

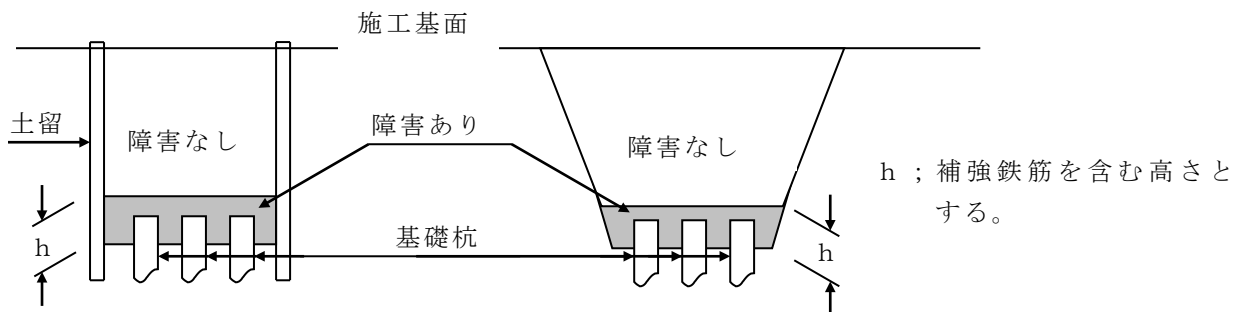
ただし、掘削と同時に作業が行われる施工基面より上の床掘で、掘削と同様の機種・歩掛を適用されるような場合は、この床掘量を含めるものとする。

(4) バックホウ掘削積込の現場条件選定フローは次のとおりとする。



(5) 基礎杭のある床堀作業をバックホウで行う場合においては、「障害あり」を採用する。

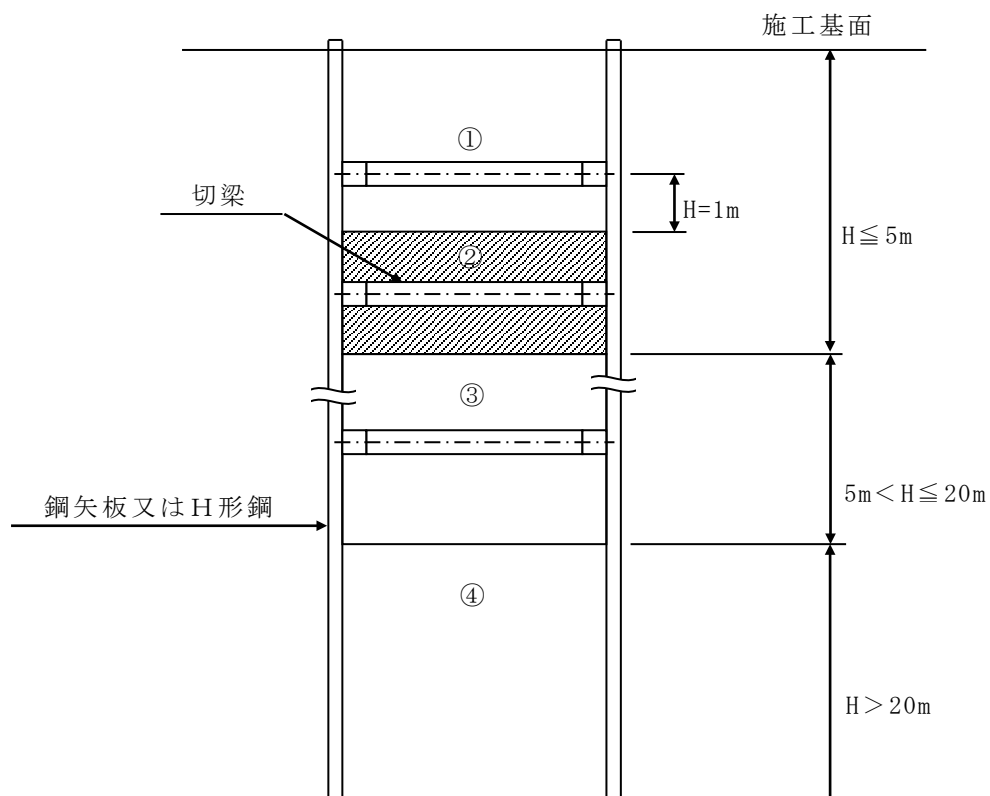
床 堀 の 例



(6) 土留め内における施工区分について

次表の機種は標準規格であり、機種の選定については基準書（機種の選定）及び基準書（参考資料）土工・標準機種選定図フローを参照すること。

なお、共同溝工の掘削区分は基準書第Ⅳ編第４章共同溝工によるものとし、共同溝工以外の工種については、次表・図を適用する。

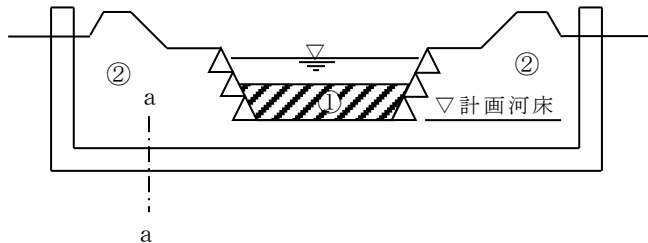


〔機種の選定（切梁式土留工の場合）〕

施工区分	使用機械	摘要
①	バックホウ（排出ガス対策型油圧式クローラ型 山積0.8m ³ ）	掘削積込（床掘・障害なし）、 補助労務（自立式）
②	バックホウ（排出ガス対策型油圧式クローラ型 山積0.8m ³ ）	掘削積込（床掘・障害あり）、 補助労務（切梁・腹起し）
③	クラムシェル（油圧式クラムシェルテレスコピック式クローラ型 平積0.4m ³ ） ＋ 小型バックホウ（排出ガス対策型油圧式クローラ型 山積0.08m ³ ）	掘削積込（床掘・障害あり）、 補助労務（切梁・腹起し）
④	クラムシェル（油圧式ロープ式クラムシェル・クローラ型 平積0.8m ³ ） ＋ 小型バックホウ（排出ガス対策型油圧式クローラ型 山積0.08m ³ ）	掘削積込（床掘・障害あり）、 補助労務（切梁・腹起し）

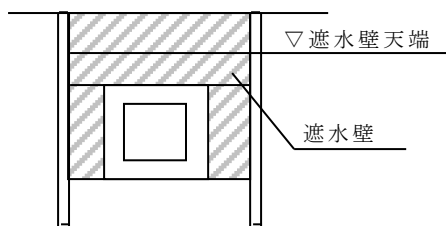
(7) 樋門等横断工作物の埋戻又は盛土（河川土工）

- 1) ①の低水路の計画河床より上の部分は埋戻しとし、歩掛については「土木工事積算基準書第2編共通工第1章土工、土の敷均し（ルーズ）」を使用するものとする。
- 2) ②の部分のうち、堤防開削となる場合、盛土とし、歩掛はオープン掘削の遮水壁天端高以上の部分は基準書「敷均し締固め」とし、オープン掘削の遮水壁天端高以下の部分及び土留矢板を施工する場合の土留内は、基準書「機械土工（埋戻工）」とする。

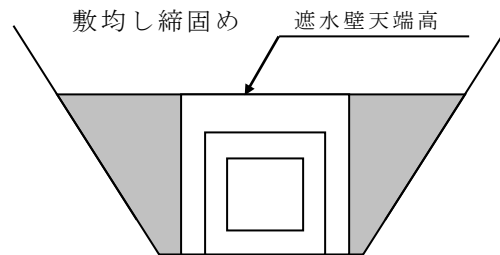


a - a 断面図

土留掘削の場合



オープン掘削の場合



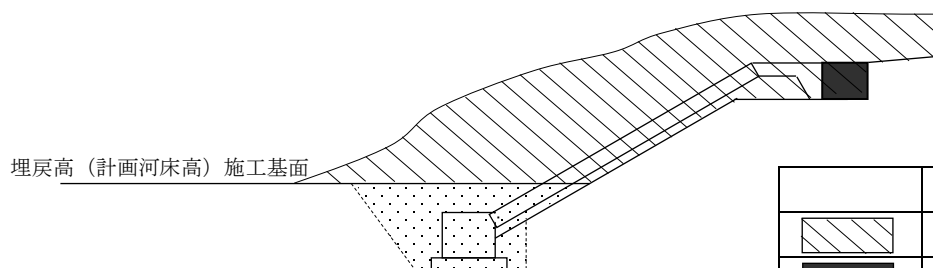
■ については埋戻工とする。

(8) 掘削と床掘の運用について（河川土工）

1) 適用区分

掘削、床掘の歩掛りについての適用区分は、次のとおり運用する。

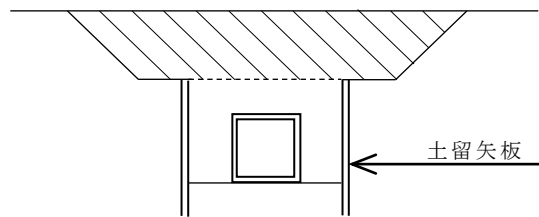
（一般護岸工事の場合）



	契約	歩掛
	掘削	掘削
	床掘	掘削
	床掘	床掘

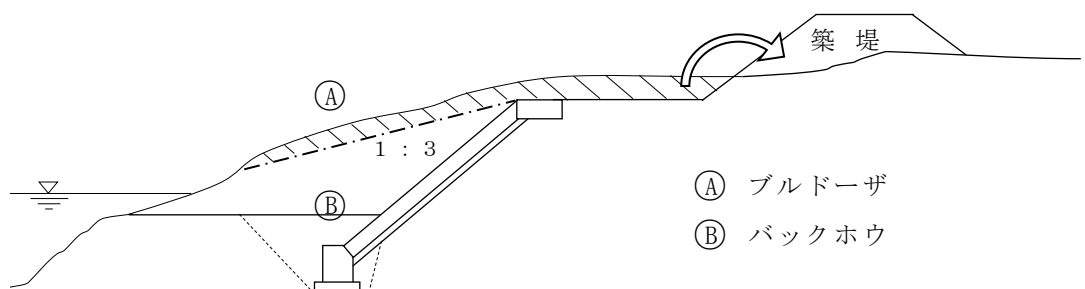
(堤防開削工事の場合)

すべて掘削として計上する。ただし、土留矢板、切梁等がある箇所（空白部）は、歩掛上「障害有」を適用する。



ロ) 機種区分

盛土がある場合の機種区分は下記による。

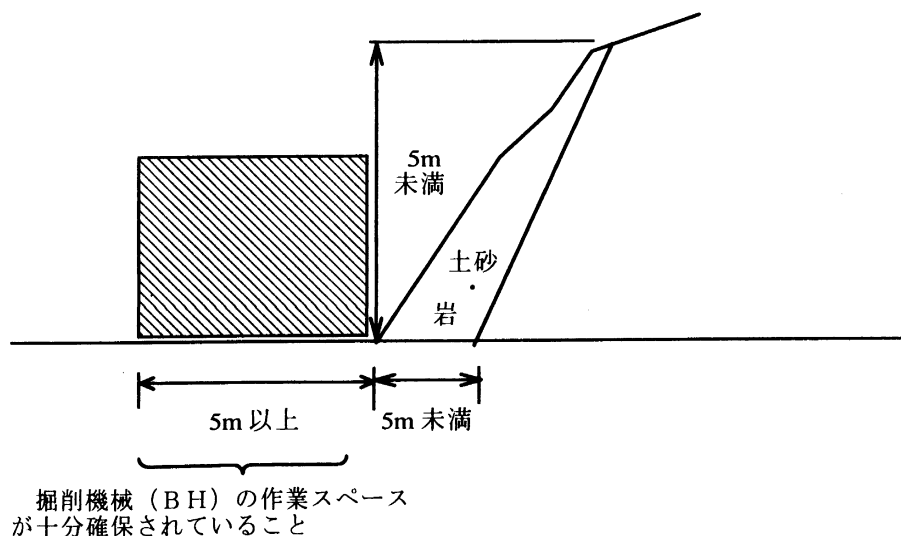


(9) 基準書の敷均し機種選定対象土量は、一工事全盛土量とする。

ただし、盛土と同時に作業が行われる埋戻しで、盛土と同様の機種・歩掛を適用するような場合は、この埋戻し量を含めるものとする。

(10) 機械掘削における積算区分について

掘削における「オープンカット」「片切」の区分については、土木工事標準積算基準書によるものとしているが、以下のパターンにおいては、オープンカットを適用する。



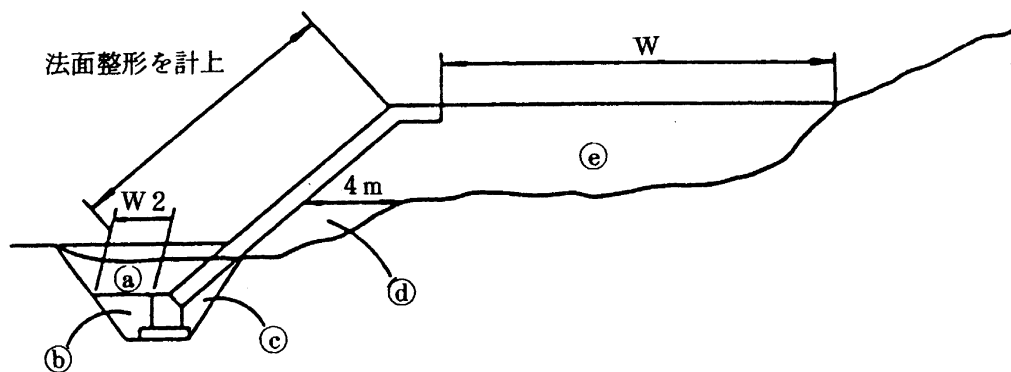
- (11) ダンプトラック運搬におけるD I D区間の有無については、運搬距離に占める割合に関わらず、単純に有り・無しで判断すること。

また、ダンプトラック運搬におけるタイヤ損耗費については、以下を参照すること。

1. 良好とは、舗装道その他これに準ずる良好な搬路の進行が主な工事。
2. 普通とは、路面がよく維持されている砂利道又はこれに準ずる良好な搬路の進行が主な工事。
3. 不良とは、破碎岩の混入する搬路又は河床路その他これに準ずる搬路の進行が主な工事で、タイヤの損耗が著しいと認められるとき。

4. 土の敷均し締固め工

- (1) コンクリート塊及びアスファルト塊の変化率は軟岩Ⅰの変化率を準用する。
- (2) 路体締固めには原則としてタイヤローラー(8～20t)を用いるものとする。ただし、軟弱な土砂・中硬岩・硬岩(トンネルズリを含む)はブルドーザ締固めとしてよい。
- (3) 敷均し、締固めを行う場合同一現場内で2回以上転用する時の土量変化率Cは、2回目以降C=1.0として算定する。
- (4) 護岸背面の埋戻し(盛土)について
 - 1) 護岸背面の少量の盛土については、埋戻しに含め1式計上してもよい。ただし、護岸と堤体の位置、盛土幅、盛土量等を考慮し、盛土と埋戻しを区分けして計上してもよい。



① すべて埋戻し計上する場合

- イ) aは土の敷均し(ルーズ)C=1.0とする。

ただし、高水護岸は基礎天端より0.5mまでは、基準書機械土工(埋戻工)による。

- ロ) b～eは基準書機械土工(埋戻工)による。(基準幅W)

② 盛土・埋戻しに区分して計上する場合

- イ) a～cは埋戻しとして計上するものとし、歩掛の適用は上記による。

(基準幅W/2)

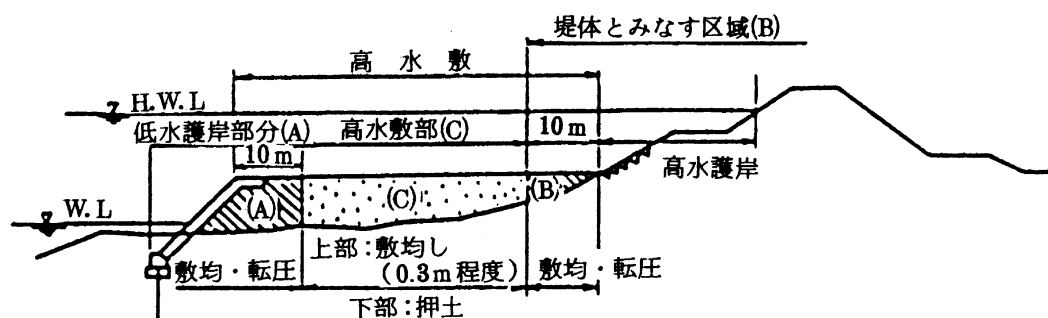
- ロ) d～eは盛土として計上するものとする。積算に当たっては、dは基準書機械土工(埋戻工)の埋戻B(0～4m以上)とし、eは基準書土の敷均し・締固め工の歩掛を適用するものとする。

2) 埋戻工の適用範囲

基準書機械土工（埋戻工）の適用領域は、施工区間全体の横断図を勘案して決定するものとする。

(5) 高水敷部における締固め及び数量算出について

低水護岸の背後、堤脚部及びその他の高水敷部分の締固め及び数量算出については、原則的に下記のとおりにする。



高水敷部（C）の上部の締固めを伴わない敷均し単独作業については、設計断面により算出した対象土量の1/2を「土木工事積算基準書（共通編）第Ⅱ編第1章②」の施工パッケージ「整地」を使用して計上するものとする。

また、残りの1/2である下部については押土（ブルドーザ掘削押土、ルーズ）として計上するものとする。

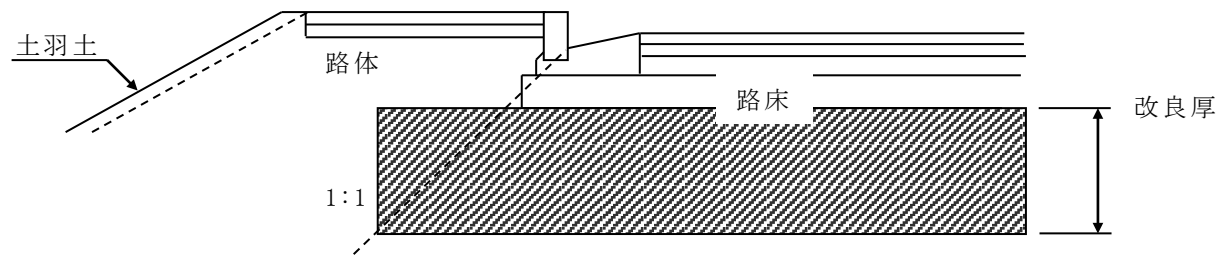
1) 品質管理

低水護岸部分（A）及び堤体とみなす区域（B）については、通常の築堤工事と同等の管理を行うがその他の部分は密度の当てはめはしない。ただし、（A）（B）において河床材料等で施工する場合で管理が非常に困難な場合はこの限りでない。

5. 安定処理工

路床数量（路床改良含む）の算出について

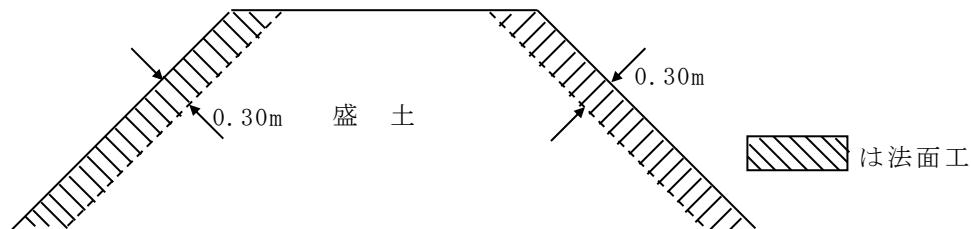
路床改良、路床置換を行う時は、輪荷重の影響範囲を考慮して1：1勾配でおろした区間を路床として算出する。



注）縦断管渠がある場合は、その前面までとする。

6. 数量計算要領

- (1) 購入土は、ほぐした土量とする。ただし、締固め後の土量として、数量計算する場合は、換算後の資材価格で計上する。
- (2) 土量計算は、切土、掘削、床掘、運搬については地山土量とし、盛土、埋戻しは締固め後の土量について行なうものとする。
- (3) 盛土区分は次のとおりとする。



筋芝、種子帯の芝付面積×0.30mの部分は人力施工とする。

ただし、この部分の築立の費用は芝付の単価に見込まれているので、数量のみ計上して金額は計上しないものとする。

盛土本体の機械施工が困難である部分は、人力盛土及び小型機械盛土とする。また、芝付を施工しない場合は、盛土法面整形を行なうものとする。

機械施工が困難な場合とは

- 1) 薄い断面の場合
- 2) 護岸の背面
- 3) その他、歩道盛土、路肩部盛土、腹付盛土等で盛土施工幅が狭いため機械施工ができない場合（一般に盛土施工幅4.0m以下の場合）

なお、法面締固め機を使用する場合は別途考慮する。

- (4) 表面はぎ及び除根等による土砂の補充については次の厚みに面積を乗じたものを標準とする。

芝、雑草等：0.15m

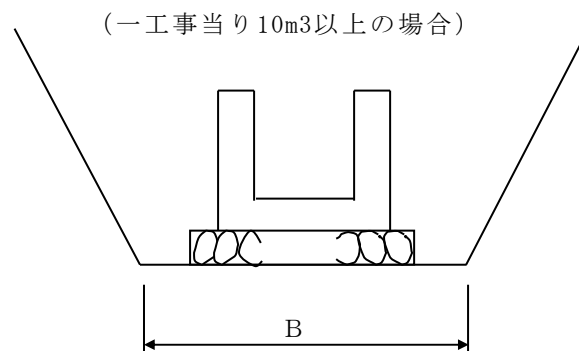
雑木、竹藪：0.30m

なお、段切りの実施の場合の段切り部の土砂の変化率については1.0とする。

- (5) 構造物等の床掘を行う場合の床掘、埋戻し断面等は次を標準とする。

- 1) 床掘（一般の場合）

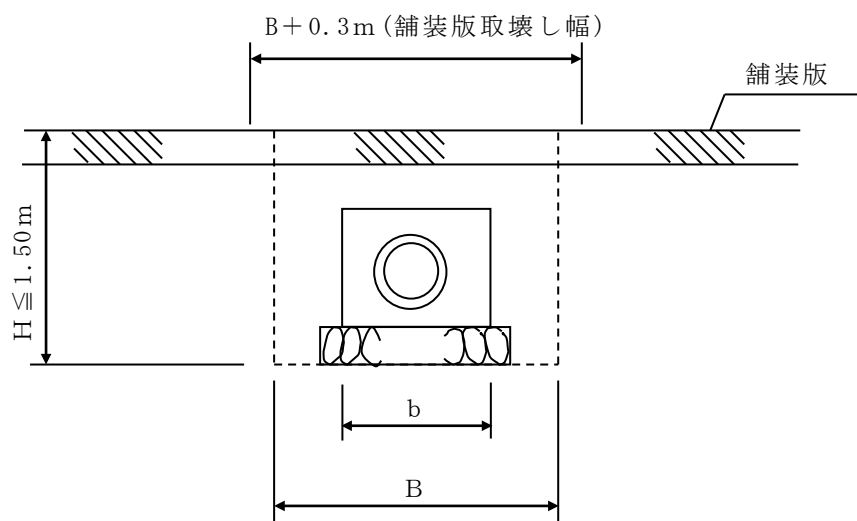
連続する構造物で機械掘削となる床掘断面は次図を標準とする。



注) Bは「土木工事数量算出要領(案)」による

2) 床掘（現道上の場合）

現道上等で地表面が舗装版に覆われているような箇所の床掘は次図を標準とする。

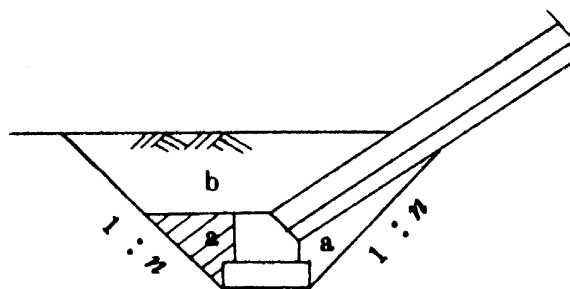


(注) ① Bは、砕石等基礎巾と $b + 0.4\text{m}$ の値の大きい方を採用する。ただし、連続する構造物で機械掘削となる場合には、Bは0.8mを最小値とする。（一工事当り10m³以上の場合）

② 床掘深さHが1.5m以上は、1)の床掘（一般の場合）による。

3) 埋戻し

護岸の埋戻しは次図を標準とする。



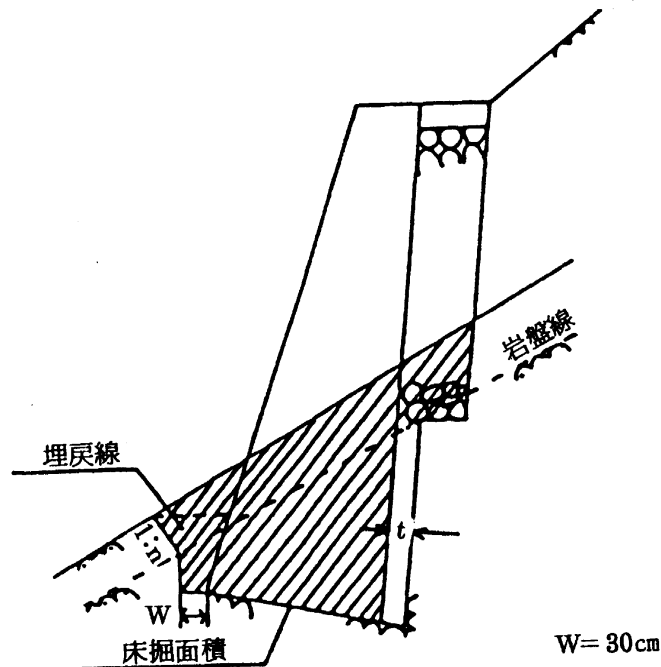
(注) ① 埋戻し a は、基準書Ⅱ－1－③－9埋戻し工による。

② 埋戻し b は、機械埋戻し（ブルドーザ）である（ $C = 1.0$ ）。ただし、高水敷護岸にあつては、基礎天端0.5mまでは基準書Ⅱ－1－③－9埋戻し工による。

7. 岩盤部の余掘について

岩盤に接し、裏型枠を使用しない構造物を築造する場合の余掘は下記を標準とする。（ブロック積、石積は除く）

（例）盛土部もたれ擁壁の場合



8. 機械掘削に伴う基面整正の施工範囲について

高水敷部の保護工（連節ブロック等の平面部）、連節ブロック護岸の平面部（天端及び基礎部（低水護岸基礎部を除く））及び樋門水路等掘削底面幅の広い場合等については、施工性を考慮し基面整正を計上する。なお、低水護岸の根固工部については基面整正は計上しない。

9. 土工の積算の運用について

(1) 人力床掘と機械床掘の範囲

人力床掘として積算する範囲は次のとおりとし、これ以外のものは機械床掘として積算する。

- 1) 集水桝、防護柵基礎等で他の床掘と関係なく独立した小構造物の床掘
- 2) 連続する小構造物の床掘で一工事の床掘土量が10m³未満の場合
- 3) 現場条件により機械施工が不可能な場合
- 4) 機械床掘の最小掘削幅は

〔バックホウ0.1m³使用時 500mm
バックホウ0.25m³使用時 800mm とする。〕

(2) 機械土工（床掘）の積算

小規模土工は基準書による。（Ⅱ－1－②－1～）

(3) 変更時における施工規模の考え方について

土工において、数量の増減により適用基準の施工規模が変更となる場合は下記のとおり運用する。

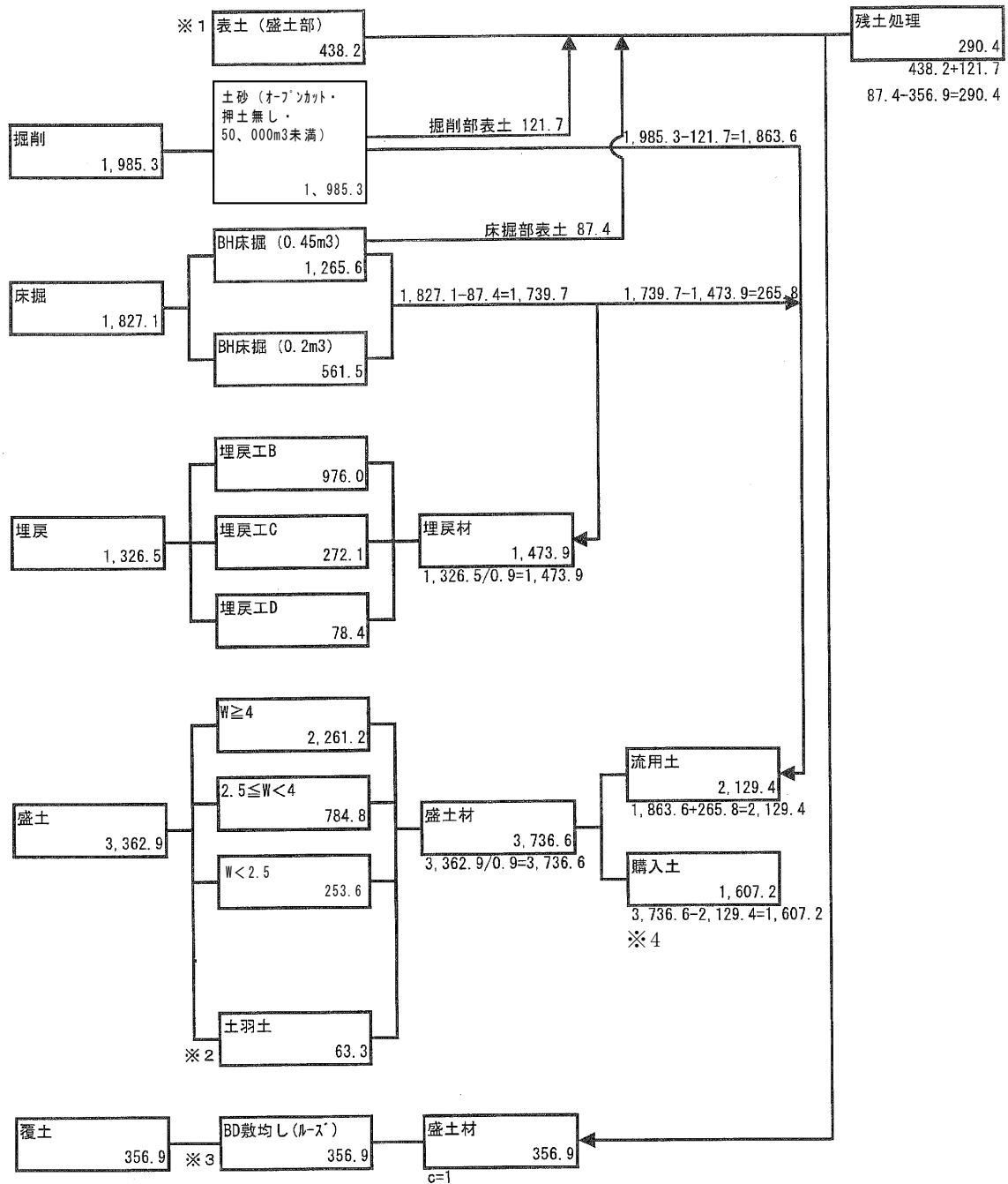
区分		積算の考え方		
事項	工種	単価採用月	施工規模の扱い	備考
積算及び変更	同一工種	既契約時点	既契約時点と同じ	施工規模の適用で歩掛が変化した場合は、施工規模の変更を行う。
	新工種	変更指示時点	変更新工種数量の施工規模を適用する。	変更指示時点が同時の場合の施工規模の提供は、合計数量による施工規模を適用する。
新規施工箇所及び追加工事による変更		変更指示時点	追加工事施工数量の施工規模を適用する。	

■ 事例－現地取り合いの都合による施工規模の変更

- ・掘削（オープンカット）：当初45,000m³（代表機械BH0.8m³）、変更51,000m³（代表機械BH1.4m³）

掘削は、50,000m³を境に機械の規格が0.8m³から1.4m³に変わるが、現地取り合いの都合（例えば現地盤線の変更等）による数量の変更があれば施工条件の変更を行う。

10. 土工配分図（参考）



※1 盛土部における表面はぎ手間は、準備費（率計上）のため、運搬及び処分に要する費用については準備費で計上

※2 盛土材において土羽土を別途計上する場合は以下のとおりとする。

- ① 筋芝及び植生筋工の際の土羽土の場合（なお、土羽築立に要する手間は芝付に含む）
- ② 築立（土羽）部が本体と同一材料（土）でない場合

※3 覆土は締固めを行わないので、土量変化率C = 1とする。

※4 土工配分図における購入土量は地山土量により算出しているため、積算時は購入土の状態を考慮した土量を計上する。

（注）土工配分図の数量計算の数位は「土木工事数量算出要領（案）」1.5数量計算の単位及び数位による。

また、「土木工事標準積算基準書第Ⅰ編第5章」等により、設計表示単位でまとめる。

第 2 章 共 通 工

1. 法 面 工	Ⅱ－2－	1
2. 人工張芝工	Ⅱ－2－	2
3. コンクリートブロック積（張）工	Ⅱ－2－	3
4. 石積（石張）工	Ⅱ－2－	3
5. プレキャストL型擁壁工	Ⅱ－2－	3
6. 排水構造物工	Ⅱ－2－	4
7. 高圧噴射攪拌工・薬液注入工・スラリー攪拌工	Ⅱ－2－	8
8. アンカー工	Ⅱ－2－	8
9. 構造物とりこわし工	Ⅱ－2－	10
10. 吸出防止設置工	Ⅱ－2－	11
11. 目地・止水板設置工	Ⅱ－2－	12
12. かご工	Ⅱ－2－	12

第 2 章 共 通 工

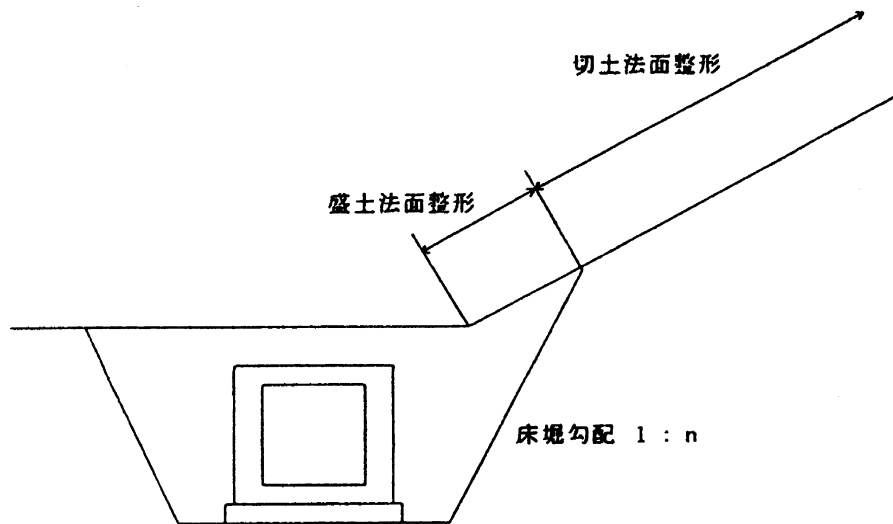
1. 法 面 工

(1) 法面整形工

1) 切土法面内に床掘による埋戻しが含まれる場合の運用

法面整形を計上すべき法面について、床掘による埋戻しが生じる場合（図一 1）は、床掘勾配が任意のため切土法面整形と盛土法面整形の範囲を分けることができない。

このような場合でも、1 細別 1 歩掛を基本として切土部、盛土部それぞれ数量契約するものとする。ただし、床掘勾配は任意であることから、作業土工に係わる範囲の数量は設計数量に基づくものとする。



図一 1

2) 人力による切土整形（２次整形）の運用

２次法面整形を計上する場合は、現場条件（２次整形の必要性、法面状況等）をよく検討のうえ計上するものとするが、一般に下記の場合は計上しないものとする。

イ．同一工事の場合（同じ工事で切土整形及び法面保護工を施工する場合）

ロ．同一年度内で施工するもの及び次年度に施工する場合

（例） a．同一年度で切土法面整形を施工し別件工事で法面保護工を施工する場合等

b．当該年度で切土法面整形を施工し翌年度に法面保護工を施工する場合等

3) 法面の整形、清掃の計上について

法面吹付工事等における法面整形、清掃の計上区分は次表による。

工 種	種別	土工(切土)法面 工が同一工事	土工(切土)が 別途工事
種 子 吹 付 （ 掘 削 法 面 ）	法面整形	○	－
	法面清掃	(○)	(○)
モルタル及びコンクリート吹付 厚 層 基 材 吹 付	法面整形	○	－
	法面清掃	(○)	(○)
現 場 打 コ ン ク リ ー ト 法 枠	法面整形	○	－
	法面清掃	－	－
現 場 打 吹 付 法 枠 (コアフレーム、フリーフレーム等)	法面整形	○	－
	法面清掃	○	○
現場打吹付法枠における枠内吹付 (モルタル、コンクリート、厚層基材吹付)	法面整形	○	－
	法面清掃	※ ○	※ ○

（注） 1 上表における（ ）書きは、吹付歩掛に法枠清掃が含まれているので、別途計上は行わないものとする。

2 上表における※は、現場打吹付法枠と同時施工しない場合は、法枠部、枠内吹付部の合計面積を法枠工事で計上し、枠内吹付工事では計上しない。

2. 人工張芝工

本歩掛において適用できる製品規格は、張芝（ネット付き幅50～100cm）及び張芝（ワラ付き幅100cm）の２規格である。

3. コンクリートブロック積（張）工

ブロック積（張）工の場所打ちコンクリート及び胴・裏込めコンクリート並びに目地モルタルの規格は、次のとおりとする。

コンクリート種別	規 格	適 用
場所打ちコンクリート	18－8－40	高 炉
胴・裏込めコンクリート	18－8－40	高 炉
目 地 モ ル タ ル	1：3	高 炉

＜間知ブロック積の積算について＞

間知ブロック積の目地材料費の材料ロスについて、標準ロス率は+0.12とする。

＜大型ブロック積工の積算について＞

- (1) 土木工事標準積算基準書の適用範囲内の材料を指定する場合の積算方法
「コンクリートブロック積（張）工」によること。
- (2) 土木工事標準積算基準書の適用範囲外の材料を指定する場合の積算方法
特別調査又は見積りによること。

なお、上記1～2について流通量の関係により滑面ブロックの生産中止が散見されていることから、材料指定にあたっては、物価資料掲載の有無を確認のうえ積算し、その場合には設計図書にも条件明示すること。

- (3) 材料を指定しない場合の積算方法
土木工事標準積算基準書の「コンクリートブロック積（張）工」によること。
なお、新技術に登録している製品を使用した方が経済性で有利になることもあるため、積極的に新技術に登録されている製品の使用を検討すること。
- (4) 鉄筋材料費の標準ロス率は+0.03とする。
- (5) 目地材料費の標準ロス率は+0.12とする。

4. 石積（石張）工

石積（張）に使用する石材は原則として、雑割石（控え35cm）を標準とする。

5. プレキャストL型擁壁工

- (1) プレキャスト擁壁の接合金具については、通常は製品単価（特別調査、見積り等を含む）に含まれているため、別途計上の必要はない。
- (2) 基準書Ⅱ－2－⑥プレキャスト擁壁の歩掛は、プレキャストブロック先行施工にも適用できる。

プレキャスト先行施工とは、敷高調整治具等を用い、プレキャストブロックを先行施工した後に調整モルタルを施工する方法のことである。

6. 排水構造物工

(1) ボックスカルバート締結工

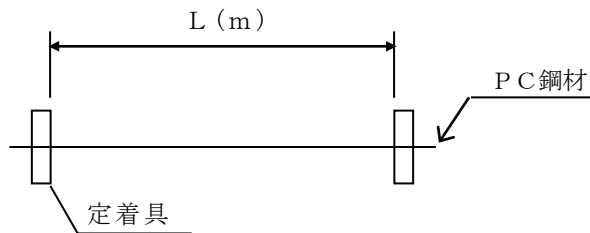
適用範囲：布設された数個のボックスカルバートを、P C 鋼材を用いて一体化する場合に適用する。

1) P C 鋼材

連結用 P C 鋼材は、一般に P C 鋼より線又は P C 鋼棒が使用される。

イ) P C 鋼より線の所要質量は、次により計上する。

$$\text{P C 鋼より線の質量} = L \times W \times n \quad (\text{kg})$$

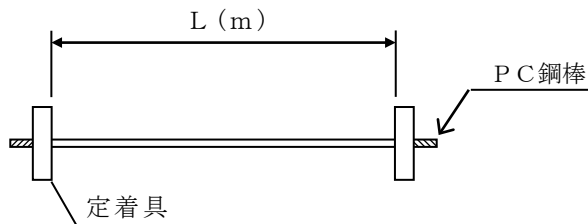


W : P C 鋼より線の単位質量 (kg/m)

n : 縦締ケーブル数 (本)

ロ) P C 鋼棒の所要質量は、次により計上する。

$$\text{P C 鋼棒の質量} = (L + 0.2) \times W \times n \quad (\text{kg})$$



W : P C 鋼より線の単位質量 (kg/m)

n : 縦締鋼棒 (ケーブル) 数 (本)

0.2: ネジ切余長 (両端分)

ハ) P C 鋼材の設計に計上する単価は、次のとおりとする。

$$\text{P C 鋼より線} \quad A' = A \times \alpha \quad (\text{円/kg})$$

A' : 設計に計上する P C 鋼より線の単価 (円/kg)

A : P C 鋼より線の単価 (円/kg)

α : 1.06 (ロス、つかみ代を含む)

$$\text{P C 鋼棒} \quad A' = A \quad (\text{円/kg})$$

A' : 設計に計上する P C 鋼棒の単価 (円/kg)

A : P C 鋼棒の単価 (円/kg)

2) 定着装置

定着装置は、使用 P C 鋼材に見合う規格のものを必要数計上する。一般に必要組数は、縦締ケーブル数とし、単価は固定側、緊張側を合わせた 1 組当たり単価とする。

3) P C 鋼棒継手工

P C 鋼棒に継手が必要となる場合は、鋼棒継手工費として別途考慮する。

(2) ヒューム管 (2 種管) の使用

遠心力鉄筋コンクリート管 (JIS A 5303) の 1 種、2 種の使用区分は現場の状況、経済性等を考慮して決めること。

(参考)

国の土木構造物標準設計図集 (第 1 巻) のパイプカルバート基礎形式選定図により

1. 基礎形式が同一の場合 1 種管とする。

2. 基礎形式が異なる場合 2 種管とする。

(3) 硬質塩化ビニール管等

「土木工事標準積算基準書第Ⅱ編第2章共通工⑩排水構造物工」の硬質塩化ビニール管等の歩掛におけるフィルター材敷設歩掛の適用については、暗渠排水管のない場合には適用しないこと。

(4) 排水構造物工（二次製品）

側溝・水路

「コンクリート二次製品標準図集（案）（側溝・水路編）」（以下「標準図集（案）」という。）の制定に伴い、平成12年4月1日以降に設計・積算を行うものについては、「標準図集（案）」に示す「設計基準：コンクリート二次製品構造規格（案）近畿版（側溝・水路編）」（以下「構造規格（案）」という。）によるものとする。

（運用方針）

- 1) 京都市内で入手可能な二次製品が、「標準図集（案）」の規格に切り替わるまでの期間を、暫定運用期間と位置付け、当該期間の設計・積算に当たっては、「標準図集（案）」の図面・重量等を使用する。
- 2) 現場の施工に当たっては、「標準図集（案）」の設計基準（外形寸法を含む）に基づく製品の入手が困難な場合の暫定運用期間措置として、「標準図集（案）」の「構造規格（案）」を満足する二次製品を、監督員の承認を得て使用できるものとし、図面を変更する。
【「標準図集（案）」の「構造規格（案）」を満足する二次製品とは、「市場製品図集」に収録された製品等】
- 3) 「標準図集（案）」は、JIS製品及び、技術審査認定製品（昭和62年12月22日建設省告示第1451号）を対象外としている。したがって、これらの製品を使用する場合は、「構造規格（案）」の設計基準により構造を検証して使用できるものとする。
- 4) 「標準図集」は基本的な構造を定めたものであり、乗入部等（乗入・段差・桷等）については、当面、「構造規格（案）」等に準じて対応することとする。

参考；「市場製品図集」を使用する場合は、「標準図集（案）」に対応する「市場製品図集」の「標準製品と同一規格の形状寸法・配筋表」{図面番号索引表（P4～5）の標準製品と同一の呼び名の①図面番号（A欄）に記載されている図面番号の製品（以下「A規格製品」という。）}を使用する。

なお、「システム設計単価」に収録されている単価は、「A規格製品」を基に設定されたものであり、同一「呼び名」の複数製品全てに共通して使用できる。

「市場製品図集」内の「A規格製品」を除く製品（B欄、C欄）及び市場製品図集収録外の構造規格を満足する製品は、現場状況・必要性・経済性を判断し、使用してもよいものとする。

B欄とは、「市場製品図集」の「標準製品と同一規格の形状寸法・配筋表」{図面番号索引表（P4～5）の標準製品以外の図面番号の「標準図集（案）」に掲載されていない呼び名の製品②（B欄）に記載されている図面番号の製品。

C欄とは、「市場製品図集」の「標準製品と同一規格の形状寸法・配筋表」{図面番号索引表（P4～5）の標準製品以外の図面番号の「標準図集（案）」に関係なく部分的形状が異なる製品③（C欄）に記載されている図面番号の製品。

（「標準図集（案）」を利用して設計・積算する場合の特記仕様書（個別工事編） 参考記載例）

（品質証明等）

- ・本工事で使用する「コンクリート二次製品標準図集（案）（側溝・水路編）」（平成12年4月近畿地区建設技術開発普及推進協議会 監修）（以下「標準図集（案）」という）で規定する側溝製品の使用に当たっては、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。

（材料；セメントコンクリート製品）

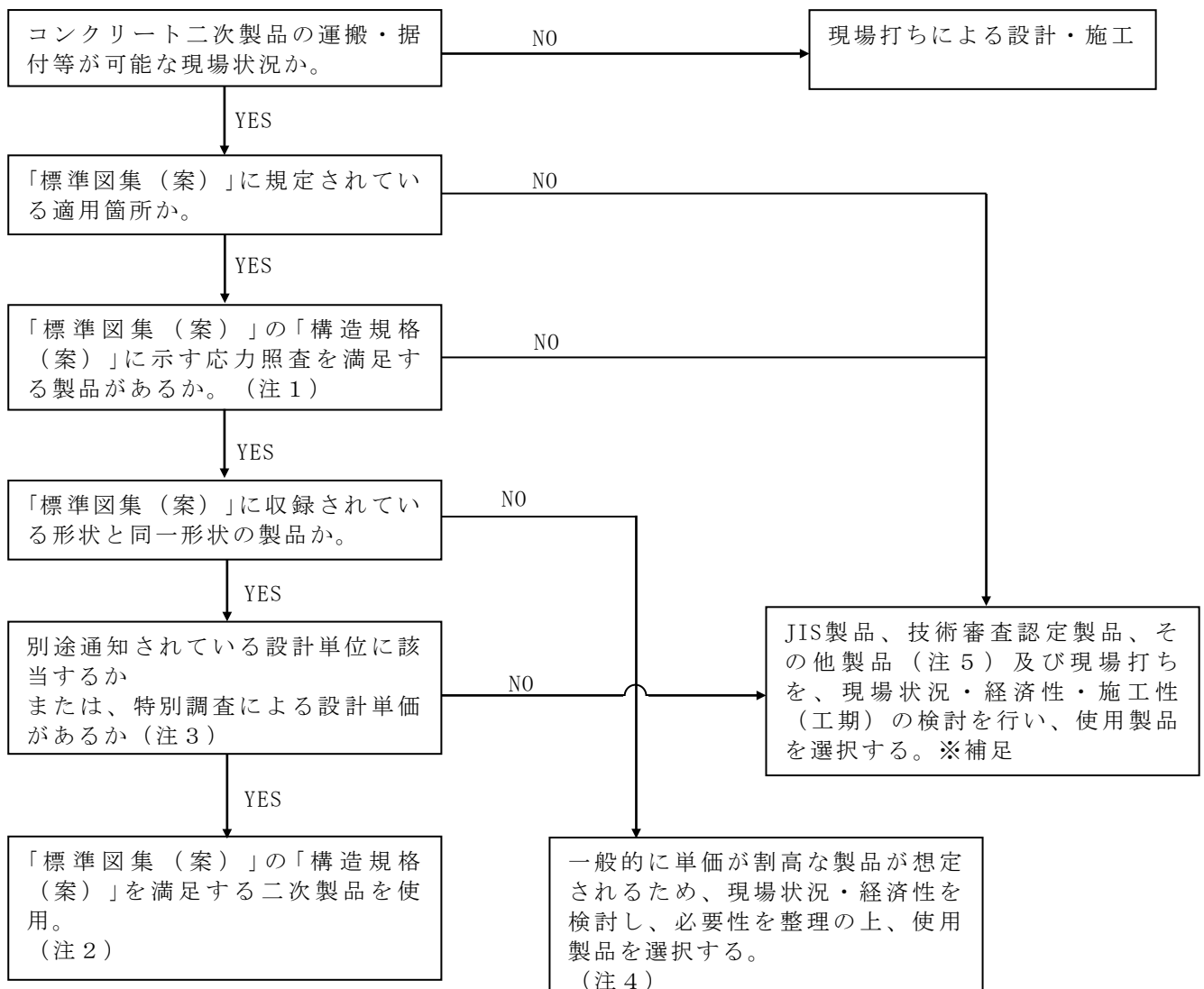
- ・本工事で使用するセメントコンクリート製品は、土木請負工事必携及び「標準図集」による。

なお、「標準図集（案）」に示す「設計基準：コンクリート二次製品構造規格（案）近畿版（側溝・水路編）」を満足する側溝等の使用に当たっては、監督員の承諾を得て「コンクリート二次製品市場製品図集」に収録された製品を、使用することができるものとし、それに係る請負代金の変更は、行わない。ただし、設計図書等は、設計変更の対象とする。

解説：「標準図集（案）」に示す「設計基準：コンクリート二次製品構造規格（案）近畿版（側溝・水路編）」を満足する側溝等とは、「構造規格（案）」で記載されている載荷条件・許容応力度の照査を満足した側溝等製品（「市場製品図集」に収録された製品はすべて該当する）をいい、「標準図集（案）」で規定している寸法規格に限定してものではない。

（参 考）

側溝・水路の設計・積算フロー



(注1) : 「市場製品図集」に掲載されている製品。ただし、「構造規格(案)」を満足するJIS製品、技術審査認定製品等も対象となる。

(注2) : 「市場製品図集」の「A規格製品」該当製品。

(注3) : 地域・規格等により、設計単価の設定が不可能な製品がある。

(注4) : 「市場製品図集」のC欄製品。

(注5) : 「市場製品図集」のB欄製品。

※ 補足

① JIS製品については、山間部等の道路で車両が走行することがあっても一時待避などで低速で走行するような場所に用いることができる。ただし、乗入れ部で使用頻度等が高い場合には、上記の「運用方針 4)」によるものとする。

② 現場状況において、逆勾配となる場合や縦断勾配が急となる場合などは、自由勾配側溝等の製品を検討対象とする。

7. 高圧噴射攪拌工・薬液注入工・スラリー攪拌工

一部の工法で、特許使用料を必要とする場合の積算、発注時の考え方は、原則下記のとおりとする。

標準歩掛工法	当初発注（積算）時	変更契約時
・高圧噴射攪拌工 ・薬液注入工 ・スラリー攪拌工	現場条件により「特許料を必要とする工法」を指定して発注する場合は、特許料をあらかじめ計上する。 (特許料：○)	
	当初発注時に工法指定を行わず発注する場合は、特許料は計上しない。 (特許料：×)	(特許料：原則×※)

※ 「原則×」とは、「現場条件等により【特許料を必要とする工法】でのみ施工可能と判断された場合は特許料を計上する。」という解釈である。

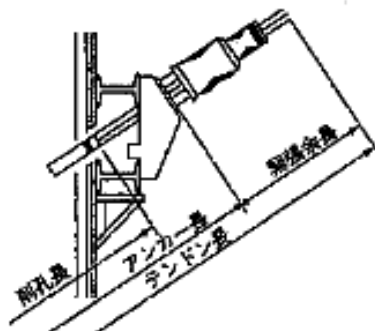
8. アンカー工

(1) 引張り鋼材の余長は下記を目安とする。

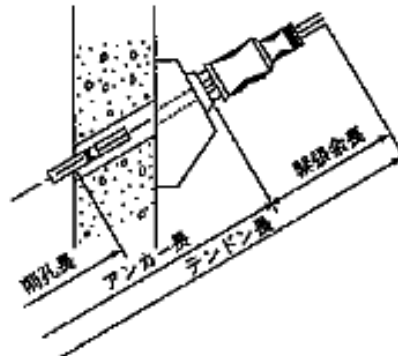
引張り鋼材の種類	定 着 対 象 物	設計アンカー力（kN）				定 着 方 式
		400以下	700以下	1600以下	2000以下	
P C 鋼 より 線 P C 鋼 線	腹起しに定着の場合	1. 0 m	1. 0 m	1. 5 m	1. 5 m	くさび式
	地中壁等に定着の場合	1. 0 m	1. 0 m	1. 5 m	1. 5 m	
	構造物に直接定着の場合	1. 0 m	1. 0 m	1. 5 m	1. 5 m	
P C 鋼 多 重 よ り 線	腹起しに定着の場合	0. 2 m	0. 2 m	0. 4 m	0. 4 m	ナット式
	地中壁等に定着の場合	0. 2 m	0. 2 m	0. 4 m	0. 4 m	
	構造物に直接定着の場合	0. 2 m	0. 2 m	0. 4 m	0. 4 m	
P C 鋼 棒	腹起しに定着の場合	0. 2 m	0. 2 m			ナット式
	地中壁等に定着の場合	0. 2 m	0. 2 m			
	構造物に直接定着の場合	0. 2 m	0. 2 m			

注) 上記余長は、標準であり、緊張ジャッキ等により異なる。

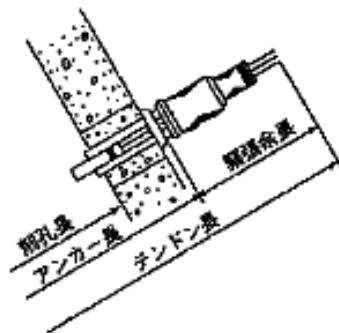
- 備考
1. 緊張ジャッキが緊張のために装着できる必要長を余長とする。
 2. アンカー鋼材の材料費は、アンカー長＋余長を計上する。（次図参照）
 3. 上記余長は標準であり、これにより難しい場合は別途考慮する。



①親杭横矢板、または鋼矢板等による土留工の場合



②運搬地中壁、また鉛直の構造物等に定着をする場合



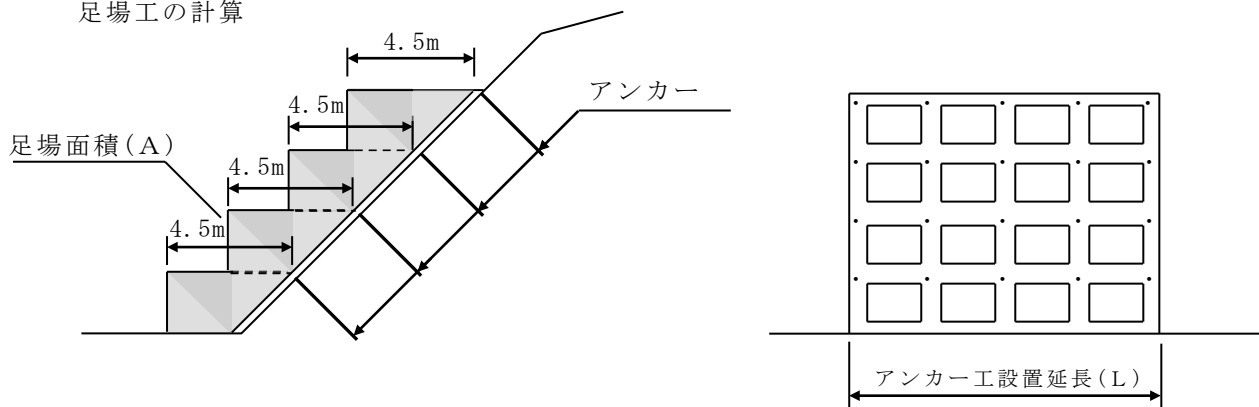
③法面、傾斜地等での現場打法枠工、吹付法枠工、及び掘壁等直接構造物に定着する場合

出典：平成24年度グラウンドアンカー技術ガイドブック

(2) アンカー工の足場の計上について

- 1) 切土とアンカー工が同時施工となる場合は足場工は計上しない。
- 2) 既設構造物及び切土完了後等にアンカー工を施工する場合の足場工は下図による。

足場工の計算



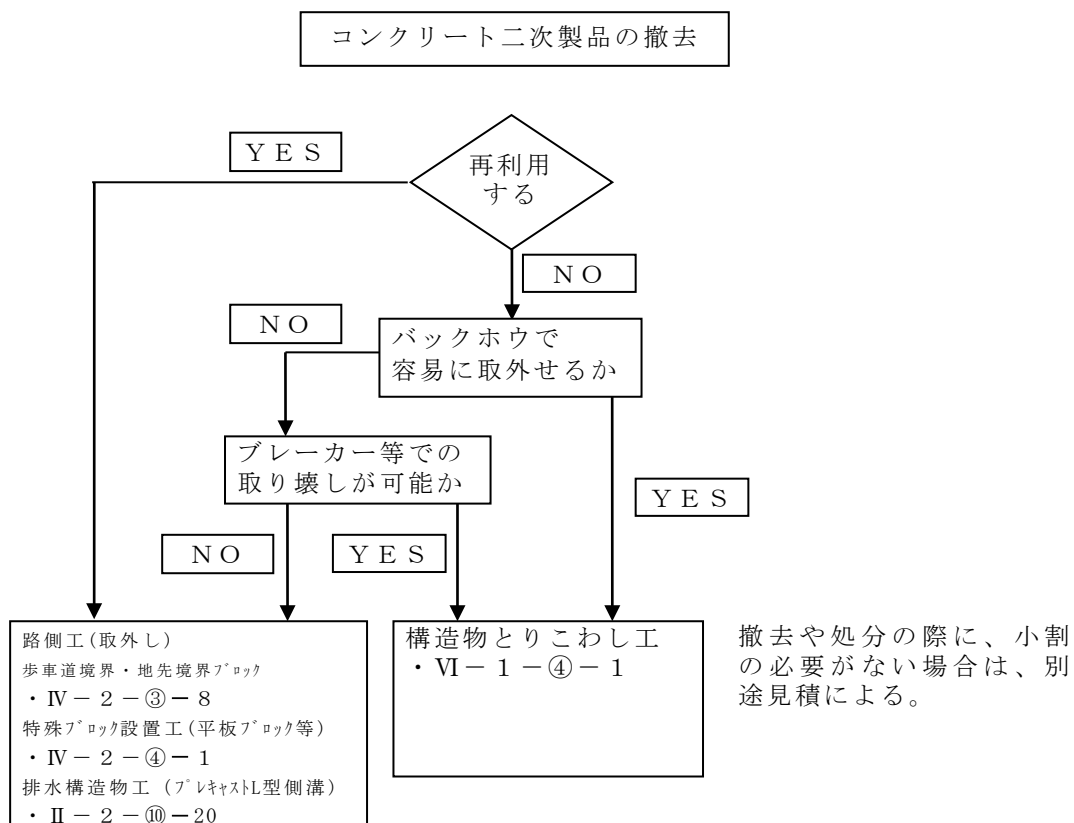
$$\text{足場工 (空m3)} = A \times (L + 2.25\text{m} \times 2)$$

- (3) アンカー工においてグラウト材を計上した場合は、設計内訳書の規格欄等にグラウト材を含むを明示すること。
- (4) 自由長部へのグラウト材注入について
永久構造：グラウト注入を行うものとする。
仮設構造：原則としてグラウト注入を行わないものとする。

- (5) グランドアンカーの二重防食の定義については下記のとおりとする。
- 『アンカー体定着部』
 テンドンはカプセル内に納め、その内部をグラウト等で充填する。
 （樹脂塗装等の被覆材も使用してよい。）
- 『引張部』
 テンドンにシースを被せ、防食用材料を充てんする。ただし、テンドンの伸びを拘束しないもの。
- 『アンカー頭部』
 防食性をもつキャップで覆い、キャップ内に防錆油を充填する。
 （コンクリートで被覆する場合は他の方法と併用する。）
- (6) アンカーの引張試験は全本数の 5 % 以上とする。ただし全本数が 60 本以下の場合 3 本以上とする。
- (7) アンカーの設計図面表示はメーカー指定にならないように、アンカー長、自由長、定着長及びテンドン種別程度とする。

9. 構造物とりこわし工

- (1) 練石積・ブロック積を機械により取り壊す場合は、無筋構造物を適用する。
- (2) 乾燥収縮によるひび割れ対策の鉄筋程度を含むものは無筋構造物とする。（土木工事数量算出要領（案）1-10-2）
- (3) コンクリート二次製品の撤去について
 コンクリート二次製品（歩車道境界ブロック・地先境界ブロック・平板ブロック・L型街渠ブロック等）を撤去する場合は、次のフローにより歩掛りを選定するものとする。



※再利用しない場合であっても、現場の施工環境によりブレーカー等での破碎が困難な場合（官民境界で民地側に影響がある場合や基礎コンクリートを再利用する場合など）には、路側工（取外し）を選定する。

10. 吸出防止設置工

吸出し防止シート（マット）

- 1) 河川護岸施工に使用する吸出し防止シートについては、表－１の品質基準を満足する「河川護岸用吸出し防止シート評価書」（建設大臣許可）を有している製品のうち、表－２の品質管理基準を満足するシートとする。

なお、評価書を有していない製品についても、別に表－１の基準を満足した「公的試験機関による技術証明書」を有し、表－２の品質管理基準を有しているシートについては使用できるものとする。

表－１ 防止シートの品質基準

項 目	基 準	備 考
厚さ	10mm以上	
開孔径（ｼﾞｵﾌﾟﾚｷｽﾀｲﾙ95%開孔径）	0.2mm以下	
引張強度	9.8kN／m以上	縦・横方向共 ただし、法長16m以下
科学的安定性（強度保持率）	70%以上130%以下	JIS K 7114準拠 (PH5～9)
耐候性（強度保持率）	70%以上130%以下	JIS A 1410準拠 JIS A 1415準拠

表－２ 防止シートの品質管理基準

項 目	基 準	備 考
密度	0.10 g／cm ² 以上	JIS L 3204
圧縮率	15%以下	JIS L 3204
引張強さ	9.8kN／m以上	JIS L 3204
伸び率	50%以上	JIS L 3204
耐薬品性（不溶解分）	90%以上	JIS L 3204
透水係数	10 ⁻² cm／s以上	JIS L 3204

その他

- ・適用勾配は、1：1.5以下の緩い勾配とする。
- ・桜つつみ、側帯等の縁切り施設及び堤防強化ドレーン等の引張強度を規定する必要がある場合は、引張強度（引張強さ）の項目は規定しないものとする。

- 2) 吸出し防止シートの使用区分については次のとおりとし、護岸形式・環境条件他が異なる場合は、別途考慮する。

吸出し防止シートの使用区分

護岸形式	環境条件他	使用区分
カゴマット	背後土質砂質土 土質水質等に問題なし シート厚10mm以上	吸出し防止シート(イ)
連結式環境ブロック 連節ブロック		
桜つつみ、側帯等の 縁切り施設		吸出し防止シート(ロ)
堤防強化ドレーン		

11. 目地・止水板設置工

目地材及び止水板については下記を標準とする。

(1) 目地材

- ・一般部 瀝青繊維質板
- ・重要構造物(樋門、水門等の河川構造物) ゴム発泡体

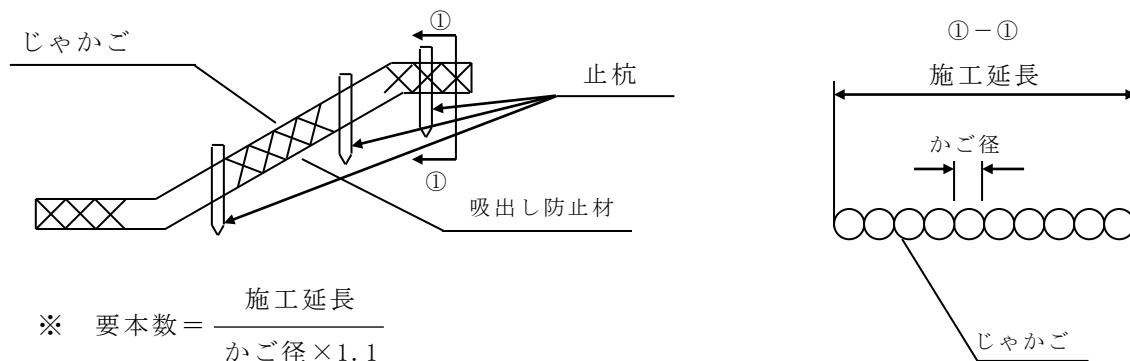
(2) 止水板

塩ビ系 C F 型 B 200-5

ただし、砂防は別途とする。

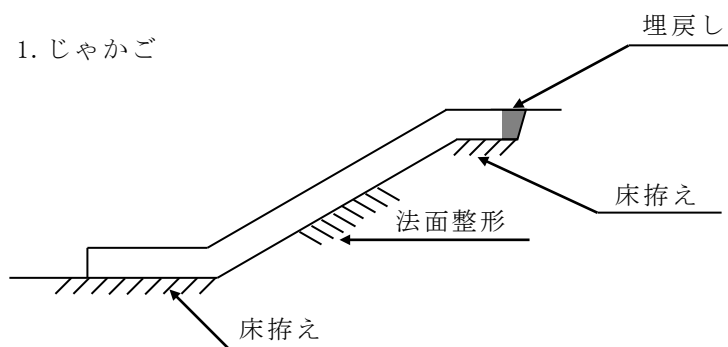
12. かご工

所要本数を算出する場合、かご径の10%増を1本当りの施工延長として算出する。

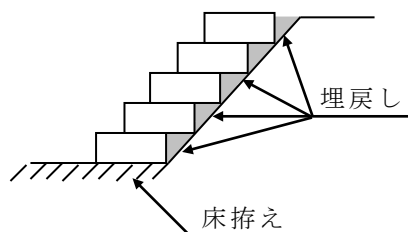


(参考図)

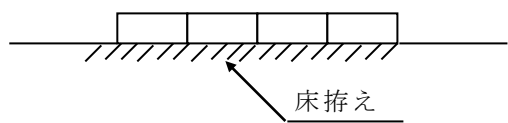
下図の床拵、法面整形については、歩掛に含まれているため二重計上とにならないよう留意すること。



2. ふとんかご(階段式)



3. ふとんかご (スロープ式)



第 3 章 基 礎 工

1. 既製杭（鋼管杭、PHC、RC杭、SC+PHC杭）及び目的物として 施工する鋼矢板、H形鋼杭の取扱いについて……	II－3－ 1
2. 場所打杭における鉄筋かごの持上げ費 （小運搬用クレーン）の計上について……	II－3－ 4
3. リバースサーキュレーション工の泥水処理について……	II－3－ 4
4. 場所打杭等の杭等処理の処分費について……	II－3－ 4
5. 深 礎 工……	II－3－ 4
6. 加重平均N値の算定について……	II－3－ 5
7. 基礎地盤を置換えにより改良する場合の積算について……	II－3－ 6
8. 異形矢板の積算方法及び契約方法について……	II－3－ 6
9. 可撓性止水鋼矢板の価格の取扱い等について ……	II－3－ 9
10. 仮設材（ニューマチックケーソンの足場）の賃料等の計上について……	II－3－ 10

第 3 章 基 礎 工

1. 既製杭(鋼管杭、P H C、R C 杭、S C + P H C 杭)及び目的物として施工する鋼矢板、H 形鋼杭の取扱いについて

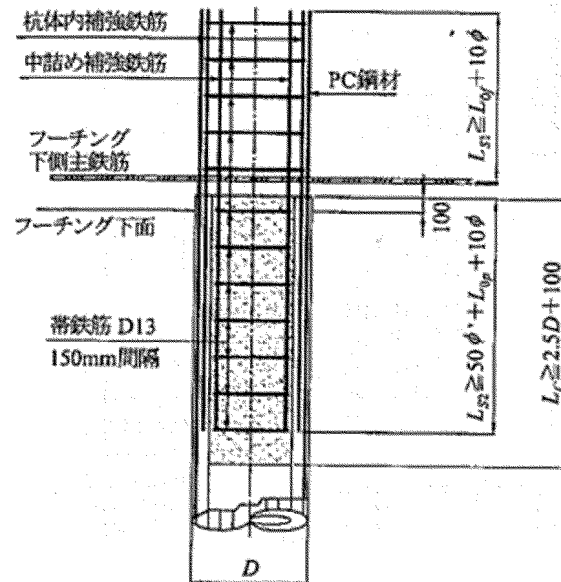
- (1) 鋼矢板、H 形鋼杭を目的物として施工する場合は「土木工事標準積算基準書第Ⅱ編共通工、第 5 章仮設工」の歩掛を準用する。
- (2) 既製杭及び目的物として施工する鋼矢板、H 形鋼杭を設計杭長以内でやむを得ず打止めした場合の取扱いは次のとおりとする。
 - 1) 打 込 費
 - イ) 打込費は、実打込長により精算する。
 - ロ) 打込費を算定する打込長は 0.5m 単位とし、端数処理する場合は 2 捨 3 入する。
 - 2) 材 料 費
 - イ) P H C、R C 杭、S C + P H C 杭
材料費は設計長を計上する。
ただし、杭頭部の結合方法が剛結合方法 B による場合の材料費は、杭頭カットオフ長を含めた単価とする。
 - ロ) 鋼管杭
材料費は、設計長を計上する。切断した部分の重量については、スクラップリターンするものとし、切断歩掛を加算する。
 - ハ) 鋼矢板、H 形鋼杭
 - (a) 施工杭長が設計杭長よりスクラップ長未満短縮した時は、切断した杭は他に転用出来ないものと考えスクラップ扱いとし控除する。
 - (b) 施工杭長が設計杭長よりスクラップ長以上短縮した時は、他に利用できるものとして、施工杭長で精算する（切断部分、製品扱い）。
 - (c) スクラップ長は、物価資料等によるものとする。
- (3) P H C 杭の杭体内、中詰め補強鉄筋について
 - 1) 杭体内補強鉄筋は、杭基礎設計便覧などを参照すること。

- 2) 杭の単価は下記のとおりとする。

杭単価＝杭本体単価＋杭体内補強鉄筋（図－1 参照）

※ 中詰め補強鉄筋は、別途計上するものとする。

（図－1）



- (4) 既製杭（中掘工法）施工に伴う発生土の現場外への搬出について

- 1) 発生土量は、杭内径量の50%とする。
- 2) ダンプトラックにより搬出する場合には積込み費を計上する。

- (5) 既製打込杭の試験杭の考え方について

- 1) 試験杭の打込時間は本杭と同じ施工時間とする。
- 2) 材料費と切断（鋼管杭の場合はスクラップを含む）を計上する。
- 3) 試験杭長は柱状図により決定するが、一般的には本杭長＋2 m程度とする。
- 4) 試験杭打ちと本杭打ち（矢板打ち）と引抜きが工程上離れている場合は、その都度経済比較し、必要な重機運搬を計上してもよい。

(6) 既製杭（中掘工法）の先端処理方法について

「土木工事標準積算基準書 第Ⅱ編 第3章 基礎工 ②鋼管・既製コンクリート杭打工（プレボーリング中掘工）」において掲載している中掘工のグラウト注入による打止め歩掛については、以下の11工法について適用する。

鋼管杭の場合 —— T N工法、T A I P工法、K - L S V工法、T B S工法

コンクリート杭の場合 —— C M J工法、N A K S工法、S T J工法、B B B工法、I B S工法

D A N K工法、アーガス工法

なお、詳細については杭基礎施工便覧：日本道路協会、鋼管杭：鋼管杭協会、建築構造設計基準：建設省によらるたい。

(7) 鋼管杭の単価（構成内訳と留意事項）について

1) 留意事項

- イ) 板厚の異なる鋼管を継ぐ場合は、工場溶接とする。（JIS 5525 参照）
- ロ) 工場円周溶接部の際の素管長さは原則として2mとする。（JIS 5525 参照）
- ハ) 鋼管杭の板厚変化や、継手の箇所数、許容応力度については、最新の杭基礎設計便覧などを参照すること。

2) 構成内訳

付属品は、吊り金具、先端補強バンド、ズレ止め、ズレ止めストッパー、現場溶接部材（ジョイント）とする。なお、ズレ止め、ズレ止めストッパーは現場取付けとする。

3) 材料単価

- イ) 鋼管杭材料単価＝鋼管杭材料費＋各種エキストラ
- ロ) 地域エキストラは、別途計上する。
- ハ) 各種エキストラ及び価格は、物価資料等による。
- ニ) 現場取卸費は別途計上する。
- ホ) 現場溶接費は設置歩掛において計上する。

4) 単価算出例

杭仕様

- ・板厚の異なる鋼管を継ぐ場合は、工場溶接とする。（JIS A5525参照）
- ・付属品は、吊り金具、先端補強バンド、ズレ止め、ズレ止めストッパー、現場溶接部材とする。なお、ズレ止め、ズレ止めストッパーは、現場取付けとする。
- ・裏当てリング及びストッパー、銅バンド、ズレ止め、ズレ止めストッパー、先端補強バンドに係わる材料費、及びこの重量にあたるエキストラは、諸経費率に計上されているため別途加算しないこと。

2. 場所打杭における鉄筋かごの持上げ費(小運搬用補助クレーン)の計上について

- (1) リバース杭及びオールケーシング工杭の鉄筋かごの建込で、次の条件の場合は持上げ費として小運搬用補助クレーン(トラッククレーン油圧伸縮ジブ型25t吊)の運転経費(リース)を見積りなどにより(対象数量は全設計数量)加算する。
 - 1) 施工場所から30m以内の所に材料置場を設けることができない場合
 - 2) 民家、その他施設、構造物を破損又は危険にさらすおそれのある場合
- (2) アースオーガーモルタル場所打杭の鉄筋かごの加工・組立は市場単価の鉄筋工の場所打杭用かご筋によるものとし、鉄筋かごの建込に持上げ費(小運搬用補助クレーン)を計上する場合の補助クレーンの運転時間は、「土木工事標準積算基準書 第Ⅱ編共通工、第3章基礎工」の⑤場所打杭工(アースオーガー工)によること。
- (3) 場所打杭(オールケーシング工)の施工歩掛入力条件に記入する1本当り鉄筋量は10kg単位とする。

3. リバースサーキュレーション工の泥水処理について

- (1) スラッシュタンクの容量
杭1本当たり掘削土量の1.5倍程度を標準とする。
- (2) 泥水処理量
特記仕様書(個別工事編)に明示したうえで、実績に応じて設計変更を行うことができる。

4. 場所打杭等の杭頭処理の処分費について

杭頭処理によって生じるコンクリート殻等の処分費は場所打杭に含むものとする。
なお、1本当たりの杭頭処理量の算出における杭頭処理高については、設計上必要な数量とする。

5. 深礎工

- (1) 積算基準における杭径は公称杭径とする。
備考 設計径 → 応力計算上扱う。
公称径 → 杭径を表示する。(積算上の径も公称径を使用する。)
設計径、公称径は道路橋示方書・同解説、Ⅳ下部構造編を参照のこと。
- (2) 土留材(ライナープレート)施工歩掛について
補強リングを取り付けた場合でも歩掛の補正は行わない。
- (3) 裏込グラウト
 - 1) 裏込グラウトは当初設計で一式契約するものとし、原則として設計変更しないものとする。
ただし、岩質等により注入量に著しい差異が生じた場合は、甲乙協議により設計変更を行うものとする。
 - 2) 裏込グラウト材の起泡剤は、エアーセットA同等品とする。
 - 3) 裏込グラウト注入パイプの材料は塩ビ管(VP-50)とする。設置については、道路橋示方書を参照のこと。
 - 4) 裏込グラウトの配合は下表を標準とする。
なお、地すべり抑止工の場合に使用する配合は別途検討する。

1m3当り材料表

モルタル 1 : 4	起泡剤	フロー値	備 考
m3	kg	sec	
1.0	0.99	28±5	起泡剤はエアーセットA同等品

※ 数値については、標準的な配合を示したものであり、設計で検討された場合はこの限りではない。

※ 配合は、地山強度程度の圧縮強度が確保できるようにする。

- (4) 深礎杭の巻立てコンクリートの設計数量は、次の式によるものし、型枠は計上しない。また、コンクリートの規格は18-8-40とし、構造物種別は無筋構造物とする。

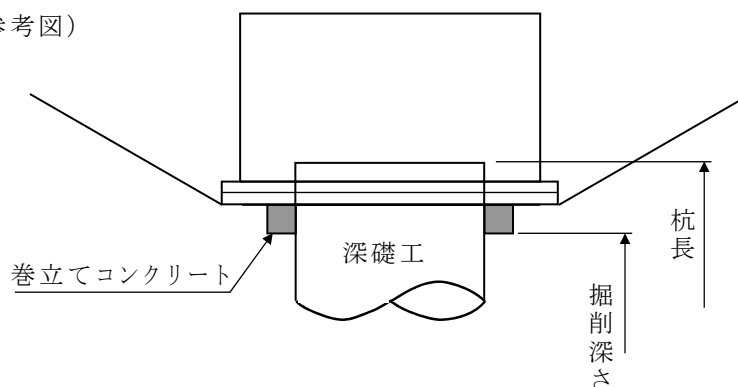
$$V = \pi / 8 \times (2 \times D + 1)$$

V : 1本当り体積 (m3)

D : 杭径 (m)

ただし、上記算定式は標準的な深礎杭を対象とした巻立てコンクリートで、壁厚50cm、高さ50cm程度を想定しているので、地盤状況・大口径及び長杭等の場合で、これによることが不適当と判断される場合は、別途考慮することができる。

(参考図)



- (5) 杭外に搬出された土を、ダンプトラックに積込む場合はバックホウを標準とする。
- (6) 杭内足場の設置、撤去及び鉄筋の加工、組立にトラッククレーンが使用できない場合及び鉄筋の加工・組立に25 t吊以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンが使用できない場合は、現場状況等を勘案し積算するものとする。

6. 加重平均N値の算定について

加重平均N値の算定例は、本書の第Ⅱ編第5章3による。

7. 基礎地盤を置換えにより改良する場合の積算について

基礎地盤を置換えにより改良する場合の積算は次のとおりとする。

(1) 置換幅、置換厚は、道路土工「擁壁工指針」（平成24年7月社団法人日本道路協会）、「カルバート工指針」（平成22年3月社団法人日本道路協会）によるものとする。

(2) 置換をクラッシャーランで行う場合の使用量は次式のとおりとする。

$$\text{使用量} = \text{設計数量} \times (1 + K) \quad K: \text{補正係数 (0.20)}$$

(3) 置換材料の敷均し、締固め歩掛は次のとおりとする。

1) 置換幅が4mを超える場合

「土木工事標準積算基準書 第Ⅱ編共通工 第1章土工」の②土工の路体盛土、路床盛土の歩掛を適用する。

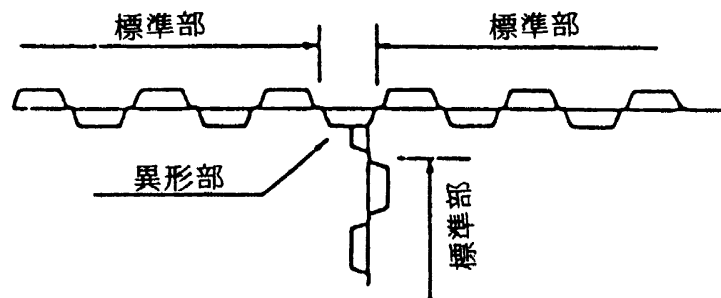
2) 置換幅が4m以下の場合

「土木工事標準積算基準書 第Ⅱ編共通工 第1章土工」の③作業土工の埋戻工による。

8. 異形矢板の積算方法及び契約方法等について

(1) 計上の範囲及び区分

異形矢板としては、目的物（遮水矢板等とし、パチ板は除く）についてのみ計上するものとし、標準部、異形部（標準型、異形型含む）をわけて区分（計上）すること。



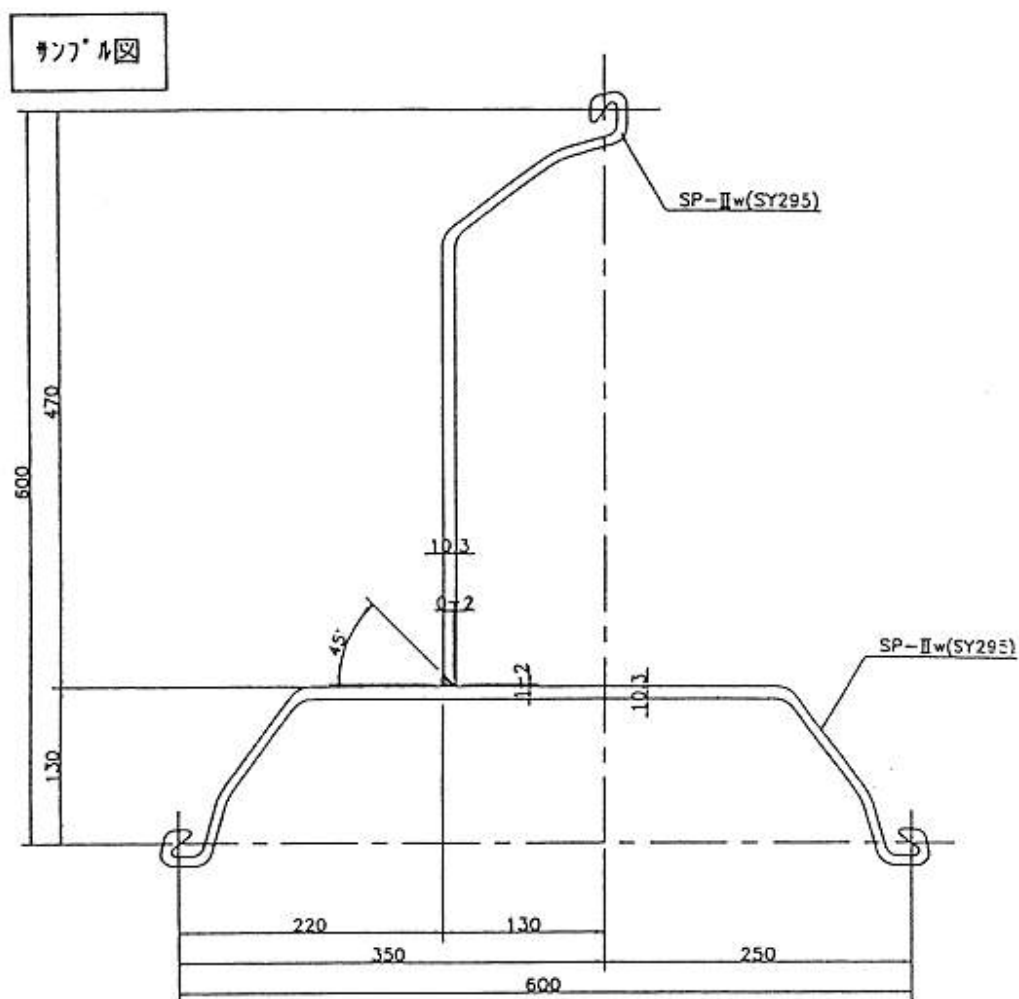
(2) 積算方法

- ・異形矢板材料費 近畿地方整備局のホームページに掲載される「土木工事設計材料単価表」による。
近畿地方整備局 ホームページアドレス
https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/index.html
- ・溶接費（加工費）

材 料 表

名 称	規 格	単 位
異形鋼矢板加工費（開先加工含む）	（Ｔ字型）ⅡＡ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型	製品 m
異形鋼矢板加工費 〃	（Ｔ字型）ⅤＬ型	製品 m
異形鋼矢板加工費 〃	（十字型）ⅡＡ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型	製品 m
異形鋼矢板加工費 〃	（十字型）ⅤＬ型	製品 m
異形鋼矢板加工費 〃	（Ｔ字型）ⅡＷ・ⅢＷ・ⅣＷ型	製品 m
異形鋼矢板加工費 〃	（十字型）ⅡＷ・ⅢＷ・ⅣＷ型	製品 m

- ・レ形開先による突き合わせ溶接を標準とする。
- ・レ形開先の開先角度は45度を標準とする。
- ・詳細については下図のとおり



(3) 契約方法

数量契約とし、次の表示方法とする。

矢板工 (遮水矢板)			式	1	
	鋼 矢 板	S P - II L = 10m	枚	〇〇	
	#	T 字型矢板 S P - II L = 10m	枚	〇〇	加工費含む
	#	十字型矢板 S P - II L = 10m	枚	〇〇	#

(4) その他 (図面表示について)

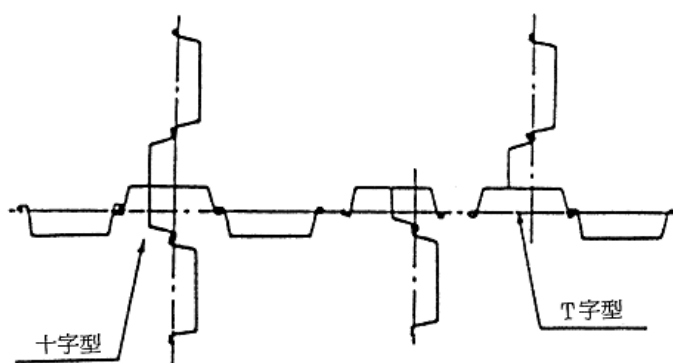
発注図面には、異形鋼矢板の詳細図及び施工一覧表を付けるものとし (異形形状、矢板規格、長さ、箇所当たり重量、溶接長、溶接仕様等) を表示するものとする。

異形矢板施工一覧表 (例)

図 面 表 示										積 算		
型式	箇所数	鋼矢板規格		1箇所当り			施工数量当り		溶接仕様(両面すみの溶接)		積算溶接長 (注)	
				長さ	質量	溶接長	質 量	溶接長	肉 厚	鋼 長		
T字型	5	標準型	SP-II	(m) 10	(t) 0.48	(m) 10×2	(t) 2.40	11.40	(m) 100	(mm以上) 5.7	(mm以上) 3.0	5箇所×10m = 50m
		異形型	SP-II	10	0.24	= 20m	1.20					
十字型	10	標準型	SP-II	10	0.48	5×4	4.80	200	5.7	3.0	10箇所×5m = 50m	
		異形型	SP-III	5	0.30	= 20m	3.00					
合計	15						11.4t	m 300			II型 50m III型 50m	

※ 施工数量当たり質量は、計算途次は素数で求め、合計質量 (積算質量) の表示単位を 0.1 t (1 t 未満は 0.01 t) とすること。

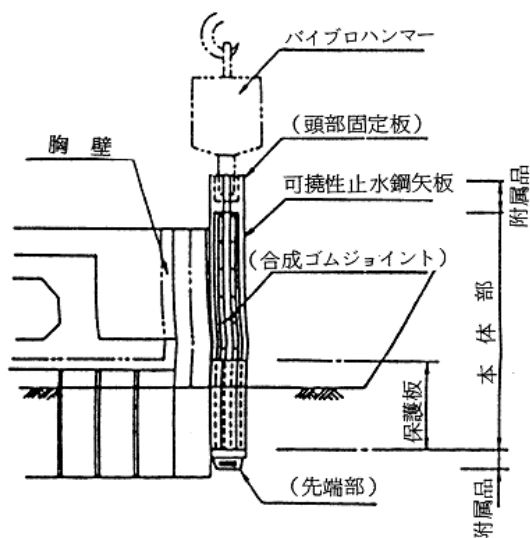
標準図 … (注) 図面表示にあたっては詳細に必要事項(規格・寸法等)を記載すること。



9. 可撓性止水鋼矢板の価格の取扱い等について

- (1) 単価(円/m)は、特別調査とする。
- (2) 単価(円/m)は、本体部及び保護板部等の各々を計上するものとする。
- (3) 保護板部の計上の有・無については、現地状況等を検討の上、決定するものとする。

(参考図)



可撓性止水鋼矢板の価格構成について

- ・本体部 円/m
- ・附属品 円/セット
- ・保護板部 円/m

※ 但し、保護板部は必要に応じて計上

※ 計算例を以下に示す

可撓性止水鋼矢板 1 組当り単価表（例）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
可撓矢板（本 体）	Ⅱ 型 100mm	m	10.0	
可撓矢板（保護板）	Ⅱ 型 100mm	m	5.0	
可撓矢板（付属品）	Ⅱ 型 100mm	セット	1	
諸 雑 費		式	1	

注) 1. 矢板の長さは、小数 1 位止め（2 位四捨五入）とする。

2. 打込費は別途計上すること。

3. 保護板は必要に応じて計上する。

4. 対応工種は、バイブロハンマ（電動式・油圧式）とする。

※ 可撓性遮水ジョイントについては、バイブロハンマ（電動式・油圧式）及び油圧圧入工法についても対応可能である。（特許第2997757 号取得、関東地建共同取得、平成12年 7 月新技術活用システム N E T I S 登録）

10. 仮設材（ニューマチックケーソンの足場）の賃料等の計上について

下表の施工歩掛コードによって足場材の賃料等を計上する場合は、下表を参照して物価資料から必要な価格を算出して計上するものとする。

施工歩掛コード	J条件	仮設材名称	物価資料 掲載頁 ※		備考
			建設物価	積算資料	
WB231410 外側足場材賃料(ケーソン部)	J3 先行据置2段手すりの1日当りの賃料	先行手すり枠 据置2段手すり 長1,829mm	P820	P298	単位:枚・日
	J4 先行据置2段手すりの基本料金	先行手すり枠 据置2段手すり 長1,829mm			単位:枚・日
WB231430 外側足場材賃料(ピア部)	J3 先行据置2段手すりの1日当りの賃料	先行手すり枠 据置2段手すり 長1,829mm	P820	P298	単位:枚・日
	J5 先行据置2段手すりの基本料金	先行手すり枠 据置2段手すり 長1,829mm			単位:枚・日
WB231450 内側足場材賃料	J3 先行据置2段手すりの1日当りの賃料	先行手すり枠 据置2段手すり 長1,829mm	P820	P298	単位:枚・日
	J4 先行据置2段手すりの基本料金	先行手すり枠 据置2段手すり 長1,829mm			単位:枚・日

※ 物価資料掲載頁は「建設物価」及び「積算資料」における2025年6月号のものである。

第4章 コンクリート工

1. 高炉セメントの使用について……………	Ⅱ－4－1
2. コンクリート工の打設区分……………	Ⅱ－4－1
3. 床版及び地覆コンクリートについて……………	Ⅱ－4－2
4. コンクリートポンプ車の配管打設について……………	Ⅱ－4－3
5. コンクリートポンプ車の圧送管の計上について……………	Ⅱ－4－3
6. 特殊養生について……………	Ⅱ－4－4
7. コンクリート工の打設区分及び型枠工の適用区分について……………	Ⅱ－4－4
8. 均しコンクリートについて……………	Ⅱ－4－4
9. 捨てコンクリートについて……………	Ⅱ－4－4
10. 化粧型枠（貼付タイプ）の積算について……………	Ⅱ－4－5
11. 擁壁の端部型枠及び目地部型枠の計上について……………	Ⅱ－4－5
12. 施工上必要な打継用の鉄筋について……………	Ⅱ－4－5
13. 法面の型枠計上範囲について……………	Ⅱ－4－5
14. ペーラインコンクリートについて……………	Ⅱ－4－5
15. 構造物におけるコンクリート・鉄筋の規格について……………	Ⅱ－4－6
16. 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物における スランプ値の設定等について……………	Ⅱ－4－6

第4章 コンクリート工

1. 高炉セメントの使用について

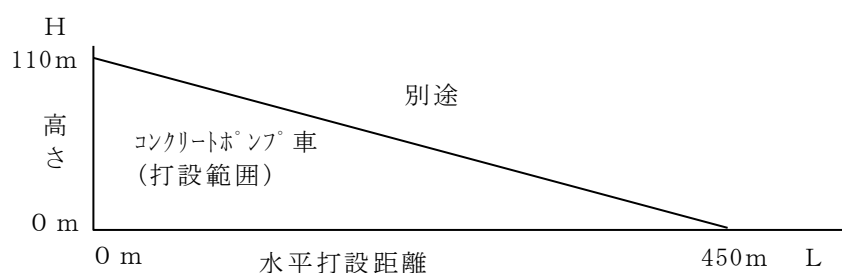
高炉セメント（B種）を使用する構造物は、無筋、鉄筋コンクリート（橋梁上部工は除く）及び場所打杭で下記のものとする。

ただし、現場条件（セメント入荷状況、施工時期、地域性等）により上記により難い場合はこの限りでない。

- (1) 海岸構造物
- (2) 砂防ダム
- (3) トンネルライニング
- (4) 場所打杭
- (5) ケーソンの中詰コンクリート
- (6) 重力式橋台
- (7) 根固用ブロック
- (8) 無筋構造物
- (9) 橋梁下部工
- (10) 潜函・井筒
- (11) 水門・樋門（管）揚排水機場・堰
- (12) 函渠・共同溝・洞門
- (13) 擁壁（逆T型・L型等）
- (14) コンクリート舗装
- (15) 敷モルタル
- (16) 深礎杭の間詰グラウト
- (17) 固結工の地盤改良材用セメント

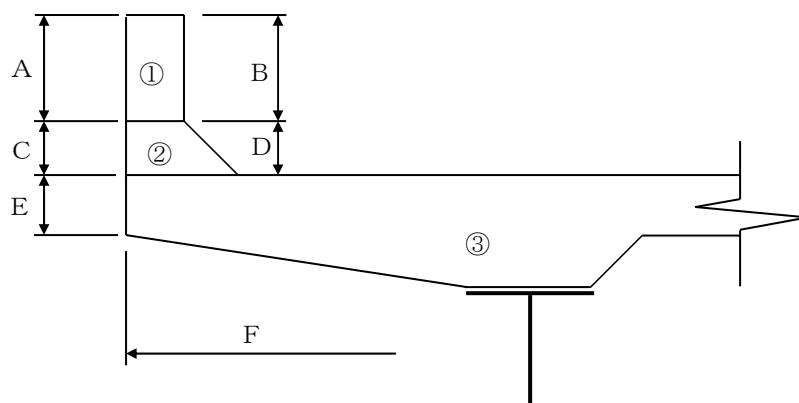
2. コンクリート工の打設区分

- (1) コンクリートポンプ車の打設区分は下図を目安とするが、積算にあたり現地状況等を勘案のうえ決定するものとする。



3. 床版及び地覆コンクリートについて

(1) 床版及び地覆コンクリートの型枠の積算区分は下図のとおりとする。

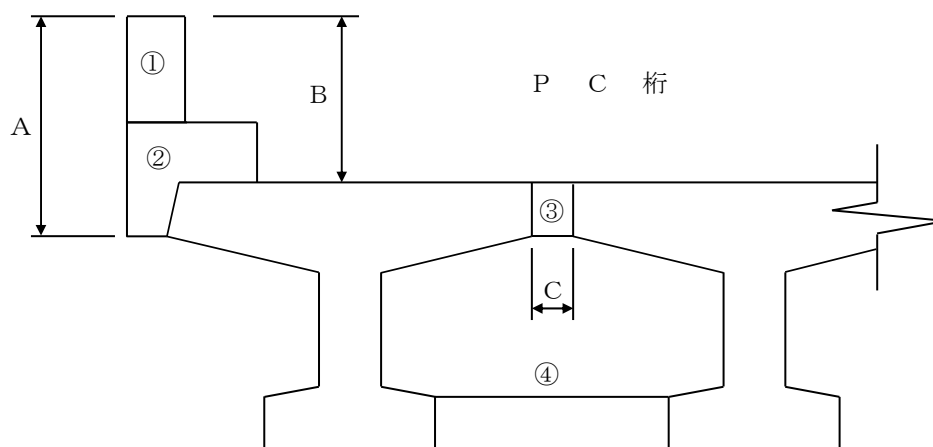


備考 1. 型枠の区分

鉄筋構造物用型枠	A、B、C、D
鋼橋床版型枠	E、F

2. コンクリートの積算区分

24	①、②	(通常の鉄筋コンクリート構造物)
24	③	(床版コンクリート)



備考 1. 型枠の区分

鉄筋構造物用型枠	A、B
P C 横組用型枠	C

2. コンクリートの積算区分

24	①、②	(通常の鉄筋コンクリート構造物)
30	③、④	(横桁及び間詰コンクリート)

4. コンクリートポンプ車の配管打設について

コンクリートポンプ車の配管打設による輸送距離は、水平輸送限度は450m、垂直輸送限度は110mとする。（水平100mを含む）

輸送管抵抗換算表

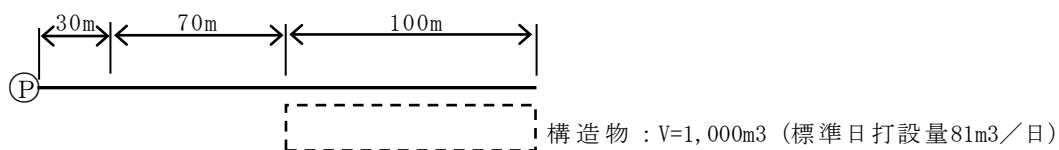
輸送管の種類	管の実延長（m）	水平換算延長（m）
曲管 90°（R＝2 m）	3.0	12.0
〃 60°（ 〃 ）	2.0	8.0
〃 45°（ 〃 ）	1.5	6.0
〃 30°（ 〃 ）	1.0	4.0
〃 15°（ 〃 ）	0.5	2.0
垂 直 1 m	—	3.0

5. コンクリートポンプ車の圧送管の計上について

圧送管については、各歩掛の適用作業範囲を超える延長を計上することとなっているが、圧送管延長は標準日打設量に基づく日々の圧送管延長を平均した延長を計上することとなるため留意すること。

（例）

- 作業範囲30mを超えた箇所に、構造物を築造する場合

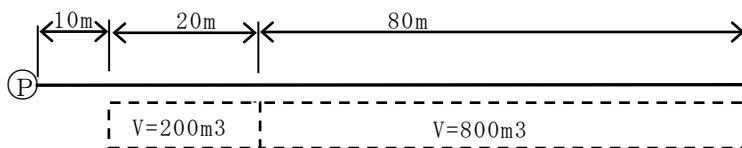


30mを超えた構造物までの延長＋構造物延長の1／2を計上する。

$$L = 70\text{m} + 100\text{m} \times 1 / 2 = 120\text{m}$$

ただし、構造物の形状等を考慮し算出できるものとする。

- 作業範囲30mの前後に構造物が位置する場合



構造物：V=1,000m³（標準日打設量81m³/日）

- 30mを超えないコンクリート量については、圧送管なしとする。

$$(V = 200\text{m}^3)$$

- 30mを越えた箇所のコンクリート量については、30mを超えた部分の延長の1／2を計上する。

$$L = 80\text{m} \times 1 / 2 = 40\text{m} \quad (V = 800\text{m}^3)$$

①、②は2つの歩掛（圧送管の組立撤去あり・なし）で対応する。ただし、構造物の形状等を考慮し算出できるものとする。

6. 特殊養生について

- (1) 工事施工時における日平均気温が4℃以下となることが予想される時は、寒中コンクリートとして施工を行い、養生は特殊養生とする。なお、設計内訳表の摘要欄に「特殊養生含む」を記載する。
- (2) 一般養生から特殊養生に変更するおそれがある場合は、特記仕様書（個別工事編）に記載するものとする。

（特記仕様書（個別工事編）記載例）

コンクリートの養生については、通常の施工方法としているが、寒中コンクリートとしての施工を行う必要がある場合には、コンクリート配合、強度、構造物の種類、断面の厚さ、外気温度等を考慮してその方法及び期間、養生温度等を計画して、監督員の承認を得るものとし、設計変更の対象とする。

7. コンクリート工の打設区分及び型枠工の適用区分について

工 種 \ 区 分	コンクリート	型 枠	摘 要
天 端 コ ン ク リ ー ト	小 型	小 型	
張 コ ン ク リ ー ト	小 型	小 型	
舗 装 止 コ ン ク リ ー ト	小 型	小 型	
均 し コ ン ク リ ー ト	鉄筋無筋構造物	均 し	
捨 コ ン ク リ ー ト	鉄筋無筋構造物	－	岩着部
現場打蓋板（鉄筋使用部分）	小 型	小 型	
階 段 コ ン ク リ ー ト	小 型	小 型	
歩 車 道 境 界 ブ ロ ッ ク の 基礎コンクリート	小 型	均 し	
用心鉄筋を有する水路等（コンクリート断面1㎡以下）	小 型	小 型	

8. 均しコンクリートについて

一般構造物の均しコンクリートは、厚さ10cmを標準とする。（18－8－40）

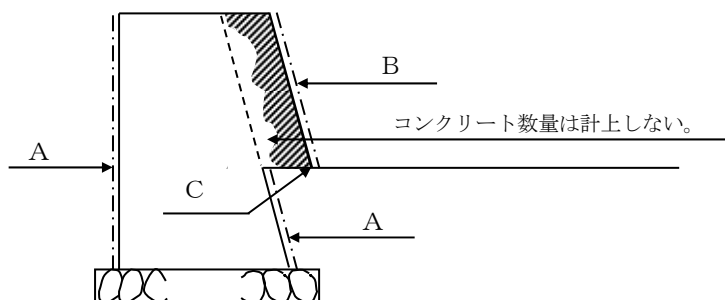
9. 捨てコンクリートについて

鉄筋構造物で岩盤に接して築造する場合は、底面部に捨てコンクリートとして $t=10\text{cm}$ を計上する。ただし、設計図面には捨てコンクリートは明示しないものとする。

10. 化粧型枠(貼付タイプ)の積算について

- (1) 現場打ち用化粧型枠には、1 回使用タイプと、転用タイプが有り、現場条件を考慮のうえ、転用についても検討すること。
- 石積み、割レンガ模様等で製品を特に指定しない場合は、積算と同等品以上か施工前に確認すること。
- (2) 化粧型枠の積算は、下表とする。

本 体 型 枠	基準書どおり（構造物単位による）	A 及び B
化粧型枠の設置・撤去	基準書どおり（型枠工による）	1 回使用タイプ
化粧型枠の材料単価	物価資料等	C



11. 擁壁の端部型枠及び目地部型枠の計上について

積算では、端部型枠は計上するが、目地型枠は計上しない。

12. 施工上必要な打継用の鉄筋について

もたれ擁壁等の打継用の鉄筋は、図面に打継ぐ場合の差し鉄筋配置を部分的に記載するが、契約数量としては取扱わない。

積算は、打継回数を想定し必要量を計上すること。

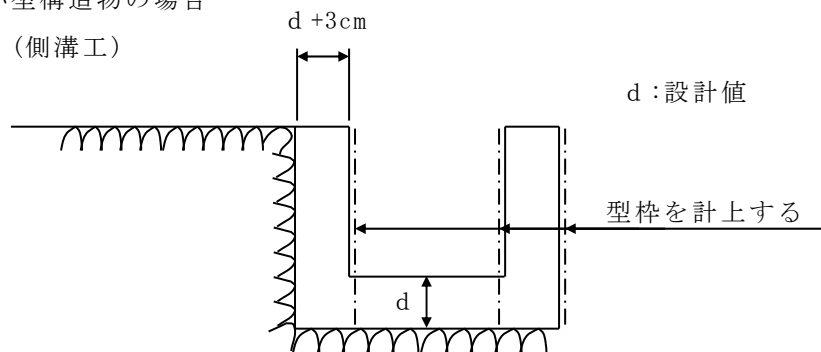
13. 法面の型枠計上範囲について

鉛直から45°までの範囲については、法面の型枠を計上することができる。

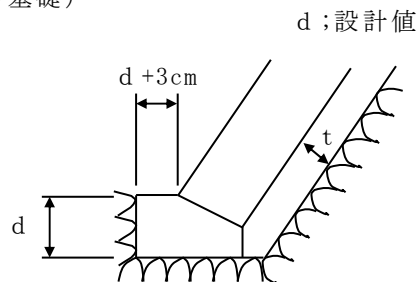
14. ペーラインコンクリートについて

- (1) 岩盤に接し、裏型枠を使用しない擁壁等の構造物(小型構造物を除く)を築造する場合は、土木工事数量算出要領(案)に基づきペーラインコンクリートを計上する。
- (2) 岩盤に接し、裏型枠を使用しない側溝等の小型構造物は、下図のとおりペーラインコンクリートとして3cmを計上する。
- (3) ペーラインコンクリートの打設区分は本体工事と同じとする。

小型構造物の場合
(側溝工)



(ブロック積 (石積) 基礎)



(注) 適用は、原則として軟岩(Ⅱ)以上とする。軟岩(Ⅰ)については土質により判断する。

(4) 床掘埋戻量については、ペーラインを考えない。

15. 構造物におけるコンクリート・鉄筋の規格について

- (1) 無筋構造物の橋台・橋脚に使用するコンクリートは、 $\sigma_{ck} = 18\text{N/mm}^2$ を使用する。ただし、鋼橋脚で中詰コンクリートを設計する場合は、貧配合のコンクリートとする。構造物に使用する鉄筋についてはSD345 (プレキャスト製品は除く) を基本とする。

なお、SD390やSD490をコンクリート部材に用いる場合には、規定によってはSD345により確認された部材としての耐荷性能や耐久性能を満足するための条件が満足されることなど、その適用性について十分検討を行う必要がある。

また、コンクリート部材にSD390及びSD490を使用する場合には、設計基準強度 30N/mm^2 以上のコンクリートを選定するなどの検討を行うこと。

- (2) 構造物に使用する鉄筋についてはSD345を基本とする。(プレキャスト製品は除く)

16. 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等について

一般的な鉄筋コンクリート構造物においてスランプ値を 12cm とすることを標準とし、詳細については、設計便覧(案)第1編共通編を参考にすること。

第 5 章 仮 設 工

1. 仮設費	II-5-1
2. 施工時間（Tc）の単位の取り方について	II-5-4
3. 加重平均N値算定例	II-5-5
4. 矢板等の施工で根入長、土質等により 機種が異なる場合の積算について	II-5-5
5. 矢板圧入及び引抜き工の最小施工可能距離について	II-5-5
6. 敷鉄板（リース）の整備費について	II-5-6
7. 鋼矢板打工の打込みにおける ウォータージェットの取扱いについて	II-5-6
8. 鋼矢板の引抜き時の積算について	II-5-6
9. 仮設鋼矢板の長さ等の決定について	II-5-6
10. 鋼矢板及びH形鋼杭	II-5-6
11. コルゲートパイプの損率について	II-5-7
12. 工事用進入路、搬路の幅員及び勾配について	II-5-7
13. 仮橋・仮栈橋の定義について	II-5-7
14. 切土（発破）防護柵について	II-5-7
15. 切土部のもたれ擁壁の安全施工について	II-5-7
16. 仮囲い	II-5-7
17. 仮設材の数量算出方法、損料及び単価の適用基準等について	II-5-8
18. 仮設材（鋼矢板等）の賃料に係る整備費等の計上について	II-5-13
19. 迂回路及び仮設工事用道路の舗装設計について	II-5-14
20. 仮設電力設備工	II-5-15
21. 交通誘導警備員	II-5-16

第5章 仮設工

1. 仮設費

(1) 仮設材の損料率

仮設材の損料率については、「土木工事積算基準書 第Ⅱ編共通工 第5章仮設工」の①(2)－3) 仮設材の損料率を適用するものとするが、供用期間が3年以上については次表によるものとする。

土留め、仮締切り、築島、仮橋等の材料損料率

種 別 期 間	損 料 率 (%)		
	木 材	鋼 材	蛇 か ご
3 年 以 上	100	100	100

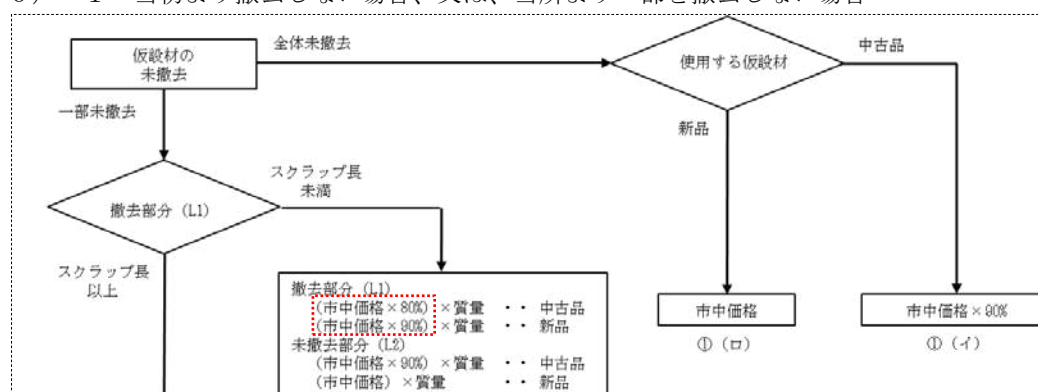
(注) 1. 鋼材のうち回収可能なものについては、新品の場合は損料率を10%減じ、中古品の場合は損料率を20%減じるものとする。

2. 上表は、「建設用仮設材損料算定基準」及び「建設用仮設材賃料積算基準」に示す材料以外のものに適用する。

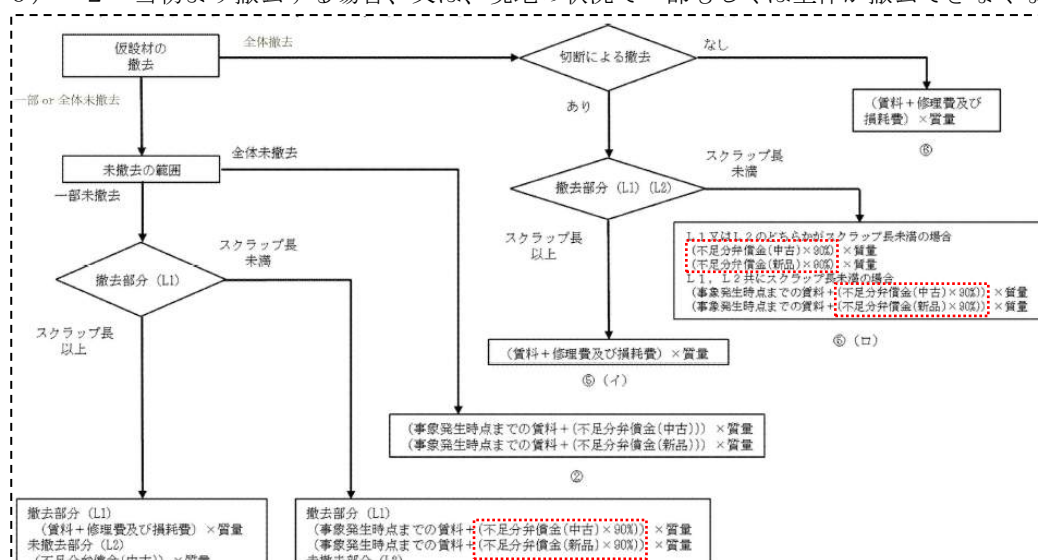
(2) 仮設材の残存価値の取扱いについて

「土木工事積算基準書 第Ⅱ編共通工 第5章仮設工」の①(2)－6)による仮設材（鋼矢板、H形鋼等）の計上において、スクラップ長未満の撤去部分で市中価格又は不足分弁償金の10%（残存価値）を控除して計上する場合（下図（基準書Ⅱ-5-①-3ページより）の 参照）は、当該残存価値の費用にスクラップの控除費及び運搬費を含むものとする。したがって、スクラップの控除費及び運搬費は別途計上しないよう注意するとともに、撤去費及び積込費等は必要に応じて別途計上すること。

6)－1 当初より撤去しない場合、又は、当所より一部を撤去しない場合



6)－2 当初より撤去する場合、又は、現地の状況で一部もしくは全体が撤去できなくなった場合



- (3) 仮設物（営繕関係を除く）を継続して使用する場合の取扱いについて

前工事において設置した仮設物を、後続工事に継続して使用することを契約条件とした場合の取扱いは次によるものとする。

1) 前工事の取扱い

継続して後期（追加）工事に使用する必要がある仮設物については、それに係る修理費及び損耗費、撤去費、運搬費（持帰り）は計上しないものとし、当該工事の完了後引続き存置するよう特記仕様書（個別工事編）に明示するものとする。

なお、施工途中において継続して、後期工事に使用する必要が生じた仮設物については、設計変更により存置するよう処理するものとする。

※ 仮設材の修理費及び損耗費は後期（追加工事）において一括計上するものとする。

ただし、山留主部材における副部材（B）等、全損の費用を計上しているものについては、新工事で計上すること。

2) 後期（追加）工事の発注

継続して後期工事に使用する仮設物を存置した場合の後期工事の発注は、原則として工期に空白期間が生じないよう発注計画を設定するものとする。ただし、やむを得ず空白期間が生じるものについてはその空白期間が最小となるよう発注計画を配慮するものとする。

3) 存置した仮設物の積算及び契約上の取扱い

イ) 空白期間に関する扱い

（空白期間の供用日に対する賃料＋必要な保安費＋一般管理費等）として積算し前工事の施工業者（仮設物の所有者）と随意契約とする。前工事との調整については、第1編第4章による。

ロ) 後期（追加）工事に関する扱い

原則として〔賃料（修理費及び損料費を含む）（ただし空白期間がある場合はこれを除く）＋撤去費＋運搬費（持ち帰り）〕を後期（追加）工事に含め積算する。

前工事との調整については、第1編第4章による。

4) 仮設材の賃料の積算について

複数工事にまたがる場合は、全体供用日数を算出し、その日数に対する賃料を適用することを原則とする。

ただし、全体供用日数が不確定な場合は、次により算出してもよい。

（前工事の賃料）

- ・ 供用日当り賃料は、予定（計画）の全体供用日数に対する供用日当り賃料を適用する。
- ・ 供用日は当該前工事の供用日数とする。

（後期工事の賃料）

原則として前工事、後期工事を合計した供用日数に対する賃料を算定し、前工事の賃料額（前工事で算出された額）を控除した額とする。後工事の賃料価格は、後期工事発注時の価格とする。

※設計変更における場合も同様の扱いとする。

5) 仮設物の存置が長期となる場合の特例

仮設物の存置期間が長期となる場合の賃料限度額は施工業者が入手可能な購入価格（市中価格）の80%を限度とする。

なお、賃料方式によることが不相当であると判断される工事については、買取方式として当該仮設物を工事目的物として処理することが出来る。

- 6) 当初設計において賃料方式としていたものが、発注後の工期延期等により賃料限度額を越える場合であっても、請負者の実契約においては賃料を支払い続けるケースがあるため、仮設材撤去（予定）時期等の情報を適宜請負業者に指示するものとする。

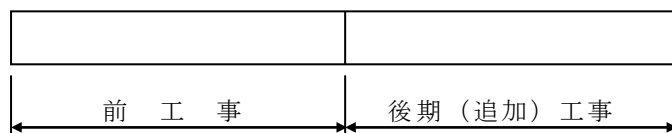
7) スクラップ控除について

鋼矢板及びH型鋼杭において、スクラップ控除が発生した場合は、管理費区分「9」を設定すること。

(参 考)

3) の例 (存置した仮設物の積算及び契約上の取扱い)

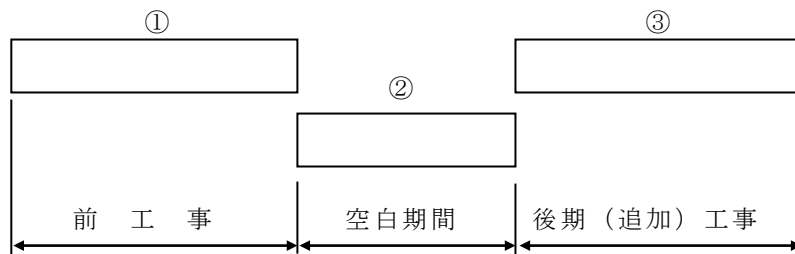
C a s e I (空白期間がない場合)



(注) 1. 通常の積算方式による。

2. 調整は第Ⅰ編第4章「随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費、及び一般管理費等の調整について」による。

C a s e II (空白期間がある場合)



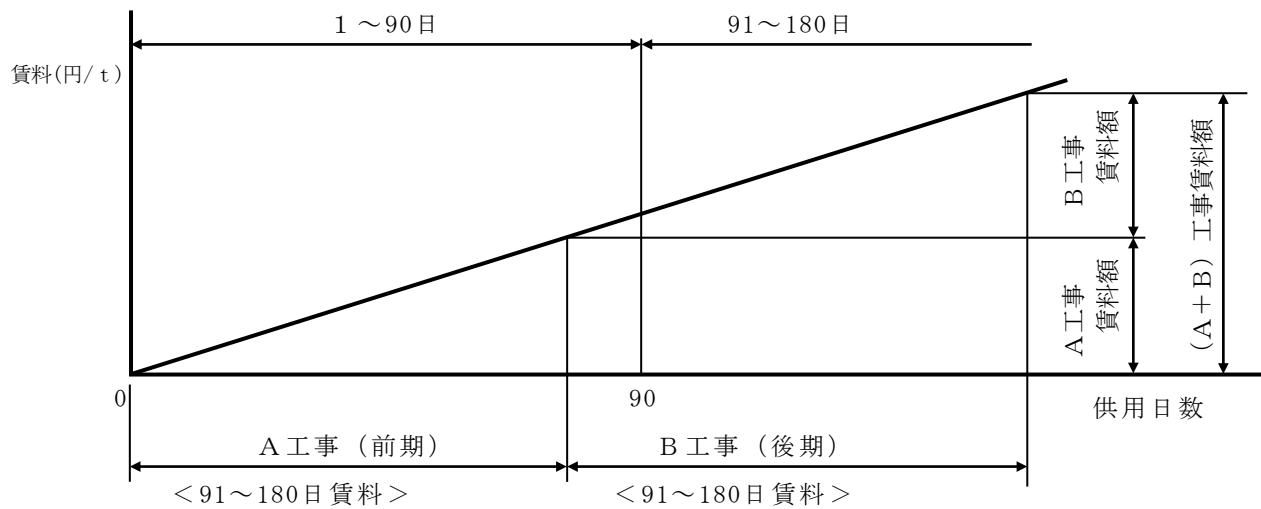
(注) 1. ②は(仮設材の供用日に対する賃料+必要に応じた保安費+一般管理費等)とし①の施工業者と随意契約とする。

2. ③は空白時間を除いた賃料(修理費及び損耗費を含む)、撤去費、運搬費(持帰り)を含めた積算とする。

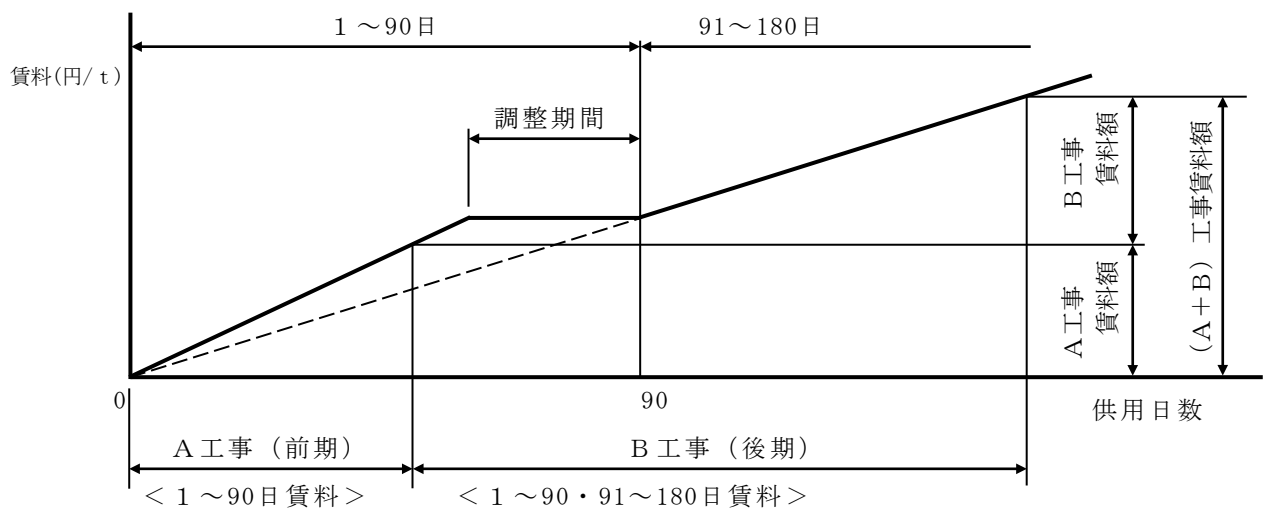
3. ①、②、③の調整は第Ⅰ編第4章「随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費、及び一般管理費等の調整について」による。

(参考) 4)の例 (仮設材の賃料の積算について)

C a s e I (全体供用日数に対する賃料で算出した場合)



C a s e II (全体供用日数に対する賃料で算出しない場合)



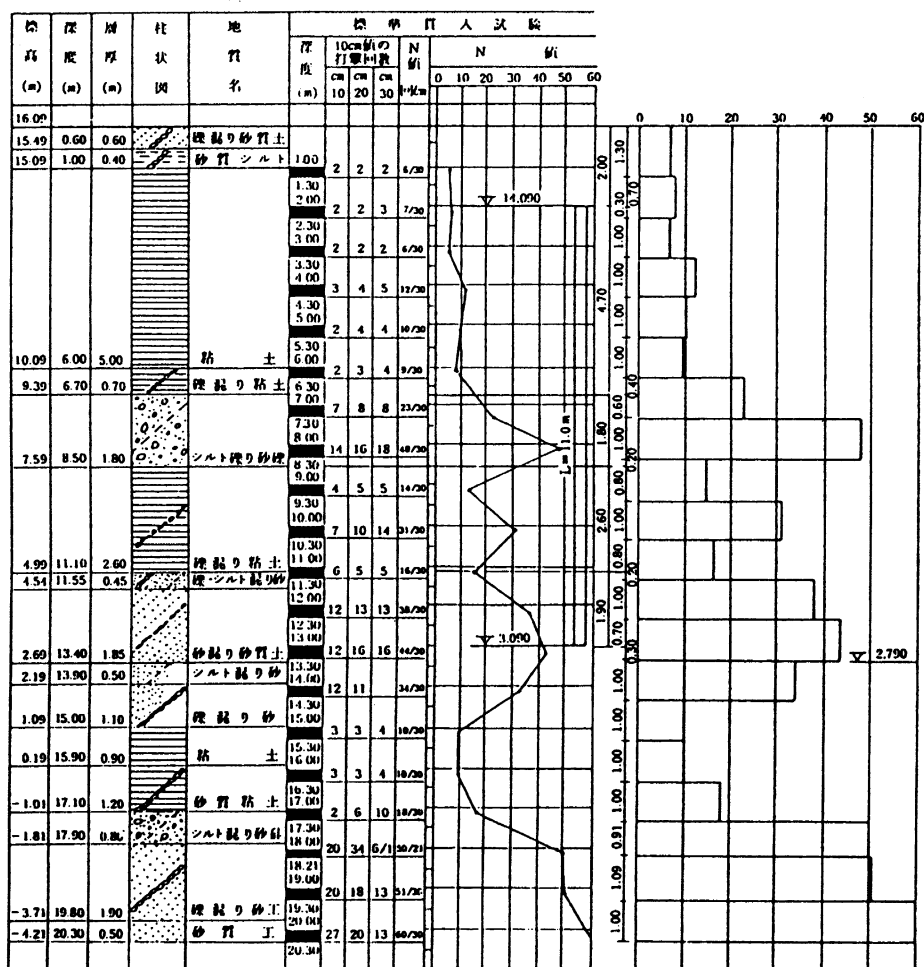
2. 施工時間 (T_c) の単位の取り方について

施工時間 (T_c) : 整数止 (小数第1位四捨五入)

計算途次 (T_b、T_s等) : 小数第1位止 (小数第2位四捨五入)

計算途次 (γ等) : 小数第2位止 (小数第3位四捨五入)

3. 加重平均N値算定例



砂質土 $N1 \cdot \ell_1$

粘性土 $N2 \cdot \ell_2$

$$\textcircled{1} \Sigma N \cdot \ell = 7 \times 0.3 + (6 + 12 + 10 + 9 + 23 + 48 + 14 + 31 + 16 + 38) \times 1.00 + 44 \times 0.7 = 239.9$$

② 層厚の小さな $\Sigma N \cdot \ell$ を算出する。

$N1$ をもとめると、

$$\Sigma N \cdot \ell_1 = 23 \times 0.6 + 48 \times 1.0 + 14 \times 0.2 + 16 \times 0.2 + 38 \times 1.0 + 44 \times 0.7 = 136.6$$

$$N1 = \Sigma N1 \cdot \ell_1 / \ell_1 = 136.6 / (1.8 + 1.9) \div 37$$

$$N2 = (\Sigma N \cdot \ell - \Sigma N1 \cdot \ell_1) / \ell_2 \div 14$$

4. 矢板等の施工で根入長、土質等により機種が異なる場合の積算について

- 1) 積算は各々機種で計上する。
- 2) 重機運搬は最大機種1台を計上するものとするが、工程上施工場所等により必要台数を計上しなければならないと判断される場合は、その限りでない。

5. 矢板圧入及び引抜き工の最小施工可能距離について

近接構造物との矢板圧入及び引抜き工の最小施工可能距離は次式で求める。

$$\text{最小施工可能距離} = \frac{\text{油圧圧入及び引抜き機幅}}{2} + 10\text{cm}$$

6. 敷鉄板（リース）の整備費について

整備費とは、敷鉄板の清掃など簡易な作業に掛かる費用のことで、基本的には返却する際に1回必要となり、敷鉄板の返却を含む工事には必ず整備費を計上する必要がある。現場の使用状況（転用回数等）とは関係ない。

ただし、本書のⅡ－5－1ページに記述している考え方のように、後期工事が存在する場合は、前工事において整備費を計上せず、後期工事において一括計上する。

この場合には、前工事においては、整備費を計上しないこととなるため、土木工事標準積算基準書（共通編）のⅡ-5-⑯では、条件入力基準に整備費の有無が選択できるようになっている。

7. 鋼矢板打工の打込みにおけるウォータージェットの取扱いについて

堤体内におけるウォータージェットの使用については、原則として行わないものとする。

8. 鋼矢板の引抜き時の積算について

矢板の表面、裏面の地盤高さが異なる場合でも引抜き長は、打込み長と同じとする。
ただし、特殊な場合で明らかに打込み、引抜きが違う場合はこの限りでない。

9. 仮設鋼矢板の長さ等の決定について

仮設鋼矢板の設計積算における長さ・形式は応力計算で求めたものとする。

なお、建設工事公衆災害防止対策要綱等で形式が指定されている場合の応力計算は、その指定された形式で応力計算を実施しておくものとする。

10. 鋼矢板及びH形鋼杭

- 1) 鋼矢板、H形鋼杭を打ち込む場合のつかみ代は0.5mを標準とする。
- 2) 水上施工及びプレボーリングの打込費を算定する打込長は、0.5m単位とし二捨三入する。
- 3) プレボーリングによる仮設H鋼杭打込におけるの充填は、流用土を原則とする。
なお、現場条件により、これによりがたい場合は別途考慮とする。
- 4) 水上施工における導枠の賃料については、使用回数による補正はしない。
- 5) 鋼矢板等の供用日数の算定については、基本的には現場想定の上、工程表を作成し算定するものとする。
- 6) 鋼矢板、H形鋼杭を設計長以内で打止めた場合の取扱いは下記のとおりとする。
 - ア) 打込費は実打込長により設計変更する。
 - イ) 鋼矢板、H形鋼杭を切断する場合は、「土木工事標準積算基準書第Ⅱ編共通工、第5章仮設工」の①(2)－6) 工事用仮設材（鋼矢板、H形鋼）の計上について」によるものとする。
 - ウ) 切断費は「ガス切断」により別途計上する。
 - エ) 鋼矢板、H形鋼杭を切断しない場合の賃料対象長は設計長とする。
- 7) 仮設材（建設用仮設材賃料積算基準及び建設用仮設材損料算定基準に示す材料以外）の積算について
 - ア) 基礎価格は物価資料等における市中価格とする。なお、規格材を指定する場合（一般交通に供する仮橋等重要な仮設物となる場合）として規格エキストラを計上する。
 - イ) 損率については、「土木工事積算基準書第Ⅱ編共通工、第5章仮設工」の(2)－3) 仮設材の損料率を適応する。
- 8) 広幅鋼矢板及びハット形の積算上の取扱いについて

広幅鋼矢板及びハット形については、リース材の流通が未だないため、普通鋼矢板を使用した場合との経済比較により積算するものとする。

- ア) 普通鋼矢板の賃料＋修理費及び損耗費＋打込・引抜費＋運搬費
- イ) 広幅鋼矢板またはハット形の市中価格－スクラップ控除＋打込・引抜費
- ウ) 上記ア)、イ)の積算額の小さい方を採用する

11. コルゲートパイプの損率について

コルゲートパイプの損率は、「土木工事積算基準書第Ⅱ編共通工、第5章仮設工」の④(2)－3) 仮設材の損料率 表2. 1による。

12. 工事用進入路、搬路の幅員及び勾配について

- (1) 工事用進入路及び搬路の幅員は4 m程度とし、必要に応じ、真砂土又はクラッシャーラン等の敷均しを計上する。なお、登坂路の最急勾配は15%とする。
- (2) 工事用進入路及び搬路の盛土施工には敷均し、締固めを計上する。

13. 仮橋・仮栈橋の定義について

- (1) 仮 橋

仮橋とは、橋の架替時に代替として架ける橋あるいは工事用車両などを通行させるために架ける橋など、一時的に使用することを目的として架ける橋をいう。

- (2) 仮栈橋

仮栈橋とは、水上あるいは水中等での工事のために陸からアプローチとして作業員や工事用機械・材料等の運搬及び船舶の接岸や係留などのために設けられ、工事用作業足場として利用されるものをいう。

14. 切土（発破）防護柵について

仮設防護柵工のH鋼は、建設用仮設材質料積算基準を適用し、修理費及び損耗費を計上するものとする。

15. 切土部のもたれ擁壁の安全施工について

もたれ擁壁の背面切土施工途中の土石崩落による危険を防止するためのモルタル吹付等の対策費については設計変更で対処するものとする。

ただし、当初設計の特記仕様書（個別工事編）にその旨明記すること。

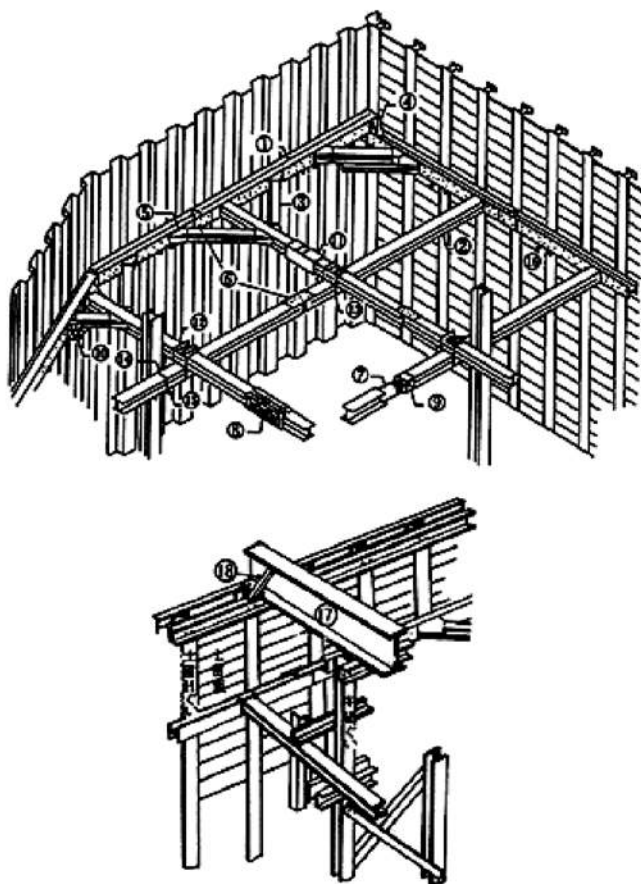
16. 仮囲い

仮囲いの設置については、仮設工又は現場環境改善のどちらの条件で、設置するか目的を事前に整理すること。

なお、積算は次による。

- (1) 仮設工として設置する場合 …………… 「仮囲い設置撤去工」歩掛を適用
- (2) 現場環境改善として設置する場合 …………… 「現場環境改善費（率計上）」を適用
- 上記(1) 及び(2) の仮囲いの美装化費用 …………… 「現場環境改善費（率計上）」を適用

17. 仮設材の数量算出方法、損料及び単価の適用基準等について



No.	部 材 名 称
1	腹 起
2	切 梁
3	火 打 梁
4	隅 部 ピ ー ス
5	火 打 受 ピ ー ス
6	カバ ー プ レ ー ト
7	キ リ ン ジ ャ ッ キ
8	ジ ャ ッ キ カ バ ー
9	補 助 ピ ー ス
10	自 在 火 打 受 ピ ー ス
11	土 圧 計
12	交 叉 部 ピ ー ス
13	交 叉 部 U ボ ル ト
14	振 付 用 U ボ ル ト
15	切 梁 ブ ラ ケ ッ ト
16	腹 起 ブ ラ ケ ッ ト
17	覆 工 受 げ た
18	覆 工 受 げ た 補 強

(1) 土留工

名 称	材 料 名	設計質量	設置、撤去 質 量	計 上 方 法	全損・その他	設置撤去歩掛	備 考
切梁腹起	H形鋼	加工材	加工材	《賃料基準》〔山留主部材〕 ◎ 供用1日当賃料+修理費及び損耗費 《修理費及び損耗費は補正を考慮》	《基準書》〔撤去・一部撤去〕	切梁腹起	
土 留 杭	H形鋼	生 材	生 材	《賃料基準》〔杭用〕 ◎ 〃	〃	各種打込・引抜費	
中 間 杭	H形鋼	生 材	生 材	《賃料基準》〔杭用〕 ◎ 〃	〃	各種打込・引抜費	
副 部 材	(A)	主部材×率	主部材×率	《賃料基準》〔副部材(A)〕 ◎ 〃	〃	切梁腹起	
副 部 材	(B)	主部材×率	主部材×率	《賃料基準》〔副部材(B)〕 ◎ 〃	《賃料基準》〔副部材(B)〕	切梁腹起	
そ の 他	山形・ 溝形鋼等	生 材	生 材	—	市中価格	切梁腹起	スクラップリターン

注) 1. 当初から撤去しないことが分かっている場合、運搬費は計上しない。

2. 《賃料基準》とは「建設用仮設材賃料積算基準」のことである。

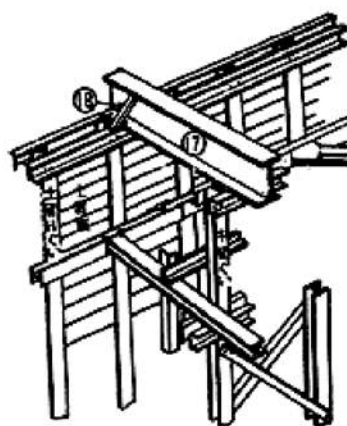
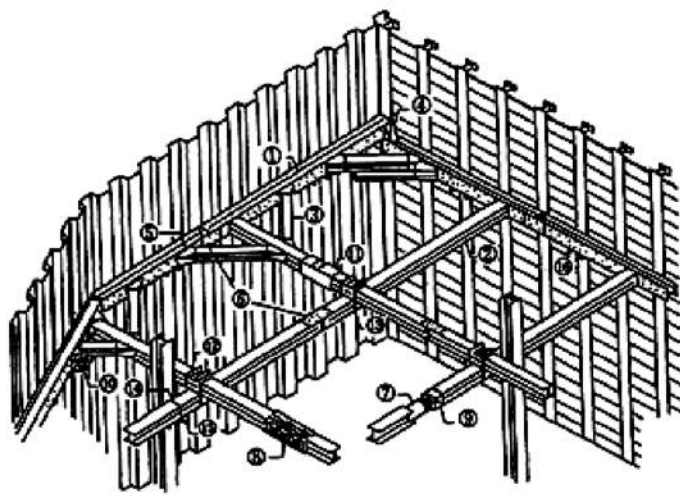
部材質量算出方法

部材名	部 品 名	質量算出方法	備 考
主部材	土木工事数量算出要領（案）による		
副部材（A）			
副部材（B）			
その他	山形・溝形鋼等	積み上げ	一現場全損とする。

運搬質量 ※注)

部材名	往路	復路
主部材	○	○
副部材(A)	○	○
副部材(B)	—	—
その他	—	—

注) なお、主部材質量算出にあたっては、控除すべき質量（キリンジャッキ、火打受ピース、火打ブロック）について必ず考慮すること。



No.	部 材 名 称
1	腹 起
2	切 梁
3	火 打 梁
4	隅 部 ピ ー ス
5	火 打 受 ピ ー ス
6	カバープレート
7	キリンジャッキ
8	ジャッキカバー
9	補 助 ピ ー ス
10	自在火打受ピース
11	土 圧 計
12	交 叉 部 ピ ー ス
13	交叉部Uボルト
14	振付用Uボルト
15	切梁ブラケット
16	腹起ブラケット
17	覆 工 受 げ た
18	覆工受けた補強

(2) 覆 工

名 称	材 料 名	設計質量	設置、撤去 質 量	計 上 方 法	全損・その他	設置撤去歩掛	備 考
覆 工	覆工板	生 材	生 材	《賃料基準》〔覆工板〕 ◎ 供用1月当賃料+修理費及び損耗費 《修理費及び損耗費は補正を考慮》	—	覆 工	
覆工受桁	H 形 鋼	加工材	加工材	《賃料基準》〔山留主部材〕 ◎ 供用1日当賃料+修理費及び損耗費 《修理費及び損耗費は補正を考慮》	—	覆工受桁	
覆工受桁	I 形 鋼	生 材	生 材	《基準書》 ◎ 市中価格×損料率	—	覆工受桁	
覆工受桁用桁受	溝 形 鋼	生 材	生 材	—	市中価格	切梁腹起	スクラップ [※] リターン
副 部 材	(C)	(主部材+そ 他)×率	(主部材+そ 他)×率	—	注) 3	切梁腹起	
そ の 他	山形・ 溝形鋼等	生 材	生 材	—	市中価格	切梁腹起	スクラップ [※] リターン

注) 1. 全損部材の場合、運搬費は計上しない。

2. 《賃料基準》とは「建設用仮設材質料積算基準」のことである。

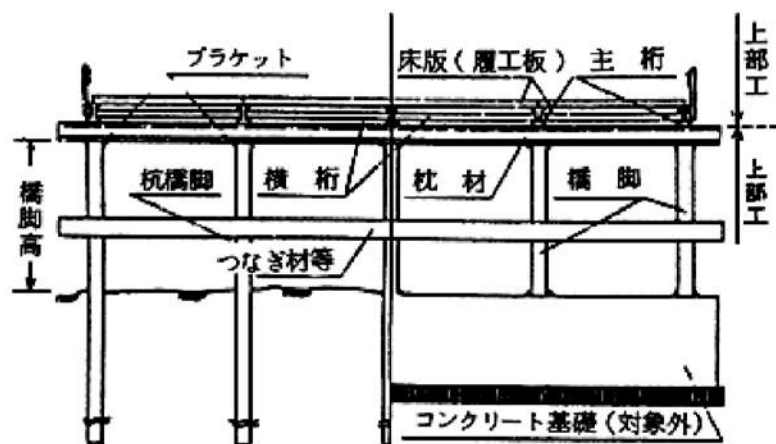
3. 副部材 (C) の単価が必要な場合は、特別調査又は見積で対応する。

部材質量算出方法

部材名	部 品 名	質量算出方法	備 考
主部材	覆工受桁、覆工受桁用桁受	基準書第5章 仮設工⑧ 6 —2による	
その他	覆工止め等	積 み 上 げ	一現場全損とする。
副部材 (C)	ボルトナット	(主部材+その 他)×0.01	一現場全損とする。

運搬質量

部材名	往路	復路
主部材	○	○
その他	—	—
副部材 (C)	—	—



杭基礎形式

直接基礎形式

(3) 仮橋、仮栈橋上部工

名 称	材 料 名	設計質量	設置、撤去 質 量	計 上 方 法	全損・その他	設置撤去歩掛	備 考
覆 工	覆 工 板	生 材	生 材	《賃料基準》〔覆工板〕 ◎ 供用1日当賃料+修理費及び損耗費 《修理費及び損耗費は補正を考慮》	—	基準書による	既製品は 別途賃料表
主 桁	H 形 鋼	生 材	生 材	《賃料基準》〔杭用〕 ◎ 供用1日当賃料+修理費及び損耗費 《修理費及び損耗費は補正を考慮》	—	〃	〃
主 桁	I 形 鋼	生 材	生 材	《基準書》 ◎ 市中価格×損料率	—	〃	〃
副 部 材	山形・ 溝形鋼等	生 材	生 材	—	市中価格	〃	スクラップリターン

注) 1. 全損部材の場合、運搬費は計上しない。

2. 《賃料基準》とは「建設用仮設材賃料積算基準」のことである。

3. 高欄は、別途計上すること。

部材質量算出方法

部材名	部 品 名	質量算出方法	備 考
主部材	主桁	積 み 上 げ	
副部材	横桁、水平つなぎ材、綾構	積 み 上 げ	一現場全損とする

運搬質量

部材名	往路	復路
主部材	○	○
副部材	—	—

(4) 仮橋、仮栈橋下部工

名 称	材 料 名	設計質量	設置、撤去 質 量	計 上 方 法	全損・その他	設置撤去歩掛	備 考
杭 基 礎 形式橋脚	H 形 鋼	生 材	—	《賃料基準》〔杭用〕 ◎ 供用1日当賃料+修理費及び損耗費 《修理費及び損耗費は補正を考慮》	《基準書》 〔撤去・一部撤去〕	基準書による。	
直接基礎 形式橋脚	H 形 鋼	加工材	加工材	《賃料基準》〔山留主部材〕 ◎ 供用1日当賃料+修理費及び損耗費 《修理費及び損耗費は補正を考慮》	—	〃	
主 部 材	山形・ 溝形鋼等	生 材	生 材	—	市中価格	〃	スクラップリターン
副 部 材	アンカー フレーム	—	—	—	見積り	—	スクラップリターン

注) 1. 全損部材の場合、運搬費は計上しない。

2. 《賃料基準》とは「建設用仮設材賃料積算基準」のことである。

部材質量算出方法

部材名	部 品 名	質量算出方法	備 考
主部材	横桁、水平つなぎ材、綾構	積 み 上 げ	一現場全損とする
副部材	アンカーフレーム	積 み 上 げ	一現場全損とする

運搬質量

部材名	往路	復路
主部材	—	—
副部材	—	—

18. 仮設材（鋼矢板等）の賃料に係る整備費等の計上について

下表の施工歩掛コードによって仮設材（鋼矢板等）の整備費等を計上する場合は、下表を参照して物価資料から必要な価格を算出して計上するものとする。

施工歩掛コード	J条件	仮設材名称	物価資料 建設物価	掲載頁※1 積算資料	備考
WB250030 鋼矢板・H形鋼 (一部撤去)	J5 仮設材(鋼矢板, H形鋼)の整備費	鋼矢板(本矢板) 2型(48kg/m)	P810	P286	
		鋼矢板(本矢板) 3型(60kg/m)			
		鋼矢板(本矢板) 4型(76.1kg/m)			
		鋼矢板(本矢板) 5L型(105kg/m)			
		鋼矢板(軽量矢板) 軽量型(2型, 3型)			
		H形鋼(杭用) 200型(49.9kg/m)	P811	P287	
		H形鋼(杭用) 250型(71.8kg/m)			
		H形鋼(杭用) 300型(93kg/m)			
		H形鋼(杭用) 350型(135kg/m)			
		H形鋼(杭用) 400型(172kg/m)			
WB250040 鋼矢板・H形鋼 (一部または全体を撤去)	J6 仮設材(鋼矢板, H形鋼)の整備費	鋼矢板(本矢板) 2型(48kg/m)	P810	P286	
		鋼矢板(本矢板) 3型(60kg/m)			
		鋼矢板(本矢板) 4型(76.1kg/m)			
		鋼矢板(本矢板) 5L型(105kg/m)			
		鋼矢板(軽量矢板) 軽量型(2型, 3型)			
		H形鋼(杭用) 200型(49.9kg/m)	P811	P287	
		H形鋼(杭用) 250型(71.8kg/m)			
		H形鋼(杭用) 300型(93kg/m)			
		H形鋼(杭用) 350型(135kg/m)			
		H形鋼(杭用) 400型(172kg/m)			
WB250150 鋼矢板賃料 (普通鋼矢板)	J7 鋼矢板の整備費	鋼矢板(本矢板) 2型(48kg/m)	P810	P286	
		鋼矢板(本矢板) 3型(60kg/m)			
		鋼矢板(本矢板) 4型(76.1kg/m)			
		鋼矢板(本矢板) 5L型(105kg/m)			
WB251760 H形鋼杭賃料	J7 H形鋼の整備費	H形鋼(杭用) 200型(49.9kg/m)	P811	P287	
		H形鋼(杭用) 250型(71.8kg/m)			
		H形鋼(杭用) 300型(93kg/m)			
		H形鋼(杭用) 350型(135kg/m)			
		H形鋼(杭用) 400型(172kg/m)			
WB251770 導枠賃料	J6 H形鋼(H200)の整備費	H形鋼(杭用) 200型(49.9kg/m)			
WB251910 (WB231640) 山留材賃料 (導枠, 井筒内支保材料費)	J6 鋼製山留材の整備費(山留主部材)	H形鋼(山留主部材)250~400型(80~200kg/m)	P812	P288	
	J8(J9) 鋼製山留材部品の整備費(副部材A)	鋼製山留材(賃料)不足分弁償金 部品(新品)			
	J10(J11) 鋼製山留材部品の不足分弁償金 (新品)(副部材B)	鋼製山留材(賃料)部品 整備費			
	副部材A賃料(Y-0028001)[円/t] ※副部材A賃料は下式により算出する。 $Y = a \cdot b$ Y:副部材の賃料(円/t) a:係数 b:市場価格 (係数等は基準書Ⅱ-5-(6)-3を参照)	鋼製山留材(賃料)部品 90日以内 鋼製山留材(賃料)部品 180日以内 鋼製山留材(賃料)部品 360日以内 鋼製山留材(賃料)部品 720日以内 鋼製山留材(賃料)部品 1080日以内			減額補正検 討が必要 ※2
WB251920 覆工板賃料	J6 仮設材(覆工板, 鋼製山留材)の整備費	覆工板 鋼製 従来型	P813	P289	
		覆工板 鋼製 補強型			
		覆工板 鋼製滑り止め 従来型			
		覆工板 鋼製滑り止め 補強型			
		覆工板 コンクリート 従来型			
		覆工板 コンクリート 補強型 2m2			
		覆工板 コンクリート 補強型 3m2			
		H形鋼(山留主部材) 250~400型(80~200kg/m)	P812	P288	鋼製山留材

※1 物価資料掲載頁は「建設物価」及び「積算資料」における2025年6月号のものである。

※2 「令和7年度版 建設機械等損料表」(一般社団法人日本建設機械施工協会発行)に掲載されている令和2年2月17付け 国総公第92号「建設用仮設材賃料積算基準の運用について」を参照

19. 迂回路及び仮設工事用道路の舗装設計について

(1) 迂回路と仮設工事用道路の区分について

迂回路とは、現道の切り回しを行い一般交通に供する仮設道路をいい、仮設工事用道路とは、工事施工に必要な工事車両だけが通行する仮設道路をいう。

(2) 仮設工事用道路の舗装設計

- 1) 仮設工事用道路は、舗装しないことを原則とする。
- 2) 周辺道路への泥土の持ち出し防止対策、仮設工事用道路の防塵対策、その他の理由により仮設工事用道路を舗装する必要がある場合には、舗装の必要理由を整理し、その目的に応じて舗装構成を決定する。
- 3) 仮設工事用道路の防塵対策程度の場合は、路盤工のみ施工することを原則とし、路盤材はトンネル掘削ズリ等の現地流用土の利用、または再生クラッシャーラン（ $t = 10\text{cm}$ ）を標準とする。
- 4) 防塵対策としてA s舗装まで施工する場合は、路盤工の上に再生粗粒度A s（ $t = 5\text{cm}$ ）一層を標準とする。

(3) 迂回路の舗装設計

迂回路の舗装構成は、迂回路の供用期間に応じて、現況道路の設計交通量区分のランクを下げて舗装構成を設計する。

＜設計例＞

大型車交通量が2,200台／日・方向（設計交通量区分＝N6交通）の道路において、横断管渠工事施工のため約6カ月間現道を切り回しする場合の迂回路の舗装構成を設計する。

- 1) アスファルト舗装の構造設計に用いる「設計交通量」とは、設計期間＝10年間における平均1日1方向当たりの「大型車交通量」のことであり、この「設計交通量」をN1～N7の7ランクに区分した「設計交通量区分」により、舗装構成を決定している。
- 2) 迂回路の場合は、供用期間が比較的短期間であるので、迂回路の「供用期間」を「設計期間」とし、設計交通量区分を見直して舗装の構造設計を行えばよい。

$$\begin{aligned}\text{迂回路の設計交通量区分} &= 2,200\text{台／日・方向} \times (6\text{カ月／}10\text{年}) \\ &= 2,200\text{台／日・方向} \times 0.05 \\ &= 110\text{台／日・方向} \\ &= \text{N4交通}\end{aligned}$$

- 3) したがって、設計交通量区分をN4交通とし、現地の設計C B Rに応じて舗装構成を設計すればよい。
- 4) なお、迂回路の供用期間が長期化する可能性がある場合、その他迂回路の路面補修が困難な場合には、この点を考慮して設計交通量区分を決定してもよい。

また、迂回路を本線舗装として兼用する場合は、これを考慮して設計すること。

（参考） 設計交通量の区分

設計交通量の区分	大型車交通量（台／日・方向）の範囲	
N1交通	15未満	
N2交通	15以上	40未満
N3交通	40以上	100未満
N4交通	100以上	250未満
N5交通	250以上	1,000未満
N6交通	1,000以上	3,000未満
N7交通	3,000以上	

20. 仮設電力設備工

工事用電力料金については、下記電力会社の料金を計上するものとする。なお、料金については下記電力会社のホームページから発注月の料金（賦課金含む）を確認すること。

関西電力	電力量料金		http://www.kepco.co.jp/
	電力基本料金	低圧	
		高圧（A）	

21. 交通誘導警備員

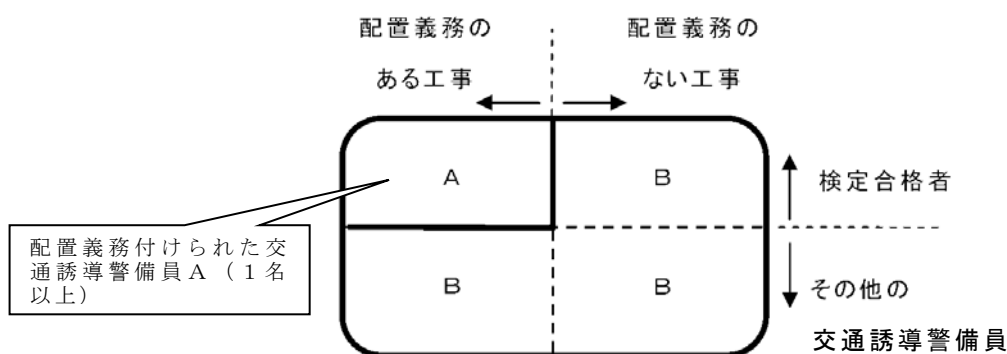
1) 交通誘導警備員について

交通誘導警備員 A：高速自動車国道と自動車専用道路並びに都道府県公安委員会が必要と認めた道路（表－1）で交通誘導警備業務を行う場合、「警備員等の検定等に関する規則」で交通誘導警備業務を行う場所毎に1名以上の配置が義務付けされた検定合格者のことであり、規則上の適用を受ける具体人数は、警備担当（交通規制担当とは別）と協議すること。なお、（表－1）は（H30.7現在）の認定路線であるため、路線・区間については適宜確認すること。

交通誘導警備員 B：規制上の適用を受けない交通誘導警備員であり、検定合格者の有無で判断するものではない。

表－1

府県名	路線名	区間	告示及び施行日
京都府	一般国道1号	京都府の全域	告示H19.1.12 施行H19.7.12
	一般国道9号		
	一般国道24号		
	一般国道27号		
	一般国道162号		
	一般国道163号		
	一般国道171号		
	一般国道175号		
	一般国道176号		
	一般国道178号		
	一般国道307号		
	府道八幡木津線（府道22号）		告示H29.1.10 施行H29.7.10
	府道小倉西舞鶴線（府道28号）		
	府道梅津東山七条線（府道113号）		



2) 交通誘導警備員の交替要員について

当初は、交替要員が必要な場合は、従来のような係数をかけず、交替要員を人数計上するものとする。

設計変更においては、協議等に基づき配置された交通誘導警備員と交替要員について計上するものとする。

そのため、交通誘導警備員を配置する前に交通誘導警備員配置必要箇所・人数や交替要員の考え方について、十分に協議を行うこと。

第Ⅲ編 河 川

第 1 章	河川海岸	Ⅲ－ 1 － 1
第 2 章	河川維持工	Ⅲ－ 2 － 1
第 3 章	砂防工	Ⅲ－ 3 － 1

第 1 章 河川海岸

1. 消波根固めブロック工	Ⅲ－1－1
2. 捨石工	Ⅲ－1－1
3. ポンプ式浚渫船	Ⅲ－1－3
4. 伝統的（多自然型）工法	Ⅲ－1－3

第 1 章 河川海岸

1. 消波根固めブロック工

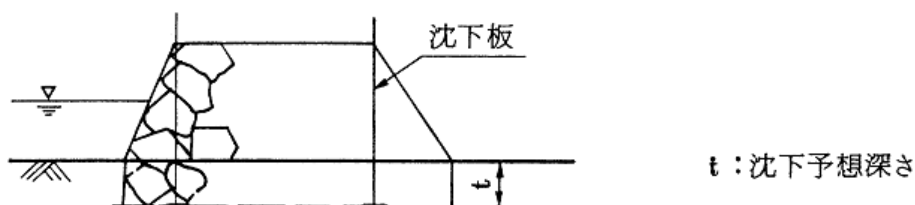
- (1) 型枠の製作現場への持込数は、製作全個数の10%程度を標準とし、1日の打設量は型枠持込数の1／3を標準とする。ただし、型枠の最小持込数は30組とする。
- (2) 鉄筋工
鉄筋を必要とするブロックでφ9mm以上は異形鉄筋使用を原則とする。
- (3) トラックの運搬施工に伴う1サイクルの走行時間算定において片道運搬距離15.0kmを超える場合は、監理検査課と協議すること。
- (4) 製作
コンクリートの配合

骨材の最大寸法	圧縮強度	スランプ	摘 要
40mm以下	18N／mm ² (180kgf/cm ²) 以上	8 cm	高炉 (B)、海岸工事

- (5) 根固（消波）ブロックの鉄筋については、異形棒鋼を用い、鉄筋にはフックを付けないこと。
- (6) 根固ブロックの施工において、1層積でかみ合わせを考慮する場合は、層積の歩掛を適用するものとする。
- (7) 河川工事における製作品及び発生品等の支給品評価の取扱いについて
根固ブロックを支給する場合は、別途製作の製作費と同じに扱い、全ての間接工事費の対象としない。
また、消波根固めブロックを支給する場合の運搬は基準書Ⅲ-1-①の「消波根固めブロック運搬」によるものとする

2. 捨石工

- (1) 水上よりの施工法等については各河川の現場状況等を十分勘案の上決定するものとする。
- (2) 水底面が軟弱地盤等により沈下が予想される場合は、当初設計において沈下予想深さに見合う数量を加算して数量契約するものとする。

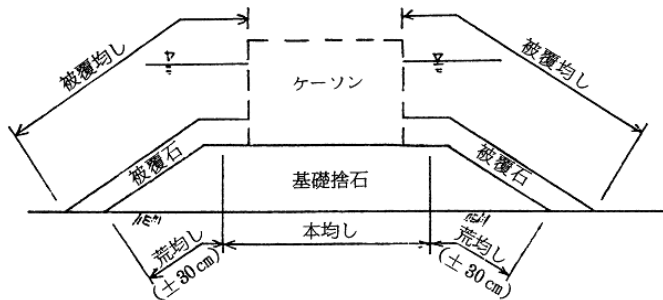
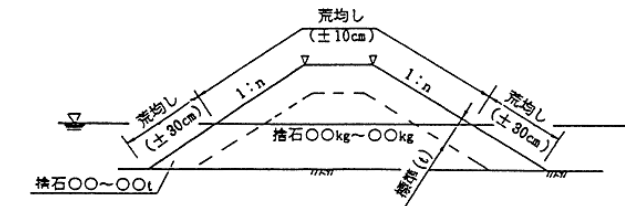


(3) 捨石工（消波工）について

水上及び水中施工において、下記規格値以内であれば設計変更の対象としないものとする。

工 種	規格値（基準高）	摘 要
捨 石（水上）	$\pm 0.1\text{m}$	荒均し
捨 石（水中）	$\pm 0.3\text{m}$	荒均し

（注） 1．基準高以外の規格値については、土木工事施工管理基準によるものとする。



本均しの余裕幅

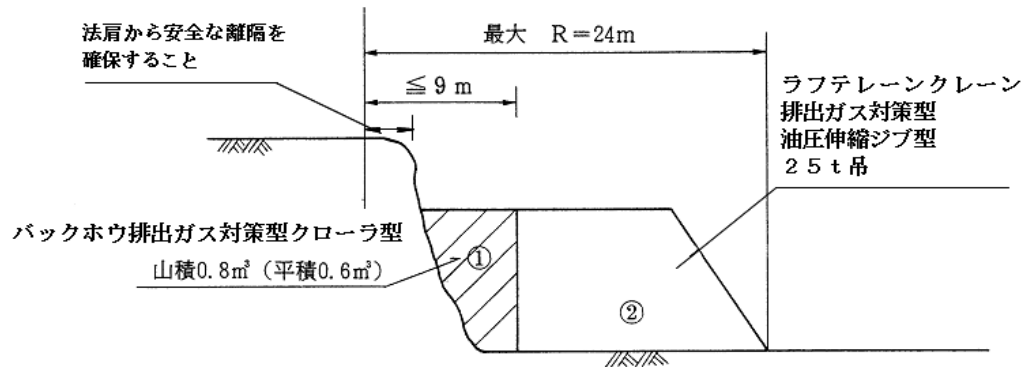
区 分	余裕幅 (m)	
	片 側	両 側
ケーソン	1.0	2.0
方 塊	0.5	1.0

均しの定義

- 1) 本 均 し：ケーソン等を載せる面の均し。
- 2) 被覆均し：被覆石（基礎マウンドの基礎捨石の表面を保護するための石）の表面の均し。
- 3) 荒 均 し：基礎捨石の表面の均し。

(4) 捨石工の数量区分について

(計上区分例)



(注) 上記区分で数量計算を分けること。

- 1) 一般的な表面均しを計上する場合において、下記規格値以内であれば設計変更の対象としない。なお、水中部分には原則として表面均しを計上しないものとする。

項 目	規 格 値
基 準 高 (H)	± 1 0 cm
天 端 幅 (B)	- 1 0 cm
延 長	- 2 0 cm

- 2) 軟弱地盤等、特殊な条件で表面均しを行う場合は別途考慮する。

3. ポンプ式浚渫船

(1) 余 掘 量

余掘量は下記を標準とする。

余掘量 = 全掘削敷面積 × 余掘厚

余 掘 厚

1,000PS以下の浚渫船の場合……………10cm

1,000PSをこえる浚渫船の場合……………20cm

4. 伝統的（多自然）工法

伝統的な工法は「災害復旧工事の設計要領・全国防災協会」第VI編参考資料第4章災害復旧工法についてを参考とするものとする。

なお、上記資料は、公共土木施設災害復旧事業における査定設計書を作成するための基準を示したものであるため、実施の際には歩掛り調査を実施するものとする。

第 2 章 河川維持工

1. 堤防除草工·····	Ⅲ－2－1
2. 堤防植生工·····	Ⅲ－2－2
3. 伐木工（焼却工）·····	Ⅲ－2－2

第2章 河川維持工

1. 堤防除草工

堤防除草工により発生する草等の集積物については、現場外搬出を原則とするが、関係機関等との調整の結果、害虫駆除等の目的により現場で焼却（野焼き）を行う場合は以下の基準を適用する。

(1) 施工概要

堤防除草工に係る処分のうち、野焼きに適応する。ただし、現場条件でこれによりがたい場合は別途考慮する。

本歩掛かりは、以下の内容を含むものとする。

①着火 ②見回り ③消火

(2) 歩掛

野焼き1,000m²あたり単価表

名称	規格	単位	数量
普通作業員		人	0.3
諸雑費率		%	1

諸雑費には、着火及び消火作業に使用するトーチバーナー、工事用水中モーターポンプ損料、水タンク、ダンプトラック等に関する経費であり、労務費の合計額に上表を乗じた金額を上限として計上する。

(3) 歩掛の適応範囲

本歩掛かりの適応範囲は、施工面積1,500,000m²未満とする。

2. 堤防植生工

(1) 施工概要

堤防法面等に改良高麗芝（低草丈草種）を施工する場合に適応する。ただし、現場条件でこれによりがたい場合は別途考慮する。

本歩掛かりは、以下の内容を含むものとする。

①法面整理 ②芝設置 ③目串打込 ④かけ土作業

(2) 歩掛かり

張芝（低草丈草種）100m²あたり単価表

名称	規格	単位	数量
土木一般世話役		人	0.4
造園工		人	0.7
普通作業員		人	2.6
改良高麗芝		m ²	100
目土		m ³	2.0
諸雑費率		%	3.0

諸雑費率には、目串、かけ土等を含んでおり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

(3) 歩掛かりの適応範囲

本歩掛かりの適応範囲は、施工面積250m²以上とする。

3. 伐木工（焼却工）

伐木又は伐竹により発生する樹木等の集積物については、現場外搬出を原則とするが、関係機関等との調整の結果、害虫駆除等の目的により現場で焼却を行う場合についてはこの限りではない。

また、対象面積は、伐木、伐竹面積とする。

第 3 章 砂防工

- 1. コンクリート工……………Ⅲ－3－1
- 2. 砂防ソイルセメント工……………Ⅲ－3－1

第3章 砂防工

1. コンクリート工

(ここに示す以外は土木工事標準基準書第Ⅱ編第4章コンクリート工によるものとする)

① コンクリート

表1. 1 コンクリートの適用範囲

設計基準強度 (N/mm ²)	骨材の最大寸法 (mm)	ス ラ ン プ (cm)	水セメント比 W/C	構 造 物 の 種 類
18	40	8	60	流路工
18	40	5 (8※)	60	堰堤本体構造物 間詰コンクリート 間詰擁壁
21	40	5 (8※)	60	堤冠コンクリート

注) スランプの範囲は下記のとおりとする。

スランプ8cmの場合 ± 2.5cm

スランプ5cmの場合 ± 1.5cm

※令和3年4月21日砂防部保全課土砂・洪水氾濫対策官事務連絡「砂防堰堤工事の生産性向上に向けたコンクリートの配合について」を参照

2. 砂防ソイルセメント工

① 砂防ソイルセメントの配合試験に係る積算運用

1) 室内・室外（原位置）試験費

砂防ソイルセメント工法の品質管理のために製造過程で実施する各種試験が、土木工事標準積算基準書（共通編）技術管理費で規定する「特殊な品質管理」と解し、この対応に要する全ての試験費用を必要経費として別途計上する。

2) 示方配合計画書作成費

砂防ソイルセメントの示方配合計画書は、土木工事標準積算基準書（共通編）技術管理費で規定する「特殊な品質管理」と解し、この対応に要する費用を必要経費として別途計上する。

3) 試験施工費

砂防ソイルセメントの本施工前に、「本施工時の作業内容」及び「示方配合計画書で定めた設計強度の発現」等を確認するための試験施工を実施すること。この対応に要する経費（人件費、材料費、機械経費）を必要経費として別途計上する。試験施工で製造した砂防ソイルセメントに対して実施する試験の費用についても、必要経費として別途計上する。

4) 注意点等

- ・別途積み上げ計上する必要経費は、見積徴収等により単価等を取得のうえ、共通仮設費の「技術管理費」にて、個々の項目ごとに積み上げ計上すること。
- ・室外（原位置）試験の実施に際して発生する旅費交通費（宿泊費）等の経費についても、必要に応じて別途計上すること。
- ・現場管理費に含まれている費用との二重計上に注意すること。（現場代理人及び監理技術者の人件費等）
- ・計上すべき試験項目等疑義がある場合は、監理検査課と調整すること。

第 IV 編 道 路

第 1 章	舗 装 工	IV - 1 - 1
第 2 章	附属施設	IV - 2 - 1
第 3 章	道路維持修繕工	IV - 3 - 1
第 4 章	共同溝工	IV - 4 - 1
第 5 章	トンネル工	IV - 5 - 1
第 7 章	橋 梁 工	IV - 7 - 1

第 1 章 舗 装 工

1. 路盤工	IV-1-1
2. アスファルト舗装工	IV-1-2
3. 排水性アスファルト舗装工	IV-1-3
4. コンクリート舗装工	IV-1-4
5. アスファルト舗装の耐流動対策について	IV-1-4

第1章 舗 装 工

1. 路 盤 工

(1) 路床の不陸整正

舗装工事における路床表面の不陸整正費の計上については、次のとおりとする。

- 1) 路床工事と路盤工事を別件で発注する場合は、原則として、路盤工事で路床の不陸整正（転圧を含む）を計上する。
ただし、現場状況により、明らかに不要と判断される場合は、計上しない。
- 2) 路床工事と路盤工事が同一工事の場合は、原則として、路床の不陸整正は計上しない。
ただし、掘削部の路床整正については、同一工事であっても計上することができる。
- 3) 路盤工が人力施工の場合は、路床の不陸整正は計上しない。
- 4) 路床の不陸整正を計上した場合は、その旨、設計図面及び特記仕様書（個別工事編）に明示することとする。

記載例：共通編 — — 舗装準備工

下層路盤の施工に先立ち、路床表面の不陸整正（転圧を含む）を行うこと。

(2) 路盤工の最大仕上げ厚は次のとおりとする。

下層路盤（クラッシャーラン）	20cm
上層路盤（粒度調整）	15cm
A s 安 定 処 理	10cm

(3) 路盤材料の使用区分について

- 1) 車道部の路盤材料は、原則として再生クラッシャーラン（径40mm以下）及び再生粒調碎石（径40mm以下）、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ（径25mm以下）とする。
ただし、碎石の粒径40mmと30mmが同一単価である場合は径30mmとする。
- 2) 歩道部の路盤材料の路盤厚が10cm以下となる場合には、再生クラッシャーラン（径30mm以下）とする。
- 3) 水硬性粒度調整鉄鋼スラグの使用を検討する場合は、下記条件を満足するものとする。ただし、既設舗装との連続性、整合性にも考慮して採用すること。

(a) 供給について

- ・工事場所が供給可能地区内であること。
（供給可能地区とは、物価資料に単価が記載されている地区とする。）

(b) 使用環境について

- ・スラグ路盤面と接した水が、飲料用井戸及び養漁池に流入しないこと。
- ・水田の場合は、田面と鉄鋼スラグ路盤底面の差が30cm以上あること。但し、30cm以下であっても側溝、擁壁等が完備されている場合は可。

(c) 経済性について

- ・粒調碎石路盤より鉄鋼スラグ路盤の方が経済的となること。
（等値換算係数を考慮して舗装構成全体の経済比較を行うと、鉄鋼スラグを使用する方が有利になる場合が多いので注意すること。）

(4) 路床安定処理材の割増し率について

- 1) 安定材の添加量と、C B R の関係から目標とする C B R に対応する添加量を求め、割増し率を乗じたものを設計添加量とする。
- 2) 設計図書には、割増し率を含めた量を記載する。
- 3) 割増し率は「舗装施工便覧（案）」に示されている一般的な割増し率の最小値を標準とする。

2. アスファルト舗装工

- (1) 舗装工（基層、表層）の最大仕上げ厚は 7 cm とする。
- (2) 歩道舗装は、原則として透水性舗装とする。採用条件や舗装構成などは「排水性・透水性舗装の手引き（令和 7 年 3 月、京都市建設局）」を参照すること。
また、透水性舗装を採用しない場合は、再生細粒度アスコンを用いることとする。（厚 4 cm）
- (3) アスファルトコンクリートの骨材最大寸法及び標準アスファルト量は下記のとおりとする。

使 用 場 所		アスファルト合材	骨材最大寸法	標準アスファルト量
車 道 舗 装	表 層	密粒度アスコン	20mm (13mm)	5.4% (5.7%)
	中 間 層 基 層	粗粒度アスコン	20mm	4.8%
	上層路盤	A s 安定処理	25mm	4.0%
歩 道 舗 装	表 層	開粒度アスコン 細粒度アスコン	13mm 13mm	4.5% 7.0%

- 備考 1. 密粒度アスコンの骨材最大寸法は20mmを標準とするが、1層の厚さが薄い場合（5 cm未満）等では、13mmとする。
2. 塑性流動対策、その他特殊な目的がある場合は、別途適用を検討する。
3. 塑性変形輪数については、平成13年 7 月 2 日付け国近整道一計28号「舗装の構造に関する技術基準」によるものとする。

(4) 瀝青材料の散布

舗装構成図において、タックコート、プライムコートの散布量は図示しないこと。

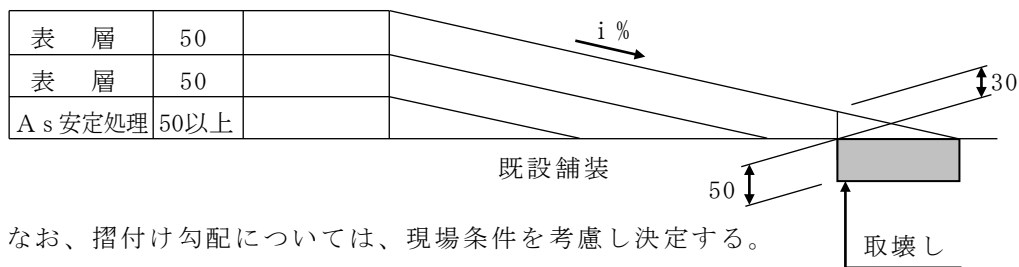
(5) 舗装平均厚さの表示単位は、下表を標準とする。

種 類	表示単位
A s 合材	5 mm単位（二捨三入）
碎石路盤	10mm単位（四捨五入）

（注）切削における A s 殻等の処分費については 1 mm単位で計上する。

ただし、精算の場合、切削量から換算した出来形数量ではなく、各測点の高さを測量した出来形の設計（地山）数量とする。

(6) 在来舗装上に摺付け舗装する場合は、次のとおりとする。（単位：mm）



(7) 橋面舗装

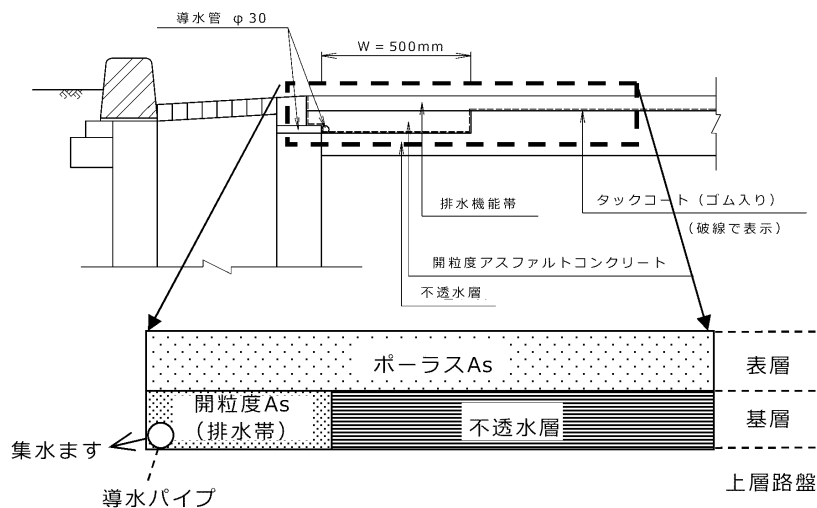
床版の種類	舗 装 厚	アスファルト合材	
		表層（標準 4 cm）	レベリング層
R C 床版	最小厚 8 cm （2 層仕上）	密粒度 A s （13）	密粒度 A s （13）
鋼 床 版		密粒度 A s （13）	グース A s （13）

表 層	40mm
レベリング層	40mm

(8) アスカーブの断面積は 200cm²を標準とする。

3. 排水性舗装工

土木工事標準積算基準書 第Ⅳ編 第1章 ③排水性舗装工における「排水性舗装・表層（車道・路肩部）」の施工パッケージによって積算する場合は、排水性舗装端部の排水帯の有無にかかわらず適用とするため設計数量には表層の数量のみを計上し、基層端部の排水帯に係る機械・労務・材料費の別途計上はしないものとする（導水パイプに係る費用については、土木工事標準積算基準書の記載内容に基づいて積算する）。



排水性アスファルト舗装構造の例

4. コンクリート舗装工

- (1) コンクリート（スランプ2.5cm）のスランプ許容範囲は±1cmとする。
なお、人力施工の場合はスランプ 6.5cmとし、許容範囲は±2.5cmとする。
- (2) コンクリート舗装の鉄網の重量は、重ねしろ（20cm）を含む重量とする。
- (3) 歩道のコンクリート舗装のコンクリート規格は 18-8-25とし、施工歩掛は「コンクリート工 小型構造物」を適用する。
- (4) コンクリート舗装（新設）の目地材料について、目地板については瀝青繊維質板、注入目地材についてはゴムアスファルト系とする。
なお、トンネル内の注入目地材については、高弾性タイプを標準とする。
- (5) コンクリート舗装の舗装機械の準備、跡片付について、舗設機械の段取り替え等の費用は計上しない。
- (6) コンクリート舗装の機械施工について
 - 1) 基準書の歩掛りは、勾配可変式でない在来型の機種を標準機種としているので、歩掛りの適用については次のとおり運用すること。
 - イ) 舗装幅員が7.5mを越える場合は「1車線施工」とする。
 - ロ) 舗装幅員が7.5m以下の場合で、かつ車道横断勾配が片勾配（2車線とも同一勾配）の場合は、「2車線同時施工」とする。
ただし、工事現場における交通規制、資材搬出入のスペース等により、1車線ごとに分離して舗設する必要がある場合は、「1車線施工」とする。
 - ハ) 舗装幅員が7.5m以下の場合であっても、車道横断勾配が両勾配（山折れ勾配）の場合、又は片勾配であっても2車線の勾配が異なる場合（直線部と曲線部の緩和区間等）は、「1車線施工」とする。
 - 2) 当初、標準歩掛りで発注し、施工業者が勾配可変式機種で施工した場合でも、原則として設計変更の対象としないものとする。
- (7) 連続鉄筋コンクリート舗装工における、目地切りは別途積み上げるものとする。

5. アスファルト舗装の耐流動対策について

- (1) 耐流動対策の適用範囲
アスファルト舗装の耐流動対策は、舗装新設工事、舗装修繕工事に関わらず、設計交通量N6交通又はN7交通の路線においては、原則としてすべての本線舗装工事（車道部と同一舗装構成の路肩部も含む）について適用する。
なお、舗装修繕工事において、交通量が少ないN6交通区間等で、耐流動対策を適用し難い場合については、別途考慮すること。
- (2) 改質アスファルト混合物の適用区分
改質アスファルト混合物の適用区分は、次表を標準とする。
目標動的安定度 $DS \geq 3,000$ 回/mmの改質アスファルト混合物については、改質再生アスファルト混合物を使用することを原則とする。ただし、再生アスファルト混合物の市場性のない地域においては、新材の改質アスファルト混合物を使用してもよい。（なお、積算資料等に改質再生アスファルト混合物の単価が記載されていない場合でも、一般の（ストレートAsの）再生アスファルト混合物の市場性のある地域では、改質再生アスファルト混合物も製造可能であるので、この場合は発注工事における単価適用地域の合材組合等に改質再生合材単価の製造の可否や条件等を独自調査し、改質再生アスファルト混合物を積極的に使用していくこと。）

適 用 場 所	改質アスファルト混合物の適用区分	
	再 生 材 の 場 合	新 材 の 場 合
N7交通の表層	(新材とする。)	改質アスファルト混合物 改質As密粒改質Ⅱ型 (20) 目標 D S $\geq 5,000$ 回
N7交通の中間層	再生改質アスファルト混合物 改質As再生粗粒Ⅱ型 (or I 型) (20) 目標 D S $\geq 3,000$ 回	改質アスファルト混合物 改質As粗粒Ⅱ型 (or I 型) (20) 目標 D S $\geq 3,000$
N6交通の表層	再生改質アスファルト混合物 再生密粒Ⅱ型 (or I 型) (20) 目標 D S $\geq 3,000$ 回	再生改質アスファルト混合物 再生密粒Ⅱ型 (or I 型) (20) 目標 D S $\geq 3,000$ 回

(注)市場性等を考慮して上表のとおり改質アスファルトⅡ型の使用を原則とするが、地域により改質アスファルトⅠ型の価格設定がある場合は、経済性を考慮してアスファルト合材を選定するものとする。

(3) R C床版橋の橋面舗装について

R C床版橋の橋面舗装については、表層、レベリング層とも密粒度アスファルト混合物を使用するものとし、橋面舗装の表層を一般舗装の表層、橋面舗装レベリング層を一般舗装の基層(又は中間層)として、交通量区分に応じた耐流動対策舗装を実施することを原則とする。

R C床版橋の 橋面舗装		改質アスファルト混合物の適用区分	
		再 生 材 の 場 合	新 材 の 場 合
N7 交 通	表 層	(新材とする。)	改質アスファルト混合物 改質As密粒改質Ⅱ型 (20) 目標 D S $\geq 5,000$ 回
	レベリング層	再生改質アスファルト混合物 再生密粒Ⅱ型 (or I 型) (20) 目標 D S $\geq 3,000$ 回	改質アスファルト混合物 改質As密粒Ⅱ型 (or I 型) 目標 D S $\geq 3,000$ 回
N6 交 通	表 層	再生改質アスファルト混合物 再生密粒Ⅱ型 (20) 目標 D S $\geq 3,000$ 回	改質アスファルト混合物 改質As密粒Ⅱ型 目標 D S $\geq 3,000$ 回
	レベリング層	再生アスファルト混合物 再生密粒度アスコン (20)	再生アスファルト混合物 再生密粒度アスコン (20)

(注)市場性等を考慮して上表のとおり改質アスファルトⅡ型の使用を原則とするが、地域により改質アスファルトⅠ型の価格設定がある場合は、経済性を考慮してアスファルト合材を選定するものとする。

(4) その他

アスファルト舗装耐流動対策の実施にあたっては、下記の通知文書等によること。

- 1) 「耐流動を考慮したアスファルト混合物について」(平成10年8月28日付け建近道管第256号道路部長通知)
- 2) 「アスファルト舗装耐流動対策実施上の運用にいて」(平成10年8月28日付け建近道管第257号、建近道工第113号、道路部道路管理課長、道路工事課長通知)
- 3) 「アスファルト舗装耐流動対策実施要領(案)」(平成10年8月近畿地方建設局)

第 2 章 附属施設

1. 道路附属施設の色彩について……………	IV－2－1
2. 遮音壁工……………	IV－2－1
3. その他……………	IV－2－1

第 2 章 附 属 施 設

1. 道路附属施設の色彩について

照明柱、道路情報板柱、標識柱、防護柵類の整備にあたっては、「京のみちデザイン指針（平成 22 年 3 月）」及び「京のみちデザインマニュアル（令和 5 年 3 月）」により色彩を設定するものとする。ただし、事故復旧等の局所的な更新はこの限りではない。

2. 遮音壁工

(1) 支柱取付形式は原則として、埋設アンカー方式（A 型）又は穿孔アンカー方式（B 型）を用いるものとする。

なお、貫通ボルトによる施工の場合は別途考慮する。

(2) H 鋼埋込方式の採用にあたっては、現場条件基礎構造等をよく検討し採用するものとする。

3. そ の 他

・用地境界板

用地境界板の設置歩掛はコンクリート打設歩掛に含まれているものとする。

第 3 章 道路維持修繕工

1. 床板補強工の運用について……………	IV-3-	1
2. 橋梁補強工……………	IV-3-	5
3. 橋梁補修工（支承取替工）……………	IV-3-	5
4. 橋梁補修・補強工（足場工）……………	IV-3-	5

第3章 道路維持修繕工

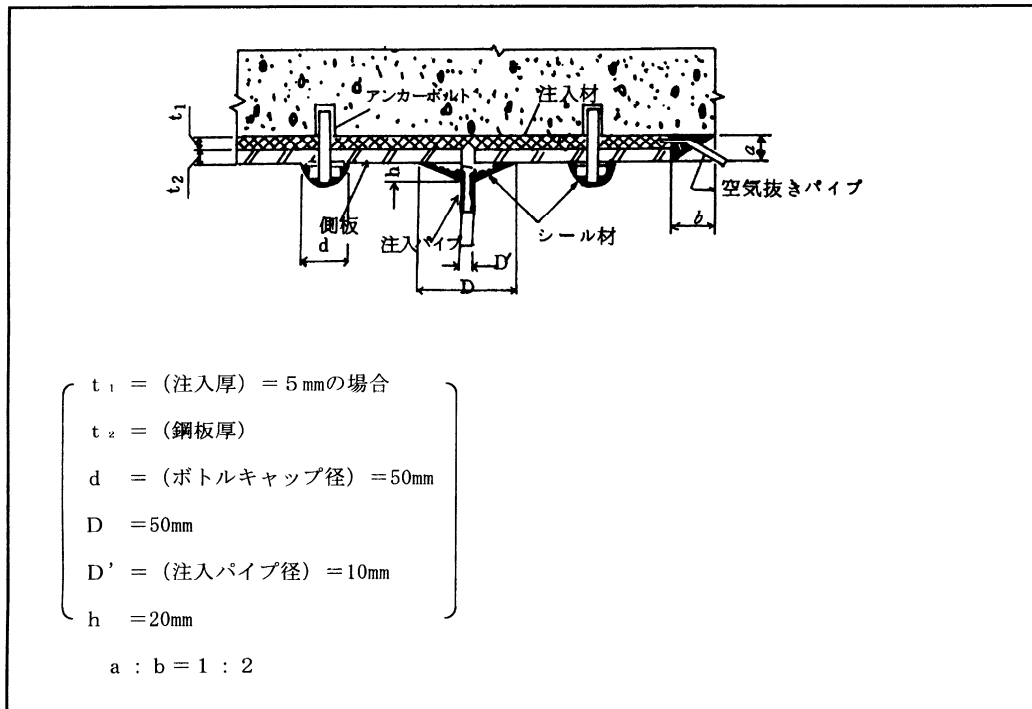
1. 床版補強工の運用について

(1) 鋼板接着工法 シール材、注入材質量の計算例

イ 標準寸法

鋼板接着工法におけるシール材、注入材質量は、次図を参考に算出することができる。

図－1 鋼板接着工法標準断面



ロ シール材質量

シール材の質量は、次式により算出する。

$$\text{総質量 } W = (W_1 + W_2 + W_3 + W_4) \times 1.15 \quad (\text{kg})$$

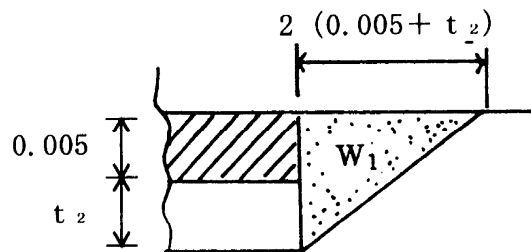
(割増率)

・ W_1 : 鋼板回り質量

$$W_1 = 1,700 \text{ kg/m}^3 \times (0.005 + t_2)^2 \times \ell \quad (\text{kg})$$

ただし、 t_2 : 鋼板厚 (m)

ℓ : 鋼板回り延長 (m) = Σ (鋼板 1 枚毎の周囲の長さ)



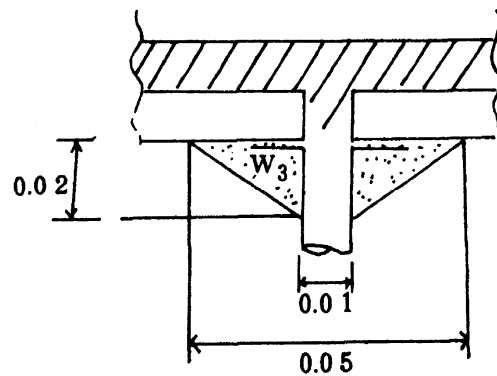
※ (算出根拠)

$$W_1 = 1 / 2 \times (0.005 + t_2) \times 2 (0.005 + t_2) \times \ell \times \gamma_1$$

・ W_2 : アンカーボルト部質量

$$W_2 = 0.0524 \text{ kg/本} \times N_2 \quad (\text{kg})$$

ただし、 N_2 : アンカーボルト総本数



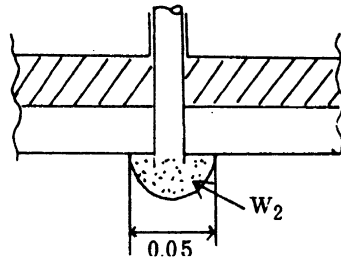
※ (算出根拠)

$$W_2 = 4 / 3 \times \pi (0.050 / 2)^3 \div 2 \times \gamma_1$$

・ W_3 : 注入パイプ回り質量

$$W_3 = 0.0235 \text{ kg/本} \times N_3 \quad (\text{kg})$$

ただし、 N_3 : 注入パイプ総本数



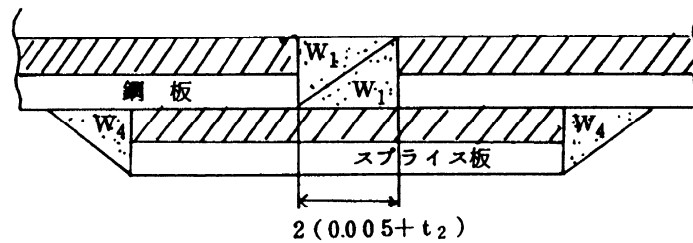
※ (算出根拠)

$$W_3 = \left\{ \frac{\pi}{12} \times 0.02 \left(0.05^2 + 0.05 \times 0.01 + 0.01^2 \right) - \frac{\pi}{4} \times 0.01^2 \times 0.02 \right\} \times \gamma_1$$

・ W_4 : スプライス板回り質量

W_1 に準ずる。

備考 1. 鋼板接合部は下図のように考える。



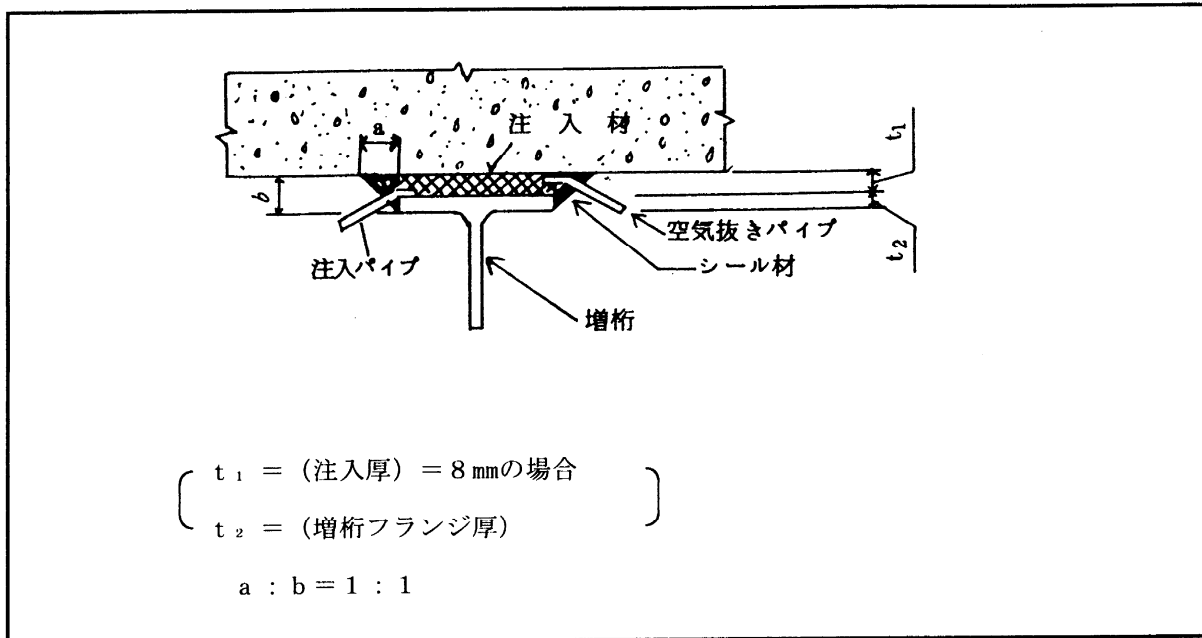
備考 2. シール材比重 $\gamma_1 = 1,700\text{kg/m}^3$ 、注入材比重 $\gamma_2 = 1,200\text{kg/m}^3$ と注入厚さ 5mm としての計算例である。

(2) 増桁架設工法 シール材、注入材質量の計算例

イ 標準寸法

増桁架設工法におけるシール材、注入材質量は、下図を参考に算出することができる。

図－２ 増桁架設工法標準断面



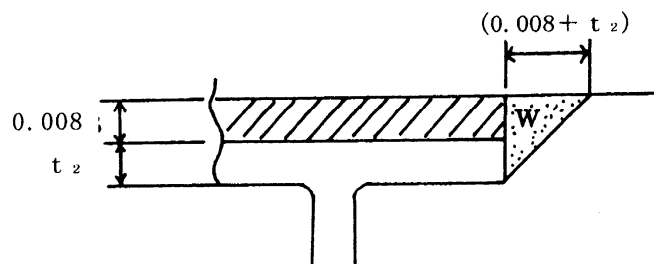
ロ シール材質量

シール材の質量は次式により算出する。

$$\text{総質量} W = 850\text{kg/m}^3 \times (0.008 + t_2)^2 \times \ell \times 1.15 \text{ (kg)}$$

(割増率)

ただし、 t_2 : 増桁フランジ厚 (m)、 ℓ : 増桁回り延長 (m)



※ (算出根拠)

$$W = 1/2 (0.008 + t_2) \times (0.008 + t_2) \times \ell \times \gamma_1$$

備考 シール材比重 $\gamma_1 = 1/700\text{kg/m}^3$ 、注入材比重 $\gamma_2 = 1,200\text{kg/m}^3$ と注入厚さ8mmとしての計算例である。

2. 橋梁補強工

フーチング定着用アンカーについて、標準部は、異形棒鋼（SD345）とし、特殊部におけるアンカーについては、ねじ節異形棒鋼（SD345）とする。

3. 橋梁補修工（支承取替工）

金属支承の間接工事費について

区 分	管理費区分	材 料 費 ・ 運 搬 費
鋼 橋	材 料 費 0 (据 付 0)	現場着単価 運搬費計上しない
コンクリート橋	材 料 費 0 (据 付 0)	現場着単価 運搬費計上しない

大型ゴム支承の間接工事費について

区 分	管理費区分	材 料 費 ・ 運 搬 費
鋼 橋	材 料 費 0 (据 付 0)	現場着単価 運搬費計上しない
コンクリート橋	材 料 費 0 (据 付 0)	現場着単価 運搬費計上しない

※単価については、本書の「第Ⅰ編第14章3.(2)3)」による。

なお、材料費は一般材料である。

※コンクリート橋のゴム支承は、Bタイプ（水平分散型のいわゆる大型支承）を対象とする。

4. 橋梁補修・補強工（足場工）

既設橋梁の補修・補強を行う工事において施工前に既設鉄筋の位置などの調査や削孔・計測を行うために足場等が必要な場合には適切に費用を計上すること。

足場構造については、調査・削孔・計測・施工のそれぞれに必要なものを採用するものとするが、調査・削孔・計測・施工まで、一連で施工が可能な足場構造を採用し、存置し続けるほうが各々の期間で設置・撤去等をくり返すよりも優位であるなどの確認を行うこと。

第 4 章 共同溝工

1. 掘削及び埋戻し、締固め	IV-4-1
----------------	--------

第 4 章 共同溝工

電線共同溝工・情報ボックス工

1 掘削及び埋戻し、締固め

埋戻し材料で、砂・碎石を採用する場合の必要数量は

$$\text{必要数量 (m}^3\text{)} = \text{設計数量 (m}^3\text{)} \times (1 + K)$$

K：補正係数0.2

※Kは材料のロスである。

第 5 章 トンネル工

1. トンネル工 (NATM)	IV-5-1
-----------------------	--------

第5章 トンネル工

1. トンネル工（NATM）

(1) 一般

- 1) 隣接トンネル及び住居近接トンネル等、標準的な発破工法で施工ができない場合は、火薬の種類、使用量、穿孔数、1爆破進行長を実状に即して設計する。
- 2) 坑口部の支保パターン名は、「DⅢ」とする。
- 3) 1カ月の実作業日数は平均20.4日とする。

(2) 施工計画

1) 明り部の足場

明り部の足場はシート張作業台車を標準とする。

2) インバートの施工

(イ) 掘削と併行してインバート施工を行う場合は、片側施工を標準とする。

なお、トンネル幅員が狭く片側施工が困難な場合は栈橋施工としてよい。

(ロ) 早期に断面閉合を行う必要のある場合のインバート掘削は、下半掘削に含める。

ただし、発破工法で施工単位歩掛が適用できる場合は、下半、インバート別々に計上する。

3) 機械損料の補正

(イ) 見積による積算においてトンネル専用機以外の使用を行う場合は、「土木工事標準積算基準書、第Ⅳ編道路 第5章トンネル工 ①－1及び2トンネル工（NATM）、トンネル工事の機械器具経費積算3－7－2機械損料の補正等」によるものとする。

(ロ) トンネル専用機を使用する場合は、機械損料の割増しは行わない。

4) 工事用仮設備

(イ) 吹付プラント設備基礎

吹付プラント設備基礎はコンクリート基礎とし、コンクリートの規格、数量は次を標準とする。

コンクリートの規格：18－8－40

数 量：10m³

(ロ) 換気設備

a. 換気量の算出は、「ずい道工事等における換気技術指針（設計及び保守管理）」（平成24年3月）及び、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（令和2年7月）による。

b. 送風機については、上記指針の改定により定風量型を使用する場合の単段・多段運転の検討ができなくなっているが、市場性のある風量500m³/min未満の定風量型送風機を使用する場合は、旧指針（平成17年6月）により一段及び二段運転の検討を行うこと。

また、風量500m³/min以上の送風機は定風量型の流通が無いことから、可変風量型を選定し、全区間二段運転により積算するものとする。なお、電気料金の算定に必要な送風機の燃料消費率は、建設機械等損料算定表に記載が無いため、二段運転を前提とした電気消費率を見積により決定すること。

c. 送風機の規格については、損料表に示す直近上位規格による。

(ハ) 給排水設備

a. 給水設備で付近に水源のある場合は、給水ポンプ、給水管等の検討を行うこと。

b. 坑内仮排水設備の設置を標準とする。構造については硬質塩化ビニール管等による排水溝とする。なお、特に湧水量が多い場合には別途考慮できるものとする。

c. 坑外排水設備は原則として現地条件に合わせ設計するものとするが、平地部はPU側溝、

法面部は排水パイプを標準とする。なお、道路横断部等特殊な箇所については実状に合わせて設計すること。

(二) 濁水処理

a. 濁水量については、地山条件により処理量を推定することが難しい場合、当初設計では計上せず、変更設計により処理するものとする。

b. 平成29年9月7日付け国土交通省道路局事務連絡「トンネル工事における濁水処理設備の規格の選定について」により、トンネル工事における濁水処理設備の規格の選定にあたっては、現場条件等を考慮したうえで、より経済的な設計となるよう、以下の点に留意すること。

(a) 設計濁水量が20m³/h未満の場合には、建設機械等損料算定表に記載のある処理能力20m³/hの規格の選定を検討するなど、設計濁水量に応じた適切な処理能力を有する規格を選定すること。

(b) 当初から最大となる設計濁水量に基づく規格を選定するのではなく、現場条件等も踏まえ、濁水量の増加に応じて、設備の増設や入れ替えを検討すること。

なお、当初設計から変更が生じた場合には、必要に応じて設計変更の対象とするなど、適切に設計に反映すること。

c. 濁水処理の期間は掘削開始から覆工完了までを標準とする。

d. 中和処理材については、実績を参考に積算する。

(ホ) 骨材ストックヤード

骨材ストックヤードは現地条件に合わせ設計するものとする。なお、ストック量は砂用、碎石用それぞれ10日分程度を標準とする。

5) 照明設備

(イ) 坑内照明の設置期間については、トンネル延長にかかわらず、掘削開始より覆工及び排水関係施工終了までとする。

(ロ) 照明時間は次を標準とする。

照明時間は「土木工事標準積算基準書第Ⅱ編共通工 第5章仮設工⑧仮設電力設備工 7. 仮設電力設備の構成7-1-4 照明設備」によるものとする。

6) 補助工法

(イ) ウレタン等の使用

a. 当初設計段階からの使用は考えない。

b. ウレタン等注入は他の注入との比較検討の結果、採用が適切であると判断される場合とする。

c. 使用する場合は、ウレタン等注入工法の必要性を判断し、工事を安全に推進するための応急処置として使用を決定する。

d. 注入速度、注入量については、事前に試験施工により確認のうえ、実績を参考に積算する。

7) 切羽監視責任者

当初設計段階は、原則計上するものとする。ただし、契約後、労働基準監督署等に確認を行い切羽監視責任者が不要と判断された場合は、設計変更で減額を行うものとする。

8) 鏡吹付け

トンネル工事の補助工法において鏡吹付けを含む場合、補助工法で鏡吹付けを行った断面から1サイクル分の掘進長については、掘削工等の歩掛で鏡吹付けを計上しないものとする。

(3) 施工歩掛

1) 坑内割増し手当て

坑内作業で明り歩掛を使用して積算する場合は、坑内割増し手当て（危険手当て）分として明り歩掛の職種を坑内作業の職種に読み替えて積算する。

ただし、覆工が完了した箇所での作業で、危険手当を考慮する必要のない場合は割増しは行わない。

2) 掘削工等

(イ) コンクリート吹付工

地山の安定が困難な場合で、コンクリート吹付（上半盤の仮コンクリート吹付）を行う必要がある場合は次のとおりとする。

- ・ 吹付厚

吹付厚は20cmを標準とする。ただし、現場条件によっては別途考慮できるものとする。

- ・ 補正係数

コンクリート吹付の補正係数は1.1とする。

- ・ 歩 掛

別途考慮し、積算を行うものとする。

(ロ) ロックボルト工

(増しロックボルト工)

切羽を止めて増しロックボルト工の施工を行う場合は、別途考慮し、積算を行うものとする。

(ハ) 鋼製支保工

(鋼製支保工材料の規格)

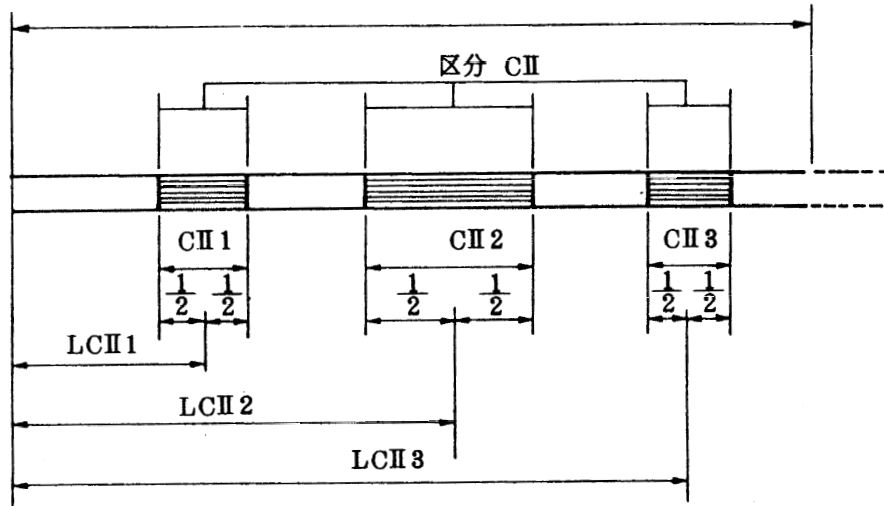
鋼製支保工材料の規格はSS400とする。

3) インバート掘削工

(イ) ブリ出し工（ダンプトラックの運搬距離）

- ダンプトラック坑内加重平均運搬距離は、岩区分（支保パターン）毎に算出するものとする。
- 岩区分に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。
- 分割発注した工事については、各工事毎に算出する。

算出例 ○○○トンネルその1工事 L=○○m



$$LCII = \frac{CII1 * LCII1 + CII2 * LCII2 + CII3 * LCII3}{CII1 + CII2 + CII3}$$

LCII : 区分CIIの加重平均運搬距離

CII1～CII3 : 坑口から1番～3番の 区分CIIの掘削長

LCII1～LCII3 : 坑口から1番～3番の 区分CIIの運搬距離

(ロ) インバートの型枠工

インバートの型枠は1打設長、片側施工か又は両側同時施工かを検討して数量を計上すること。

4) 覆土工

(イ) 防水工

(防水作業台車)

防水作業台車の運搬費は計上しない。

5) 坑口付部

(坑口付部の型枠)

坑口付部の外型枠の建込間隔、規格及び数量は下表を標準とする。

坑口付部の型枠の規格、数量（4組の場合）

種 別	規 格	数 量	摘 要
鋼 製 支 保 工 (上 半)	H-200×200×8×12	4+ α 組	建込間隔=1.0m【全損】 [α 及び β については、坑口付け延長により、工事毎に検討する。]
鋼 製 支 保 工 (下 半)	H-200×200×8×12	4- β 組	
デッキプレート	t=1.2mm W=1,032mm	5ピース	(キーストンプレート)
外 型 枠	メタルフォーム	3ピース	
継 ぎ 材	L-50×50×6	n 上半盤 120° @4.43	W = n × L × g W : 継材質量 (kg) L : 継材長 (m) g : 単位体積質量 (kg/m)
継手板 (上半)	P L-230×230×16	12	n = 必要支保工数 × 3
継手板 (下半)	P L-230×230×16	8	n = 必要支保工数 × 2
底 板	P L-300×300×19	8	n = 必要支保工数 × 2
ボルトナット	ϕ 20×70	24	n = 必要支保工数 × 6
つなぎ材 (上半)	ϕ 16×1.15	24	n = 必要支保工数 × 6
つなぎ材 (下半)	ϕ 16×1.15	16	n = 必要支保工数 × 4
支 保 材	H-200×200×8×12	2	L = 10.0m【損料】

注) 1. 継手板、底板、ボルトナット及び継ぎ材の数量は、支保工各（上半・下半）4組の場合である。

2. 本表に対応する詳細図は、設計便覧（案）第3編道路編第8章トンネル「上半工法坑口部細部設計の一例」を参照。

6) 工事用仮設備

(イ) 吹付プラント設備

(吹付プラント設備設置期間)

吹付プラント設備設置期間は掘削期間とする。

(吹付プラント運転労務)

吹付プラント運転は掘削作業の編成人員で行うので運転労務は計上しない。

(ロ) 換気設備

(風管の損率)

トンネル1工事の風管の損率は下記のとおりとする。

ナイロン風管 50%

7) トンネル工事の機械器具経費積算（参考）

- ・トンネル工（NATM）における時間補正については、標準歩掛を使用する範囲においては時間補正の必要はないが、トンネル専用機以外により独自歩掛を積上げる場合は下記を参照するものとする。

- ・供用 1 日当りの運転時間（ t ）の補正

トンネル工事で使用する機械の供用 1 日当りの運転時間（ t ）の補正は、別件で随意契約する延長も含めトンネル全体の各種機械機種の延運転時間に対して行うものとする。

a. トンネル全体を 1 工事として発注する場合

変更設計においても、当初設計と同様に設計積算上の t_2 を算出し、その t_2 が建設機械損料算定表の標準の t_0 を越えるものについては変更する。

ただし、坑口等が時間規制により、作業時間の変更があった場合は、別途考慮する。

【例】ドリルジャンボ 標準 $t_0 = 2.7$ ($\pm 20\% = 2.16 \sim 3.24$)

当初

変更

○ ————— ○

・ t_1 （当初設計における当該工事の供用日
当たり運転時間）

・ t_1' （変更設計における当該工事の供用日
当たり運転時間）

5.0（損料補正を行う）：積算採用値は 5.0

5.2（損料補正を行う）：積算採用値は 5.2

・ t_1 （当初設計における当該工事の供用日
当たり運転時間）

・ t_1' （変更設計における当該工事の供用日
当たり運転時間）

3.2（損料補正を行わない）：

3.0（損料補正を行わない）：

積算採用値は標準(2.7)

積算採用値は標準(2.7)

b. 別件随契発注する場合

トンネル全延長で t を計算する。

I. その 1 工事（当初） $t_1 = t_0$ の $\pm 20\%$ を越えるものについては補正する

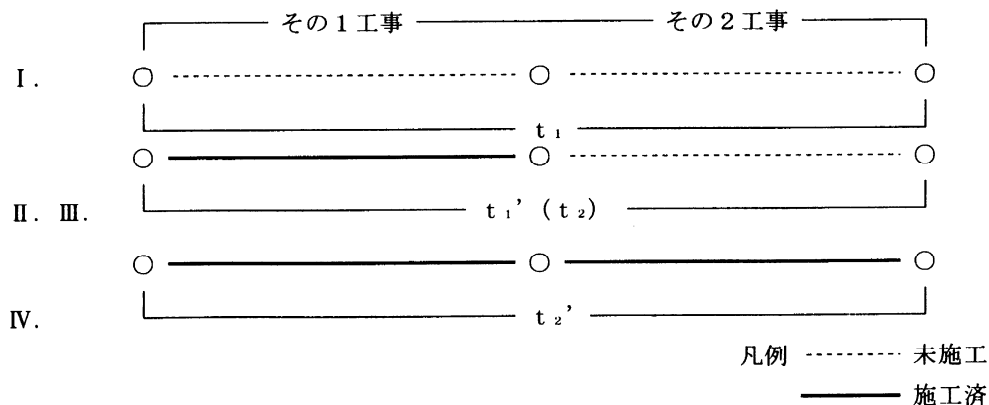
II. その 1 工事（変更） $t_1' = t_0$ の $\pm 20\%$ を越えるものについては補正する

III. その 2 工事（当初） $t_2 = t_1' = t_0$ の $\pm 20\%$ を越えるものについては補正する

（II. と同じ t_1' を使用する）

IV. その 2 工事（変更） $t_2' = t_0$ の $\pm 20\%$ を越えるものについては補正する

【例】



c. 坑口付部は明り作業であるが、t 補正の計算に考慮する。また、坑口付部進行長は坑口付延長とする。

8) 変形余裕量

当初設計で、変形余裕量を見込む場合は特記仕様書（個別工事編）との整合に注意し、施工中の計測結果で精算すること。この場合、余掘等の数値に注意すること。

なお、当初設計において変形対策として補助工法等を計上した場合は、当初設計においては変形余裕量は見込まないものとする。

9) 型枠及び足場

(イ) 箱抜の型枠については、小型で計上する。

(ロ) 非常駐車帯の足場等の坑内作業については、歩掛の職種を坑内作業の職種に読み替えて積算する。

10) 防音扉の積算について

トンネル工事における坑口用防音扉は、既製品での積算を標準とし、下記による。

① 損 料

防音扉の損料については、物価資料掲載価格又は見積を基礎価格とし、基準書第Ⅱ編第5章仮設工①－(2)－3)、表2. 1の損料率（鋼材）を適用する。

② その他

坑内用には、適用しない。

11) 押え盛土材について

一般に押え盛土の材料としては、発泡モルタルとソイルセメントが使用されている。特徴は下図のとおりである。

	長 所	短 所
発 砲 モ ル タ ル	施工ヤードを広く必要としない。 材質の管理が容易である。	軽量のため偏圧に対して弱い。 養生期間が長い。
ソイルセメント	重量があるため、偏圧に対して強い。	施工ヤードを必要とする。 使用する土砂によって圧縮強度が大きく変わる。

発泡モルタルの配合については、下記を標準とする。

① 注入材の配合（1：4）

（1 m3当り）

空気量 (%)	セメント (kg)	細骨材 (kg)	気泡材 (kg)	水セメント比 (%)	設計基準強度 (N/mm2(kgf/cm2))
40	200	800	0.8	110	1(10)

② 特記仕様書の記載について

第〇〇条 発泡モルタルの配合は、下記を標準とする。（1 m3当り）

空気量 (%)	セメント (kg)	細骨材 (kg)	水セメント比 (%)	設計基準強度 (N/mm2(kgf/cm2))
40	200	800	110	1(10)

なお、現場配合は上記配合にもとづき試験を行って定めるものとし、設計変更の対象としないものとする。

12) 計測工

計測 B に要する費用の内、次の項目の計器については、内空断面、 R_1 及び測定条件（〔 〕）を明記の上、見積もりを行うものとする。

① 地中変位測定

地中変位計（電気式）：本当り〔長さ・測定範囲・測定点数〕

② ロックボルト軸力測定

ボルト軸力計：本当り〔長さ・測定点数〕

③ 吹付コンクリート応力測定

吹付コンクリート応力計（応力計・土庄計）
：組当り〔応力計の測定範囲〕

④ 鋼アーチ支保工応力測定

ひずみゲージ式：断面当り〔設置個所〕

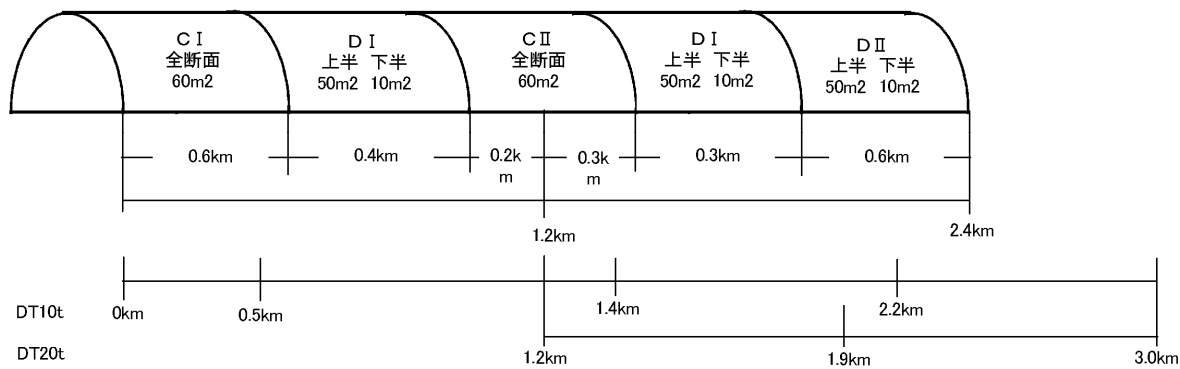
⑤ 地表、地中の沈下測定

地中変位計（電気式）：本当り〔長さ・測定範囲・測定点数〕

なお、設置費等については、計器設置（計器組立を含む。）及び初期値の測定とし、断面数、測定箇所、本数、及び測定長等明示のうえ、上半・下半同時又は個別設置の各条件を示し各計測専門会社から見積もりを徴収し決定する。

また、旅費・交通費等については、施工箇所により必要性を判断のうえ営繕費に計上するものとする。

トンネル工 (NATM) 発破工法 積算イメージ



条件 ①土砂の搬出先は坑口付近。
②ずりだしのダンプは10tとする。

	岩区分	C I	掘削断面	60m2	延長	600m
名称	条件			単位	数量	単価
掘削等	C I	全断面	60m2 : 1.2km以下	m	600	
ズリ運搬	C I	全断面	60m2 : DT10t : 2.2 < L ≤ 3.0	m	600	
集塵機				m	600	
小計					円/m	

	岩区分	D I	掘削断面	60m2	延長	700m
名称	条件			単位	数量	単価
掘削等	D I	上半	50m2 : 1.2km以下	m	400	
	D I	下半	10m2 : 1.2km以下	m	400	
	D I	上半	50m2 : 1.2km超え	m	300	
	D I	下半	10m2 : 1.2km超え	m	300	
ズリ運搬	D I	上半	50m2 : DT10t : 2.2 < L ≤ 3.0	m	700	
	D I	下半	10m2 : DT10t : 2.2 < L ≤ 3.0	m	700	
集塵機				m	700	
小計					円/m	

	岩区分	C II	掘削断面	60m2	延長	500m
名称	条件			単位	数量	単価
掘削等	C II	全断面	60m2 : 1.2km以下	m	200	
	C II	全断面	60m2 : 1.2km超え	m	300	
ズリ運搬	C II	全断面	60m2 : DT10t : 2.2 < L ≤ 3.0	m	500	
集塵機				m	500	
小計					円/m	

	岩区分	D II	掘削断面	60m2	延長	600m
名称	条件			単位	数量	単価
掘削等	D II	上半	50m2 : 1.2km超え	m	600	
	D II	下半	10m2 : 1.2km超え	m	600	
ズリ運搬	D II	上半	50m2 : DT10t : 2.2 < L ≤ 3.0	m	600	
	D II	下半	10m2 : DT10t : 2.2 < L ≤ 3.0	m	600	
集塵機				m	600	
小計					円/m	

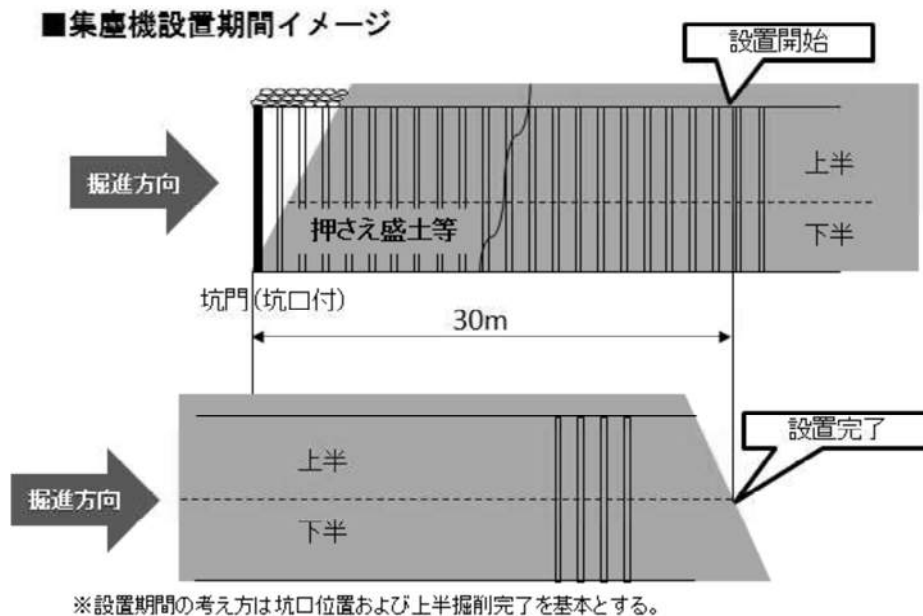
(4)集塵機について

1) 設置期間の考え方

集塵機の設置については、土木工事標準積算基準書記載のとおり、切羽が坑口より30m掘進した時より貫通するまでの期間設置することとしている。この期間設定の積算上の考え方は以下のとおりとする。

【積算上の考え方】

集塵機の設置期間は上半掘削の開始・完了を基本として坑門面（坑口付）より、上半が貫通するまでの間を設置期間とする。



2) 粉塵低減剤について

「ずい道工事等における換気技術指針（設計及び保守管理）」（平成24年3月）により、換気方式の検討においては、より効率的な換気方法である吸引捕集方式の導入を図ること。

(5)山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドラインにある具体的な肌落ち防止対策の積算上の考え方について

1) 地山条件・施工条件等により必要性を協議した上で別途積上するもの

- ・鏡ボルト、切羽変位計測（計測A除く）、フォアポーリング※、長尺フォアパイリング、その他工法（水抜きボーリング、薬液注入工法等）。

※DⅢ区分において、3m以下の先受けボルトについては、標準歩掛に含まれている。

2) 標準歩掛や共通仮設費・現場管理費内に含まれているため、別途積上しないもの

- ・浮石落とし、水抜き・さぐり削孔、切羽変位計測（計測A）、設備的防護対策

第 7 章 橋梁工

1. 鋼橋製作工	IV-7-1
2. 橋梁塗装工	IV-7-5
3. 鋼橋架設工	IV-7-5
4. 桁輸送工	IV-7-7
5. 鋼橋上部工工事の積算体系	IV-7-8
6. プレビーム桁製作工	IV-7-9
7. P C 橋架設工	IV-7-9
8. ポストテンション場所打ホロースラブ橋工	IV-7-10
9. 鋼製橋脚設置工	IV-7-10
10. 橋梁下部工	IV-7-11
11. 伸縮継手設置工	IV-7-11
12. 床版防水工	IV-7-12
13. 仮設材（支保工）の賃料に係る基本料等の計上について	IV-7-12

第 7 章 橋 梁 工

1. 鋼橋製作工

(1) 一 般

1) 製作工期

鋼道路橋製作工事における工期の考え方は下記を標準とし、これにより難しい場合は別途考慮すること。

イ) 材料発注 3 カ月

ロ) 製 作 100 t / 月

2) 製作工期最低製作期間 6 ヶ月

上記1)と2)を比較し製作工期が長い方を設定すること。

3) 工場製作を伴うものの準備期間については以下の期間とする。

- ・ 工場製作前の準備期間としては 30 日を見込むものとする。
- ・ 工場製作後の現場着手までの準備期間については、工場製作期間と鋼橋架設工の準備期間を重複させることができる。

例) 鋼重 400 t の鋼橋架設工事（工事規模 2 億円程度）の場合（現場架設に要する日数が 5 ヶ月と想定）

工場製作前準備期間 30 日 + 工場製作 7 ヶ月 + 架設 5 ヶ月 + 後片付け 30 日 = 14 ヶ月

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
工場製作前準備期間	■													
工場製作期間(材料発注)		■	■	■	■	■	■	■						
工場製作期間(製 作)			■	■	■	■	■	■	■					
現場架設前準備期間					■	■	■	■	■					
現場架設期間						■	■	■	■	■	■	■	■	
後片付け期間														■

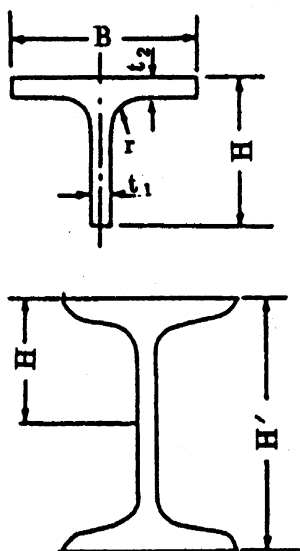
(2) 材 料

1) 鋼床版のUリブについて

Uリブについては、U形鋼の数量計上であっても鋼板材として集計し、小型材片の製作工数として計上することを基本とする。

2) C T形鋼について

C T形鋼の単価例



C T形鋼（橋梁用）

標準断面寸法 mm			素材 H形鋼	備考
H×B	t ₁	t ₂		
95×152	8	8	200×150	
118×176	8	8	250×175	
119×177	9	9		
118×178	10	8		
118×249	8	8	250×250	
142×200	8	8	300×200	
144×204	12	10		
165×251	10	10	350×250	

※ H' = 2 × H (2 ~ 3) のシリーズの C T形鋼エキストラを採用する。

C T形鋼 95×152×8×8 の単価例

橋梁用H形鋼実勢価格+規格エキストラ+C T形鋼エキストラ+サイズエキストラ

(200~350)

(SS400)

(175~250シリーズ)

(JISサイズ以外)

90,500

+

1,000

+

16,000

+

1,000

= 108,500円 / t

(物価資料 平成12年2月による例)

※ 鉄鋼販売価格は、物価版と積算資料との平均単価とする。また、各エキストラについても同様とする。

前記単価例で、サイズエキストラは物価版に記載されている橋梁用エキストラと、積算資料のサイズエキストラ(JISサイズ以外)を使用すること。

(3) 製 作

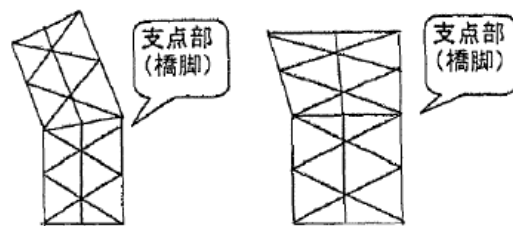
1) 本体の仮組立の簡略化について

次のイ)～ハ)に示す条件をすべて満たす橋梁については、原則として本体の仮組立を簡略化するものとし、補正係数 ε を用いて本体の仮組立工数を低減する。

- イ) 鈑桁橋（I 形断面）又は箱桁橋であること
- ロ) 直橋であること
- ハ) 鈑桁橋では斜角が 75° 以上、箱桁橋では斜角が 90° であること
ただし、特段の理由がある場合には、この限りではない。

(運用)

- ① 上記基準における「直橋」とは、桁が直線である橋をいい、支点折れ桁を含むと考えてよい。



(参考) 支点折れ桁事例

- ② 「ただし、特段の理由がある場合」の例として、次のものがある。

- ・ 桁高が変化する場合
- ・ 箱桁では、溶接継手を採用する場合
- ・ ベント架設以外の架設方法を採用する場合
- ・ その他、「標準的」と解釈できない理由がある場合

※ 支点間折れ桁については、斜角が 75° 以上であれば、直角と判断する。

2) 側道橋

歩行者、自転車、荷車又は耕運機の通行に供するために、既設橋梁にブラケット等で添加する橋梁、下部工を拡幅して設置する橋梁又は単独橋として設置する橋梁に適用する。

イ) 主桁に製作桁を使用する場合

第7章①・3 鋼橋製作費の橋梁形式に該当する場合は、第7章①・3・3－1・表3. 1～7によるものとする。

ただし、横断歩道橋の標準設計のI型又はC型と同一又は類似の場合は、第7章①・4・4－1・表4. 1の標準工数によるものとする。

ロ) 高 欄

横断歩道橋の標準設計と同一又は類似の場合は、第7章①・4・4－1・表4. 1の高欄の標準工数によるものとする。

その他の場合は、第7章①・3・3－1・表3. 14及び15の標準工数によるものとする。

ハ) 床版ブラケット等

床版に縞鋼板、鋼床版、ブランクシート等の鋼材を使用する場合及び添加方式でブラケット等の鋼材を使用する場合においては、製作工数の算定等は、それらの鋼材を含めた鋼材質量によるものとする。

ニ) その他

同一形式、同一支間の橋梁が重連する場合には、第7章①・3・3－1・(3)・2)の「重連による工数の補正」によるものとする。

3) 鋼 脚

イ) アンカーボルトの取扱い

アンカーフレーム用アンカーボルトは製品価格とし、副資材費及び工場管理費の対象外とする。(製品価格は、特別調査又は見積りによること。)

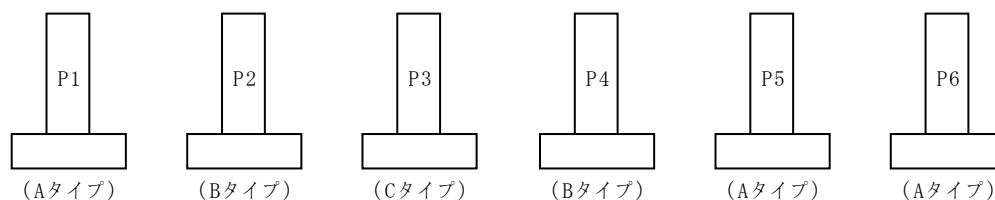
ロ) 製作工数の補正

① 重連による工数の補正

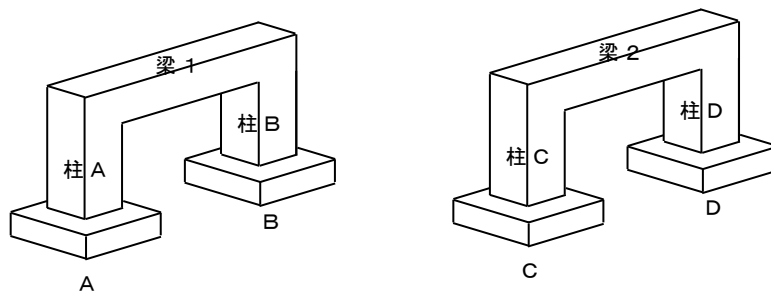
同一形式、同一骨組のものが複数ある場合に限り橋梁上部工に準じて補正する。

② 門形鋼製橋脚は、全体で1基とし、柱部と梁部を分割して、柱部(2本)の重連補正は行わない。

③ ただし、門形鋼製橋脚のアンカーフレーム(2基)が、同一寸法の場合は、2連として重連補正を行うものとする。



・上記タイプの場合、A・・・3連、B・・・2連、C・・・補正なし とする。



- ・ AとBが同一の場合・・・2連補正
- ・ CとDが同一でない場合・・・補正なし
- ・ AとCが同一又はBとDが同一の場合・・・補正なし
- ・ 柱Aと柱C、柱Bと柱D、梁1と梁2すべてが同一の場合・・・2連補正
それ以外は補正なし。

4) その他

イ) ケーブルクレーン等のアンカーフレームの製作工数は、4.7工数を標準とする。

ロ) 排水装置は、現場着単価とし架設工に計上するものとし、製作、輸送費は計上しない。

ハ) 大型ゴム支承の間接工事費について

区 分	管理費区分	材料費・運搬費
鋼 橋	材料費 5 (据付 0)	物価資料等掲載条件 又は見積条件による
コンクリート橋	材料費 0 (据付 0)	現場着単価 運搬費計上しない

※コンクリート橋のゴム支承は、Bタイプ（水平分散型のいわゆる大型支承）を対象とする。

ニ) ゴム支承単価の取扱いについて

ゴム支承の単価については本書の「第Ⅰ編第14章3.(2)3)」による。

2. 橋梁塗装工

(1) 鋼橋の塗装仕様について

- 1) 鋼橋の外表面用塗装仕様については、架橋地点の腐食環境の厳しさに十分耐えられる防食性能を有していると同時に美観・景観性をできるだけ長期間保つために耐候性の良好な塗装系を採用することを標準とし、全層工場塗装とする。（C-5系）
- 2) 鋼床版桁の上面については、舗装施工までの防錆のため無機ジンクリッチペイントを30 μ m塗布することを標準とする。

塗料使用量等については、下表を標準とする。

前 処 理		工 場 塗 装	
素地調整	プライマー	2次素地調整	下塗り
ブラスト処理	無機ジンクリッチプライマー 160g/m ² (15 μ m)	ブラスト処理	無機ジンクリッチペイント 300g/m ² (30 μ m)

- 3) 箱桁型式で耐候性鋼材を使用する場合の内面については、内面塗装を行うことを標準とする。
また、内部鋼材については一般鋼材とする。

(2) メッキ

金属支承、伸縮継手、桁蓋、排水管、遮音壁用支柱・アンカーは溶融亜鉛メッキを標準とする。

(3) 供用月数について

塗装工事（足場工及び防護工）の供用月数については、足場（及び防護工）設置撤去日数＋各作業日数及び塗装間隔を考慮したものとする。

3. 鋼橋架設工

(1) 架設用機械設備の供用日数（鋼橋）について

大規模工事とは「500t以上又は連数の多い場合」とする。

- (2) ケーブルクレーン（エレクション）架設工法で、「橋梁架設工事の積算」（一般社団法人日本建設機械施工協会）を参考にして積算する場合には、架設設備損料表の鉄塔支間長等の規格は直近上位の値とする。

(3) 地組工の採用について

地組場所が確保できる場合は、地組を行い、架設機種（トラッククレーン、ケーブルクレーン等）の大きなものを採用し、支保工を削除又は減じ、経済比較する必要がある。

地組された最大長さ30mを超えるような地組は安全上好ましくないことが多いが、地組長の

なお、30mを超えない場合においても I 形断面桁を仮置き、吊り上げ時の横倒れ座屈に対して、照査を行っておくこと。

- (4) 特殊工法等は「橋梁架設工事の積算」（一般社団法人日本建設機械施工協会）を参考とする。
 (5) ベント設備の運用について

ベント設備の供用日数を算定する場合に、地組工と架設工を同時に施工する等の場合には、地組日数（B）は計算に含めないものとする。

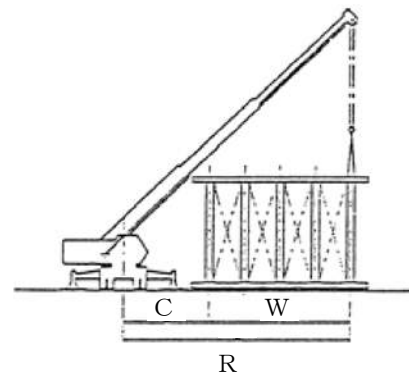
- (6) 橋梁上部工の地履、壁高欄に使用するコンクリートは普通ポルトランドセメントとする。
 (7) 後打ちコンクリートとなる壁高欄は、別途第Ⅱ編第4章コンクリート工による。

- (8) 補助クレーン（ラフテレーンクレーン）の規格選定
 ベント架設時最大部材質量で選定する場合

1) 作業半径

$$R = W + C$$

$$\left(\begin{array}{l} W : \text{構造幅} \quad \text{但し、} W \leq 8 \text{ m とする。} \\ C : \text{クレーン位置} \end{array} \right)$$



$$C = (\text{アウトリガー幅}) / 2 + (\text{アウトリガー敷鉄板幅}) / 2 + (\text{ベント基礎突出長}) + \text{余裕}$$

$$\left(\begin{array}{l} \text{アウトリガー幅} : 7 \text{ m} \\ \text{アウトリガー敷鉄板幅} : 2 \text{ m} \\ \text{ベント基礎突出長} : 1 \text{ m} \\ \text{余裕} : 0.5 \text{ m} \end{array} \right)$$

2) ベント架設時最大部材質量

5 m の高さの柱 2 本を面組し、組立・解体を行うものとする。

$$P = (G \times 2 \text{ 本}) + g + g'$$

$$\left(\begin{array}{l} G : \text{ベント柱質量} \cdots 1 \text{ t / 本} \\ g : \text{ベント横継} \cdots 0.5 \text{ t} \\ g' : \text{吊具} \cdots 0.5 \text{ t} \end{array} \right)$$

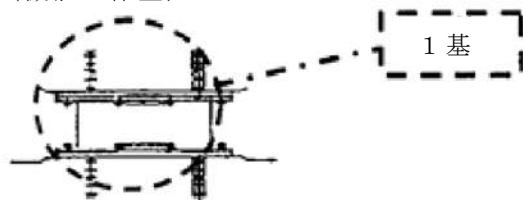
上記 1)、2) で算出した作業半径 R とベント架設時最大部材質量 P から補助クレーン（ホイールクレーン）の規格を選定する。

(9) 鋼橋架設の積算について

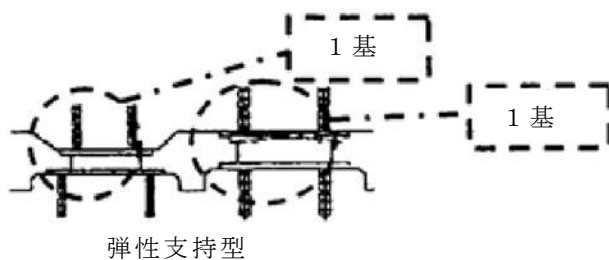
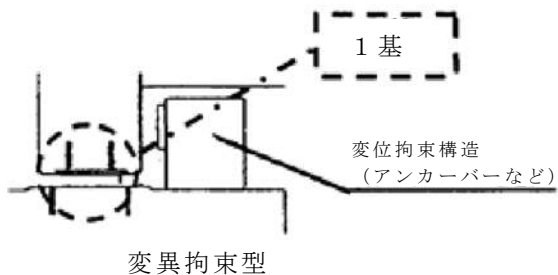
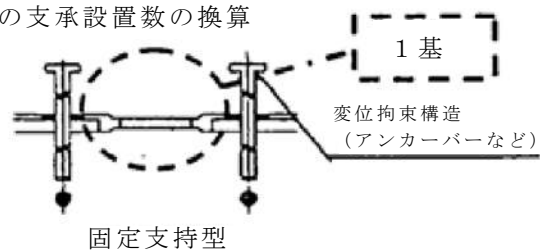
ゴム製支承設置歩掛における、設置数の考え方は下記のとおりとする。

●一般型の支承設置数の換算

一般（機能一体型）



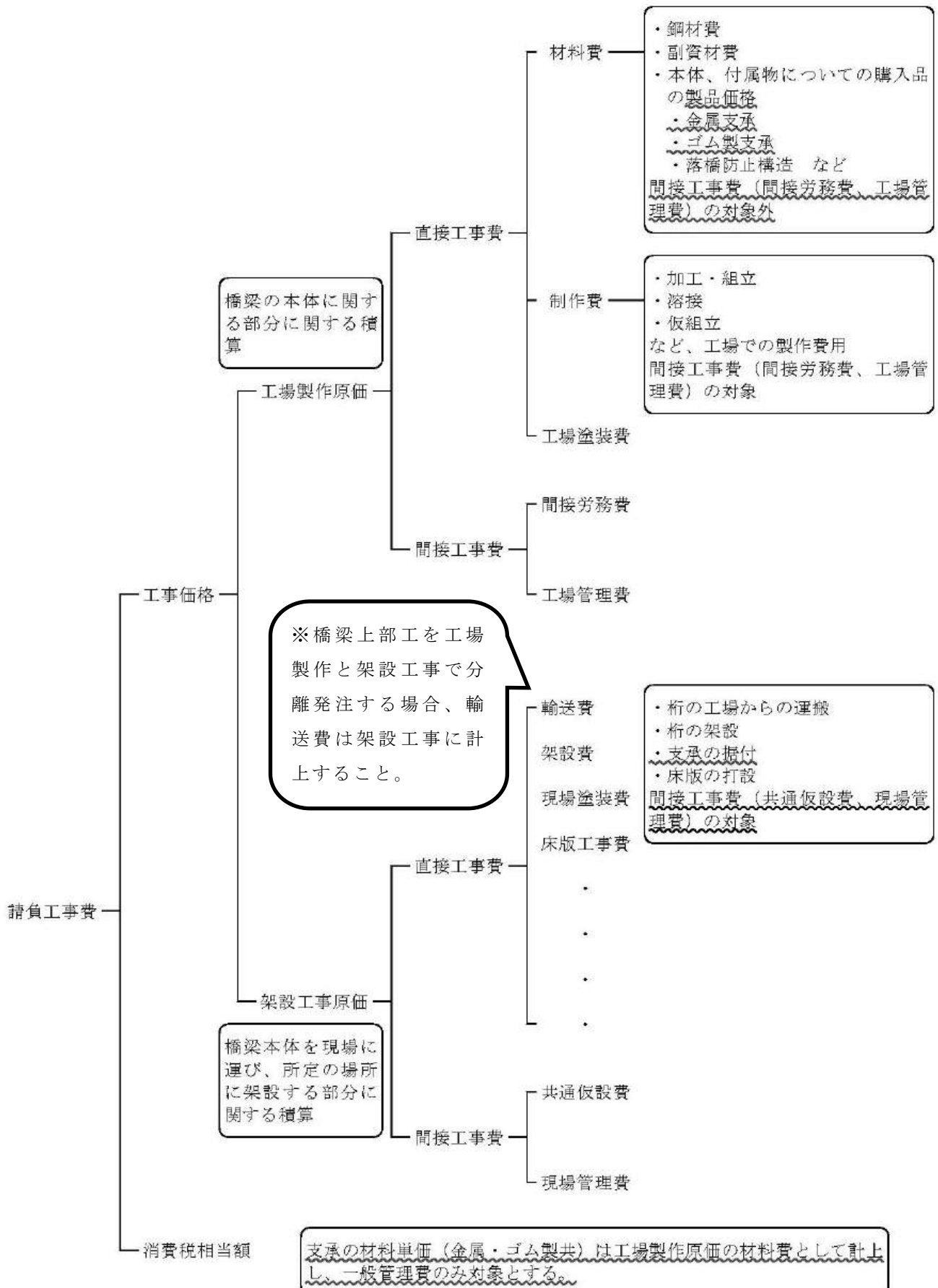
●機能分離型の支承設置数の換算



4. 桁輸送工

基準書第7章①5. 桁輸送費以外の橋種については、別途、見積り等に対応するものとする。

5. 鋼橋上部工工事の積算体系

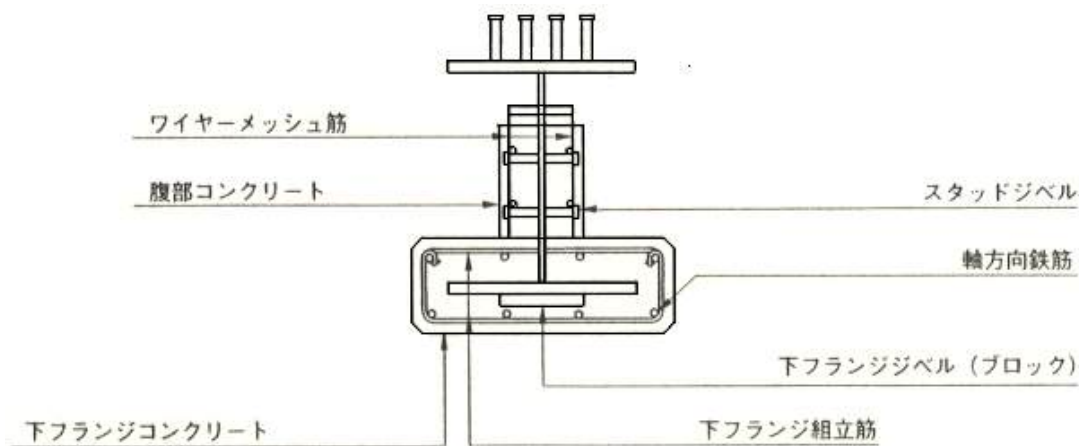


6. プレベーム桁製作工

プレベーム桁をすべて工場製作で行う場合は、本単価で現場持込み価格として、特別調査等を依頼することとする。

なお、間接費の取扱いについては桁等購入費とし、共通仮設費の対象額には含めないものとし、システムにおいては、管理区分[1]を設定すること。

(参考図)



7. PC橋架設工

(1) PC桁材料単価の取扱い

1) PC桁単価

プレテンションPC桁の単価は現場持込み価格とし、特別調査等を依頼することとする。

なお、両端の桁に含まれる地覆・壁高欄の立上げ鉄筋については、桁単価に含め単価調査を行うこと。その際は、鉄筋の二重計上を行わないよう十分注意すること。

2) 専門業者に発注する場合も一般土木業者に発注する場合も同一の扱いとする。

3) PC桁の逆そりによる単価割増

(建設省B活荷重桁)

・単純桁、連続桁、連結桁・・・逆そり、余盛コンクリートを含めて特別調査を行う

4) 主桁を伸縮継手又は連結部により、切欠いた場合であっても、主桁単価を修正しない。

5) 連結桁で主桁WEBを拡大した場合は、コンクリート数量のみ修正するものとし、その方法はキャンバーの修正と同じとする。

6) 連結桁の単価調査に当たっては、1工事ごとの施工条件（本数低減率、逆そり余盛コンクリート等）を明示すること。

7) 後打ちコンクリートとなる壁高欄は、別途第Ⅱ編第4章コンクリート工による。

(2) PC桁1本当りの質量は、小数1位止とする。（小数第2位四捨五入）

(3) PC桁の標準そり調整量は、図面に標準○mmと表示する。

また、横組工の逆そりによる調整コンクリートは、1式契約とし、設計変更の対象としない。

(4) 材料の巻上げ費の計上について

PC橋の鉄筋、型枠、鋼棒等の高架上の巻上げ費は計上しないものとする。なお、床版高欄の鉄筋は吊上げ高さ5m以上、若しくはクレーン類が必要と判断される場合は、基準書に従うこととする。

- (5) 緊張工
あと埋めモルタルは計上しない。
- (6) P C 上部での端部型枠は発砲スチロールとし、設置歩掛は、土木工事標準積算基準書第Ⅱ編第4章②型枠工、3－4撤去しない埋設型枠によるものとする。
- (7) 上部工が、P C 及びR C で金属支承を使用する場合は、亜鉛メッキ支承を使用してもよい。
- (8) P C 橋の横組コンクリートは、普通ポルトランドセメントを標準とする。
- (9) プレテンション桁の横組工を斜締めする場合の、定着部の形状はアンカープレートテーパ加工することを標準とする。
なお、やむを得ず桁を切り欠いて製作する場合のアンカープレートの単価の割増しは行わない。
- (10) 架設桁による架設の架設機械据付解体歩掛には、第一径間への架設分が含まれている。
- (11) プレテンション桁の製作工程について
桁製作日数は、2本／ベンチ・日を標準とし、養生日数は7日、準備・片付は2日とする。
(例) 13本×3径間(39本)製作の場合
桁製作(13本×3径間)÷(2本／ベンチ・日)+7日(養生)+2日(準備・片付)
≒29日
- (12) 排水管取付け金具インサートについて
P C 桁製作時にインサートを設置する場合は、インサートの規格ファインセラミックインサート(M12)の材料費だけを計上すること。
- (13) 工場製作桁の架設工事について
工場製作桁(プレテンション桁、プレキャストセグメント桁、プレビーム桁等)の架設については、「第2章 工事費の積算 10. 主たる工種区分の運用について」による。

8. ポストテンション場所打ホロースラブ橋工

- (1) 多径間となるポストテンション場所打ホロースラブ橋のP C 緊張工について、一括施工と分割施工の経済比較を行い決定する。
- (2) 架設支保工について
場所打ちコンクリート床版橋(箱桁含む)の架設に用いる支保工については、転用を考慮して仮設材損料を設定しているため、全施工量(全空m³)を計上する。
なお、分割施工する場合のセット長は、1径間長とする。

9. 鋼製橋脚設置工

日当り架設量

算定式は基準書Ⅳ－7－⑱－3より

$$Dk = \frac{W}{0.78b + 1.8f}$$

W：鋼製橋脚総架設質量とは、1橋脚当たりの総質量
b：総架設ブロック数とは、1橋脚当たりのブロック数
f：鋼製橋脚1橋脚当りの柱本数

とする。

10. 橋梁下部工

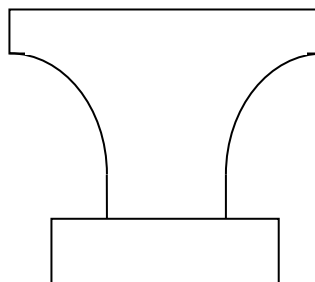
(1) T型橋脚

橋台・橋脚工（１）の各規格による歩掛表の注意欄（１）に記載されている「R付型枠」は、下図の橋脚のように柱から張り出し部分にかけて円弧状になっている橋脚に用いられているR付型枠を指している訳ではない。

（R付型枠⇒柱部分の四隅の面取り部分のため使用）

よって、下図のような橋脚については、橋台・橋脚工（２）を使用して積算を行うものとする。

この部分にRがついている→



11. 伸縮継手設置工

(1) 超速硬コンクリートの標準配合表（補修）

超速硬コンクリートの配合は下表を標準として使用してよいが、現場条件によりこれにより難しい場合は別途決定すること。

配合条件及び使用材料

	3 H圧縮強度	セメント	粗骨材の最大寸法
コンクリート	24N/mm ²	ジェットセメント	20mm

(2) 伸縮装置新設時の設計表示について

設計図書には、メーカー指定にならないように、形式〔突合せ、ゴム（軽量型、普通型）鋼製（製作を除く）〕及び遊間のみ表示する。

(3) 伸縮装置を上部工で施工する場合のパラペット天端処理について

伸縮装置を上部工で施工する場合は、上部工の架設時期によってパラペット天端部（パラペット天端から30cm程度）のコンクリート打設の有無、打設コンクリートの規格を検討するものとし、標準的な処理方法は次のとおりとする。

上部工の架設時期が１年以内 …………… 天端コンクリートは打設しない。

上部工の架設時期が１年以上 …………… 天端部の配力鉄筋の施工は行わず、18－8－40のコンクリートで打設する。

12. 橋面防水工

- (1) シート系と塗膜系の使い分けについて
積算はシート系と塗膜系で経済性を比較したうえで決定することを基本とする。
- (2) 防水層上にアスファルトコンクリートを舗設する場合にはタックコートの散布はしない。
- (3) コンクリート床版の防水について
橋梁新設時に床版防水層を設置する場合は、橋面全面に施工する必要がある。

13. 仮設材（支保工）の賃料に係る基本料等の計上について

下表の施工歩掛コードによって支保工の基本料等を計上する場合は、下表を参照して物価資料から必要な価格を算出して計上するものとする。

施工歩掛コード		J条件	仮設材名称	物価資料 建設物価	掲載頁※ 積算資料	備考
WB472400	くさび結合支保工(側径間部)	J5 仮設材基本料の合計額 J6 仮設材賃料の合計額	支柱材(φ42.7×1800)	P822	掲載 なし	
WB473110	くさび結合支保設置・撤去工	J6 仮設材基本料の合計額 J7 仮設材賃料の合計額	支柱材(φ42.7×2400)			
			支柱材(φ48.6×600)			
			横継材(φ42.7×627)			
			横継材(φ42.7×857)			
			横継材(φ42.7×1176)			
			ブレース材(1360～1500)			
			ブレース材(1510～1650)			
			ブレース材(2060～2200)			
WB472410	支柱支保工(側径間部)	J5 H形鋼(H300)の整備費	H形鋼 300型(93kg/m)	P811	P287	
WB473130	支柱支保設置・撤去工	J6 H形鋼(H300)の整備費				
WB473131	支柱支保仮設材損料	J5 H形鋼(H300)の整備費				

※ 物価資料掲載頁は「建設物価」及び「積算資料」における2025年6月号のものである。

第 V 編 公 園

第 1 章 公園植栽工	V - 1 - 1
----------------------	-----------

第 1 章 公園植栽工

1. 植栽工.....	V - 1 - 1
-------------	-----------

第 1 章 公園植栽工

1. 植 栽 工

- (1) 植栽工（植物材料、＜芝、樹木等＞）

植物材料の担保（枯れ補償）は原則として12箇月とする。

- (2) 植物材料の現場搬入は産地出荷→現地着→即、植栽の順序が迅速に行われるのが妥当であるが、工程の関係で現場にて仮養生しなければならない場合は、共通仮設費に仮養生を見込んでよい。

- (3) 張芝工において現地を考慮し、必要に応じて、芝串を計上すること。

第 VI 編 土木工事標準単価 及び市場単価

第 1 章	土木工事標準単価	VI-1-1
第 2 章	市場単価	VI-2-1

第 1 章 土木工事標準単価

1. 区画線の積算について.....	VI-1-1
--------------------	--------

第 1 章 土木工事標準単価

1. 区画線の積算について

- (1) 溶融式区画線については、JIS K5665 3種1号（ガラスビーズの含有量15～18%）を適用することを原則とする。その他の規格を適用する場合は、別途、設計図書（図面等）に条件を明示するものとする。
- (2) 区画線（矢印・記号・文字）については、以下を標準とする。
 - 1) 塗布面積を幅15cmで換算した延長により単価表を作成する。
 - 2) 内訳書等での設計表示単位は、「m」でなく〔箇所〕により計上する。
 - 3) 寸法等は設計図に明示するものとする。
 - 4) 溶融式を標準とする。
- (3) 黄線等、交通規制の標示は原則として本市では施工を行わないものとする。ただし、オーバレイ等で既に標示してあるものについては現状復旧として施工してよい。
- (4) 文字、数字、記号の施工延長の換算については「路面標示ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会発行）の路面標示施工延長換算表を参照すること。

第 2 章 市場単価

1. 市場単価方式による積算の運用について……………	VI-2-1
2. 鉄筋工……………	VI-2-1
3. 法面工……………	VI-2-1
4. 道路植栽工……………	VI-2-3
みやこ杣木を使用した道路緑化支柱の適用基準……………	VI-2-4
5. 鉄筋挿入工（ロックボルト工）……………	VI-2-8

第2章 市場単価

1. 市場単価方式による積算の運用について

(1) 近接工事の調整を行う追加工事での取扱い

追加工事における市場単価の適用において、施工規模は現工事の施工規模を考慮せず、単独工事の扱いとして施工規模による市場単価を採用する。

2. 鉄筋工

本市場単価においては、エポキシ塗装鉄筋の場合も適用できるものとされているが、エポキシ塗装鉄筋の材料費の計上については、以下を標準とする。

エポキシ塗装鉄筋材料費 = 鉄筋材料費 + エポキシ樹脂塗装費 + 運搬費

鉄筋材料費 : 現着単価の鉄筋材料費を計上

エポキシ樹脂塗装費 : 物価資料の掲載価格にて計上

運搬費 : 塗装工場から現場までの運搬費を入札参加者等から見積徴収し計上

上記にて算定したエポキシ塗装鉄筋材料費を、市場単価の材料費として単価登録する。

3. 法面工

(1) 植生ネット工

本市場単価において適用できる歩掛対象製品規格は、物価資料を参照すること。

(2) 現場吹付法枠工

「吹付法枠工」において、「グラウンドアンカー」又は「ロックボルト」を使用する場合は、契約図面において「主アンカー」の表示はしない。

(解説)

「吹付法枠工」の型枠を設置する前に、「グラウンドアンカー」又は「ロックボルト」を施工する場合は、それらに支障を及ぼさない範囲で枠の鉄筋を固定できるため、「主アンカー」を使用しないケースがある。

また、「吹付法枠工」を施工した後に、「グラウンドアンカー」又は「ロックボルト」を施工する場合は、「吹付法枠工」施工の際には鉄筋を固定するために「主アンカー」は必要となります。

したがって、「グラウンドアンカー」又は「ロックボルト」の施工について、設計上の定めがない場合については、「主アンカー」の施工の有無は任意とし、契約図面は表示しないこととする。

(3) モルタル・コンクリート吹付工

1) 吹付工法、厚さについては、設計便覧(案)(第3編道路編)「のり面の保護」を参照する。

2) コンクリート吹付工のコンクリート配合の骨材最大寸法は15mmとする。

3) コンクリート、モルタル吹付の縦収縮目地は平滑な場合設置し、ラス張りは切断せずラスより上に瀝青繊維質板($t=10\text{mm}/\text{m}$)を施工すること。

※ 平滑な場合とは、目地材が、ほぼ直線的に設置できる程度をいう。

4) セメント材料は高炉セメントを標準とし、特別な場合は普通セメントとする。

※ 特別な場合とは、セメントの入荷状況並びに地域特性及び施工時期等を考慮する場合をいう。

5) 菱形金網、スパーサ、アンカーピン、目地及び水抜きパイプ等については諸雑費に含まれている。

6) 吹付法枠工については次のとおりとする。

イ) 吹付法枠の設計手法は、「のり枠工の設計・施工指針」(全国特定法面保護協会)による

ものとする。

- ロ) 吹付法砕工の設計基準強度は、「設計便覧」、「のり砕工の設計・施工指針」（全国特定法面保護協会）に基づき、モルタルの設計基準強度 $\sigma_{ck}=18\text{N/mm}^2$ として設計するものとする。

- ハ) 吹付法砕はモルタルの施工を標準とする。

（参考）水切モルタル・コンクリートの取扱いについて

砕内排水は水抜きパイプを基本とするが、水切モルタル・コンクリートの採用においては、砕内吹付および現地状況を勘案する。詳細は以下のとおり。

【砕内吹付がモルタル等】水抜きパイプの詰まる可能性が低いことから、水抜きパイプを基本とする。

【砕内吹付が植生基材等】現地状況を勘案のうえ、水切りモルタル・コンクリートとして良い。

※上記については、設計では水抜きパイプとし、現場施工において必要に応じて変更を行っても良い。

【吹付砕の最下段】水抜きパイプの設置が困難であることから、水切りモルタル・コンクリートとする。

(4) 種子吹付工

- 1) 種子配合は、基準書VI-2-④-5 表2.6に示す種子を主体とする場合に適用し、これ以外は別途見積りによるものとする。

なお、種子の配合については、周辺環境や生態系に配慮したものを選定することを基本とする。

- 2) 厚層基材吹付工の厚さについては次表を標準とするが、現場条件等により適宜検討する場合はこの限りでない。

土 質	吹付厚さ (cm)
レキ質土	3
軟 岩	5
中硬岩・硬岩	7

(5) 芝付工

- 1) 種子帯及び筋芝工

種子帯の規格は幅15cmとする。

4. 道路植栽工

(1) 高 木

(1本当たり)

形状	幹 周 (cm)	鉢径 (cm)	鉢の 深さ (cm)	植穴 径 (cm)	植穴 深さ (cm)	鉢容量 (m ³)	鉢穴 容量 (m ³)	残土量 ^{注1}		改良材 ^{注2}	
								バーク 堆肥 (m ³)	下水汚泥 発酵堆肥 (m ³)	バーク堆肥 (kg)	下水汚泥 発酵堆肥 (kg)
高 木	10未満	33	25	69	37	0.017	0.090	0.035	0.021	9.1	2.7
	10以上 15 "	38	28	75	40	0.028	0.140	0.06	0.034	14.0	4.2
	15 " 20 "	47	33	87	46	0.061	0.270	0.11	0.071	26.1	7.8
	20 " 25 "	57	39	99	53	0.110	0.440	0.19	0.127	41.3	12.4
	25 " 30 "	66	45	111	59	0.170	0.650	0.29	0.194	60.0	18.0
	30 " 35 "	71	48	117	62	0.210	0.760	0.35	0.238	68.8	20.6
	35 " 45 "	90	59	141	75	0.400	1.340	0.64	0.447	117.5	35.3
	45 " 60 "	113	74	171	90	0.740	2.280	1.13	0.817	192.5	57.8
	60 " 75 "	141	91	207	109	1.320	3.700	1.92	1.439	297.5	89.3
	75 " 90 "	170	108	243	128	2.080	5.450	2.92	2.25	421.3	126.4

注1) 残土量: 鉢容量+ (鉢穴容量-鉢容量) ×改良材混入率*1

*1: バーク堆肥 (0.25)、下水汚泥発酵堆肥 (0.05)

注2) 改良材(kg): (鉢穴容量-鉢容量) ×改良材混入率*1×改良材比重*2

*2: バーク堆肥 (500kg/m³)、下水汚泥発酵堆肥 (750kg/m³)

注3) 改良材としてバーク堆肥を選定する場合は、「緩効性肥料 (IB 化成)」を土壌1m³ 当たり2.5kg併用すること

例) 幹周 35 以上 45 未満の場合

IB 化成併用量: (鉢穴容量-鉢容量) ×2.5kg= (1.340-0.400) ×2.5= 2.4 (kg/本)

(2) 中 低 木

(1本当たり)

形状	樹 高 (cm)	鉢径 (cm)	鉢の 深さ (cm)	植穴 径 (cm)	植穴 深さ (cm)	鉢容量 (m ³)	鉢穴 容量 (m ³)	残土量 ^{注1}		改良材 ^{注2}	
								バーク 堆肥 (m ³)	下水汚泥 発酵堆肥 (m ³)	バーク堆肥 (kg)	下水汚泥 発酵堆肥 (kg)
中 低 木	30未満	15	8	29	23	0.001	0.015	0.005	0.002	1.8	0.5
	30以上 50 "	17	10	33	26	0.002	0.022	0.007	0.003	2.5	0.8
	50 " 80 "	20	12	37	28	0.004	0.030	0.011	0.005	3.3	1.0
	80 " 100 "	22	13	41	31	0.005	0.040	0.014	0.007	4.4	1.3
	100 " 150 "	26	16	46	35	0.008	0.057	0.020	0.010	6.1	1.8
	150 " 200 "	30	19	54	40	0.013	0.090	0.032	0.017	9.6	2.9
	200 " 250 "	35	23	61	46	0.022	0.133	0.050	0.028	13.9	4.2
	250 " 300 "	40	26	69	51	0.032	0.188	0.071	0.040	19.5	5.9

注1) 残土量: 鉢容量+ (鉢穴容量-鉢容量) ×改良材混入率*1

*1: バーク堆肥 (0.25)、下水汚泥発酵堆肥 (0.05)

注2) 改良材(kg): (鉢穴容量-鉢容量) ×改良材混入率*1×改良材比重*2

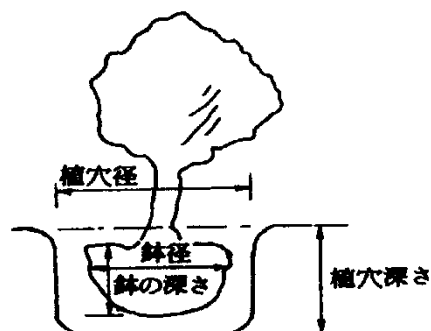
*2: バーク堆肥 (500kg/m³)、下水汚泥発酵堆肥 (750kg/m³)

注3) 改良材としてバーク堆肥を選定する場合は、「緩効性肥料 (IB 化成)」を土壌1m³ 当たり2.5kg併用すること

例) 樹高150以上200未満の場合

IB 化成併用量: (鉢穴容量-鉢容量) ×2.5kg= (0.090-0.013) ×2.5= 0.2 (kg/本)

樹木の根鉢寸法等



(3) みやこ杉木を使用した道路緑化支柱について

「みやこ杉木」(防腐加工なし)を使用した道路緑化支柱について、適用基準(別紙1)設置単価及び材料単価を次ページ以降に掲載する(植樹割増の有無に関わらず適用できる)。

みやこ杣木を使用した道路緑化支柱の適用基準

1. 適用範囲

本資料は、京都市内において、みやこ杣木※（防腐加工なし）を使用して道路の緑化支柱を設置する場合に適用する。なお、高木とは樹高3m以上とする。

※ 「みやこ杣木」とは、京都市木材地産表示制度実施要綱第2条に規定する京都市認証木材のことをいう。

1-1 支柱設置単価及び支柱材料単価が適用出来る範囲

(1) 道路の緑化支柱設置工。

1) 支柱の材質は、みやこ杣木とし、防腐加工がほどこされていないもの。

1-2 支柱設置単価及び支柱材料単価を適用出来ない範囲

(1) 特別調査等別途考慮するもの。

1) 規格・仕様等が適合せず、本単価が適用出来ない場合。

(2) 道路植栽工の市場単価が適用できるもの。

2. 施工歩掛

(2) 支柱設置

支柱設置は、建込み、結束からなり、支柱形式別歩掛は、次表を標準とする。

名 称	単位	植樹100本当り			
		二脚鳥居 支 (添木なし)	三脚鳥居 支 柱	二脚鳥居 組合せ	八ッ掛 支 柱
土木一般役	人	1.4	1.8	3.5	2.0
造園工	〃	7.8	10.5	21.0	11.1
普通作業員	〃	4.3	6.0	12.0	6.4
諸雑費率	%	6	5	6	6

- (注) 1. 諸雑費は、ハンマ、ペンチ、きり、かけや、緑化テープ、しゅろ縄、洋釘、鉄線等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた額を上限として計上する。
 2. 適用範囲外の支柱を用いる場合、又は、現場条件により、上表により難しい場合は、別途考慮する。
 3. 上表には、100m程度の現場内小運搬を含む。

3. 支柱設置単価及び支柱材料単価の規格・仕様と適用基準

道路緑化支柱の設置単価及び材料単価の規格・仕様と適用基準は、下表のとおりである。

表2.1 支柱設置

区 分	支 柱 形 式	単位
高 木	二脚鳥居 添木無	本
	三脚鳥居	本
	二脚鳥居組合せ	本
	八ッ掛	本

(注) 単位の“本”は、樹木1本当たりとする。

表2.2 規格・仕様と適用基準

規 格 ・ 仕 様		記号	適 用 基 準	補正係数
施 工 規 模		S ₀	50 本以上	0%
		S ₁	10 本以上 50 本未満	10%
		S ₂	10 本未満	20%
時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合		K ₁	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合。	1.10
夜 間 作 業		K ₂	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合。	1.30
施 工 場 所	歩 道	K ₃	供用区間のうち、歩道又は、車道と歩道の間に設置した植栽地で施工する場合	1.00
	交通島	K ₄	供用区間のうち、交差点において車両を導流するための導流島及び歩行者の安全を確保するために設けられた安全島及び植栽地で施工する場合	1.00
	中 央 分 離 帯	K ₅	供用区間のうち、交通の分流制御を目的とした中央分離帯等に設けられた植栽地で施工する場合	1.10
	環 境 緑 地 帯	K ₆	供用区間のうち、幹線道路の沿道の生活環境を保全するための環境施設帯（駐車帯、道の駅等）に設けられた植栽地で施工する場合	0.85
	未 供 用 区 間	K ₇	未供用区間で施工する場合	0.85

- (注) 1 補正係数は加算率(S)、補正係数(K)とする。
2 施工規模加算率(S₁)又は(S₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。
3 工事の支柱を設置する高木の合計数量で判定する。
4 現道上であっても、一般交通の影響をほとんど受けずに作業実施可能な施工場所（通行止区間等）は未供用区間とする。
5 植樹割増の有無に関わらず、適用できる。

4. 直接工事費の算出

直接工事費＝（設計単価（注）×設計数量）

（注） 設計単価＝（標準の設置費＋支柱材料）×（1＋S₀ or S₁ or S₂/100）
×（K₁×K₂×……×K₇）

5. 緑化支柱の補正計算例

支柱工種：二脚鳥居支柱（添木無）

施工規模＝40本

施工規模補正＝10本以上50本未満（S₁）＝10%

施工場所補正＝中央分離帯（K₅）＝1.10

標準の設置費（A）＝（（土木一般世話役×1.3）＋（造園工×7.7）
＋（普通作業員×4.4）＋（諸雑費（6%＋まるめ）））/100

支柱材料費（B）＝（杉切丸太（みやこ柚木）末口60×長600）×1本
＋（杉切丸太（みやこ柚木）末口60×長1800）×2本

設計単価＝（A＋B）×（1＋10/100）×1.10

※計算例における補正係数 1.210
端数処理は、少数第3位までとし、
4位以下を四捨五入する。

土木積算システムにおける手順

【内訳書】

本01	工事区分・工種・種別・細別	規格・条件	単位	数量	単価	金額
0001	道路維持		式	1		△△△△
0002	〇〇〇工		式	1		□□□□
0003	〇〇〇工		式	1		▲▲▲▲
0004	道路植栽支柱（みやこ杣木）	支柱 10本以上50本未満，中央分離帯	本	40	◎◎◎◎	●●●●

【補正前の1次単価表】

1次単価								
道路植栽支柱（みやこ杣木）			支柱 10本以上50本未満，中央分離帯		100		本当り	
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	管理費/単価補正
0001	土木一般世話役		人	1.8	△△△△	※※※※		0
0002	掘削工		人	7.7	▼▼▼▼	▽▽▽▽		0
0003	普通作業員		人	4.4	◆◆◆◆	□□□□		0
0004	みやこ杣木二脚鳥居支柱用丸太 600x60，防腐処理無，皮むき加工 Z330650010		本	100	〇〇〇	▲▲▲▲		0
0005	みやこ杣木二脚鳥居支柱用丸太枕 1800x60，防腐処理無，皮むき加工 Z330650020		本	200	□□□	〇〇〇〇		0
0006	諸経費（率+まるめ） ZS0000004	8%	式	1		◇◇◇◇		0
0007	単価/合計		本	100	■ ■ ■ ■	● ● ● ● ●		

【属性変更（単価補正）】

- 切り取り(I)
- コピー(C)
- 貼り付け(P)
- 削除(D)
- 条件入力(J)
- オプション入力(A)
- 属性変更（情報）(E)
- 属性変更（計算条件）(G)
- 属性変更（単価補正）(H)
- 属性変更（諸経費）(Y)
- 任意単価表化(A)
- マススタ/施工単価検索(S)
- 設計書内の検索(W)
- 諸経費率設定(B)
- 技術経費率設定(B)
- その他原価率(α)設定(G)
- 一般管理費等率(β)設定(G)
- 出来高率入力(B)
- 数量入力モード(I)
- 単価・金額入力モード(G)
- 主メニュー(M)

労務費、材料費の単価補正を行う。

属性変更（単価表・一式内訳書、単価補正）

道路維持/道路土工/掘削工/道路植栽支柱（みやこ杣木）

1次単価表 土木一般世話役

補正値 1.210

補正前単価 △△△△ 円

補正後単価 ◆◆◆◆ 円

端数設定 処理しない

丸め処理

OK キャンセル ヘルプ

補正係数を入力する。※

※補正係数は各工事の施工条件（表2.2）で決定すること。

【補正後の1次単価表】

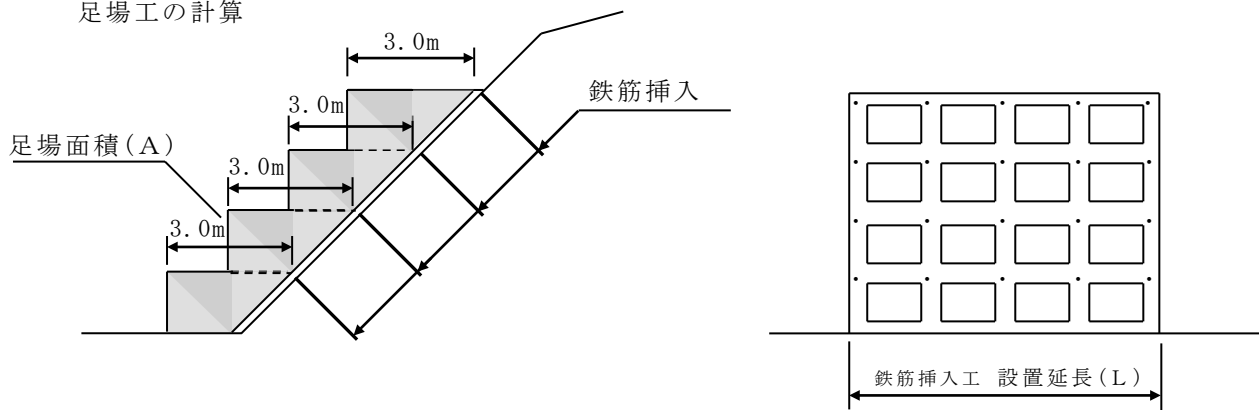
1次単価							
道路植栽支柱（みやこ楠木）			支柱 10本以上50本未満，中央分離帯		100	本当り	
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
0001	土木一般世話役		人	1.8	◆◆◆◆	□□□□	管理費/単価2補正
0002	造園工		人	7.7	◇◇◇◇	▼▼▼▼	管理費/単価2補正
0003	普通作業員		人	4.4	△△△△	※※※※	管理費/単価2補正
0004	みやこ楠木二脚鳥居支柱用丸太 600x60，防腐処理無，皮むき加工 Z330650010		本	100	□□□	○○○○	管理費/単価2補正
0005	みやこ楠木二脚鳥居支柱用丸太枕 1800x60，防腐処理無，皮むき加工 Z330650020		本	200	○○○	▲▲▲▲	管理費/単価2補正
0006	諸雑費（率+まるめ）		式	1		□□□□	0
0007	単価/合計	8%	本	100	◎◎◎◎	▽▽▽▽	

補正係数が表示される。

5. 鉄筋挿入工（ロックボルト工）

(1) 鉄筋挿入工（ロックボルト工）の足場工の計上について

足場工の計算



$$\text{足場工 (空 m}^3\text{)} = A \times (L + 1.0\text{m} \times 2)$$

第 X 編 建設機械等損料関係

第 1 章	機械経費関係	X - 1 - 1
第 2 章	クローラクレーン・トラッククレーン・ オールテレーンクレーン・ラフテレーンクレーンの 規格別作業能力表	X - 2 - 1

第 1 章 機械経費関係

1. 建設機械等損料算定表について……………	X-1-	1
2. 建設機械等賃料積算基準の運用について……………	X-1-	2
3. 建設機械等賃料積算基準の扱いについて……………	X-1-	3
4. 建設機械賃料について……………	X-1-	4
5. 請負工事機械経費積算要領の運用について……………	X-1-	6
6. 低騒音型建設機械……………	X-1-	8

第 1 章 機械経費関係

1. 建設機械等損料表について

(1) 基本事項

建設機械損料・賃料、建設用仮設材損料・賃料等の積算上の取扱いについては、「令和 6 年度版 建設機械等損料表」（一般社団法人日本建設機械施工協会発行）によるものとし、本書では「令和 7 年度版 建設機械等損料表」に記載されていない運用方針等について記述する。

(2) 「令和 7 年度版 建設機械等損料表」に記載されている主な関係通達

- ・請負工事機械経費積算要領
- ・請負工事機械経費積算要領別表第 1 「建設機械等損料算定表」
- ・建設機械損料の算定について
- ・建設機械等賃料積算基準
- ・建設用仮設材損料算定基準
- ・建設用仮設材賃料積算基準
- ・建設用仮設材賃料積算基準の運用について

2. 建設機械等賃料積算基準の運用について

建設省経機発第41号

平成8年3月13日

近畿地方建設局企画部長 殿

建設経済局建設機械課長

建設機械等賃料積算基準の運用について

建設機械等賃料積算基準について平成8年3月13日付け建設省経機発第26号をもって改定されたところではあるが、その運用について下記のとおり定めたので通知する。

なお、「建設機械等賃料積算基準の運用について」（平成5年1月7日付け建設省経機発第5号）は廃止する。

記

1. 賃料の補正

長期の賃貸に係る割引が設定されている機種の賃料については、割引賃料が適用される時点（以下「割引時点」という）よりも短い時点における賃料計上に際しては、割引時点の賃料計上額を上限として計上すること。

3. 建設機械等賃料積算基準の扱いについて

事 務 連 絡

平成28年3月4日

国土技術政策総合研究所

防災・メンテナンス基盤研究センター 建設システム課長 殿

各地方整備局企画部技術管理課長 殿

各地方整備局企画部施工企画課長 殿

北海道開発局事業振興部機械課 機械施工管理官 殿

総合政策局

公共事業企画調整課長補佐

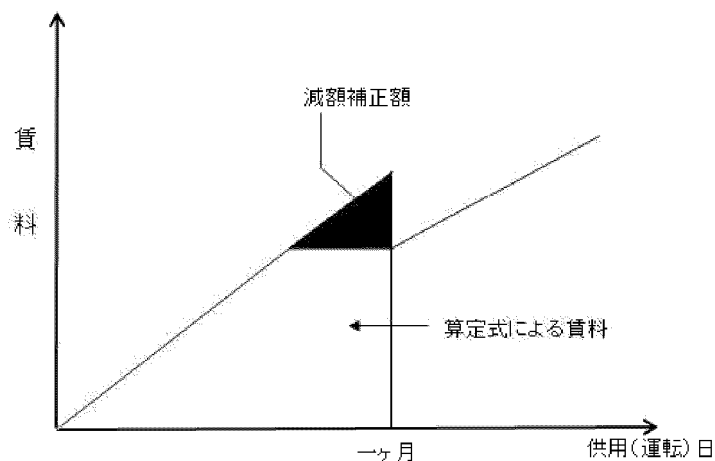
建設機械等賃料積算基準の扱いについて

建設機械等賃料積算基準については、下記のとおり扱われたい。

なお、平成17年3月23日付け事務連絡「建設機械等賃料積算基準の扱いについて」は廃止する。

記

「建設機械等賃料積算基準の運用について」（平成8年3月13日付け建設省経機発第41号）1に定める長期の賃貸に係る割引が設定されている機種の賃料にかかる賃料の補正については、次の方法により行うものとする。



4. 建設機械賃料について

事 務 連 絡

平成30年3月27日

本局関係課長 殿

各事務所（技術） 副所長 殿

各統合管理事務所管理課長 殿

各公園事務所工務（第一） 課長 殿

企画部

技術管理課長

建設機械等賃料の取扱いについて（通知）

標記について、別紙のとおり定めましたので通知します。

なお、本通知については平成30年4月1日以降の入札書提出期限日の工事から適用とし、「建設機械等賃料の取扱いについて」（平成16年2月27日付事務連絡）は廃止します。

新土木工事積算システムの建設機械等賃料の条件

新土木工事積算システムの建設機械等賃料の条件は下記のとおりである。

1. トラッククレーン、ホイールクレーン
 - ① オペレータ費用、燃料費、油脂費を含む。
 - ② 運搬費、回送費、組立・解体費は含まない。
2. クローラクレーン
 - ① オペレータ費用を含む。(但し、[油圧伸縮ジブ型] 4.9 t 吊は除く)
 - ② 燃料費、油脂費は含まない。
 - ③ 運搬費、回送費、組立・解体費は含まない。
3. その他の機械
 - ① オペレータ費用、燃料費、油脂費は含まない。
 - ② 運搬費、回送費、組立・解体費は含まない。
4. 長期補正（長期契約の割引率）
 - ① クレーン（クローラクレーンは除く） … 20%
 - ② クローラクレーン（[油圧伸縮ジブ型] 4.9 t 吊は除く）については長期補正なし。
 - ③ 上記①、②以外の建設機械 … 35%
5. 賃料については長期補正済み。

＜京都市建設局運用＞

1. 「新土木工事積算システム」を「京都市土木積算システム設計単価」と読み替えて運用する。
2. 「京都市土木積算システム設計単価」に登録がない建設機械等賃料を計上する場合、特に定めがない限り、長期補正済みの単価を採用することを標準とする。
3. 長期補正を行わない場合は、別途、設計図書（見積参考資料等）に条件明示を行う。
4. 長期補正（長期契約の割引率）については物価資料で確認すること。

5. 請負工事機械経費積算要領の運用について

(1) 交代制作業の損料補正

機械損料が運転日単位又は供用日単一の単位で定められている機械を、二交替制作業又は三交替制作業若しくはこれらに準ずる作業（1日の通常の使用時間を超えて長時間する作業）に使用するときは、下記により補正してもよい。

ただし、供用1日当たり換算値「(15) 欄」を適用する場合は、補正の対象としない。

1) 運転日単位の機械

	$12 < T \leq 18$	$18 < T \leq 24$
運転1日当たり損料	50%増	100%増

(注) 補正は、損料表(9)欄（運転1時間当たり損料）において、運転日当たり損料として（日）を掲載している損料を対象とする。

2) 供用日単一の機械

	$12 < T \leq 18$	$18 < T \leq 24$
供用1日当たり損料	25%増	50%増

ただし、T：運転日1日当たり運転時間（h）

(2) 交替制作業の損料補正の対象外機械

次表に示す機械は、特定作業専用機械（損料が交替制作業として体系付けられている）及び設置状態の機器（交替制作業であっても損耗、修理の度合に変化がない）であり、交替制作業の損料補正は行わないものとするが、次表に示されている機械のうちで、機械損料が運転時間単位で定められている機械については、1日の運転時間を算出し、1日の運転時間を供用日当たり運転時間に換算した時間が損料表上の供用日当たり運転に比べて著しく相違する場合（±20%を超える）は損料を補てんする。

ただし、供用1日当たり換算値「(15) 欄」を適用する場合は、補正の対象としない。

運転日又は、供用日当り損料機器の交替制作業による損料補正の対象外について

請負工事機械経費積算要領の第5項に示す、交替制作業による補正の対象としない機器は次のとおりとする。

- (1) トンネル工事及びニューマチックケーソン工事等の交替制作業が標準の工事に一般的に使用される機器。
- (2) 可動部が少なく、通常定置状態で使用される機器、但し、作業により消耗がはげしい機器は除く。

交替制作業による損料補正対象外機種

分 類		機 械 名
03	運 搬 機 械	ズリ鋼車、油圧転倒装置
04	クレーンその他荷役機械	タワークレーン（中間タワー、走行装置）、ジブクレーン（走行装置）、二本構リフト（ガイドレール） 一本構リフト（中間ガイドレール）、工事用エレベータ（中間ポスト、扉）
05	基 礎 工 事 用 機 器	クローラ式サンドパイル打機（砂面計、施工管理計） ニューマチックケーソン機器 地下連続壁施工機（スラッシュタンク、トレミー管）
06	せん孔機械及びトンネル工事用機械	やぐら、ドリルジャンボ、ワゴンダンパ、グラブホッパ シールド工事用機器、トンネル用スライディングフォーム、レッグハンマ、ドリフタ、NATM機器、濁水処理設備
10	舗 装 用 機 械	舗装用スチームフォール
11	道 路 維 持 用 機 械	標識装置
12	空気圧縮機及び送風機	ファン
15	電 気 機 器	変圧器、高圧気中開閉器、高圧しゃ断機、キュービクル式高圧受 返電装置
17	試 験 測 定 機 器	全機種
18	鋼橋・PC橋架設用 仮 設 備 機 器	ウインチ、発動発電機、電気溶接機及び空気圧縮機を除く 全機種
20	そ の 他 の 機 器	コンクリートバケット、モンケン、軸条、分岐線、ターンテーブル、水槽、ウエイト、工事用信号機、応急組立橋、フロート、ムカデコンベヤ
31	付 属 作 業 船	押航土運搬を除く全機種
32	作 業 船 付 付 属 品	全機種

6. 低騒音型建設機械

別紙－１

平成１４年８月２８日

「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」附則第２項（経過措置）に定めるみなし機械の扱いについて（通知）

1. 概 要

騒音規制法において、建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であつて政令で定めるものを「特定建設作業」といい、指定された地域内で特定建設作業を伴う工事を実施しようとするものは、都道府県知事（政令指定都市の場合は市長）に届け出ることとなっています。

本市においては、都市計画法の用途地域として定められた区域（ただし、工業専用地域を除く）を騒音規制法による指定地域としており、そこで別紙のとおり定められた特定建設作業を行う場合は、京都市長に届け出る必要があります。（土木請負工事必携２葉の２ １３－１～参照）

ただし、特定建設作業のうち、バックホウ、トラクタショベル及びブルドーザを使用する一定の条件以上の作業について、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成９年建設省告示第１５３６号）で低騒音型建設機械の指定を受けたものを使用する場合、特定建設作業から除外されることとなっています。（土木請負工事必携２葉の２ １３－１１）

また、この規程では、同規程が施行された際に、経過措置として現に使用されている機械であつて指定機械と同等以上騒音が低減されたと認めた機種については、平成１４年９月３０日までの間、指定機械とみなす（みなし指定）こととなっています。

以上より、平成１４年１０月１日から、施工中の工事及び着工予定の工事で平成９年９月３０日までの指定機械（バックホウ、トラクタショベル及びブルドーザの３機種を使用する作業で条件に該当するもの）により施工する場合について、騒音規制法による届出（請負者による届出）が必要となりますので注意してください。

2. 本市発注工事について（建設局運用）

今後発注する工事で特定建設作業が含まれるものについては、特記仕様書に次の項目を入れることとします。

（環境対策）

第〇〇条

第〇〇条において、使用機械は低騒音型を使用することとしているが、本工事施工箇所が騒音規制法による指定地域のため、特定建設作業のうち、バックホウ、トラクタショベル及びブルドーザを使用する一定の条件以上の作業について、やむをえず低騒音型機械を使用できない場合は、同法に基づく届出を行わなければならない。（土木請負工事必携２葉の２ １３-9～参照）

なお、平成１４年１０月１日から、みなし指定機械（昭和58年から平成9年4月30日の間に、建設大臣から低騒音型の指定を受けた機械）については、低騒音型機械に該当しなくなるため、その使用にあたっては、同法に基づく届出を行わなければならない。

あわせて、振動規制法にも該当するため同法に基づく届出を行わなければならない。

～～～部分は必要に応じ記載するものとする。～～～

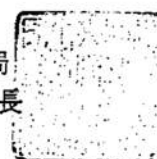
みなし指定機械：昭和58年から平成9年9月30日までの間に低騒音の指定を受けた機械は全て該当します。



国 総 施 第 5 2 号
平成14年7月19日

京都市建設局長 殿

国土交通省 総合政策局
建設施工企画課長



「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」
附則第2項（経過措置）に定めるみなし機械の扱いについて

「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成9年建設省告示第1536号）」附則第2項（経過措置）に基づき、指定機械とみなしてきた建設機械の型式については、平成14年9月30日をもって経過措置期間が満了し、指定の取り消しとなります。

これにより平成14年10月1日から、当該機械のうちバックホウ、トラクタショベル及びブルドーザの3機種については、騒音規制法施行令別表第2に規定する特定建設作業における適用除外機種の対象から外れることとなります。

よって当該機械については、平成14年10月1日以降の運用にあたり下記について留意されたく、参考送付いたします。

なお、貴管下関係市町村（指定都市を除く）に対しても参考送付していただけますよう、重ねてお願いいたします。

記

- ・ 国土交通省指定の低騒音型建設機械ではなくなること。
- ・ 騒音規制法施行令で定める特定建設作業の対象となる建設機械の扱いを受けること。

参 考

◎平成14年9月30日をもって指定が取り消される「みなし機械」に添付されているステッカー（'89ラベル）



◎今後も低騒音型として扱われる建設機械に添付されているステッカー（'97ラベル）



低騒音型建設機械の使用原則化の適用範囲の解説

近畿地方整備局

「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成9年7月31日建設省告示第1536号）」附則第2項（経過措置）に基づき、平成9年10月1日よりみなし機械として指定してきた19機種2,737型式（別紙参照）が、平成14年9月30日をもって経過措置が満了し指定の取り消しとなったので、今後の運用にあたり再確認のため下記の適用区域及び適用作業を解説したものである。

1. 適用区域の分類

「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省機発57）の適用範囲による。

条 文

第2章 適用範囲

1. 本指針は、騒音、振動を防止することにより、住民の生活環境を保全する必要があると認められる以下に示す区域におけるすべての建設工事に適用することを原則とする。^(※1)ただし、災害その他の事由により緊急を要する場合はこの限りではない。

- (1) 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- (2) 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- (3) 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって相当数の住居が集合しているため、騒音、振動の発生を防止する必要がある区域
- (4) 学校・保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム等の敷地の周囲おおむね80mの区域
- (5) 家畜飼育場、精密機械工場、電子計算機設置事業場等の施設の周辺等、騒音、振動の影響が予想される区域

（※1）従って、全ての区域で使用原則化の対象としているものではない。

2. 適用作業の分類

「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」の適用範囲による。

- ①掘削・積み込み作業に使用する建設機械は全て低騒音型建設機械としなければならない。

条 文 (指針 第6章1参照)

(掘削、積み込み作業)

掘削、積み込み作業にあたっては、低騒音型建設機械の使用を原則とする。

- ②締固め作業に使用する建設機械は全て低騒音型建設機械としなければならない。

条 文 (指針 第6章5参照)

(締固め作業)

締固め作業にあたっては、低騒音型建設機械の使用を原則とする。

- ③舗装版とりこわし作業に使用するバックホウは低騒音型バックホウとしなければならない。

条 文 (指針 第12章4参照)

(舗装版とりこわし)

舗装版とりこわし作業にあたっては、油圧ジャッキ式舗装版破砕機、低騒音型のバックホウの使用を原則とする。

④ 空気圧縮機、発電発電機等の可搬式を使用する場合は低騒音型建設機械としなければならない。

条 文 (指針 第19章1参照)

(空気圧縮機、発電発電機等)

可搬式のものは、低騒音型建設機械の使用を原則とする。

(※2) 従って、全ての工事および作業で使用原則化の対象としているものではない

第 2 章 クローラクレーン・トラック クレーン・オールテレーンク レーン・ラフテレーンクレー ンの規格別作業能力表

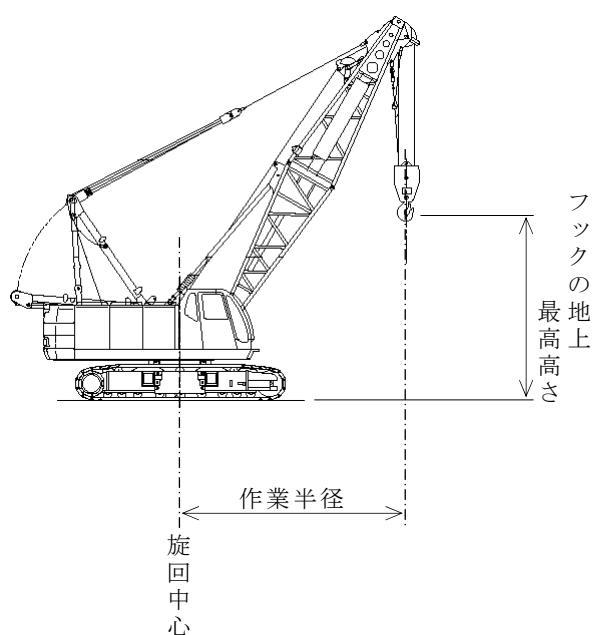
第2章 クローラクレーン・トラッククレーン ・オールテレーンクレーン・ラフテレーンクレーン の規格別作業能力表

- (1) 定格総荷重は、水平堅土上における値であり、転倒荷重の78%以内である。トラッククレーン・ラフテレーンクレーンの場合は、アウトリガー使用時、全周吊の値を示す。
- (2) 定格総荷重＝定格荷重＋フックブロック質量等
定格荷重は、実際にフックにより吊り上げられる荷重で、定格総荷重からフックブロック等の吊り具の質量に相当する荷重を控除した荷重をいう。
- (3) 最大作業半径（m）とは、定格総荷重における最大作業半径をいい、フック地上最高高さはクレーン水平設置面から吊フックまでの垂直距離をいう。（一般図参照）
- (4) 使用に当たっては、吊ワイヤ代及び吊り上げ容積等を考慮し現場条件等を勘案の上機種規格を決定する。
- (5) （ ）内の数値は作業半径を示し、地上最高高さ及び定格総荷重は、その数値の時の値を示す。
- (6) フックブロック質量の計上（表1）
該当する機種、規格欄に示されている各種のフックブロックは、吊り上げ荷重により選定する。
なお、該当する吊上げ荷重がない場合は、直近上位の値を選定する。
（例）作業能力表により選定されたクローラクレーン（油圧）の規格を50 t吊とすると、吊り上げ荷重20 tの場合では、フックブロック質量は 230kgを選定する。

表1 フックブロック質量表

吊り上げ荷重（t）	フックブロック質量（kg）
4.9	100
7.0	100
10.0	100
16.0	170
20.0	230
25.0	280
30.0	360
35.0	400
40.0	450
45.0	500
50.0	750
55.0	750
60.0	800
65.0	820
70.0	820
80.0	1,440
90.0	1,440
100.0	1,800
120.0	2,300
130.0	2,650
150.0	2,650
160.0	2,700
200.0	2,800
250.0	4,500
300.0	5,300
360.0	7,700
450.0	8,400

一般図



クローラクレーン（機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型）【16t吊】

ブーム長さ (m) 作業半径 (m)	9.2		9.5		12.5		15.5		18.5		21.5		24.5	
	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)
3.0	8.5	16.0	8.8	15.7										
3.5	8.3	13.2	8.6	13.0										
4.0	8.1	10.3	8.5	10.3	11.7	10.3								
4.5	7.8	8.9	8.2	8.9	11.5	8.8								
5.0	7.6	7.5	7.9	7.5	11.3	7.4	14.5	7.4						
5.5	7.2	6.7	7.6	6.7	11.0	6.6	14.3	6.5						
6.0	6.8	5.9	7.2	5.9	10.8	5.8	14.1	5.7	17.3	5.7	20.5	5.3	23.6	5.0
7.0	5.8	4.7	6.3	4.7	10.2	4.6	13.7	4.5	17.0	4.5	20.2	4.5	23.3	4.4
8.0	4.4	4.0	5.0	4.0	9.4	3.9	13.1	3.8	16.5	3.8	19.8	3.7	23.0	3.6
9.0	1.7	3.5	2.9	3.5	8.5	3.3	12.5	3.2	16.0	3.2	19.4	3.1	22.6	3.0
10.0					7.3	2.9	11.7	2.8	15.4	2.8	18.9	2.7	22.2	2.6
12.0					3.3	2.4	9.6	2.2	13.9	2.1	17.7	2.0	21.2	1.9
14.0							6.5	1.7	11.9	1.7	16.2	1.6	19.9	1.5
16.0									9.1	1.4	14.2	1.3	18.4	1.2
18.0									4.1	1.2	11.6	1.0	16.5	0.9
20.0											7.7	0.8	14.0	0.7

クローラクレーン（機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型）【22.5t吊】

ブーム長さ (m) 作業半径 (m)	9.1		9.5		12.5		15.5		18.5		21.5		24.5		27.5		30.5	
	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)
3.0	8.1	22.5																
3.5	7.9	18.1	8.3	18.1														
4.0	7.7	14.8	8.1	14.8	11.3	14.7												
4.5	7.4	12.4	7.9	12.4	11.2	12.3	14.3	12.2										
5.0	7.1	10.7	7.6	10.7	11.0	10.6	14.2	10.5	17.3	10.4								
5.5	6.7	9.5	7.2	9.5	10.7	9.4	14.0	9.3	17.2	9.2								
6.0	6.3	8.3	6.9	8.3	10.5	8.2	13.8	8.1	17.0	8.1	20.2	8.0	23.3	7.9				
7.0	5.3	6.8	5.9	6.8	9.9	6.7	13.3	6.6	16.6	6.5	19.8	6.4	23.0	6.4	26.1	6.3	29.2	6.2
8.0	3.8	5.7	4.6	5.7	9.1	5.6	12.8	5.5	16.2	5.4	19.5	5.3	22.7	5.3	25.8	5.2	28.9	5.1
9.0	0.9	4.8	2.5	4.8	8.2	4.8	12.1	4.7	15.7	4.6	19.0	4.5	22.3	4.4	25.5	4.4	28.6	4.3
10.0					7.0	4.1	11.3	4.1	15.1	4.0	18.5	3.9	21.9	3.8	25.1	3.7	28.3	3.7
12.0					3.0	3.2	9.3	3.2	13.6	3.1	17.3	3.0	20.9	2.9	24.2	2.8	27.5	2.8
14.0							6.2	2.5	11.6	2.5	15.8	2.4	19.6	2.3	23.2	2.2	26.6	2.1
16.0									8.8	2.0	13.9	1.9	18.1	1.9	21.9	1.8	25.5	1.7
18.0											11.3	1.6	16.1	1.5	20.3	1.4	24.1	1.3
20.0											7.4	1.3	13.7	1.2	18.4	1.1	22.5	1.1

クローラクレーン（機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型）【35t吊】（1/2）

作業半径 (m)	9.5		12.5		15.5		18.5		21.5		24.5	
	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重
ブーム長さ (m)	(m)	(t)	(m)	(t)	(m)	(t)	(m)	(t)	(m)	(t)	(m)	(t)
3.2	7.3	35.0										
3.5	7.2	35.0										
4.0	7.0	29.8	10.2	29.7								
4.5	6.7	24.5	10.0	24.4	13.2	24.4						
5.0	6.4	20.8	9.8	20.7	13.0	20.6	16.1	20.5				
5.5	6.1	18.4	9.5	18.3	12.8	18.2	16.0	18.1				
6.0	5.7	15.9	9.3	15.8	12.6	15.7	15.8	15.7	19.0	15.6		
7.0	4.8	12.8	8.7	12.7	12.2	12.6	15.5	12.5	18.7	12.5	21.8	12.4
8.0	3.5	10.7	7.9	10.6	11.6	10.5	15.0	10.5	18.3	10.4	21.5	10.3
9.0	1.4	9.2	7.0	9.1	11.0	9.1	14.5	9.0	17.9	8.9	21.1	8.7
10.0			5.8	7.9	10.2	7.8	13.9	7.7	17.4	7.7	20.7	7.6
12.0					8.1	6.2	12.4	6.1	16.2	6.0	19.7	5.9
14.0					5.0	5.1	10.4	5.0	14.7	4.9	18.4	4.8
16.0							7.6	4.2	12.7	4.1	16.9	4.0
18.0									10.1	3.5	15.0	3.4
20.0											12.5	2.9
22.0											9.1	2.5
24.0												
26.0												
28.0												
30.0												

クローラクレーン（機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型）【35t吊】（2/2）

27.5		30.5		33.5		36.5		39.5		42.5	
フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重
(m)	(t)	(m)	(t)	(m)	(t)	(m)	(t)	(m)	(t)	(m)	(t)
24.9	12.4										
24.6	10.3	27.8	10.2								
24.3	8.7	27.5	8.7	30.6	8.6	33.7	8.5				
24.0	7.6	27.1	7.5	30.3	7.4	33.4	7.3	36.5	7.2	39.6	7.2
23.1	5.9	26.4	5.8	29.6	5.8	32.8	5.7	36.0	5.6	39.1	5.5
22.0	4.7	25.4	4.6	28.8	4.6	32.0	4.5	35.3	4.4	38.5	4.3
20.7	3.9	24.3	3.8	27.8	3.8	31.1	3.7	34.4	3.6	37.7	3.5
19.1	3.3	23.0	3.2	26.6	3.2	30.1	3.1	33.5	3.0	36.8	2.9
17.2	2.8	21.4	2.8	25.2	2.7	28.9	2.6	32.4	2.5	35.8	2.4
14.8	2.5	19.5	2.4	23.6	2.3	27.5	2.2	31.1	2.1	34.7	2.0
11.8	2.1	17.2	2.0	21.7	1.9	25.8	1.9	29.7	1.8	33.4	1.7
		14.3	1.8	19.5	1.7	24.0	1.6	28.1	1.5	32.0	1.4
				16.7	1.5	21.7	1.4	26.2	1.3	30.3	1.2
				13.2	1.3	19.1	1.2	24.0	1.1	28.4	1.0

クローラクレーン（機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型）【40t吊】（1/2）

ブーム長さ (m) 作業半径 (m)	9.14		9.5		12.5		15.5		18.5		21.5		24.5	
	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重
	(m)	(t)	(m)	(t)	(m)	(t)	(m)	(t)	(m)	(t)	(m)	(t)	(m)	(t)
3.5	7.2	40.0	7.6	40.0										
4.0	7.0	33.0	7.4	33.0	10.6	32.6								
4.5	6.8	27.5	7.2	27.5	10.5	27.4								
5.0	6.5	23.4	6.9	23.4	10.3	23.3	13.5	23.2						
5.5	6.1	20.6	6.6	20.6	10.0	20.5	13.3	20.4						
6.0	5.7	17.8	6.2	17.7	9.8	17.6	13.1	17.5	16.3	17.4	19.5	17.3		
7.0	4.7	14.2	5.2	14.2	9.2	14.1	12.6	14.0	15.9	13.9	19.1	13.8	22.3	13.7
8.0	3.2	11.8	3.9	11.8	8.4	11.7	12.1	11.6	15.5	11.5	18.8	11.4	22.0	11.3
9.0	0.4	10.1	1.8	10.0	7.5	9.9	11.4	9.8	15.0	9.7	18.3	9.6	21.6	9.6
10.0					6.3	8.6	10.6	8.5	14.4	8.4	17.8	8.3	21.2	8.3
12.0							8.6	6.7	12.9	6.6	16.6	6.5	20.2	6.4
14.0							5.5	5.4	10.9	5.3	15.1	5.2	18.9	5.2
16.0									8.1	4.5	13.2	4.4	17.4	4.3
18.0											10.6	3.7	15.4	3.6
20.0													13.0	3.1
22.0														
24.0														
26.0														
28.0														
30.0														
32.0														

クローラクレーン（機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型）【40t吊】（2/2）

ブーム長さ (m) 作業半径 (m)	27.5		30.5		33.5		36.5		39.5		42.5	
	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重
	(m)	(t)	(m)	(t)	(m)	(t)	(m)	(t)	(m)	(t)	(m)	(t)
3.5												
4.0												
4.5												
5.0												
5.5												
6.0												
7.0	25.4	13.6										
8.0	25.1	11.2	28.2	11.1	31.3	11.0	34.4	10.4				
9.0	24.8	9.5	27.9	9.4	31.1	9.3	34.2	9.2	37.3	9.0	40.3	8.4
10.0	24.4	8.2	27.6	8.1	30.8	8.0	33.9	7.9	37.0	7.8	40.1	7.6
12.0	23.5	6.3	26.8	6.2	30.1	6.1	33.3	6.0	36.4	5.9	39.6	5.8
14.0	22.5	5.1	25.9	5.0	29.2	4.9	32.5	4.8	35.7	4.7	38.9	4.6
16.0	21.2	4.2	24.8	4.1	28.2	4.0	31.6	3.9	34.9	3.8	38.2	3.7
18.0	19.6	3.5	23.4	3.4	27.1	3.3	30.6	3.2	34.0	3.1	37.3	3.0
20.0	17.7	3.0	21.8	2.9	25.7	2.8	29.3	2.7	32.9	2.6	36.3	2.5
22.0	15.3	2.6	19.9	2.5	24.1	2.4	27.9	2.3	31.6	2.2	35.2	2.1
24.0			17.6	2.2	22.2	2.0	26.3	1.9	30.2	1.8	33.9	1.7
26.0			14.8	1.9	19.9	1.7	24.4	1.6	28.5	1.4	32.4	1.3
28.0							22.2	1.3	26.7	1.1	30.8	1.0
30.0							19.6	1.0	24.5	0.9	28.9	0.8
32.0									22.0	0.7	26.8	0.6

クローラクレーン（機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型）【45t吊】（1/2）

ブーム長さ (m) 作業半径 (m)	9.5		12.5		15.5		18.5		21.5		24.5		27.5		30.5	
	フックの 地上高さ	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)
3.5	7.2	45.0														
4.0	7.0	38.6	10.2	38.5												
4.5	6.8	32.2	10.1	32.2	13.2	32.1										
5.0	6.5	27.1	9.9	27.0	13.1	27.0	16.2	26.9								
5.5	6.1	23.8	9.6	23.7	12.9	23.7	16.1	23.6								
6.0	5.8	20.5	9.4	20.4	12.7	20.4	15.9	20.3	19.1	20.2	22.2	20.1				
7.0	4.8	16.5	8.8	16.4	12.2	16.3	15.5	16.2	18.7	16.1	21.9	16.1	25.0	16.1	28.1	15.9
8.0	3.5	13.7	8.0	13.6	11.7	13.6	15.1	13.5	18.4	13.4	21.6	13.4	24.7	13.3	27.8	13.2
9.0	1.4	11.8	7.1	11.6	11.0	11.6	14.6	11.5	17.9	11.4	21.2	11.4	24.4	11.3	27.5	11.2
10.0			5.9	10.1	10.2	10.1	14.0	10.0	17.4	9.9	20.8	9.8	24.0	9.8	27.2	9.7
12.0			1.9	8.0	8.2	8.0	12.5	7.9	16.2	7.7	19.8	7.7	23.1	7.6	26.4	7.6
14.0					5.1	6.5	10.5	6.4	14.7	6.3	18.5	6.2	22.1	6.1	25.5	6.1
16.0							7.7	5.4	12.8	5.3	17.0	5.1	20.8	5.1	24.4	5.0
18.0											15.0	4.4	19.2	4.2	23.0	4.2
20.0											12.6	3.7	17.3	3.6	21.4	3.6
22.0											9.2	3.2	14.9	3.1	19.5	3.0
24.0													11.8	2.7	17.2	2.6
26.0															14.4	2.3
28.0																
30.0																
32.0																

クローラークレーン（機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型）【45t吊】（2/2）

フーム長さ (m) 作業半径 (m)	33.5		36.5		39.5		42.5		45.5		48.5		51.5	
	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)
3.5														
4.0														
4.5														
5.0														
5.5														
6.0														
7.0														
8.0	30.9	13.0	34.0	12.9										
9.0	30.7	11.1	33.8	11.0	36.9	10.9	39.9	10.8						
10.0	30.4	9.5	33.5	9.5	36.6	9.4	39.7	9.3	42.8	9.2	45.9	9.1	48.9	9.0
12.0	29.7	7.4	32.9	7.3	36.0	7.3	39.2	7.2	42.3	7.1	45.4	7.0	48.5	6.9
14.0	28.8	5.9	32.1	5.9	35.3	5.8	38.5	5.7	41.7	5.6	44.8	5.6	48.0	5.6
16.0	27.8	4.9	31.2	4.8	34.5	4.8	37.8	4.7	41.0	4.5	44.2	4.5	47.4	4.5
18.0	26.7	4.1	30.2	4.0	33.6	4.0	36.9	3.9	40.2	3.8	43.4	3.7	46.7	3.6
20.0	25.3	3.5	28.9	3.4	32.5	3.3	35.9	3.2	39.3	3.1	42.6	3.1	45.9	3.1
22.0	23.7	3.0	27.5	2.9	31.2	2.8	34.8	2.7	38.2	2.6	41.6	2.6	45.0	2.6
24.0	21.8	2.6	25.9	2.4	29.8	2.4	33.5	2.3	37.1	2.2	40.6	2.2	44.0	2.2
26.0	19.5	2.2	24.0	2.1	28.1	2.0	32.0	1.9	35.7	1.9	39.3	1.8	42.9	1.7
28.0	16.8	1.9	21.8	1.8	26.3	1.8	30.4	1.7	34.3	1.6	38.0	1.5	41.6	1.4
30.0	13.3	1.7	19.2	1.5	24.1	1.5	28.5	1.4	32.6	1.3	36.5	1.2	40.3	1.1
32.0					21.6	1.3	26.4	1.2	30.8	1.1	34.9	1.0	38.8	0.9

クローラクレーン（機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型）【50t吊】（1／2）

ブーム長さ (m) 作業半径 (m)	12.2		12.5		15.5		18.5		21.5		24.5		27.5		30.5	
	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重
3.7	10.0	50.0														
4.0	9.9	45.5														
4.5	9.7	38.0	10.1	38.0												
5.0	9.5	32.2	9.9	32.2	13.1	32.1										
5.5	9.3	27.6	9.6	27.6	12.9	27.5										
6.0	9.0	24.6	9.4	24.6	12.7	24.5	15.9	24.4								
7.0	8.4	19.4	8.8	19.4	12.2	19.3	15.5	19.2	18.7	19.1	21.9	19.0				
8.0	7.6	16.1	8.0	16.1	11.7	16.0	15.1	15.9	18.4	15.8	21.6	15.7	24.7	15.6	27.8	15.5
9.0	6.6	13.8	7.1	13.8	11.0	13.7	14.6	13.6	17.9	13.5	21.2	13.4	24.4	13.3	27.5	13.2
10.0	5.4	12.1	5.9	12.1	10.2	12.0	14.0	11.9	17.4	11.8	20.8	11.7	24.0	11.6	27.2	11.5
12.0					8.2	9.5	12.5	9.4	16.2	9.3	19.8	9.2	23.1	9.1	26.4	9.0
14.0					5.0	7.9	10.5	7.8	14.7	7.7	18.5	7.6	22.1	7.5	25.5	7.4
16.0							7.7	6.6	12.8	6.5	16.9	6.4	20.8	6.3	24.4	6.2
18.0									10.2	5.5	15.0	5.4	19.2	5.3	23.0	5.2
20.0											12.5	4.7	17.3	4.6	21.4	4.5
22.0											9.2	4.1	14.9	4.0	19.5	3.9
24.0													11.8	3.5	17.2	3.4
26.0															14.3	2.9
28.0																
30.0																
32.0																
34.0																

クローラクレーン（機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型）【50t吊】（2／2）

ブーム長さ (m) 作業半径 (m)	33.5		36.5		39.5		42.5		45.5		48.5		51.5	
	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重
	(m)	(t)	(m)	(t)	(m)	(t)	(m)	(t)	(m)	(t)	(m)	(t)	(m)	(t)
3.7														
4.0														
4.5														
5.0														
5.5														
6.0														
7.0														
8.0	30.9	15.4												
9.0	30.7	13.1	33.8	13.0										
10.0	30.4	11.4	33.5	11.3	36.6	11.2	39.7	11.1						
12.0	29.7	8.9	32.9	8.8	36.0	8.7	39.2	8.6	42.3	8.5	45.4	8.4	48.5	8.3
14.0	28.8	7.3	32.1	7.3	35.3	7.2	38.5	7.1	41.7	6.9	44.8	6.8	48.0	6.7
16.0	27.8	6.1	31.2	6.1	34.5	6.0	37.8	5.9	41.0	5.8	44.2	5.7	47.3	5.6
18.0	26.6	5.1	30.1	5.1	33.6	5.0	36.9	4.9	40.2	4.8	43.4	4.7	46.6	4.6
20.0	25.3	4.4	28.9	4.4	32.5	4.3	35.9	4.2	39.3	4.1	42.6	4.0	45.9	3.9
22.0	23.7	3.8	27.5	3.8	31.2	3.7	34.8	3.6	38.2	3.5	41.6	3.4	45.0	3.3
24.0	21.8	3.3	25.9	3.3	29.8	3.2	33.5	3.1	37.1	3.0	40.5	2.9	44.0	2.8
26.0	19.5	2.8	24.0	2.8	28.1	2.7	32.0	2.6	35.7	2.5	39.3	2.4	42.9	2.3
28.0			21.8	2.5	26.3	2.4	30.4	2.3	34.3	2.2	38.0	2.1	41.6	2.0
30.0			19.2	2.2	24.1	2.1	28.5	2.0	32.6	1.9	36.5	1.8	40.3	1.7
32.0					21.6	1.7	26.4	1.6	30.7	1.5	34.8	1.4	38.7	1.3
34.0							23.9	1.4	28.6	1.3	33.0	1.2	37.1	1.1

クローラクレーン（機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型）【80t吊】（1／2）

フーム長さ (m) 作業半径 (m)	12.2		12.5		15.5		18.5		21.50		24.5		27.5		30.5		33.5	
	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)
4.5	9.7	80.0	10.0	78.9														
5.0	9.5	68.4	9.8	67.8	13.0	61.9												
5.5	9.2	59.2	9.5	58.9	12.8	55.9												
6.0	9.0	50.0	9.3	50.0	12.6	49.9	15.8	49.8	19.0	49.6								
7.0	8.3	39.3	8.7	39.3	12.2	39.2	15.5	39.1	18.7	38.9	21.8	38.8						
8.0	7.5	32.3	7.9	32.3	11.6	32.2	15.0	32.1	18.3	31.9	21.5	31.8	24.6	31.7	27.8	30.9	31.5	
9.0	6.6	27.3	7.0	27.3	11.0	27.2	14.5	27.1	17.9	26.9	21.1	26.8	24.3	26.7	27.5	30.6	26.5	
10.0	5.3	23.7	5.8	23.7	10.2	23.6	13.9	23.5	17.4	23.3	20.7	23.2	24.0	23.1	27.1	30.3	22.9	
12.0	0.5	18.5	1.8	18.5	8.1	18.4	12.4	18.3	16.2	18.1	19.7	18.0	23.1	17.9	26.4	29.6	17.7	
14.0					5.0	15.1	10.4	15.0	14.7	14.8	18.4	14.7	22.0	14.6	25.4	28.8	14.4	
16.0							7.6	12.6	12.7	12.4	16.9	12.3	20.7	12.2	24.3	27.8	12.0	
18.0									10.1	10.6	15.0	10.5	19.1	10.4	23.0	26.6	10.2	
20.0									6.2	9.2	12.5	9.1	17.2	9.0	21.4	25.2	8.8	
22.0											9.1	8.0	14.8	7.9	19.5	23.6	7.7	
24.0													11.8	7.0	17.2	21.7	6.8	
26.0															14.3	19.5	6.0	
28.0															10.4	16.7	5.4	
30.0																13.2	4.9	
32.0																		
34.0																		
36.0																		
38.0																		
40.0																		

クローラークレーン（機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型）【80t吊】（2/2）

ブーム長さ (m) 作業半径 (m)	36.5		39.5		42.5		45.5		48.5		51.5		54.5		57.5	
	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)
4.5																
5.0																
5.5																
6.0																
7.0																
8.0																
9.0	33.7	26.3	36.8	26.2												
10.0	33.4	22.7	36.5	22.6	39.6	22.5	42.7	21.6	45.3	17.1	48.4	16.9	51.5	15.8		
12.0	32.8	17.5	36.0	17.4	39.1	17.3	42.2	17.2	44.8	13.8	47.9	13.6	51.0	13.5	54.1	13.4
14.0	32.0	14.2	35.3	14.1	38.5	14.0	41.6	13.9	44.1	11.4	47.3	11.2	50.4	11.1	53.6	11.0
16.0	31.1	11.8	34.4	11.7	37.7	11.6	40.9	11.5	43.4	9.6	46.6	9.4	49.8	9.3	52.9	9.2
18.0	30.1	10.0	33.5	9.9	36.8	9.8	40.1	9.7	42.5	8.2	45.8	8.0	49.0	7.9	52.2	7.8
20.0	28.9	8.6	32.4	8.5	35.8	8.4	39.2	8.3	41.6	7.1	44.9	6.9	48.2	6.8	51.5	6.7
22.0	27.5	7.5	31.1	7.4	34.7	7.3	38.2	7.2	40.5	6.2	43.9	6.0	47.3	5.9	50.6	5.8
24.0	25.8	6.6	29.7	6.5	33.4	6.4	37.0	6.3	39.3	5.4	42.8	5.2	46.2	5.1	49.6	5.0
26.0	24.0	5.8	28.1	5.7	32.0	5.6	35.7	5.5	37.9	4.8	41.6	4.6	45.1	4.5	48.6	4.4
28.0	21.7	5.2	26.2	5.1	30.3	5.0	34.2	4.9	36.4	4.3	40.2	4.1	43.8	4.0	47.4	3.9
30.0	19.1	4.7	24.0	4.6	28.4	4.5	32.5	4.4	34.8	3.8	38.7	3.6	42.5	3.5	46.1	3.4
32.0			21.5	4.1	26.3	4.0	30.7	3.9	32.9	3.4	37.0	3.2	40.9	3.1	44.7	3.0
34.0					23.8	3.6	28.6	3.5	30.8	3.0	35.2	2.8	39.3	2.7	43.2	2.5
36.0					20.9	3.2	26.2	3.1	28.5	2.7	33.1	2.5	37.4	2.3	41.5	2.2
38.0							23.4	2.8	25.8	2.4	30.8	2.1	35.4	2.0	39.6	1.9
40.0																

クローラークレーン（機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型）【100t吊】（1/2）

作業半径 (m)	18.3		18.5		21.5		24.5		27.5		30.5		33.5	
	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)
5.0	13.1	100.0												
5.5	12.9	96.4												
6.0	12.8	92.8	13.0	92.1	16.2	81.7								
7.0	12.4	71.3	12.6	71.3	15.8	71.1	19.0	70.8	22.1	64.2	25.2	57.7		
8.0	12.0	58.3	12.2	58.3	15.5	58.1	18.7	58.0	21.8	57.7	24.9	55.7	28.0	50.0
9.0	11.4	49.0	11.7	49.0	15.0	48.8	18.3	48.7	21.5	48.5	24.6	48.3	27.8	48.0
10.0	10.8	42.2	11.1	42.2	14.5	42.0	17.9	41.9	21.1	41.7	24.3	41.5	27.5	41.4
12.0	9.3	32.9	9.6	32.9	13.3	32.7	16.9	32.6	20.2	32.4	23.5	32.2	26.8	32.1
14.0	7.3	26.8	7.6	26.8	11.8	26.6	15.6	26.5	19.2	26.3	22.6	26.1	25.9	26.0
16.0	4.4	22.5	4.8	22.5	9.9	22.3	14.1	22.2	17.9	22.0	21.5	21.8	24.9	21.7
18.0					7.3	19.2	12.1	19.1	16.3	18.9	20.1	18.7	23.8	18.6
20.0					3.4	16.7	9.7	16.6	14.4	16.4	18.5	16.2	22.4	16.1
22.0									12.0	14.5	16.6	14.3	20.8	14.2
24.0											14.3	12.7	18.9	12.6
26.0											11.5	11.4	16.6	11.3
28.0													13.9	10.1
30.0														
32.0														
34.0														
36.0														
38.0														
40.0														
42.0														
44.0														
46.0														

クローラクレーン（機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型）【100t吊】（2/2）

ブーム長さ (m) 作業半径 (m)	36.5		39.5		42.5		45.5		48.5		51.5		54.5	
	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重
5.0														
5.5														
6.0														
7.0														
8.0	31.1	45.6												
9.0	30.9	44.5	34.0	40.2	37.0	36.8								
10.0	30.6	41.2	33.7	39.1	36.8	36.0	39.9	32.8	43.0	30.3				
12.0	30.0	31.9	33.1	31.7	36.3	31.6	39.4	31.0	42.5	28.6	45.6	26.1	48.7	24.0
14.0	29.2	25.8	32.4	25.6	35.6	25.5	38.8	25.3	41.9	25.1	45.1	24.6	48.2	23.0
16.0	28.3	21.5	31.6	21.3	34.9	21.2	38.1	21.0	41.3	20.8	44.5	20.7	47.6	20.5
18.0	27.3	18.4	30.7	18.2	34.0	18.1	37.3	17.9	40.5	17.7	43.8	17.6	46.9	17.4
20.0	26.0	15.9	29.6	15.7	33.0	15.6	36.4	15.4	39.7	15.2	43.0	15.1	46.2	14.9
22.0	24.6	14.0	28.3	13.8	31.9	13.7	35.3	13.5	38.7	13.3	42.1	13.2	45.4	13.0
24.0	23.0	12.4	26.9	12.2	30.6	12.1	34.2	11.9	37.7	11.7	41.1	11.6	44.4	11.4
26.0	21.1	11.1	25.2	10.9	29.1	10.8	32.8	10.6	36.4	10.4	40.0	10.3	43.4	10.1
28.0	18.9	9.9	23.4	9.7	27.5	9.6	31.4	9.4	35.1	9.2	38.7	9.1	42.3	8.9
30.0	16.3	9.0	21.2	8.8	25.6	8.7	29.7	8.5	33.6	8.3	37.4	8.2	41.0	8.0
32.0					23.5	7.9	27.9	7.7	32.0	7.5	35.9	7.4	39.6	7.2
34.0					21.0	7.2	25.7	7.0	30.1	6.8	34.2	6.7	38.1	6.5
36.0					18.1	6.5	23.3	6.3	28.0	6.1	32.3	6.0	36.4	5.8
38.0							20.5	5.8	25.6	5.6	30.3	5.5	34.6	5.3
40.0									22.9	5.1	27.9	5.0	32.5	4.8
42.0											25.3	4.5	30.2	4.3
44.0											22.3	4.1	27.7	3.9
46.0													24.7	3.5

クローラクレーン（機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型）【150t吊】（1/2）

ブーム長さ (m) 作業半径 (m)	18.3		18.5		21.5		24.5		27.5		30.5		33.5	
	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)
5.0	17.0	150.0												
5.5	16.8	145.0												
6.0	16.7	140.0	16.9	139.2	20.1	127.4								
7.0	16.3	123.6	16.5	123.5	19.7	121.0	22.9	111.2	26.0	102.2	29.1	94.4		
8.0	15.9	99.1	16.1	99.1	19.4	98.8	22.6	98.6	25.7	96.0	28.8	90.7	31.9	83.8
9.0	15.3	82.5	15.6	82.5	18.9	82.3	22.2	82.2	25.4	82.0	28.5	81.8	31.7	78.8
10.0	14.7	70.5	15.0	70.5	18.4	70.3	21.8	70.2	25.0	70.1	28.2	69.9	31.4	69.8
12.0	13.2	54.6	13.5	54.6	17.2	54.3	20.8	54.2	24.1	54.0	27.4	53.8	30.7	53.7
14.0	11.2	44.5	11.5	44.5	15.7	44.2	19.5	44.0	23.1	43.9	26.5	43.6	29.8	43.5
16.0	8.3	37.5	8.7	37.5	13.8	37.1	18.0	37.0	21.8	36.8	25.4	36.5	28.8	36.4
18.0					11.2	32.0	16.0	31.8	20.2	31.6	24.0	31.3	27.7	31.1
20.0							13.6	27.8	18.3	27.6	22.4	27.3	26.3	27.1
22.0							10.2	24.7	15.9	24.4	20.5	24.2	24.7	24.0
24.0									12.8	21.9	18.2	21.6	22.8	21.4
26.0											15.4	19.5	20.5	19.3
28.0													17.8	17.5
30.0													14.3	16.1
32.0														
34.0														
36.0														
38.0														
40.0														
42.0														
44.0														
46.0														

クローラクレーン（機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型）【150t吊】（2／2）

作業半径 (m)	36.5		39.5		42.5		45.5		48.5		51.5		54.5	
	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)
5.0														
5.5														
6.0														
7.0														
8.0	35.0	78.0												
9.0	34.8	75.3	37.9	69.8										
10.0	34.5	69.2	37.6	66.6	40.7	62.6	43.8	58.1						
12.0	33.9	53.5	37.0	53.3	40.2	53.2	43.3	52.3	46.4	49.9	49.5	47.2	52.6	43.9
14.0	33.1	43.2	36.3	43.1	39.5	42.9	42.7	42.7	45.8	42.6	49.0	41.9	52.1	40.5
16.0	32.2	36.1	35.5	35.9	38.8	35.8	42.0	35.6	45.2	35.5	48.4	35.2	51.5	35.1
18.0	31.2	30.8	34.6	30.7	37.9	30.6	41.2	30.4	44.4	30.2	47.7	30.0	50.8	29.8
20.0	29.9	26.8	33.5	26.7	36.9	26.5	40.3	26.3	43.6	26.2	46.9	25.9	50.1	25.7
22.0	28.5	23.7	32.2	23.5	35.8	23.4	39.2	23.1	42.6	23.0	46.0	22.8	49.3	22.5
24.0	26.9	21.1	30.8	20.9	34.5	20.8	38.1	20.6	41.6	20.4	45.0	20.2	48.3	19.9
26.0	25.0	19.0	29.1	18.8	33.0	18.7	36.7	18.4	40.3	18.2	43.9	18.0	47.3	17.7
28.0	22.8	17.2	27.3	17.0	31.4	16.9	35.3	16.6	39.0	16.4	42.6	16.2	46.2	15.9
30.0	20.2	15.7	25.1	15.5	29.5	15.4	33.6	15.1	37.5	14.9	41.3	14.7	44.9	14.4
32.0			22.6	14.2	27.4	14.0	31.8	13.8	35.9	13.6	39.8	13.4	43.5	13.1
34.0					24.9	12.9	29.6	12.7	34.0	12.5	38.1	12.2	42.0	11.9
36.0							27.2	11.7	31.9	11.5	36.2	11.2	40.3	10.9
38.0							24.4	10.8	29.5	10.6	34.2	10.3	38.5	10.1
40.0									26.8	9.8	31.8	9.6	36.4	9.3
42.0											29.2	8.9	34.1	8.6
44.0													31.6	7.9
46.0													28.6	7.4

クローラークレーン[油圧駆動式ウインチ・リジブ型]【40t吊】(1/2)

ブーム長さ (m) 作業半径 (m)	10.0		12.5		15.5		18.5		21.5		24.5		27.5	
	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)
3.5	8.3	40.0	10.9	40.0										
4.0	8.1	35.6	10.8	35.6	14.0	35.0								
4.5	7.9	29.6	10.6	29.6	13.8	29.5	17.0	28.8						
5.0	7.6	25.0	10.4	25.0	13.6	24.9	16.7	24.8	20.0	24.4				
5.5	7.3	22.1	10.1	22.0	13.4	21.9	16.6	21.9	19.8	21.6				
6.0	6.9	19.1	9.9	19.1	13.2	19.0	16.4	18.9	19.6	18.9	22.7	18.8	25.9	18.5
7.0	6.1	15.4	9.3	15.3	12.8	15.3	16.1	15.2	19.3	15.1	22.4	15.1	25.5	15.0
8.0	4.9	12.8	8.5	12.8	12.2	12.7	15.6	12.6	18.9	12.6	22.1	12.5	25.2	12.4
9.0	3.3	11.0	7.6	10.9	11.6	10.9	15.1	10.8	18.5	10.7	21.7	10.6	24.9	10.6
10.0					10.8	9.4	14.5	9.4	18.0	9.3	21.3	9.2	24.6	9.1
12.0					8.7	7.4	13.0	7.4	16.8	7.3	20.3	7.2	23.7	7.1
14.0							11.0	6.0	15.3	5.9	19.0	5.8	22.6	5.7
16.0									13.3	4.9	17.5	4.9	21.3	4.8
18.0											15.6	4.1	19.7	4.1
20.0											13.1	3.6	17.8	3.5
22.0													15.4	3.0
24.0														
26.0														
28.0														
30.0														
32.0														

クローラークレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチェスジブ型〕〔40t吊〕(2/2)

作業半径 (m)	30.5		33.5		36.5		39.5		42.5		45.5	
	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)
3.5												
4.0												
4.5												
5.0												
5.5												
6.0												
7.0	28.6	14.9										
8.0	28.4	12.4	31.5	12.3	34.5	12.2						
9.0	28.1	10.5	31.2	10.4	34.3	10.4	37.4	10.3	40.5	10.1		
10.0	27.7	9.1	30.9	9.0	34.0	8.9	37.1	8.9	40.2	8.8	43.3	8.5
12.0	27.0	7.0	30.2	7.0	33.4	6.9	36.6	6.8	39.7	6.8	42.8	6.7
14.0	26.0	5.7	29.4	5.6	32.6	5.5	35.9	5.5	39.1	5.4	42.2	5.3
16.0	24.9	4.7	28.4	4.6	31.7	4.6	35.0	4.5	38.3	4.4	41.5	4.3
18.0	23.6	4.0	27.2	3.9	30.7	3.8	34.1	3.7	37.4	3.7	40.7	3.6
20.0	22.0	3.4	25.8	3.3	29.5	3.3	33.0	3.2	36.4	3.1	39.8	3.0
22.0	20.1	2.9	24.2	2.8	28.1	2.8	31.7	2.7	35.3	2.6	38.8	2.5
24.0	17.8	2.5	22.3	2.4	26.4	2.4	30.3	2.3	34.0	2.2	37.6	2.1
26.0			20.1	2.1	24.6	2.0	28.7	1.9	32.6	1.8	36.3	1.8
28.0			17.2	1.9	22.3	1.8	26.8	1.6	30.9	1.5	34.8	1.5
30.0					19.7	1.5	24.6	1.4	29.0	1.3	33.1	1.2
32.0							22.1	1.2	26.9	1.1	31.3	1.0

クローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・リフティング型〕【45t吊】（1／2）

作業半径 (m)	9.14		9.5		12.5		15.5		18.5		21.5		24.5	
	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)
3.5	7.0	45.0	7.4	45.0										
4.0	6.8	41.5	7.2	41.5	10.4	41.4								
4.5	6.6	35.7	7.0	35.7	10.3	35.6	13.4	35.6						
5.0	6.2	30.1	6.7	30.0	10.1	29.8	13.3	29.0	16.4	29.8				
5.5	5.9	26.4	6.3	26.4	9.8	26.2	13.1	25.8	16.2	26.1				
6.0	5.5	22.8	6.0	22.7	9.6	22.6	12.9	22.5	16.1	22.5	19.2	22.4	22.3	22.4
7.0	4.5	18.3	5.0	18.2	9.0	18.1	12.4	18.0	15.7	18.0	18.9	17.9	22.1	17.8
8.0	3.0	15.2	3.7	15.2	8.2	15.0	11.9	15.0	15.3	14.9	18.6	14.8	21.8	14.8
9.0	0.2	13.0	1.6	13.0	7.3	12.8	11.2	12.7	14.8	12.7	18.1	12.6	21.4	12.6
10.0					6.1	11.2	10.4	11.1	14.2	11.0	17.6	10.9	21.0	10.9
12.0							8.4	8.7	12.7	8.6	16.4	8.6	20.0	8.5
14.0							5.2	7.1	10.7	7.0	14.9	6.9	18.7	6.9
16.0									7.9	5.9	13.0	5.8	17.1	5.7
18.0											10.4	4.9	15.2	4.9
20.0													12.7	4.2
22.0													9.4	3.7
24.0														
26.0														
28.0														
30.0														
32.0														
34.0														

クローラクレーン[油圧駆動式ウインチ・リフティング型]【45t吊】 (2/2)

ブーム長さ (m) 作業半径 (m)	27.5		30.5		33.5		36.5		39.5		42.5		45.5	
	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)
3.5														
4.0														
4.5														
5.0														
5.5														
6.0														
7.0	25.2	17.8	28.3	17.7	31.4	17.1								
8.0	24.9	14.7	28.0	14.6	31.1	14.5	34.2	14.5						
9.0	24.6	12.5	27.7	12.4	30.9	12.3	34.0	12.3	37.1	12.2	40.1	11.4		
10.0	24.2	10.8	27.4	10.7	30.6	10.6	33.7	10.6	36.8	10.5	39.9	10.4	43.0	10.4
12.0	23.3	8.4	26.6	8.3	29.9	8.2	33.1	8.2	36.2	8.1	39.4	8.0	42.5	8.0
14.0	22.3	6.8	25.7	6.7	29.0	6.6	32.3	6.6	35.5	6.5	38.7	6.4	41.9	6.4
16.0	21.0	5.7	24.6	5.6	28.0	5.5	31.4	5.4	34.7	5.3	38.0	5.3	41.2	5.2
18.0	19.4	4.8	23.2	4.7	26.8	4.6	30.3	4.6	33.8	4.5	37.1	4.4	40.4	4.4
20.0	17.5	4.1	21.6	4.0	25.5	4.0	29.1	3.9	32.7	3.8	36.1	3.7	39.5	3.7
22.0	15.1	3.6	19.7	3.5	23.9	3.4	27.7	3.4	31.4	3.3	35.0	3.2	38.4	3.1
24.0	12.0	3.2	17.4	3.1	22.0	3.0	26.1	2.9	30.0	2.6	33.7	2.7	37.3	2.7
26.0			14.5	2.7	19.7	2.6	24.2	2.6	28.3	2.4	32.2	2.4	35.9	2.3
28.0							22.0	2.2	26.5	2.1	30.6	2.1	34.5	2.0
30.0							19.4	2.0	24.3	1.9	28.7	1.8	32.8	1.7
32.0									21.8	1.6	26.6	1.5	30.9	1.4
34.0											24.1	1.3	28.8	1.2

クローラクレーン[油圧駆動式ワイチ・ラジブ型]【50t吊】（1／2）

作業半径 (m)	9.0		9.5		12.5		15.5		18.5		21.5		24.5	
	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)
3.0	6.3	50.0												
3.5	6.1	50.0	6.9	50.0	10.0	50.0								
4.0	5.9	49.0	6.9	48.9	8.9	48.5								
4.5	5.6	40.4	6.7	39.9	9.5	39.9	12.5	40.0						
5.0	5.3	33.9	6.3	33.7	9.3	33.6	12.6	33.5	15.5	33.7	19.4	33.1		
5.5	4.9	29.8	6.1	28.9	8.9	29.0	12.2	28.8	15.3	28.9	18.4	28.8	22.3	28.5
6.0	4.6	25.6	5.6	25.3	8.8	25.3	12.2	25.2	15.4	25.1	18.5	25.0	21.8	24.9
7.0	3.5	20.5	4.7	20.2	8.2	20.2	11.7	20.1	15.0	20.0	18.2	19.9	21.4	19.8
8.0	2.0	17.1	3.4	17.0	7.5	17.0	11.2	16.9	14.6	16.8	17.9	16.7	21.1	16.6
9.0			1.4	14.5	6.5	14.5	10.5	14.4	14.1	14.3	17.4	14.2	20.7	14.1
10.0					5.6	12.5	9.7	12.5	13.5	12.4	16.9	12.3	20.3	12.2
12.0						10.3	7.7	9.9	12.0	9.8	15.7	9.7	19.3	9.7
14.0							4.8	8.1	10.0	8.0	14.2	7.9	18.0	7.9
16.0									7.4	6.8	12.3	6.7	16.4	6.6
18.0											9.9	5.7	14.5	5.6
20.0											4.3	5.1	11.8	4.9
22.0													8.8	4.3
24.0														
26.0														
28.0														
30.0														
32.0														

クローラクレーン[油圧駆動式ウインチ・ラジジブ型] [50t吊] (2/2)

作業半径 (m)	27.5		30.5		33.5		36.5		39.5		42.5		45.5	
	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)
3.0														
3.5														
4.0														
4.5														
5.0														
5.5														
6.0	25.3	24.4												
7.0	24.4	19.8	27.9	19.6										
8.0	24.2	16.5	27.3	16.4	30.4	16.3	33.8	16.2						
9.0	23.9	14.1	27.0	14.0	30.2	13.9	33.3	13.8	36.3	13.7	39.7	13.5		
10.0	23.5	12.1	26.7	12.1	29.9	12.0	33.0	11.9	36.1	11.8	39.2	11.7	42.6	11.6
12.0	22.6	9.5	25.9	9.5	29.2	9.4	32.4	9.3	35.5	9.2	38.7	9.1	41.8	9.0
14.0	21.6	7.8	25.0	7.7	28.3	7.6	31.6	7.5	34.8	7.4	38.0	7.3	41.2	7.2
16.0	20.3	6.5	23.9	6.4	27.3	6.3	30.7	6.3	34.0	6.2	37.3	6.1	40.5	6.0
18.0	18.7	5.6	22.5	5.4	26.1	5.4	29.6	5.3	33.1	5.2	36.4	5.1	39.7	5.0
20.0	16.8	4.8	20.9	4.7	24.8	4.6	28.4	4.5	32.0	4.5	35.4	4.4	38.8	4.3
22.0	14.4	4.2	19.0	4.1	23.2	4.0	27.0	3.9	30.7	3.8	34.3	3.8	37.7	3.7
24.0	11.4	3.7	16.7	3.5	21.3	3.5	25.4	3.4	29.3	3.3	33.0	3.2	36.6	3.2
26.0			13.7	3.1	19.0	3.0	23.5	3.0	27.6	2.9	31.5	2.8	35.2	2.7
28.0			8.5	3.0	16.0	2.7	21.3	2.6	25.8	2.5	29.9	2.4	33.8	2.4
30.0					12.9	2.4	18.7	2.3	23.6	2.2	28.0	2.1	32.1	2.0
32.0							14.7	2.1	21.1	1.9	25.9	1.8	30.2	1.7

クローラクレーン[油圧駆動式ウインチ・ラジズブ型]【55t吊】(1/2)

ブーム長さ (m) 作業半径 (m)	9.5		12.5		15.5		18.5		21.5		24.5		27.5	
	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)
3.5	6.8	55.0												
4.0	6.5	50.7	9.0	50.9										
4.5	6.4	44.5	8.8	42.7	11.9	42.6								
5.0	6.0	38.5	8.6	36.3	11.8	36.2	14.9	36.1						
5.5	5.8	32.7	8.3	31.2	11.6	31.1	14.7	31.1	17.8	30.7				
6.0	5.3	28.7	8.1	27.5	11.5	27.4	14.7	27.4	17.8	27.3	22.4	27.3		
7.0	4.3	22.8	7.5	22.1	11.0	22.0	14.3	21.9	17.5	21.9	20.6	21.8	23.8	21.7
8.0	3.0	18.9	6.8	18.4	10.4	18.3	13.8	18.2	17.1	18.1	20.3	18.1	23.5	18.0
9.0	1.0	16.1	5.8	15.7	9.8	15.6	13.3	15.6	16.7	15.5	20.0	15.4	23.2	15.3
10.0			4.7	13.7	9.0	13.6	12.7	13.5	16.2	13.4	19.5	13.4	22.8	13.3
12.0				10.7	7.0	10.7	11.2	10.7	15.0	10.6	18.5	10.5	21.9	10.4
14.0					3.9	8.8	9.3	8.7	13.5	8.6	17.3	8.6	20.8	8.5
16.0							6.5	7.3	11.5	7.2	15.7	7.2	19.5	7.1
18.0									9.0	6.2	13.8	6.1	18.0	6.0
20.0									5.0	5.4	11.3	5.3	16.0	5.2
22.0											8.0	4.7	13.7	4.6
24.0													10.7	4.0
26.0														
28.0														
30.0														
32.0														
34.0														

クローラクレーン[油圧駆動式ウインチ・ラフジブ型]【55t吊】(2/2)

ブーム長さ (m) 作業半径 (m)	30.5		33.5		36.5		39.5		42.5		45.5		48.5	
	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)
3.5														
4.0														
4.5														
5.0														
5.5														
6.0														
7.0	28.1	21.8	31.6	21.3										
8.0	26.6	18.0	29.7	17.9	33.6	18.1								
9.0	26.3	15.3	29.4	15.2	32.1	15.2	35.2	15.1	40.0	14.9				
10.0	26.0	13.3	29.1	13.2	31.8	13.1	34.9	13.0	38.5	12.9	42.8	12.8	46.0	12.4
12.0	25.2	10.4	28.4	10.3	31.2	10.2	34.3	10.1	37.9	10.1	41.1	10.0	44.2	9.8
14.0	24.3	8.4	27.6	8.3	30.4	8.3	33.7	8.2	37.3	8.1	40.5	8.0	43.6	7.9
16.0	23.1	7.0	26.6	6.9	29.5	6.9	32.8	6.8	36.5	6.7	39.8	6.6	42.9	6.5
18.0	21.8	6.0	25.4	5.9	28.5	5.8	31.9	5.7	35.7	5.6	39.0	5.6	42.2	5.5
20.0	20.2	5.1	24.0	5.1	27.2	5.0	30.8	4.9	34.7	4.8	38.0	4.7	41.3	4.6
22.0	18.3	4.5	22.4	4.4	25.8	4.3	29.5	4.2	33.5	4.1	37.0	4.0	40.4	4.0
24.0	16.0	4.0	20.5	3.9	24.2	3.8	28.1	3.7	32.2	3.6	35.8	3.5	39.3	3.4
26.0	13.2	3.5	18.3	3.4	22.3	3.3	26.5	3.2	30.8	3.1	34.5	3.0	38.1	2.9
28.0	8.5	3.2	15.1	3.0	20.1	2.9	24.6	2.8	29.1	2.8	33.0	2.7	36.8	2.5
30.0			11.6	2.7	17.5	2.6	22.4	2.5	27.3	2.4	31.4	2.3	35.3	2.2
32.0					14.0	2.4	19.9	2.2	25.1	2.1	29.5	2.0	33.6	1.9
34.0							16.6	2.0	22.7	1.8	27.4	1.7	31.8	1.6

クローラークレーン[油圧駆動式ウインチ・ラフジグ型] 【60t吊】 (1/2)

ブーム長さ (m) 作業半径 (m)	12.2		12.5		15.5		18.5		21.5		24.5		27.5	
	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)
4.0	10.1	60.0	10.4	60.0										
4.5	9.9	55.8	10.2	55.7										
5.0	9.7	46.6	10.0	46.6	13.2	46.4								
5.5	9.4	39.9	9.8	39.9	13.0	39.8	16.2	39.7						
6.0	9.2	34.9	9.5	34.9	12.8	34.8	16.0	34.7	19.2	34.6				
7.0	8.5	27.8	8.9	27.8	12.4	27.7	15.7	27.6	18.9	27.5	22.0	27.4	25.1	27.2
8.0	7.8	23.0	8.1	23.0	11.8	22.9	15.2	22.8	18.5	22.7	21.7	22.6	24.9	22.5
9.0	6.8	19.6	7.2	19.6	11.2	19.5	14.7	19.4	18.1	19.3	21.3	19.2	24.5	19.1
10.0	5.5	17.1	6.0	17.1	10.4	17.0	14.1	16.9	17.6	16.8	20.9	16.7	24.2	16.6
12.0					8.4	13.3	12.6	13.2	16.4	13.1	19.9	13.0	23.3	12.9
14.0					5.2	10.9	10.6	10.8	14.9	10.7	18.6	10.6	22.2	10.5
16.0							7.8	9.0	12.9	8.9	17.1	8.8	20.9	8.7
18.0									10.3	7.7	15.2	7.6	19.3	7.5
20.0											12.7	6.6	17.4	6.4
22.0											9.3	5.7	15.0	5.6
24.0													12.0	4.9
26.0														
28.0														
30.0														
32.0														
34.0														
36.0														

クローラクレーン[油圧駆動式ウインチ・ラチジブ型]【60t吊】(2/2)

ブーム長さ (m) 作業半径 (m)	30.5		33.5		36.5		39.5		42.5		45.5		48.5	
	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重	フックの 地上高さ	定格 総荷重
	(m)	(t)	(m)	(t)	(m)	(t)	(m)	(t)	(m)	(t)	(m)	(t)	(m)	(t)
4.0														
4.5														
5.0														
5.5														
6.0														
7.0	28.2	27.1												
8.0	28.0	22.4	31.1	22.3	34.2	22.2								
9.0	27.7	19.0	30.8	18.9	33.9	18.8	37.0	18.7	40.1	18.5				
10.0	27.4	16.5	30.5	16.4	33.6	16.3	36.8	16.2	39.8	16.1	42.9	16.0	46.0	15.5
12.0	26.6	12.8	29.8	12.7	33.0	12.6	36.2	12.5	39.3	12.4	42.4	12.3	45.5	12.2
14.0	25.6	10.4	29.0	10.3	32.2	10.2	35.5	10.1	38.7	10.0	41.8	9.9	45.0	9.8
16.0	24.5	8.6	28.0	8.5	31.3	8.4	34.7	8.3	37.9	8.2	41.1	8.1	44.3	8.0
18.0	23.2	7.4	26.8	7.3	30.3	7.2	33.7	7.1	37.0	7.0	40.3	6.9	43.6	6.8
20.0	21.6	6.3	25.4	6.2	29.1	6.1	32.6	6.0	36.0	5.9	39.4	5.8	42.7	5.7
22.0	19.7	5.5	23.8	5.4	27.7	5.3	31.3	5.2	34.9	5.1	38.4	5.0	41.8	4.9
24.0	17.4	4.8	21.9	4.7	26.0	4.6	29.9	4.5	33.6	4.4	37.2	4.3	40.7	4.2
26.0	14.5	4.3	19.7	4.2	24.2	4.1	28.3	4.0	32.2	3.8	35.9	3.7	39.5	3.6
28.0					22.0	3.6	26.4	3.5	30.5	3.3	34.4	3.2	38.1	3.1
30.0					19.3	3.2	24.2	3.1	28.6	2.9	32.7	2.8	36.6	2.7
32.0							21.7	2.8	26.5	2.6	30.9	2.5	35.0	2.3
34.0									24.0	2.3	28.8	2.2	33.1	2.0
36.0											26.4	1.9	31.0	1.7

クローラクレーン[油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型]【65t吊】(1/2)

ブーム長さ (m) 作業半径 (m)	9.0		9.5		12.5		15.5		18.5		21.5		24.5		27.5		30.5	
	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)
3.5	8.0	65.0																
4.0	7.7	65.0	7.2	65.0	9.9	65.0												
4.5	7.5	58.4	7.0	58.8	9.7	58.6	12.8	57.8										
5.0	7.1	52.1	6.7	52.4	9.5	52.6	12.7	52.5	15.8	51.6								
5.5	6.8	44.8	6.4	45.0	9.5	44.0	12.7	43.9	15.9	43.8	18.8	43.2						
6.0	6.4	39.3	6.0	39.4	9.0	40.3	12.3	40.2	15.5	40.1	18.7	40.1	21.8	39.0				
7.0	5.3	31.5	5.0	31.2	8.4	31.9	11.9	31.7	15.2	31.6	18.4	31.6	21.5	31.5	24.6	31.4	27.6	31.8
8.0	3.8	25.1	3.7	25.0	7.6	26.3	11.3	26.2	14.7	26.1	18.0	26.1	21.2	26.0	24.3	25.9	27.5	25.8
9.0	2.2	19.3	1.6	19.5	6.7	22.3	10.7	22.2	14.2	22.1	17.6	22.1	20.8	22.0	24.0	21.9	27.2	21.8
10.0					5.6	19.3	9.9	19.2	13.6	19.1	17.1	19.0	20.4	18.9	23.7	18.8	26.8	18.7
12.0							7.8	15.1	12.1	15.0	15.9	14.9	19.4	14.8	22.8	14.7	26.1	14.6
14.0							4.8	12.3	10.1	12.3	14.4	12.1	18.1	12.0	21.7	11.9	25.1	11.9
16.0									7.4	10.3	12.4	10.2	16.6	10.1	20.4	10.0	24.0	9.8
18.0											9.9	8.6	14.7	8.6	18.8	8.5	22.7	8.4
20.0													12.2	7.5	16.9	7.4	21.1	7.3
22.0													8.9	6.5	14.5	6.4	19.2	6.3
24.0															11.5	5.7	16.9	5.6
26.0																	14.1	4.9
28.0																		
30.0																		
32.0																		
34.0																		
36.0																		
38.0																		
40.0																		
42.0																		

クローラクレーン【油圧駆動式ウインチ・リフティング型】【65t吊】（2／2）

ブーム長さ (m) 作業半径 (m)	33.5		36.5		39.5		42.5		45.5		48.5		51.5		54.5	
	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)
3.5																
4.0																
4.5																
5.0																
5.5																
6.0																
7.0																
8.0	30.5	25.8	33.6	25.6												
9.0	30.2	21.7	33.3	21.6	36.4	21.5	39.5	20.6								
10.0	29.9	18.7	33.1	18.6	36.2	18.5	39.3	18.4	42.4	18.3	45.5	16.6				
12.0	29.2	14.5	32.4	14.5	35.6	14.4	38.7	14.3	41.9	14.2	45.0	13.4	48.2	13.2	50.9	13.3
14.0	28.4	11.7	31.7	11.7	34.9	11.5	38.1	11.5	41.3	11.4	44.5	10.8	47.6	10.6	50.8	10.4
16.0	27.4	9.8	30.8	9.7	34.1	9.6	37.3	9.5	40.6	9.4	43.8	8.9	47.0	8.8	50.2	8.5
18.0	26.2	8.3	29.7	8.2	33.1	8.1	36.5	8.0	39.8	7.9	43.1	7.4	46.3	7.3	49.5	7.1
20.0	24.8	7.1	28.5	7.0	32.0	6.9	35.5	6.8	38.8	6.7	42.2	6.3	45.5	6.2	48.8	6.0
22.0	23.2	6.2	27.1	6.1	30.8	6.0	34.3	5.9	37.8	5.8	41.2	5.5	44.6	5.3	47.9	5.1
24.0	21.3	5.4	25.5	5.4	29.3	5.2	33.0	5.2	36.6	5.0	40.2	4.7	43.6	4.6	47.0	4.4
26.0	19.1	4.8	23.6	4.7	27.7	4.6	31.6	4.5	35.3	4.4	39.0	4.1	42.5	4.0	46.0	3.8
28.0	16.3	4.3	21.4	4.2	25.8	4.1	29.9	4.0	33.8	3.9	37.6	3.6	41.2	3.5	44.8	3.3
30.0	12.8	3.9	18.7	3.8	23.7	3.6	28.1	3.5	32.2	3.4	36.1	3.2	39.9	3.1	43.6	2.8
32.0			15.2	3.5	21.1	3.3	25.9	3.2	30.3	3.0	34.5	2.8	38.4	2.7	42.2	2.4
34.0					17.8	3.0	23.5	2.8	28.2	2.7	32.6	2.4	36.7	2.3	40.7	2.0
36.0							20.5	2.6	25.8	2.3	30.5	2.1	34.8	1.9	39.0	1.7
38.0									23.0	2.0	28.2	1.8	32.8	1.6	37.2	1.4
40.0											25.2	1.6	30.2	1.4	34.8	1.2
42.0											21.9	1.5	27.5	1.4		

クローラクレーン[油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型]【70t吊】(1/2)

ブーム長さ (m) 作業半径 (m)	9.0		9.5		12.5		15.5		18.5		21.5		24.5		27.5		30.5	
	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)	フックの 地上高さ (m)	定格 総荷重 (t)
3.5	4.6	70.0	5.5	70.0	8.2	70.0												
4.0	4.4	65.0	5.8	70.0	8.5	69.1												
4.5	4.1	58.4	5.0	62.2	8.3	61.7	11.5	61.6										
5.0	3.8	52.1	5.2	56.4	8.6	56.0	11.8	55.9	14.5	55.4								
5.5	3.5	44.8	4.4	51.2	7.9	50.5	11.2	50.4	14.3	50.3	17.5	50.2						
6.0	3.1	39.3	4.5	45.5	8.1	45.2	11.4	45.1	14.6	45.1	17.8	45.0	21.0	40.5				
7.0	2.0	31.5	3.6	36.1	7.5	35.8	11.0	35.7	14.3	35.7	17.5	35.6	20.6	35.6	23.7	35.6	27.5	34.6
8.0	0.5	25.1	2.3	29.8	6.7	29.6	10.4	29.5	13.8	29.4	17.1	29.3	20.3	29.3	23.5	29.3	26.6	29.2
9.0		19.3	0.5	24.6	5.8	25.1	9.8	24.5	13.3	25.0	16.7	24.9	19.9	24.8	23.1	25.0	26.3	24.6
10.0					4.7	21.8	9.0	21.7	12.7	21.6	16.2	21.5	19.5	21.5	22.8	21.4	26.0	21.3
12.0					0.1	17.4	7.0	17.0	11.2	16.9	15.0	16.8	18.5	16.7	21.9	16.7	25.2	16.6
14.0							3.8	13.9	9.2	13.8	13.5	13.7	17.3	13.6	20.8	13.6	24.2	13.5
16.0									6.4	11.6	11.5	11.4	15.7	11.4	19.5	11.3	23.1	11.2
18.0											8.9	9.8	13.8	9.7	17.9	9.7	21.8	9.5
20.0													11.3	8.4	16.0	8.4	20.2	8.2
22.0													7.9	7.5	13.6	7.3	18.3	7.2
24.0															10.6	6.5	16.0	6.3
26.0																	13.1	5.6
28.0																		
30.0																		
32.0																		
34.0																		
36.0																		
38.0																		
40.0																		
42.0																		
44.0																		